

目 次

1. 平成20年3月3日（月曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第1号から議第48号まで）	17
9. 日程第5 提案理由の説明	17
10. 日程第6 報告1件	31
11. 日程第7 請願の取り下げについて（平成19年請第4号）	31
12. 日程第8 陳情の報告（陳第1号から陳第2号）	31
13. 日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙	31
14. 散 会	33
15. 平成20年3月10日（月曜日）	37
16. 議事日程（第2号）	37
17. 開 議	41
18. 日程第1 一般質問	41
19. 田島議員 質問	41
20. 松本議員 質問	54
21. 福嶋議員 質問	66
22. 近松議員 質問	71
23. 吉田議員 質問	82
24. 前田議員 質問	96
25. 永野議員 質問	110
26. 散 会	116
27. 平成20年3月12日（水曜日）	119
28. 議事日程（第3号）	119
29. 開 議	122
30. 日程第1 一般質問	122

31. 堀本議員 質問	122
32. 萩原議員 質問	134
33. 本山議員 質問	138
34. 北本議員 質問	144
35. 青木議員 質問	160
36. 内田議員 質問	168
37. 宮田議員 質問	174
38. 日程第2 議案及び陳情の委員会付託	178
39. 散 会	181
40. 平成20年3月24日(月曜日)	185
41. 議事日程(第4号)	185
42. 開 議	188
43. 日程第 1 委員長報告	188
44. 総務委員長報告	188
45. 産業経済委員長報告	195
46. 建設委員長報告	202
47. 文教厚生委員長報告	211
48. 日程第 2 質疑・討論・採決	220
49. 日程第 3 委員長報告	230
50. 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告	230
51. 日程第 4 質疑・討論・採決	232
52. 日程第 5 委員長報告	233
53. 玉名バイパス建設促進特別委員長報告	233
54. 日程第 6 質疑・討論・採決	234
55. 日程第 7 追加議案上程(議第49号から議第50号)	235
56. 日程第 8 提案理由の説明	235
57. 日程第 9 議案の委員会付託	236
58. 日程第10 委員長報告	236
59. 建設委員長報告	236
60. 日程第11 質疑・討論・採決	237
61. 日程第12 意見書案上程(意見書案第1号)	238
62. 日程第13 質疑・討論・採決	238
63. 閉 会	244

64. 署名欄245

第 1 号

3 月 3 日 (月)

平成20年第1回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
3	3	月	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第1号から議第48号まで）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 報告1件</p> <p>7 請願の取り下げについて（平成19年請第4号 玉名市における遺伝子組み換えナタネの自生・交雑 の防止に関する請願）</p> <p>8 陳情の報告（陳第1号から陳第2号）</p> <p>9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙 散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
3	4	火	休 会	
3	5	水	休 会	
3	6	木	休 会	
3	7	金	休 会	
3	8	土	休 会	
3	9	日	休 会	
3	10	月	本会議	一般質問
3	11	火	休 会	
3	12	水	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び陳情の委員会付託</p>
3	13	木	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 産業経済委員会
3	14	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 産業経済委員会
3	15	土	休 会	
3	16	日	休 会	
3	17	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設委員会 ・ 文教厚生委員会
3	18	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設委員会 ・ 文教厚生委員会
3	19	水	休 会	
3	20	木	休 会	
3	21	金	休 会	
3	22	土	休 会	
3	23	日	休 会	
3	24	月	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成20年第1回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成20年3月3日（月曜日）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第1号から議第48号まで）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告1件
- 日程第7 請願の取り下げについて（平成19年請第4号 玉名市における遺伝子組み換えナタネの自生・交雑の防止に関する請願）
- 日程第8 陳情の報告（陳第1号から陳第2号）
- 日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

散 会 宣 告

（全員協議会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程
 - 議第 1号 専決処分事項の承認について 専決第1号
平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議第 2号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
 - 議第 3号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第 4号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第 5号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第 6号 平成19年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第 7号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第 8号 平成19年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第 9号 平成19年度宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第10号 平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第11号 平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第5号）
 - 議第12号 平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）

- 議第13号 平成20年度玉名市一般会計予算
- 議第14号 平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第15号 平成20年度玉名市老人保健事業特別会計予算
- 議第16号 平成20年度玉名市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第17号 平成20年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第18号 平成20年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算
- 議第19号 平成20年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第20号 平成20年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第21号 平成20年度玉名市宅地開発事業特別会計予算
- 議第22号 平成20年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第23号 平成20年度玉名市水道事業会計予算
- 議第24号 平成20年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第25号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議第26号 玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 議第27号 玉名市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第28号 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第29号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第30号 玉名市地域情報プラザ条例を廃止する条例の制定について
- 議第31号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市母子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第37号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第38号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第39号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第40号 玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議第43号 市道路線の廃止及び認定について

議第44号 普通財産の無償譲渡について

議第45号 普通財産の無償譲渡について

議第46号 普通財産の無償貸付けについて

議第47号 普通財産の無償貸付けについて

議第48号 区域外の公の施設の設置について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告 1件

報告第1号 専決処分の報告について 専決第2号

日程第7 請願の取り下げについて

(平成19年請第4号 玉名市における遺伝子組み換えナタネの自生・交雑の防止に関する請願)

日程第8 陳情の報告(陳第1号から陳第2号)

陳第1号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出について

陳第2号 後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書の提出について

日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

散 会 宣 告

出席議員(30名)

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君

27番 堀本 泉 君
29番 杉村 勝吉 君

28番 松田 憲明 君
30番 中川 潤一 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	梶山 孝二 君	事務局 次長	田中 等 君
次長 補佐	中山 富雄 君	書 記	小島 栄作 君
書 記	松尾 和俊 君		

説明のため出席した者

市 長	島津 勇典 君	副 市 長	高本 信治 君
総 務 部 長	元田 充洋 君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野 吉秀 君
市民環境部長	黒田 誠一 君	福 祉 部 長	井上 了 君
産業経済部長	望月 一晴 君	建 設 部 長	取本 一則 君
会計管理者	徳井 秀憲 君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田 繁廣 君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上 均 君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本 佳節 君
企 業 局 長	中原 早人 君	教 育 委 員 長	内田 實 君
教 育 長	菊川 茂男 君	教 育 次 長	杉本 未敏 君
監 査 委 員	高村 捷秋 君		

午前10時25分 開会

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから平成20年第1回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小屋野幸隆君） 会議録署名議員を指名いたします。

25番議員 田畑久吉君、27番議員 堀本泉君、以上の両君にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小屋野幸隆君） 次に会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、2月25日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から24日までの22日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から24日までの22日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（小屋野幸隆君） 次に、市長より発言の申し出がありますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。

本日、ここに平成20年第1回議会を招集いたしましたところ、全員そろって御参集いただき、ありがとうございます。平成20年度予算案を初め、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、市政に望む所信の一端について申し述べ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力をお願いするものであります。平成も20年目を迎えました。戦後の貧しさから豊かな国に成長を遂げた日本、しかし昨年末の内閣府発表によれば、主要国の1人当たりGDP国内総生産ランキングで6年前の3位から2006年度は18位に後退したということです。少子高齢化が進行する社会の中で社会保障や教育経済問題等の国内問題、世界の中の日本も曲がり角にある中で政治の力強いかじ取りが強く望まれます。昨年夏の参議院選挙で生じた衆参ねじれの政治状況は多くの深刻な課題に取り組むべき国政の大きな問題であり、道路特定財源や日銀総裁の問題を初めとする多くの

政策の方向に注目をしています。さて本県においては、この6日に県知事選挙が告示され、23日には県政を担う新しいリーダーを選出することになります。課題が山積する県政運営の中で熊本県の顔、リーダーとしてふさわしい立派な知事が誕生することを願っております。そのような国・県の方向を見極めながら、玉名市総合計画基本構想の信頼と勇気ある改革を基本理念とし、「人と自然がひびきあう県北の都玉名」を将来像に施策を進めてまいりたいと存じます。その実現のためには限られた人的資源や財源を有効かつ最大限に活用し、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政の仕組みを整えるための改革が急務であり、有識者の意見を踏まえた行政改革大綱に基づき、行政改革の不断の推進に積極的に取り組んでまいります。その中で昨年発生した公金着服や飲酒運転追突事故等の職員の不祥事を市民の皆様深くおわび申し上げ、二度とそういう問題が起きないように職員一人一人の市職員としての自覚を促し、市民の信頼と付託にこたえられる市政運営でありたいと願っております。

最近における市政の動向について申し上げます。先日行なわれた第31回玉名市横島いちごマラソン大会は北海道から沖縄までの全国から過去最多の4,443人が参加するという熊本県を代表する市民マラソン大会へと発展しました。そして昨日の第59回玉名ハーフマラソン大会も例年を上回る451人、588という数字があるかもしれませんが、これは前日までエントリーされておった数でございまして、出場してくれた選手は451人ということであります。ランナーが故金栗四三先生の功績をたたえながら玉名市を駆け抜けました。昨年暮れからスポーツ界での高校生の活躍も目立ちました。まず全国高校ラグビー大会に出場した荒尾高校の選手のうち大半が玉名の高校生であり、全国制覇した東福岡高校の主力2名も玉名中学出身者で、暮れの女子全国高校駅伝で準優勝した千原台高校の2区井上智世選手は岱明中学出身でした。年が明け、幕明けとなる郡市対抗女子駅伝大会では玉名市チームは、その井上選手を中心に健闘し、初の3位入賞という素晴らしい成績を修めました。今年も中高生を中心に全国での活躍を期待するとともに何より玉名県体を成功させ、県下に玉名をアピールしたいと存じます。先月JA玉名の城内組合長、JA大浜の坂本組合長や生産者団体と玉名市野菜振興協議会のトップセールス事業で関西を訪れました。テレビ出演や京都新聞社の取材、京都青果競り場での生産地あいさつ、店頭販売、老人ホーム慰問等で地元のトマト・苺の宣伝活動を行ないました。このような取り組みにより消費者との交流を深め、「安心・安全で美味しい玉名の農産物」をアピールし、大消費地でのブランド化と販売力強化に努めてまいります。新庁舎の建設であります。建設予定地に係る埋蔵文化財の確認調査も実施中であり、この調査結果を受け、20年度において用地を取得し、あわせて都市計画法の改正により必要となった開発行為の許可申請など、事務的な手続についても着実に推進し、平成24年度に竣工を目指します。国道208号線玉名バイパスは寺田

から河崎までの区間につきましては、昨年12月1日に開通し、寺田から立願寺間が連続して通行可能となり、市街地の渋滞緩和や温泉地への利便性が向上しております。また立願寺から終点岱明町開田までの区間につきましては、今年度から用地買収に着手し、国土交通省と市土地開発公社で来年度には完了の予定で買収を進めており、九州新幹線全線開業にあわせた全線供用開始に向け、順調に推移しております。今後とも引き続き総力を挙げて取り組む所存でございます。一方全国的な問題として地方公立病院の問題があります。公立玉名中央病院もこの3月で麻酔科医の引き上げという医師不足が表面化しました。何とか全身麻酔を伴う救急夜間や休日の緊急手術に問題は残るものの熊本大学から週3日の派遣や開業医、勤務医3人の協力をいただき、平日の医療体制は整いますが、厳しい病院運営と合わせ市民の安心・安全を守るため、引き続き医師の確保と経営改革に鋭意取り組んでまいります。

それでは平成20年度当初予算について、その一端を述べます。まず国の2008年度予算案は地方への配慮がうかがえ、対前年度当初予算比で0.2%増の83兆613億円が計上され、地方財政対策においても臨時財政特例債を含めた実質的な地方税交付金の総額は18兆2,400億円、前年度比2.3%増が確保されました。しかしながらその額は平成18年度までも戻らず、税源移譲による前年度からの市税の伸びはあるものの引き続き厳しい財政運営となります。このような中で本市の予算編成に当たっては、事務事業の一層の効率化、簡素化を図ること等により財政の健全性を維持することに特に意を用いながら、玉名市総合計画等に基づく事業の推進に努めたつもりであります。特に3年後に開業が迫った九州新幹線の関連事業を着実に進めること、福祉や教育の充実、環境問題も念頭に置きながら産業の振興やインフラ整備など全体的なバランスに配慮した予算編成を行ないました。その結果、今回提案しております一般会計の増額は267億1,300万円となり、平成19年度当初予算に比べ、10億4,650万円、率にして4.1%の増であります。増額の主な要因としましては、新庁舎用地購入費5億6,600万円、鉄道・運輸機構からの受託事業となる新幹線工事関連の湯水対策事業費3億4,400万円などによるものです。20年度の主な財源は、市税66億3,000万円、地方交付税88億8,000万円、国及び県支出金42億1,000万円、市債34億3,400万円ですが、歳出額との調整に必要な8億4,300万円については、財政調整基金等の取り崩しにより収支の均衡を図りました。財政調整基金を初めとする一般会計の積立基金残高については、平成18年度末が51億4,700万円でありました。19年度末残高は49億3,000万円となる見込みで、平成20年度8億3,800万円の取り崩しを予定しております。平成20年度末残高は約41億円となりますが、年度中の戻し等によりできるだけ取り崩しを少なくするよう努めてまいります。これは予算案としては8億3,000万円云々という数字になっております

が、例年決算の時点において前年度分の戻しがございしますので、大体隔年3億ちょっとの取り崩しで推移しております。今年度もそういう形になるだろうと想像をしておるところであります。また平成17年10月の合併時、697人いた職員も平成20年度には632人と65人の減員となり、今後も計画的な職員減による人件費の削減等を進め、合併協議で協定された標準財政規模の約20%にあたる30億円の基金については将来でも維持できるものと考えております。なお、ちなみに本年度は43名の退職者を予定しております。同時に新しい職員を12名採用するという事で今準備をいたしておるところでございます。ですから今年度の職員減数は31名の減ということになります。一部では職員減がちょっと急すぎるのではないかという指摘もありますが、やはりここで歩を緩めると、また楽な方に行ってしまうので、ここは職員の諸君に苦勞をかける部分もあるかと思いますが、予定どおりの方向性で進めてまいりたいと存じております。

基本構想の6つの基本目標の項目に沿って述べさせていただきます。まず都市計画道路の整備でございますが、立願寺南岩原線が県道玉名駅立願寺線に接続し、立願寺横町線を経て市民会館前の市道まで供用ができるようになったことは、交通の利便性の向上と玉名温泉街や立願寺、岩崎地区の発展に大きく貢献できるものと思われま。今年度は立願寺横町線のうち、残り区間の国道208号線までと玉名駅平嶋線の玉名バイパスから築地立願寺線までの延長347メートルについての事業を進めてまいります。新幹線事業は、鉄道運輸機構により高架橋や橋梁などの工事が着々と進められており、昨年5月末には駅舎のデザインも発表されたところでもあります。また先月末には本市における新駅の駅名候補選定委員会により6点が最終的に選ばれ、JR九州に近々提案をいたします。新駅の周辺整備につきましては、県市協定に基づき平成22年度末の完成を目指し、現在約98%の方との契約が終わり、買収済みの土地では文化財の発掘を行ない、この作業を3月には完了する予定であります。平行して既に造成工事を進めているところでもあります。周辺道路網については、県の事業として、新駅の南の駅前広場から県道玉名八女線に至る新規道路と南北のアクセス道路であります県道玉名立花線の玉名バイパスから玉杵名大橋までを新幹線全線開業までの完成を目指して整備を進められます。このように駅前広場や新駅を中心とした道路ネットワークの整備も着々と進行し、熊本県の玄関口としての準備が整いつつあります。また新幹線の新設に伴いさらなる発展が期待される地域を流れる繁根木川の水害対策として、現在国土交通省が永徳寺堰の改築から富尾橋上流の晩次郎堰までの約1.5キロメートルを緊急に河道掘削による、浸水対策工事を本年12月完了を目指し実施しているところです。次に境川中地区一帯の浸水対策は本年度県の事業としてJR橋から上流1キロメートルの治水安全度を確保するため、河川整備計画を発表し、現在測量及び流域住民への説明を行なう予定となっ

ております。今後早急に改修事業が完成するよう要望を行なってまいります。

情報化の推進では玉名市公式ホームページを利用者にとってより親しみやすくするようリニューアルします。またインターネットを通して行なう電子入札、全庁的に地理情報を管理する統合型GIS、電子文書管理、電子決裁などの導入検討を進めてまいります。

次に今年7月は北海道洞爺湖サミットが開かれ、開催する日本が議長国となります。国際社会の平和と発展に貢献するとともに我が国の環境問題への取り組みを世界に発信する大きなステージとなることを期待します。この夏以降、国民・市民レベルで何ができるかという議論が起きてくるでしょう。本市としましてもエコ団体との懇談会等を開催して、サミットのコンセプト、「環境との共生」の事業を検討してまいります。これはある自治体では例えば1日ノーカーデーを実施しようとか、エコデーをつくろうとか、そういう検討をされている市町村もあるようでございます。環境問題にとりわけ関心の強い方々に御参集をいただいて、この環境年とも言える洞爺湖サミットにあわせて、最前線の自治体として玉名市として何ができるのか、何がやらなきゃならんのか、大いに御意見も伺いながら今議会の予算等々には間に合わなかった部分もございしますが、夏のそういう全国的な動きを見据えて取り組みを強めてまいりたいと考えております。

上下水道事業は、現行の上下水道料金が合併前の旧市町の料金を引き継いでおり、同じ市内に住む住民負担の公平を図るため、また最終的には同じ料金に統一する必要があるため、今回岱明処理区の下水道使用料を22.4%引き上げ、岱明地区の水道料金を23.8%引き下げし、上下水道利用者の直接的な負担増にならないよう料金改定を予定しております。また天水地区の簡易水道料金については12.9%引き下げ、岱明地区の水道料金と統一を図ります。次に上下水道事業の整備については、まず上水道事業は未普及地域対策として八嘉地区施設整備のための設計業務委託や既給水区域内の老朽化による配水管の布設替え等に努め、整備促進及び普及率の向上を図ります。

下水道の整備促進については、公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽の各事業の整備を進めており、平成15年度から整備を進めてきた大開地区農業集落排水整備事業が完成し供用を開始します。これにより横島地区については、全域の農業集落整備計画が完了することになります。天水地区については、平成17年度から着手している尾田川左岸地区の整備を推進し、生活環境の向上に努めてまいります。

次に、第2回目となる玉名市民音楽祭はオーケストラの公演を中心に行なう予定です。具体的には地域創造財団の助成金を活用して、東京から吉田正記念オーケストラを招聘し、地域の音楽団体との共演を行なうほか、別会場においても市内で活動する音楽界愛好家の出演機会を設け、「音楽の都玉名」を盛り上げていきたいと考えておりま

す。文化振興の充実では、市民文化祭はこれまで市教委と文化協会の共催において開催されてきました。しかしより多くの市民の参加にすべく、幅広い芸術活動を行なっている個人、団体からなる実行委員会を立ち上げ、市民総参加型の市民文化祭を目指します。文化財の充実では市内には国・県指定等の全国的に見ても貴重な古墳、史跡等が数多く存在しています。これら貴重な国民共有の財産である文化財の保存に努めるとともに合併に伴い、玉名市民を初め多くの人々にわかりやすい誘導標識、標柱、規格統一した説明板を設置して、生涯学習の場を提供し、また観光資源として積極的な利活用を図ります。

学校教育の充実では本年4月より2学期制を導入し、これまで以上に子どもたちへのきめ細かな指導と評価を行ない、基礎・基本の定着を図り学力の向上を目指すとともに子どもたちとの触れ合いを深め、教育相談活動や生徒指導の充実を図り、豊かな人間性の育成を目指します。また19年度より学校教育法に位置づけられました特別支援教育のさらなる推進を図るため、市費による教諭補助員を昨年度の8名増員に続き3名増員し、13名の配置で支援を必要とする子どもたち一人一人のニーズに合った教育的な支援を行ないます。

社会体育の充実では、本年9月、熊本県民体育祭を玉名郡と共同で開催します。旧玉名市としては14年ぶり、玉名郡としては10年ぶりとなる県民体育祭を玉名地域のスポーツ振興のためのよい機会としてとらえ、これを契機としてさらにスポーツに対する関心と日常スポーツ活動による真の健康体力づくりの認識を高め、同時に玉名地域のきずなが一層強まることを期待しております。

次に本市は県内でも有数の農業地帯であり、施設園芸も盛んな地域であります。農業基盤整備に当たりましては圃場整備等の事業を取り入れ、区画整理、農道、用排水路等の整備を行なうことにより土地の立地条件の整備を行ないます。整備区域におきましては自然環境、景観環境に配慮した施工を行なうことにより、より良い農地区域の環境づくりを推進します。平成20年度より大浜町の烏帽子地区にて受益面積71ヘクタールの圃場整備事業の着工を開始し、水稲及び苺、トマト等の施設園芸の効率化を促進します。また集落営農による農地の集積、大型機械の導入化を実現させ、生産性の高い農業の確立を目指します。干拓地特有の自然排水の能力不足が生じている地区に関しては、排水対策特別事業、湛水防除事業等で排水施設及び排水路の整備を行ない、排水時における湛水被害の防止を図り、畑作可能な汎用農地として農業経営の安定化を図ります。現在、未広地区では排水特別対策事業にて延長約2,300メートルになる大型排水路の敷設及び排水機場の設置を行なっており、平成20年度の竣工を目指しております。本事業により158ヘクタールの農地が洪水時の湛水被害を未然に防ぐことが可能になり、優良農作地帯の確保を実現します。農業振興については、平成19年産から導

入されたばかりの「品目横断的経営安定対策」が地域の実態に即した制度へと見直しが行なわれ、また米政策につきましても米余りを解消するために生産調整の見直しが行なわれるなど、目まぐるしく政策転換が行なわれています。これらの変革に遅滞なく対応し、土地利用型農業の推進や集落営農組織など地域農業の担い手育成に努めてまいります。本市の主要作物であります施設園芸につきましては、原油価格高騰に伴い重油や生産資材の価格が上昇し、またミカンにつきましては価格が低迷するなど、厳しい経営環境にあります。その動向を注視するとともに施設園芸につきましては、リース事業による栽培面積の拡大と農作業の省力化のみならず、省エネルギーにも対応した施設・機械の導入を図ります。ミカンにつきましても高品質化、低コスト化等を図るため優良品種への転換や園地改良を後押ししてまいります。また生産対策のみならずトップセールスや消費者との交流等を通して銘柄の確立に努めてまいります。

なお土地改良区の玉名市内5つの土地改良区の合併につきましては、委員会を立ち上げて今鋭意その内容について検討をしていただいております。来年春、新年度4月の合併を目指して玉名市内5つの土地改良区の合併が実現できるよう鋭意努力を続けている最中でございます。

水産業につきましては、アサリ稚貝の育成を図るとともに計画に基づき、生産基盤である漁港の整備や覆砂事業を実施し、施設の充実と漁場環境の保全を図ります。

企業誘致については、本市の産業振興のための重要な施策の1つであると認識しており、喫緊の課題として工業用地の早期確保に努めるとともに積極的な誘致活動を行なってまいります。

商工振興については、1つの大きな動きとして本年4月に岱明、横島、天水の3商工会が合併し、「玉名市商工会」として新たに発足します。商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するという目的を同じにする玉名商工会議所との相互連携を図り、市内商工業の活性化のための支援を行ないます。また中心市街地の賑わいを居住の面からとらえ、県の支援を受けて街なか居住推進事業による駅通りや高瀬地区の集合住宅建設を促進します。

観光振興については、1,300年の歴史を誇る玉名温泉と夏目漱石ゆかりの小天温泉を初め、県内外から多くの見物客が訪れる高瀬裏川花しょうぶまつりや山田の藤など多くの観光資源を積極的に活用し、3年後に迫った九州新幹線全線開通を見据え、広域観光戦略も含めた玉名観光のさらなる魅力アップに努めます。また九州新幹線駅構内に新設を計画している観光交流センター、仮称でございますが、活用策を検討し、観光拠点づくりを進めます。さらに「玉名ブランド」の創出・確立を強力に推進しながら、地場産品を底上げを図るとともに全国に向けての玉名物産品の認知度向上に努め、九州新幹線全線開通により、経済交流圏となる関西を初め、旧天水町時代からの関東でのミカ

ンの販売促進イベントを一新し、20年度より地場産品を含めた宣伝販売会を開催し、玉名ブランド、玉名特産品のPR活動を積極的に展開をします。一方、在京在阪を中心とする玉名出身者へ玉名の現況を報告するリーフレットを作成、送付して故郷への強い思いのもとに玉名の宣伝や事業への協力を求めていると準備を進めております。また玉名の現況を紹介するDVDを製作し、いろいろな機会を活用し新しい玉名を発信してまいります。

次に、健康はあらゆる活力の源であり、市民が健やかに暮らし地域の中で生き生きと活動することができるよう、市民の健康を市政の重要な課題と位置づけ、市民の健康づくりを応援してまいります。そのためには乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた保健や医療、社会福祉、社会保障の充実やユニバーサルデザインの推進などすべての市民が健康で安心して生き生きと暮らせる先進的な福祉のまちづくりに取り組む必要があります。まず保健体制の充実では、極めて急速な少子高齢化の進展や経済の低成長化などに対応して、平成18年に医療保険制度の抜本的な改革が行なわれ、段階的に施行されているところでありますが、今年4月にはこの改革の最大の柱であります75歳以上の方々を対象とした後期高齢者医療制度や特定健診、特定保健指導がいよいよ始まります。こうした改革は国民皆保険を維持する上で必要なものでありますが、これらを進めていくために本市では特定健診、特定保健指導の実施のための保健師の確保や住民の皆様方に対する新たな制度の啓発活動を進めているところであります。中でも医療機関での個別健診の自己負担額を2,400円から1,500円に、集団健診を1,300円から1,000円にそれぞれ引き下げ、メタボリック症候群及び予備群の方々をより多く発見し、市民の皆様方一人一人が生活習慣病への関心と理解を深めていただき、みずからの健康状態を知ることができるよう保健指導に重点を努めてまいります。国が特定健診、保健指導の施策を示してありますが、65%の健診率を達成できない場合にはペナルティーをかけますよというようなお話もあっております。これには各市町村の国民保険組合も非常に頭を痛めております。本来健康保険の分野から出てきた考え方でございますが、国の考えている方向どおりこの施策の効果があらわれるかどうかは、検証してみないとわからない部分もありますが、しかしいずれにしろ健診体制を充実をしていくということは大事な視点でございますので、今申し上げたような心を持って提案をいたしております。また母子保健事業については、今日大きな時代の変化の中で健やかに子どもを産み育てる環境づくりを推進するために、妊婦健康診査の公的助成回数を2回から5回へ改善し、母子保健推進員並びに委託助産師と連携を図りながら妊産婦及び乳幼児訪問事業を充実してまいります。ところで平成18年度から国民健康保険税の改正を実施してまいりましたが、平成20年度から合併協議会の承認事項でもあります3方式による課税方式に変わります。今後とも国民健康保険財政調整基金を財源に健全なる財

政運営に努めてまいりますので、御理解御協力をお願いいたします。合併当初の議会からこの改革というか改正については、御相談を申し上げてきたところでありますが、この3方式課税への移行については3年間の経過を見て、この20年度から実施することになります。あるいはこの実施によって保険税が高くなる人、安くなる人双方出てくる部分もあるかと思いますが、皆さんの御理解をお願いをしたいと存じます。医療体制の充実では引き続き玉名中央病院を核に医師会などと連携を強化し、市民の皆様方に不安を与えないように最善の努力をしております。一方小児救急医療体制については、医師会の協力のもと、夜間の小児医療救急時の体制など充実の方向にありますが、24時間体制での整備が今後の課題となっております。

公立保育所の運営については20年度から公立保育所2園民営化することを決定いたしておりますが、公立保育所民営化検討委員会の意見を踏まえ、今後も民営化の保育園の推移状況を見極めながら、保護者等の御意見をお聞きし、御理解を得た上でさらに民営化を推進したいと考えております。また次世代育成支援対策推進法に基づき、社会全体で子どもを生子・育てやすい、そして豊かに成長できる環境をつくることを目的とする「たまな子育てプラン（玉名市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子育て支援に努めてまいります。この前期計画が平成21年度で終了するため、後期計画を策定するために、現計画の評価やニーズ調査等を新年度において実施し、あわせて少子化対策や育児不安に対応できるような玉名市を目指します。平成20年度には福祉相談業務の充実を図ることを目的とした「九州ブロック身体障がい者相談員研修会」と障がい者の社会における完全参加と平等のための研究討議を図ることを目的とした「九州身体障がい者福祉大会くまもと大会」が10月に本市で開催をされます。また大規模災害時において他者の支援がなければ安全な場所に避難するなどの行動がとれない高齢者や障がい者など災害時要援護者の方々に対し、行政、関係機関、地域が連携し避難支援に当たる必要があります。そこで本市では玉名市要援護者支援計画の策定に着手し、避難支援体制の充実を進めてまいります。

最後に地方分権と住民による地域づくりの流れの中で、新たな自治の仕組みづくりが進められている現在、協働のまちづくりは全国の自治体に共通の重要な課題となってきました。そのような認識のもと、コミュニティーの自治・自立と活性化を図り、各校区の資源や特性を生かした地域づくりを進めるため、「玉名21の星事業」を推進しています。平成19年度からは新たに岱明、横島、天水自治区の8校区でも事業が実施され、地域の安心、安全や環境・文化部門で特色ある取り組みがさらに加わり、地域全体の活発なまちづくりが推進されています。あわせて昨年度に引き続きボランティア活動や、市民公益活動など新たな公共をつくり出す市民活動やNPOを支援してまいります。人件啓発の推進では、平成19年度に策定します「玉名市人権教育・啓発基本計

画」を柱に住民一人一人が豊かな人間性を重んじる心、他人を思いやる心など人権を尊重する意識啓発を目指します。男女共同参画社会づくりでは、平成19年度に「玉名市男女共同参画計画」を策定し、20年度より全庁的に各課の施策に男女共同参画の視点を取り入れ、さまざまな取り組みを進めていきます。また市民や事業者に理解を深めていただくためのフォーラムや講座等を開催し、なお一層の啓発に取り組みます。

以上、市政運営の所信、最近における市政の動向、平成20年度当初予算概要について申し上げました。2011年春に開業予定の九州新幹線に新玉名駅（仮称）が誕生します。新市「玉名」の礎を築き、「玉名」の顔をどうつくり上げていくか、これからの3年間は極めて重要な期間であります。残された時間は決して多くありません。スピード感を持って各施策に取り組む所存でありますので、議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

ちょっと長くなりましたが、お世話になります。よろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時19分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案上程（議第1号から議第48号まで）

○議長（小屋野幸隆君） これより議案を上程いたします。

議第1号専決処分事項の承認について、専決第1号平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）から議第48号区域外の公の施設の設置についてまでの議案48件を議題といたします。

ただいまの各議案について、お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの各議案についての提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。議第1号から議第12号までの補正予算並びに議第13号から議第22号までの当初予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。なお、資料を用意いたしております。資料1が補正予算、資料2が当初予算となっております。資料1の2ページをお開きください。まず議第1号専決処分事

項の承認につきまして、平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、資本的支出におきまして企業債償還金2億3,900万2,000円を増額いたしましたものでございます。これは平成19年度公営企業経営健全化計画に基づき承認されたため、年利率7%以上の企業債を償還するものでございます。なお、今回専決処分いたしましたのは、繰上償還の期日が平成20年3月21日及び25日で3月議会議決日での執行では間に合わないため専決処分を行なったものでございます。

次に議第2号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算総額を261億6,353万7,000円とするものでございます。まず歳入につきましては、1款市税を3,001万7,000円、10款地方交付税を普通交付税の確定により2億9,041万4,000円、14款国庫支出金をまちづくり交付金及び安全・安心な学校づくり交付金の増額などにより6,007万2,000円の増額を行ない、10款県支出金、21款市債などを事業費の決定などによりまして減額を行なったところでございます。歳出につきましては、2款総務費におきまして、早期退職者5名分の退職金を3,150万円追加しましたほか財政健全化対策の一環として、今後の公債費の繰上償還に向け、減債基金に3億1,051万9,000円を積み立てたところであります。3款民生費から12款公債費につきましては、事業費の確定などにより減額を行っております。次に第2表繰越明許費につきましては、玉名漁港の水産整備事業ほか18件で繰越額の総額は4億5,946万1,000円でございます。第3表債務負担行為の補正につきましては、熊本県自立経営体育成資金の利子補給ほか1件の期間及び限度額を定めるものでございます。第4表地方債の補正につきましては、水田農業経営確立排水対策特別事業負担金ほか17件の借入限度額の変更を行なうものでございます。

次、5ページになります。議第3号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,349万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を90億6,207万円とするものでございます。主なものは、歳出における2款保険給付費3,910万円の減額とこれに伴います歳入の調整となっております。

次に6ページになります。議第4号平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,704万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億7,209万4,000円とするものでございます。主なものは歳出における2款医療諸費9,704万5,000円の減額とこれに伴います歳入の調整となっておりますが、国及び県支出金の一部が

平成20年度に交付されるため一般会計からの繰入金3,956万4,000円を計上いたしております。

次に、議第5号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,936万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を55億7,071万4,000円とするものでございます。主なものは、歳出における2款保険給付費6,087万4,000円の減額とこれに伴います歳入の調整となっております。

次に、議第6号平成19年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。歳入の内訳を変更するもので、総額の変更はございません。内容といたしましては、指定管理者納付金186万5,000円の増額などにより、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、8ページにまいります。議第7号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。歳入歳出に予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,016万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億2,818万5,000円とするものでございます。主なものは歳出の2款事業費1億1,646万7,000円の減額とこれに伴います歳入の調整でございます。次に第2表繰越明許費につきましては、大開地区農業集落排水資源循環事業を繰り越すものでございます。第3表地方債の補正につきましては、農業集落排水事業の借入限度額を変更するものでございます。

次に、議第8号平成19年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,185万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,514万4,000円とするものでございます。内容につきましては、事業費の決定により1,055万6,000円減額するものでございます。

次に、議第9号平成19年度玉名市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ977万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22万6,000円とするものでございます。内容につきましては、当初2区画の販売を予定し、1,000万円の収入を見込んでおりましたが、販売ができませんでしたので減額いたしましたところでございます。

次に、10ページになります。議第10号平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,687万8,000円とするものでございます。主な内容につきましては、事業費の決定により315万7,000円減額するものでございます。第2表地方債補正につきましては、浄化槽整

備事業費につきまして限度額を変更するものでございます。

次に、議第11号平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について78万2,000円を追加し、7億6,864万8,000円とし、支出について266万9,000円を減額し、7億1,216万円とするものでございます。主なものは収入につきましては、水道料金1,100万円の増額と一般会計補助金855万円の減額、支出につきましては工事請負費490万円の減額となっております。資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について1,546万3,000円を減額し、1億1,249万円とし、支出について3,265万円を減額し、6億852万8,000円とするものでございます。主なものは収入につきましては、企業債1,160万円の減額、支出につきましては建設拡張費2,015万円、施設改良費1,250万円の減額となっております。

次に、議第12号平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について761万円を減額し、14億3,409万2,000円とし、支出について761万円を減額し、11億3,718万6,000円とするものでございます。主なものは、収入につきましては、その他営業収益550万円の減額、支出につきましては管渠費550万円の減額となっております。資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について2,970万円を減額し、7億5,782万4,000円とし、支出について2,068万3,000円を減額し、14億1,389万3,000円とするものでございます。主なものは、収入につきましては公共下水道事業債2,970万円の減額、支出につきましては企業債償還金2,068万3,000円の減額となっております。

以上、議第2号から議第12号までの補正予算11件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

続きまして、当初予算について御説明申し上げます。お手元に配付しております資料2をお開きください。内容等は記載してありますが、その中から主な事業や新規の経費等について御説明を申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。議第13号平成20年度玉名市一般会計予算について御説明いたします。歳入歳出予算につきましては、総額を267億1,300万円とするものでございます。これは前年度当初予算に比べ10億4,650万円、4.1%の増加となっております。まず歳入につきまして、1款市税は66億3,456万9,000円を計上、前年比0.8%の増加となっておりますが、この要因としては市民税を4,620万円の増加と見込んでいるためであります。2款地方譲与税から10款地方交付税につきましては、地方財政計画における増減見込みと本市の19年度収入状

況を勘案し計上いたしており、トータルで100億7,650万円となり19年と比べて2,180万円の減額となっております。12款分担金及び負担金につきましては、3億6,762万3,000円を計上し、前年比4.3%の減少となっておりますが、このうち保育所運営費負担金を第3子の無料化に伴い1,800万円程度減額し、3億2,026万7,000円としております。13款使用料及び手数料は3億7,135万2,000円を計上し、前年比5.3%の減少となりました。市民会館及び磯の里使用料を指定管理者に収納させることにより1,620万円を減額したことが主な理由となっております。14款国庫支出金につきましては、24億4,177万円を計上いたしております。保育所運営費国庫負担金を保育所2園の民営化に伴い4,400万円増加の2億6,792万8,000円を計上いたしましたほか、新玉名駅前公園整備などの事業費の増加により、まちづくり交付金3億2,200万円を計上いたしております。15款県支出金は、17億7,140万9,000円を計上いたしております。後期高齢者医療制度開始に関連し、国保保険基盤安定負担金が5,900万円程度減額の2億847万9,000円、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金を新規に1億5,455万6,000円計上いたしております。16款財産収入は、2,287万6,000円を計上し、前年比17.3%の増加となっておりますが、要因は各種基金の利子収入の増加によるものであります。18款繰入金は、8億4,334万4,000円を計上、前年比14.7%の減少となりましたが、財政調整基金からの繰入金につきましては、前年度に比べ1億5,600万円少ない8億900万円を取り崩したためのものであります。20款諸収入は、6億3,675万6,000円を計上、前年比64.9%の大幅な増加となりましたが、これは湯水対策事業受託金3億3,961万5,000円を計上したためのものであります。21款市債は、34億3,380万円を計上いたしております。前年度から9億1,010万円の増額計上となりましたが、これは新庁舎用地購入に伴う庁舎整備事業債5億5,960万円、及びまちづくり交付金事業債が3億1,050万円増額の8億400万円を計上したことが主な要因となっております。

次に歳出につきまして御説明いたします。2款総務費につきましては、33億8,237万8,000円を計上いたしております。まず、市のホームページをより充実させるため1,200万円の作成経費を計上いたしました。また本年度から用地購入を行ないます庁舎建設費を5億9,414万8,000円計上いたしております。3款民生費につきましては、78億4,369万4,000円を計上いたしております。新規に後期高齢者医療費を9億2,234万7,000円計上いたしておりますが、これに関連した老人保健事業会計繰出金につきましては、前年度から6億4,087万1,000円減額し、7,170万2,000円を計上いたしております。また乳幼児医療費につきましては、平成20年度より3歳から就学前までの子どもの医療費自己負担が3割から2割と

なるため前年度から4,900万円程度減額し、8,554万9,000円を計上いたしております。4款衛生費につきましては、21億2,657万3,000円を計上いたしております。平成20年度より従来は一般健診として実施しておりました健診業務につきまして、特定健診として国民健康保険事業特別会計などで実施するようになるため、特定健診の対象とならないがん検診分などの経費についてのみ予算計上を行ないました。この健診等に係る予算につきましては、前年度から1億2,000万円程度の減額となり、予防費の委託料などで8,506万6,000円を計上いたしております。母子衛生費におきましては、妊婦健診費用の自己負担軽減を図るため、現在2回の無料健診を5回まで無料にすることにいたしております。この経費につきましては、前年度から670万円程度増額の1,470万2,000円を計上いたしております。また環境問題に関しまして、環境保全への意識啓発を図るため環境衛生費におきまして、環境にやさしいまちづくり補助金260万円を計上いたしました。この中身としましては、身近にできる環境づくりとしまして現在の生ゴミ処理機等の購入補助に加えダンボールコンポスの普及促進あるいは人材育成等に要する経費として19年度と比べまして、100万円増額を行なったところでございます。6款農林水産業費は20億1,172万3,000円を計上いたしております。前年度から9.2%の増加となりましたが、これは新幹線整備に関する濁水対策受託事業費3億4,404万4,000円を計上したことが主な要因となっております。7款商工費は3億7,909万円を計上いたしております。新たな取り組みとしまして東京や関西での玉名物産展開催を計画しており、商工業振興費の旅費や委託料などで339万4,000円を計上いたしております。8款土木費は、39億1,800万1,000円を計上いたしております。前年度比5.3%の増加につきましては、新玉名駅前公園整備、立願寺横町線外1線などの事業量増加により都市再生整備事業費を3億8,785万7,000円増額の11億6,754万2,000円を計上したことが主な要因となっております。9款消防費は、9億6,608万6,000円の計上でほぼ前年並みとなっております。10款教育費につきましては、20億6,406万9,000円を計上いたしております。主なものとしまして、豊水小校舎改築、玉名小の防水改修工事など小学校建設費を3億4,314万6,000円計上いたしております。また県民体育祭が玉名郡市で開催されることに伴いまして実行委員会負担金として1,166万6,000円を計上しましたほかテニスコートなど各種体育施設の修繕料を4,294万円計上いたしております。12款公債費は37億1,042万3,000円を計上いたしております。前年比で3.5%増加いたしましたのは、合併特例債の償還に伴うものであります。次に第2表債務負担行為につきましては、新玉名駅周辺整備設計、施工監理業務ほか1件におきまして単年度での業務完了が困難なことから期間及び限度額を設定するものであります。次に第3表地方債につきましては、庁舎整

備事業など起債が行なわれているものについて目的、限度額、起債の方法、利率などを定めるものであり、全部で23件を予定しております。以上が一般会計でございます。

次に、7ページになります。議第14号平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億1,498万円とするものでございます。総額につきましては、前年比2%の減であります。後期高齢者医療費制度の導入及び特定健診の開始により新たな款の挿入を含め、各款ごとの計上額は変動が大きなものになりました。まず歳入であります。国民健康保険税について19億4,064万8,000円の計上を行ない、前年と比べ4億2,178万3,000円、17.9%の減となっております。これにつきましては、後期高齢者医療制度の導入に伴い75歳以上の方の保険料が計上されなくなったことが主な要因であります。また資産割の廃止等に伴います保険料の改訂を予定しているところでございます。4款療養給付費等交付金は前年度から10億1,340万3,000円減額の4億7,146万円の計上となりましたが、新たに5款前期高齢者交付金を追加し、14億8,372万1,000円を計上しております。次に歳出につきましては、新たに3款を後期高齢者支援金等とし、9億2,480万4,000円を計上し、また4款を前期高齢者納付金等とし705万3,000円を計上いたしております。また8款保健事業費につきましては、1億2,397万4,000円を計上しておりますが、これは特定健診事業費により前年度と比べ7,349万8,000円の増額となっております。

次に、議第15号平成20年度玉名市老人保健事業特別会計予算について御説明いたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,521万7,000円とするものでございます。これは後期高齢者医療制度への完全な移行が行なわれるまでの医療給付費等の清算が必要のため予算計上を行なったものであり、前年度予算の1割程度の予算額となっております。なおこの老人保健事業特別会計につきましては、平成22年度までをもって廃止することになっております。

次に8ページの下段になります。議第16号平成20年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,279万7,000円とするものでございます。本市の後期高齢者医療に関する事務につきましては、広域連合が中心となっておりますが、保険料の徴収及び健診などの保健事業については各市町村で行なうことになっておりますので、これらの経費につきまして予算計上を行なうものであります。歳入のうち1款後期高齢者医療保険料につきましては、5億3,507万円を計上いたしております。歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金に7億4,114万5,000円、3款保健事業費に2,692万8,000円を計上いたしております。

次に9ページになります。議第17号平成20年度玉名市介護保険事業特別会計予

算について御説明をいたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億3,015万9,000円とするものでございます。前年度から3.4%の予算増額となっておりますのは、歳出の2款保険給付費を前年度から1億9,162万8,000円増額し、54億3,070万5,000円を計上したことが主な要因となっております。

次に、議第18号平成20年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算について御説明いたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ892万5,000円とするものでございます。これは前年度予算とほぼ同額となっており、歳入につきましては指定管理者からの納付金600万円、歳出につきましては公債費783万円などとなっております。

次に、議第19号平成20年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,728万5,000円とするものでございます。これは前年度予算比35.9%の減となっております。減額の要因は横島大開地区の処理施設建設がおおむね終了することによります。歳入につきましては、9款市債において事業実施及び繰上償還に伴う借りかえのための3億3,270万円を計上いたしております。歳出につきましては、2款事業費におきまして4億5,331万9,000円、4款公債費におきまして2億9,262万2,000円などを計上いたしております。第2表債務負担行為につきましては、京泊地区処理施設の機能強化対策事業について期間及び限度額を定めるものでございます。第3表地方債につきましては、農業集落排水事業及び繰上償還における借換債の起債の目的、限度額などを定めるものでございます。次に11ページになります。議第20号平成20年度玉名市簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,679万3,000円とするものでございます。前年度予算比52.2%の減となっておりますが、これは東地区小天水源地施設整備が終了したことによるものであります。20年度は維持管理が主になりますので、歳入につきましては、2款使用料及び手数料1,802万8,000円、6款繰入金1,690万9,000円。歳出につきましては、1款総務費1,333万5,000円、2款営繕費1,741万2,000円などを計上いたしております。

次に、議第21号平成20年度玉名市宅地開発事業特別会計予算について御説明いたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ500万円とするものでございます。歳入は財産収入を500万円、歳出は宅地開発費500万円を計上いたしております。

次に、議第22号平成20年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明をいたします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,160万3,000円とするものでございます。前年度予算比105.1%の増となっておりますが、これは主にこの事業に携わる職員2名についての人件費を一般会計から移行したためによるものであります。歳入につきましては、2款使用料及び手数料299万3,000円、6款繰入金1,82

9万円、9款市債1,590万円。歳出につきましては、1款総務費2,038万7,000円、2款事業費2,028万3,000円などを計上いたしております。次に第2表地方債につきましては、浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

以上、平成19年度補正予算及び平成20年度当初予算について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 議第23号平成20年度玉名市水道事業会計予算の提案理由を資料2、13ページに基づき説明を申し上げます。事業対象区域は旧玉名市と岱明町の区域でございます。第2条の業務予定量といたしまして、給水戸数は1万9,888戸、年間の総給水量は472万7,360立方メートル、1日の平均給水量は1万2,952立方メートルと定めるところでございます。第3条の収益的収入及び支出の予定額は収入におきましては、水道事業収益7億6,605万8,000円で、支出におきましては水道事業費用7億1,825万9,000円であります。第4条資本的収入及び支出の予定額は収入におきましては、資本的収入3億1,145万3,000円で、支出におきましては資本的支出7億2,856万5,000円であります。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金で補てんする予定でございます。第5条の起債の限度額を3億800万円と定めるものでございます。第6条の一時借入金の限度額は3億5,000万円と定めるものでございます。第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費1億2,773万6,000円と定めるものでございます。第8条の他会計からの補助金としまして、補助を受ける金額を8,473万2,000円と定めるものでございます。第9条たな卸資産の購入限度額を576万4,000円と定めるものでございます。議第24号平成20年度玉名市下水道事業会計予算の提案理由の説明を資料2、15ページに基づき説明を申し上げます。まず第2条、業務の予定量につきましては、排水件数1万1,200件、年間の総排水量336立方メートルを予定し、主な建設改良事業としましては、管渠・ポンプ場及び下水処理整備事業で8億1,534万3,000円を予定しております。第3条の収益的収入及び支出の予定額としましては、収入といたしまして下水道事業収益12億9,856万6,000円で、支出といたしましては下水道事業費用12億4,329万7,000円でございます。第4条の資本的収入及び支出の予定額等につきましては、資本的収入としまして18億4,128万4,000円で、支出とし

ましては22億9,913万6,000円でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものでございます。第5条債務負担行為は水洗便所改造資金融資あっせん事業及び浄化センター改築更新事業の限度額を定めるものでございます。第6条企業債につきましては、補助・単独事業に伴う起債の限度額を3億7,070万円、繰上償還に伴う借換債の限度額を8億4,390万円に定めるものでございます。第7条一時借入金の限度額は6億7,300万円と定めるものでございます。第8条議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費1億552万3,000円と定めるものでございます。次に第9条他会計からの補助金についてでございますが、一般会計補助金としまして、9億3,635万9,000円とするものでございます。

以上、平成20年度当初予算につきまして御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明をいたしますので、御審議のほどいただき原案どおりの御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 提案理由の説明の途中でございしますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時05分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副市長 高本信治君。

[副市長 高本信治君 登壇]

○副市長（高本信治君） こんにちは。私の方からは議第25号から議第48号までの条例案件等24件の議案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。少し声がかれておりますので、お聞き苦しいかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

議案の2ページをお願いいたします。議第25号玉名市後期高齢者医療に関する条例の制定についてでございますが、これは老人保健法の一部改正に伴い条例を制定するものでございます。法律・政令及び熊本県後期高齢者医療広域連合の条例で定められているもの以外の市が行なう後期高齢者医療の事務をこの条例で定めるものでございまして、主な内容は保険料の徴収及び滞納整理、被保険者の加入及び脱退の届出、保険証の交付、給付に関する申請、受付事務などを規定するものでございます。

次に7ページをお願いいたします。議第26号玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてでございますが、これは県と連携して策定をいたしました「くまもと半導体関連産業集積形成基本計画」及び「くまもと輸送用機械関連産業集積

形成基本計画」が平成19年12月20日に国の同意を得たことを受け、工場等の緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を緩和するために必要な事項を定めるものでございます。

次に11ページをお願いいたします。議第27号玉名市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは老人保健法の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございまして、市民環境部の事務分掌に後期高齢者医療を加えるものでございます。

次の12ページをお願いいたします。議第28号玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは本市の情報公開制度の確立を推進するため条例の整備を図るものでございます。主な内容でございますが、第5章に罰則規定を新たに設けますとともに平成20年1月18日から始まる委員の任期に限り2年の任期を2カ月半延ばす委員の任期の特例を設けるものでございます。

14ページをお願いいたします。議第29号玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは本市の個人情報保護制度の確立を推進するため条例の整備を図るものでございます。主な内容でございますが、第8条利用及び提供の制限の条に災害時支援が必要な人の名簿を作成するときなど、明らかに本人の利益になると認められるときには情報を提供できるという1号を加えるものでございます。次に第6章に職員・受託業務の従事者等が個人情報を提供、盗用もしくは職権を濫用して収集したとき、審査会委員が職務上知り得た秘密を漏らしたとき、また偽り不正の手段により開示請求を受けたとき、懲役、罰金刑または過料に処する規定を設けるものでございます。

次に17ページをお願いいたします。議第30号玉名市地域情報プラザ条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは玉名市地域情報プラザが設置目的を終えましたため条例を廃止するものでございます。この施設は市民が情報通信に関する理解を深め、地域の情報化の推進に寄与することを目的に平成15年4月に玉名商工会館内に設置したものでございます。しかし家庭におけるインターネットの普及が目覚ましく当初の設置目的を終えましたために条例を廃止するものでございます。

次の18ページをお願いいたします。議第31号玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるため、条例を整備するものでございます。主な内容は利用料金、利用料金の減免及び利用料金の還付に関する条文を追加するものでございます。

次の20ページをお願いいたします。議第32号玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の

勤務時間の見直しに準じ、休息時間を廃止するため条例の整備を図るものでございます。内容でございますが、これまで通常勤務の職員の場合、12時から12時15分までと午後5時から5時15分までの合計30分間ありました休息時間を廃止するものでございます。あわせて条例中の文言の整備を行なうものでございます。

次の21ページですが、議第33号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは車賃及び日当の支給基準の見直しに伴い条例の整備を図るものでございます。内容でございますが、自家用車を使用し旅行する場合の車賃の額については旅行地で定める額とし、公用車または自家用車を使用し旅行した場合の日当の額については支給を廃止し、または減額をするものでございます。

23ページお願いします。議第34号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方税法の一部改正及び国民健康保険税率の見直しに伴い条例の整備を行なうものでございます。主な内容でございますが、医療保険制度の改革に伴い地方税法の一部改正におきまして、後期高齢者支援金等の納付に要する費用を国民健康保険税に含めることや、老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を原則特別徴収の方法によって徴収するものとされましたほか、先ほど市長の説明にもありましたように税率設定に当たりましては、平成18年度から激変緩和のため資産割を残してまいりましたが、平成20年度から合併協議会の協議どおり資産割をなくし、3方式による課税となりますので、これに伴う国民健康保険税率の見直し等を行なうものでございます。なお平成20年度の国民健康保険財政調整基金を活用することにより税率の緩和措置を講じているということでございます。

次に28ページをお願いいたします。議第35号玉名市母子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市母子家庭医療費助成に係る対象者に父子家庭を加えるため条例の整備を図るものでございます。主な内容でございますが、題名を玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例に改め、第2条の定義、第3条の助成の対象者に母子家庭ばかりでなく、父が現に20歳未満の児童を扶養している家庭を含む改正を行なうものでございます。また母子家庭医療費という文言をひとり親家庭等医療費に改めるものでございます。

次に30ページをお願いいたします。議第36号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国民健康保険法の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。内容でございますが、特定健康診査及び特定保健指導について、本市の医療保険者としての責務を明らかにし、その他健康の保持増進のために保健事業を整備するものでございます。

次の31ページでございますが、議第37号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。内容といたしまして、平成17年度の税制改正の影響により介護保険料の段階があがり、急激に負担が高くなる者に対する激変緩和措置として、平成18年度及び平成19年度の2カ年の調整期間を設けて段階的に引き上げられてきたところですが、この激変緩和措置を平成20年度まで延長するものでございます。

次に33ページお願いいたします。議第38号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは暴力団員の市営住宅への入居を制限し、市営住宅の入居者の生活の安全及び平穏を確保するため、条例の整備を図るものでございます。主な内容でございますが、第6条入居者の資格、第12条同居の承認、第13条入居の承継及び第42条住宅の明渡し請求の条文にその者及び現に同居または同居しようとする親族がいずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、第2条第6号に規定する暴力団員でないという資格要件を加えるものでございます。

次に35ページをお願いいたします。議第39号玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは使用料の見直しに伴い条例の整備を行なうものでございます。内容としまして合併前の旧市町間における下水道使用料の格差を緩和するために、今回岱明処理区の下水道使用料を引き上げるものでございます。なお経過措置として、平成20年6月以後の月分として徴収する使用料から適用することといたしております。

次に38ページをお願いいたします。議第40号玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは第2条経営の基本、の事業区域を改め、また給水人口及び一日最大給水量を玉名地区、岱明地区の合計に改めるものでございます。

次に39ページお願いします。議第41号玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは給水区域の拡張及び料金の見直しに伴い条例の整備を行なうものでございます。主な内容といたしまして、まず平成20年度、八嘉地区の変更認可の申請を行なうため、条例中の給水区域を改めるものでございます。次に水道料金の見直しにつきましては、合併前の旧市町間における水道料金の格差を緩和するため岱明地区の水道料金を引き上げるものでございます。なお、経過措置として平成20年6月以降の月分として徴収する使用料から適用することといたしております。

次に42ページお願いいたします。議第42号玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは料金の見直しに伴い条例の整備を図るものでございます。内容でございますが、1点は給水区域に玉東町原倉の一部の

区域を加えるものでございます。次に水道料金の見直しにつきましては、合併前の旧市町間における水道料金の格差を緩和するため天水地区の水道料金を引き下げるものでございます。なお経過措置として、平成20年6月以後の月分として徴収する使用料から適用することといたしております。

44ページをお願いいたします。大変失礼しました。岱明地区の水道料金を引き上げとお読みしたそうですけれども、引き下げるものでございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

44ページの議第43号でございますが、市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるためでございます。今回廃止する路線は河崎4号線ほか7路線で総延長は1万985.8メートルでございます。また認定する路線は玉名地区及び天水地区の広域営農農道を市道として認定いたします玉名・天水線及び野部田山の神線ほか25路線で、総延長は2万5,503.3メートルでございます。

次に54ページをお願いいたします。議第44号普通財産の無償譲渡についてから議第47号までの普通財産の無償貸付けについて一括して説明させていただきますが、これは地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経るものでございます。内容といたしましては、2ヶ所の保育所の民営化に伴い、ちどり保育所の建物を社会福祉法人法輪会、天水東保育所及び天水児童館ひがし園の建物を社会福祉法人天水福祉事業会へそれぞれ平成20年4月1日付で無償譲渡し、それぞれの施設の土地を両法人へ同日から平成25年3月31日まで無償貸し付けするものでございます。

次に58ページをお願いいたします。議第48号区域外に公の施設の設置についてでございますが、これは普通地方公共団体がその区域外に公の施設を設置するため、関係普通地方公共団体と協議をしようとするときは、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。内容といたしまして、玉名市簡易水道事業の配水管を玉東町大字原倉の一部の区域の住民に使用を供するものとして、配水管口径20ミリメートル、延長225メートルを布設しているものでございます。なお玉東町の住民が玉名市簡易水道を使用するときは、玉名市簡易水道事業給水条例及び玉名市簡易水道事業給水条例施行規則の定めるところにより使用するものでございます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告1件

- 議長（小屋野幸隆君） 次に報告第1号専決処分の報告について、専決第2号の報告があります。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

- 総務部長（元田充洋君） 報告第1号専決処分の報告についてでございますが、議案の60ページをお開きください。これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。内容といたしましては、平成19年12月28日午後6時10分頃マルエイショッピングセンター伊倉店駐車場において、駐車中の乗用車に公用車が接触し、後部バンパー及びテールランプを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%に当たる6万1,572円を支払うものでございます。なお損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会の自動車共済から全額給付されるものでございます。

以上です。

- 議長（小屋野幸隆君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 請願の取り下げについて（平成19年請第4号）

- 議長（小屋野幸隆君） 次に請願の取り下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。平成19年請第4号玉名市における遺伝子組み換えナタネの自生・交雑の防止に関する請願については、請願者から取り下げたい旨の申し出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。よって、取り下げを許可することに決定いたしました。

日程第8 陳情の報告（陳第1号から陳第2号）

- 議長（小屋野幸隆君） 次に陳情の報告をいたします。今回陳情2件が提出されております。内容については、お手元にその要旨を配布しておりますので、説明を省略いたします。

日程第9 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

- 議長（小屋野幸隆君） 次に熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行ないます。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員32人のうち市議会議員区分8人に

今回1人の欠員が生じ、2人の候補者がありますので、広域連合議会議員の選挙は投票となります。この選挙は、広域連合規約第8条の規定によりすべての市議会選挙における得票総数により当選人を決定することとなりますので、会議規則第32条の規定に基づく当選人の報告及び当選人への告知は行なえません。よって、会議規則第32条の規定にかかわらず有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いをします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。選挙は投票で行ないません。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの出席議員数は30人であります。候補者名簿をお配りします。

〔候補者名簿配付〕

○議長（小屋野幸隆君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 配付漏れなしと認めます。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（小屋野幸隆君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（小屋野幸隆君） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

事務局次長 田中 等君。

〔事務局次長 田中 等君 登壇〕

○事務局次長（田中 等君） それでは命によりまして議員の点呼をいたします。萩原雄治議員、中尾嘉男議員、宮田知美議員、北本節代議員、横手良弘議員、前田正治議員、近松恵美子議員、作本幸男議員、福嶋讓治議員、竹下幸治議員、青木壽議員、森川和博議員、内田靖信議員、高村四郎議員、大崎勇議員、松本重美議員、江田計司議員、

多田隈保宏議員、永野忠弘議員、林野彰議員、高木重之議員、本山重信議員、吉田喜徳議員、田島八起議員、田畑久吉議員、堀本泉議員、松田憲明議員、杉村勝吉議員、中川潤一議員、小屋野幸隆議長。

○議長（小屋野幸隆君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小屋野幸隆君） 開票を行ないます。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に堀本泉君、吉田喜徳君、作本幸男君、森川和博君、竹下幸治君を指名いたします。

よって、5人の立会いを願います。

〔職員により開票点検〕

○議長（小屋野幸隆君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票28票、無効投票2票、有効投票中、渡辺俊雄議員25票、益田牧子議員3票。

以上のとおりであります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明4日から9日までは休会とし、10日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は質問の要旨を具体的に記載し、5日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 1時42分 散会

第 2 号

3 月 1 0 日 (月)

平成20年第1回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成20年3月10日（月曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 24番 田島議員
- 2 16番 松本議員
- 3 9番 福嶋議員
- 4 7番 近松議員
- 5 23番 吉田議員
- 6 6番 前田議員
- 7 19番 永野議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 24番 田島議員
 - 1 新年度予算について
 - 2 自治体財政健全化法について
 - 3 条例改正について
- 2 16番 松本議員
 - 1 中山間地集落の存続とその諸問題について
 - (1) 玉名市における限界集落と準限界集落について
 - (2) 菊池川流域同盟の活動状況について
 - (3) 中山間地農業の可能性と方向性について
 - 2 農産物の産地間競争と海外戦略について
 - (1) トップセールスにおいて、肌で感じた感想について
 - (2) 玉名地方で生産される大豆の生産量と出荷先について
 - (3) 地元農産物の輸出とその戦略について
- 3 9番 福嶋議員
 - 1 健康づくり推進員の制度について
 - 2 新庁舎建設に伴う駐車場について
- 4 7番 近松議員
 - 1 乳幼児医療について
 - (1) 乳幼児医療費の高額の原因について

- (2) 妊婦の健康管理の状況について
 - (3) 食育の推進について
- 2 学童保育について
 - (1) 利用希望者の受け入れ体制について
 - (2) 夏季のみの利用希望者の対応について
 - (3) 送迎している事業所の運営の実態について
 - (4) 保護者負担について
- 5 23番 吉田議員
 - 1 平成20年度一般会計予算について
 - (1) 都市と地方の格差是正について
 - (2) 道路特定財源暫定税率について
 - (3) 補助金検討委員会の検討内容の報告提言について
 - 2 教育問題について
 - (1) 小学校入学時における経費について
 - (2) 学習指導要領改訂について
 - (3) 習熟度別クラス編制等について
 - (4) 教育委員会の平成20年度の目標について
 - 3 安全で安心して暮らせる社会
 - (1) 中国製ギョーザ中毒事件について
- 6 6番 前田議員
 - 1 市財政について
 - (1) 自治体財政健全化法における玉名市財政について
 - (2) 補助金の見直しについて
 - (3) 「ふるさと納税制度」について
 - (4) 行政評価制度について
 - 2 特定健診について
 - (1) 後期高齢者支援金にかかるペナルティー制度について
 - (2) 健診受診率向上（達成）について
 - (3) 保健指導の実施率向上（達成）について
 - 3 上下水道について
 - (1) 上水、下水料金統一の必要性について
 - (2) 20～22年度の下水道事業について
 - 4 入れ歯のリサイクルについて

7 19番 永野議員

- 1 公立玉名中央病院救急医療体制整備について
 - (1) 市民が安心できる医療体制への取り組みについて
 - (2) 健全経営への取り組みについて
- 2 新幹線漏水被害恒久対策について
 - (1) 現況について
 - (2) ため池整備の進め方について
 - (3) 環境問題について
 - (4) 飲料水について
 - (5) 補償期間について

散 会 宣 告

出席議員（29名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	5番	横手良弘君
6番	前田正治君	7番	近松恵美子さん
8番	作本幸男君	9番	福島譲治君
10番	竹下幸治君	11番	青木壽君
12番	森川和博君	13番	内田靖信君
14番	高村四郎君	15番	大崎勇君
16番	松本重美君	17番	江田計司君
18番	多田隈保宏君	19番	永野忠弘君
20番	林野彰君	21番	高木重之君
22番	本山重信君	23番	吉田喜徳君
24番	田島八起君	25番	田畑久吉君
26番	小屋野幸隆君	27番	堀本泉君
28番	松田憲明君	29番	杉村勝吉君
30番	中川潤一君		

欠席議員（1名）

4番 北本節代さん

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小島栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小屋野幸隆君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） おはようございます。

本年第1回の定例議会でトップバッターを務めることになりました。社民党の田島八起です。今国会は、政府与党が平成20年度の国家予算の年度内成立を目指して強行採決をしたことにより空転しています。それも新年度の予算審議において、道路特定財源や暫定税率を現在の厳しい財政事情の中でどう活用するかということなど、暮らしに密着した論議が十分尽くされないままに採決が行なわれたというところに起因していると思います。私は、今議会で財政問題を取り上げました。皆さんも御存じのように、政府は国と地方の財政改革を進めるとして、平成16年度から平成18年度の3年にわたって三位一体改革を進めました。その結果、補助金カットが4兆7,000億円、地方交付税が臨時財政対策債を含め5兆1,000億円の減額で、補助金カットを補てんする税源移譲は所得税から住民税への5%の移譲で、金額的にはわずか3兆円にとどまっております。このことがこの三位一体改革で地方財政を大きく厳しい状況にさらしています。その一方で、政府与党は、道路特定財源を10年間で、59兆円も使って道路整備を進めるとの方針を打ち出しており、今日の厳しい国民生活や国、地方の財政事情を考えると、この道路特定財源も見直す時期に来ているのでは思うところです。そのような思いを込めて質問に入ります。

まずは、平成20年4月から始まる本市の新年度予算についてであります。この中では、3つの問題を取り上げていますが、その第1は、国の地方財政計画の歳入における財源不足対策の問題についてであります。地方自治体の予算編成に当たっては、毎年示される国の地方財政対策の概要が重要な役割を果たしています。そこで、政府が示した平成20年度の地方財政計画を見ますと、歳入歳出の総額は8兆3,400億円で、平成19年度と比べ、3,000億円、0.3%の伸びでその中で、気になる地方交付税は、地方の赤字国債とも言える臨時財政対策債を含め1兆8,400億円、平成19年度と比べて約4,100億円、率で2.3%の伸びとなっています。予算の総額で

見ると、平成14年度から続いている対前年度マイナス予算は、7年ぶりのプラス移行となっていますが、その内容を見てみると、地方再生対策費400億円が新たに組み込まれています。これは税収のよい県の法人所得税の一部を国が取り上げ、それを厳しい自治体に配分するというもので、全く政府の腹の痛まない財源捻出であり、ともすれば自治体間に亀裂が入りかねない政策で、これがないと総額ではマイナス予算になるところです。また、地方交付税は、臨時財政対策債を含め、1兆6,657億円となっていますが、内容的には約5兆2,000億円の財源不足となっており、この中には2兆8,000億円の臨時財政対策債のほかに、財源対策債として約1兆5,000億円が組み込まれ、さらにこれまでの借金である地方交付税特別会計の借入金償還を後年度へ繰り延べる措置をされて、この交付税が措置をされており、一般社会の予算編成では考えられない綱渡り予算と言えます。これも三位一体改革で地方をいじめ過ぎ、政府批判が高まったための一時しのぎの対策ではと思うところです。そのような思いの中から、以下4つの点についてお尋ねします。

①臨時財政対策債の発行は、いつまで続くと見通されるか。②臨時財政対策債の発行は、地方交付税特別会計の借入をゼロにする対策であったが、地方交付税特別会計の借入残高の現状はどうか。③臨時財政対策債の発行がなくなるとすれば、市財政に与える影響は。④平成20年度では、財源不足を補うために、1兆5,400億円の財源対策債が発行されているが、本市での対応はどのようにされているか。

第2は、道路特定財源の本市での活用状況についてであります。私は、前の質問で、いかに国は厳しい財政事情の中で、地方の財政を支えているか、そのやりくりの姿というのを見てきたところですが、それだけに地方財政は一層の厳しさと不安定にさらされていると思うところでもあります。その一方で、国土交通省は、道路特定財源と暫定税率をそのまま維持し、これから10年間で59兆円の予算の確保をし、道路建設を進めていくとしています。それらの予算や関連法案を含む、平成20年度の国の予算案を強行採決したところですが、道路特定財源の本市における活用状況について2点についてお尋ねします。①平成20年度の本市の一般会計にはどの程度の道路特定財源が組み込まれているか。また、暫定税率分はどの程度か。②現在本市においては、国や県の事業として道路の新設や改良工事が行なわれていると思いますが、道路特定財源や、暫定税率による事業はどんなものがあるか。

第3は、平成20年度の保育所予算の経費増についてであります。本市の保育予算を見てみますと、経費が1億6,144万5,000円で、平成19年度当初予算と比較して5,852万6,000円の増加となっています。内容的に見てみますと、職員の人件費は1名分の減ではないか、臨時職員の賃金は12名分の減ではないかと思うところで、これらの人件費の減額分は金額としては2,659万円の減となっています。また

公立保育所の保育所の運営費が2園の民営化に伴う結果だと思いますけれども986万2,000円の減で、この3つの減額合計は3,641万2,000円となっています。一方増加分を見てみますと、委託料が総額1億5,521万1,000円で1,318万3,000円の増加、私立保育所の運営費負担金が総額としては8億546万円で8,611万5,000円の増加、延長保育が1,180万9,000円の増加ですがこれは事業との関係で事業をふやせばふえるという中身ではないかと思うところです。私が今議会の前の2回の議会で質問し、現状での保育所の民営化は、財政的には経費の節減にはならない、それは予算編成で現れると指摘したところですが、本議会で示されている数字はまさに私がこれまで指摘してきたような結果になっていると思うところです。そのような思いを込めて4点についてお尋ねします。①平成20年度の保育所予算は平成19年度の当初予算と比べ5,852万6,000円の増加となっていますが、その根拠は。委託料が1,551億5,512万1,000円計上されていますが、どこにどういう委託をされ、幾ら支払われているか。③新年度の予算編成では、公立2保育所の民営化の経費節減は金額的にはどう現れているか。④保育所職員の年休取得の向上のための増員はできたか。以上、新年度の予算についてはお尋ねをいたします。

次は、地方財政健全化についてです。これも予算との関係もありますので、2つ一緒に質問をいたします。昨年6月に、地方公共団体の財政健全化に関する法律が制定されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表を制度として設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定することで、地方公共団体の財政の健全化を図るというものです。国は三位一体改革で財政的に地方を苦しめ、厳しい財政状況に追い込みながら、さらに追い打ちをかけるがごとく、地方財政健全化法を制定したことについては、いささか腹の立つ思いもするところですが、これからの本市の財政状況を見通す上では、それなりの意義を持っているものと思います。この法律は、平成21年4月からの施行となっていますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率については、平成19年度決算分から公表することとなっています。

そこで、3点についてお尋ねします。①自治体財政健全化法が制定されましたが、本市としてはこの法律をどのように受けとめられておられるか。②実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率などポイントとなる用語がありますが、この用語の意味についての解説をお願いします。③既に、平成18年度の決算は認定されていますが、この法律の趣旨に基づいた試算はされたのでしょうか。また、平成20年度の予算編成に当たっても試算をされたことと思いますが、その結果の数値はどうでしたか。さらに、本市ではこれから数年間、数値的には苦しくなる状況が続くと思いますが、どのように見通しされておられますか。

以上、まとめて御答弁をお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。田島議員の新年度予算とそれから自治体財政健全化法について、この2つを私の方から、まずお答え申し上げたいと思います。

まず、国の地方財政計画の歳入における財源不足対策の問題についてでございますが、臨時財政対策債につきましては、地方交付税特別会計の借入金による地方財源不足の補てん方式をやめて、地方自治体が直接に借入れを行ない、その償還に当たって交付税で措置する方式として導入されたものですが、期間の定めがあり、平成20年度は延長された形となっております。これがいつまで続くかと、見通しにつきましては、税収等の動向によりますので大変見通しにくいものとなっております。また地方交付税特別会計の借入残高は平成20年度末で33兆6,000億円の見込みとなっております。臨時財政対策債の発行がなくなった場合の本市財政の影響についてですが、臨時財政対策債は、地方の財源不足を補うための1つの方法でありますので、景気向上などにより税収や交付税などの一般財源が確保できれば影響は出ないものと考えております。しかし、確保できない状況で発行が認められないとすれば、歳出のさらなる削減を行なう必要が生じるものというふうに考えております。

次に、財源対策債につきましては、建設事業費などにおける起債の充当率のかさ上げ分のことでありますので、予算上では名称は出しておりませんが、本市の平成20年の当初予算におきましては、水産基盤整備事業債の一部ほか、総額1億1,000万円程度を計上しているところでございます。

次に、道路特定財源の本市の活用状況につきましてお答え申し上げたいと思います。平成20年度一般会計当初予算において、道路特定財源に当たりますが、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金の全額及び国庫支出金のうち地方道路整備臨時交付金のほか、まちづくり交付金も一部道路特定財源が原資となっており、これらの予算額は、合計9億7,650万円となっております。また、このうち暫定税率分につきましては、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金のうち、合計約2億2,800万円となっております。地方道路整備臨時交付金は、原資である揮発油税の2分の1が暫定税率によるものですので、単純に予算額の半分といたしますと1億1,330万円ということになります。なお、地方道路整備臨時交付金を活用する事業として岱明玉名線、大坊迫間線、新玉名停車場線を予定しております。次に、国及び県の事業で道路特定財源が充てられておりますのは、国道208号線バイパスや県道事業など道路関連事業のすべてということになっております。

次に、自治体財政健全化法についてお答え申し上げます。自治体財政健全化法につきましては、健全な財政運営を心がけていくという点で、有意義な法律であるというふうに考えております。今回、新たに導入されました指標のうち、実質赤字比率は普通会計を対象として実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものでありまして、注意信号である早期健全化基準が11.25%から15%、危険信号である財政再生基準が20%となっておりますが、本市における平成18年度決算につきましては、黒字となっております。なお、指標として黒字はゼロという表現になるところでございます。次に連結実質赤字比率は、普通会計のほかに特別会計、企業会計を加えたものであり、早期健全化基準が16.25%から20%、財政再生基準が30%であります。実質公債費比率は普通会計、特別会計、企業会計及び一部事務組合を対象となり、これらの会計が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すものでありまして、早期健全化基準が25%、財政再生基準が30%であります。本市は3カ年平均で17.1%となっております。平成20年度予算についての試算ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては黒字、実質公債費率につきましては、18%前後程度になると予測しているところでございます。なお、平成20年度以降も新幹線関連事業や庁舎建設などの事業費増加が見込まれ、実質公債費率が増加する要因はありますが、繰上償還や合併特例債の活用を図り、早期健全化基準25%以内では十分推移していくものと考えております。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 田島議員の保育所予算の経費の件についてお答えいたします。御指摘のように前年度に比べて5,852万6,000円増加しております。まず、増加要因といたしましては、市立保育園運営費負担金で、延べ児童数560名の増加によるもの、金額にいたしまして8,611万円の増加でございます。公立保育所2園の民営化によるものが、このうち6,560万円増加したということでございます。そのほか民営化2園での延長保育事業に伴いまして、1,146万円の増加、障がい児入所児童数3名が増加いたしましたので、保育士を派遣職員として増員しますので、その委託料が1,094万円増加いたしております。逆に減少要因としまして、予算上は公立保育所臨時職員が10名減員しておりますので、賃金と共済費で2,418万円の減少となり、同じく2園民営化いたしましたことによりまして、公立保育所の保育費、給食費、管理費として1,610万円減少しております。そのほか玉名市内居住の児童を他の市町村に委託して保育を実施する公立保育所運営費負担金は、延べ児童数180名の減少によりまして、986万円の減少などがございます。民営化における効果額ということで御質問でございました。それとも関連するかと思えますけれども、歳入面から見

た場合に、公立保育所では交付税措置であった財源が、民営化したことによりまして、目に見える形で国及び県より負担され、市立保育園全体で国県支出金が6,550万円増となり、そのうち公立保育所2園の民営化による国、県支出金は3,563万円の増となっております。民営化に伴い、国、県支出金が増加しますことにより、市の一般財源が節減できるということになると思います。そこで、民営化2園の当初予算における効果額ということで御質問がございました。平成20年度もこの2園が公立のまま運営されたと仮定した場合に、公立では財源は地方交付税措置でありますので、平成19年度交付税の算定額から見込んだ額と現在予算計上をしております私立の財源である国県負担金等を比較しました一般財源の削減効果は2,000万円となる。12月の答弁では1,900万円と答弁しておったかと思えます。収入における差額と歳出における差額を合算しましたものが2,000万円程度になるということでございます。公立保育所の民営化を進める一方で市といたしましても、保育所における子育て支援に努めてまいりますので、何とぞ議員の御理解のほどよろしくお願いいたします。

保育所委託料の内容についてでございますが、公設民営であります第2保育所の指定管理料が1億260万円、岱明町4園の保育士派遣業務委託が4,787万円、各公立保育所の施設管理委託として465万円という内容でございます。

保育所職員の年休の件でございますけれども、保育所職員の年次有給休暇の取得状況につきましては、12月の議会でもお話ししたとおりでございます。そのような状況を踏まえまして、平成20年度より市職員全体が市職員の平均並みに取得できるように代替職員の増員を実施し、安心して就労できる職場環境を整えたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。きょう、あす一般質問よろしく申し上げます。田島議員の質問について、私の所見を1、2述べさせていただきます。国の動きについていろいろお触れになりました。同感する部分もたくさんあります。その中で1点だけ地方再生対策、国が4,000億円大都市部、東京等を中心に出したところから、財政が苦しい地方に配分するという、国が腹の痛まないやり方だと、こういうお話しがありましたが、大都市に金が集中し過ぎている。だから、これを地方に配分しようという4,000億円に及ぶ国の判断は、私は正しかったと思っています。後ほどお答えになると思いますから、地方再生対策債、国が腹の痛まないようなやり方をしたゆえに、この政策は歓迎できないというこういう趣旨なのかどうか、ちょっとお触れいただければありがたいと思います。

もう1つ、保育所のこれずっと民営化について前から御議論があつてるところです

が、先ほど部長も答弁しましたが、全部は行き渡ってないと思いますが、昨年よりも今年が字面で保育所予算が5,800万円ふえていると、こういうことですが、もともと保育所予算というのは、年々児童数の状況あるいは障がい児保育の状況等々で違ってまいりますことは御理解いただけると思う。それからもう1つ基本的に、だから金は減らないから民営化を反対なのかどうなのかですね。なぜ各市町村が競って、今民営化に動いてるか。なぜ、それじゃあ、各市町村はそういうふうに動いているのか。部長答弁にもありましたが、5年前までは、公立保育所も民間保育所もこの運営費にかかわる分については、国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1、これで運営してくださいという形になってました。5年前から、民間の場合には、今までどおりに措置しますけれども、措置費という名前から補助金という名前に変わりましたけれども、公立の場合には、交付税措置しますよということに変わってきた。要するに一般財源化されたわけです。だから、後は地方の判断なり、考え方で運営に当たってくださいと、こういう趣旨だろうと私は思ってます。そういう流れの中で、各市町村は、これではたまらんなという考えもあって、民営化に動いてるんだと、私は理解をしています。やっぱり、こういう考え方に立たないと、行政改革も私は進まない。今、いろんな場面で、こういう施設の民営化を行なうべきじゃないなんていう意見は、私は大筋の論議ではないと受けとめています。いろんな部分で、やっぱり公の部分が少なくできる分は少なくして、民で運営できる分は民営でやって民に切りかえていった方がいいというのは、立場のいかんを問わず、お互い私は世間の常識になってる、そういうふうに思っておりますので、この辺の所見も聞かせていただければありがたい。議員各位にもこの辺の精査をしていただく上で、それぞれの立場をお考えいただければありがたいと思います。よろしく願います。

○議長（小屋野幸隆君） 田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 今、答弁をいただきまして、何か私が執行部席に立って答弁せなんようなそういう気持ちも一面受けまして、ちょっと戸惑いもあるところですけども。今、市長から質問じゃなかったと思いますけれども、意見を述べろということでありましたので、まずは地方再生対策債じゃなくて対策費ですね。私も初め対策債と思って見よったら、よく見たら対策費と。これはふるさと納税とかいろいろ言われておった税収のよい自治体から、やっぱり地方に税源を少し応援するというふうな、その中の1つとして、これは東京とか大都市の法人税の一部を国が法律をつくって、4,000億円徴収をして、そしてそれを市町村に、たしか県に1,500億円と市町村に2,500億円を配分するという中身だったと思いますけれども、それを見ると確かに税収のいいところの地方から少ないところにお互いの助け合いでやれと。それを政府が仲介する

というふうな中身ではないかというふうに思いますし、それはやっぱり今日の地方財政が厳しいところに、国がそういう操作をして、そして総額は7年ぶりに増加になりましたということは、ちょっと政府があんまり力を入れて言う中身ではないというふうに、私は思っております。

それから保育所の民営化の問題、これは私はもう何回も、今の現状で考えると、私が全部公立の保育所が全部正職員で運営をされておるならば、2園の民営化というのは、それは財政的に市の経費は軽減されると、それはわかってる。だから、それだったら、別の主張があるわけですけど、今もう半分近くは1年間に171万円しかもらえない臨時職員の人たちが支えてるわけですね。だから、それを民営化するというのは、民営化すれば当然そういうその程度の金で私立の保育所に来る人はまずいないだろうという思いもします。だから、それは基準の人員費がありますので、それに応じたやっぱり委託料になるかなあと。そうなれば当然経費的には高くなるということを主張してきたところです。今、当然市長の追加答弁も聞いてみますと、補助金、民間になれば、国が補助金をそのまま保育所補助金として出すと。ところが、公立がするところには、一般財源化して、交付税という形でおいてくるから、市の持ち分が、出し分が多いと。こういう中身の説明と私は前からそう受けとめておるところです。だから、そういうふうに考えると、補助金で来るのか、一般財源で来るのかという違いはあるけれども、補助金で来た場合は、補助金だからいいと。一般財源は何に使ってもいいわけですから、そういう意味では、それを保育所に使うと経費増になるという考え方というのはちょっと間違いじゃないかと私は思うところです。だから、今答弁にもありましたように、2園を民営化したことによって、6,560万円ふえた。それは当然ふえるはず。ところが、その反面、じゃあ、公立の保育園が2園民営化したことによって、そこで働いた職員の人員費と運営費は幾ら軽減されたかということ、私は述べたところですけども、大体人員費で職員が1名とアルバイトの人員費の12名分が大体軽減をされておると。それに公立運営費は、2園が廃止になって、850万円だったですか、その程度の軽減と。合わせると3,000万円ちょっとしか軽減されない。そして、私立の運営費は6,500万円もふえとるじゃないかと。だから、そこら辺を、私はそういうふうに理解をして、今までも取り上げてきたところです。市長の今、おっしゃられたことに対しては、そういうふうに思うところで、ちょっとそういうことで、ちょっと再質問の方があんまりほどよくはまとめられんですけども。ただ、今答弁もあったように、1つ特定財源の問題について、ちょっと触れたいと思います。確かに、この特定財源、どれでできとるか、いろいろ考えて、調べてみよったら、先ほど答弁がありましたように1億1,000万円ぐらいの特定財源からの金があると。これは特定財源をなくして、一般財源化されれば、特定財源じゃなくて、一般財源として当然保障される中身というふ

うに思います。だから、特定財源がなければ、市の道路財政に大きな影響を与えるという中身ではないんじゃないかというふうに思うところです。また、バイパスとかまちづくり交付金とかいろいろな形での事業がされておりますけれども、これは国土交通省の一般会計から私は財源としては出てると思います。今度は5年間で開田までのバイパスをやるということですが、これは国土交通省の特別プロジェクトですか、あれで5年間でやる方向で、これは国土交通省の一般財源でされるという事業ではないかというふうに思うところですけれども、そこら辺の見解があったら、ちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。ちょっと予定外の発言をしなければなりませんので、少し再質問という形ではまとめができないところもありますので、次に進みたいと思います。

次は、条例改正についてです。今議会における条例関係は18件が提案をされています。その中で、大きくは2つの点についてお尋ねします。まず、国民健康保険税条例の一部改正についてであります。新年度の国民健康保険税の改正については、複雑な要素が絡んでいます。1つはこれまでの課税が所得割、資産割、平等割、均等割の4方式から、資産割をなくし、3方式に移行するため、所得割、平等割、均等割への金額の上乗せが考えられること。2つ目は、後期高齢者医療制度が新しく始まり、それに伴い老人保健事業特別会計への大幅な拠出金の減額と後期高齢者医療への支援金の新たな負担、そして介護保険の納付金の引き上げが加わり、内容が複雑になっています。したがって、わかりやすくするために、2点にまとめてお尋ねします。①新年度の国保税では、医療分が老人保健への拠出金を含めて、これまでは100分の9が100分の6.6に、平等割が1人2万9,400円が2万2,800円に、均等割が1世帯2万8,400円が2万1,000円に下がり、その反面、後期高齢者医療への支援金が新たに加わり、その中身は、所得割が1000分の3、平等割が1人9,000円、均等割が1世帯760円となり、結果的には所得割で100分の0.3、平等割で1人2,400円、均等割で1世帯200円の負担増となっています。一方で、医療分の課税方式ではこれまでの4方式を3方式に変更するため、廃止する資産割10%分が所得割、平等割、均等割に上乗せされることを考えると、医療分はもう少し金額が上がるかなと思っていたところですが、その点を考えると、上げ幅は小さく、医療分は逆に引き下げのようにも思うところで、その点どのように理解すべきか。また介護保険納付金は、今年も値上げになっていますが、その要因は。②これまで老人保健事業特別会計には、国保会計から拠出金として支出されてきました。平成19年度の国保会計から総額としては、14億円の拠出がされておりますけれども、そのうちの自主財源としては5億5,000万円の拠出となっております。新年度の後期高齢者支援金と比べて増減はどうか。

次は、市職員の休息時間の廃止と旅費日当の廃止または減額についての条例改正に

ついてです。この2つの条例は、議第32号と第33号に示されていますが、これはいずれも市職員の既得権や労働条件にかかわるもので、組合との合意の上で提案すべき内容と思うところです。そのような考えのもとにお尋ねします。まず休息時間の廃止の問題についてです。本市における休息時間は、現状では昼休みの12時から15分間と午後5時からの15分間、合わせて30分となっていたようです。この休息時間をなくすということになれば、昼休みは45分となるところでしょう。この問題は、一昨年秋の特別国会の予算委員会の審議の中で取り上げられたそうで、この質疑を受けた人事院は、公務員連絡会に見直しを提示し、協議を重ね、最終的には休息時間の廃止、休憩時間は60分、もしくは45分、育児・介護を行なう職員等に特例措置等の見直しをするということで各省庁においては、組合と協議するよう通知をしたとあり、そのような流れの中で、本市にも出されていると思います。そこで、職員組合の話を聞いてみますと、協議は3回したけれども、合意がないままに、今議会の提案になっていると受けとめられています。また旅費、日当の廃止や減額の問題については、職員組合に対しての提案はあっていないと受けとめられております。これは組合の労働条件にかかわる問題として、組合とは一定の合意の上で提案すべきと思いますが、提案に至った経過について御説明をお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

〔総務部長 元田充洋君 登壇〕

○総務部長（元田充洋君） 田島議員の再質問の中で、道路特定財源が与える事業の考え方ということですが、国土交通省の予算の中で、本市の国道208号線バイパス事業が、道路特定財源を活用して事業がなされているか。あるいは、道路特定財源を活用しない、国土交通省の一般財源で事業を行なっているかという御質問ですが、平成20年度の国土交通省の予算を見ても、道路特定財源を活用して行なう事業費で2.5兆円、うち地域づくり、まちづくりの推進を図るための道路関連施設としまして計上されているところです。この予算内容からも本市のバイパス事業は、道路特定財源で措置されているものと判断しているところでございます。

それから次の条例改正につきましても、私の方からお答えします。事前に職員組合との協議をとということでございましたが、田島議員の休息時間削減や旅費支給の日当の廃止や減額についての条例改正は、組合と十分な事前協議をとの御質問についてでございます。労使関係においては、労使対等、相互理解という労使間の基本原則と考えます。しかし、公務においては、ある時点で、当局側で一方的に決定することもあるかと思いますが、その過程においては、労使間での協議を図っていくことが、職場の活力や職員の士気を高めていくためにも必要だと思っております。議員御質問の休息時間の削減につきましては、国家公務員の勤務時間制度において、昭和24年以来、職員の休憩、

リフレッシュについて、休憩時間及び休息時間の制度が設けられてきました。民間企業の通常の勤務形態の従業員では、休息時間、これ有給になりますけども、それに相当する制度がほとんど普及していないということを考慮して、平成18年7月1日付で休息時間は廃止されております。この法改正により、玉名市においても、昨年11月から3回組合との事前協議をし、本議会に提案をいたしたところでございます。また、旅費支給の日当の廃止や減額につきましても、昨年の12月に事前協議をいたしたところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 田島議員の平成20年度の国民健康保険税率改正に伴い、その内容はどのようになっているかの質問にお答えいたします。現在医療制度改革が順次実施されている中で、平成18年度から国民健康保険の税率改正を実施してまいりましたが、今年の4月にはこの改革の最大の柱であります75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が始まります。それに伴いまして、国民健康保険の75歳以上の方も後期高齢者医療保険へ移行し、新たに後期高齢者支援金が賦課されることになるなど、国民健康保険制度も大きく変わることになります。また議員も御承知のとおり、合併協議会の承認事項でありました3方式による課税方式も、平成18年度税率改正の際に、急激な負担増減を避けるため、向こう3年間で毎年税率を見直し、財政調整基金等を充てながら、平成19年度までは4方式課税、平成20年度から3方式課税で実施することは既に御承認をいただいているところでございます。このような状況を踏まえ、今回の税率改正の内容につきましては、算定方法が医療分、後期高齢者支援分及び介護納付分の3区分となり、それぞれ3方式による課税方式に統一をしたところでございます。税率につきましては、医療分が所得割を9%から6.6%に、2.4%の減少。資産割の10%を廃止し、均等割を2万9,400円から2万2,800円に6,600円の減少。平等割を2万8,400円から2万1,000円に7,400円の減少となっております。

次に、後期高齢者支援分では、所得割を3%、均等割を9,000円、平等割を7,600円にそれぞれ加算し、介護納付分では、所得割を1.6%から1.8%に0.2%の増加、均等割を8,600円から9,000円に400円の増加。さらに、平等割を5,000円から5,500円にいたしまして500円の増加となっている状況でございます。そういった平成19年11月末日の調定額をもとに、改正前の税率と改正後の税率とで比較した場合、1世帯当たりの平均税額が17万5,411円、4,839円の増加で、2.83%の伸び率となっております。その中で、一般被保険者は17万1,507円で、4,564円の増加。退職被保険者は25万55円で、1万92円の増加とな

っている状況でございます。もう1つの質問でございます制度改正の中で、平成19年度の老人保健への拠出金と新年度の後期高齢者支援金の金額の違いはあるかについてお答えをいたします。議員御承知のとおり、制度改革に伴い、現在の老人保健拠出金から後期高齢者支援金に移行しますが、今の老人保健拠出金の算定方法が現年度の老人医療費の拠出金の概算額、平成19年から平成20年2月までの分と前々年度の老人医療費の拠出金の精算分を合算した額であるため、平成22年度まで負担することになります。また、老人医療制度と後期高齢者医療制度の財源の仕組みが異なるため、公費負担の5割は変わりませんが、各保険者からの老人医療費に対する負担分が5割から4割となり、残りの1割を後期高齢者の方が負担する仕組みとなっております。このようなことから、金額の違いが生じているところでございます。今後も急激な少子高齢化が進む中で、厳しい国保財政運営は続きますが、国民健康保険財政調整基金等を財源に健全なる財政運営に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきましたけれども、道路特定財源については、2.5兆円分の事業が全体としてはいろいろ行なわれておるといふ答弁だったかと思っております。ただこれは、道路特定財源は一般財源化すれば、当然その中の範囲として交付されるべき中身だろうと思っておりますし、そういう意味では、特定財源があるから道路が維持されとるといふことには必ずしもつながらないんじゃないかという思いが個人的にはするところなんです。

それから、国保税の問題を取り上げましたけれども、国保税について、確かに4方式から3方式に変えたということと、後期高齢者支援金の負担等を入れると、いわゆる国保の医療費分としては、逆に値下げになる感じになりはしないかという思いがしておるところです。だから、それはいいわけですが、そこでちょっとあと1つお尋ねしたいのは、だから、予算の中身を見てみると、かなりやりくりした国保の予算になっておるなあと。だから、今年はそれでいいわけですが、来年一遍に上がりゃせんかという危惧を、私自身はちょっと持っておるところです。だから来年というか、平成21年度ですね、だから、そこら辺は急激にはならないとは思いますが、そこら辺を見通した上で、こういう今年の平成20年度の予算を組まれたというふうに思いますけれども、ちょっと、できたら平成21年度と急激に負担をかぶせることはないだろうかどうか、見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

それから条例関係についてです。これは、だから国では、それぞれの省庁で組合との話がされて、実施をされておるといふふうには受けとめています。3回話はされたけれ

ども、合意にならずにもう実施すると。私はそこにもういろんな面で、この組合との協議というのを取り上げてきたところですけども、やっぱり本当に組合との合意をしてやるという姿勢があるなら、もう少し詰めた話もできるんじゃないかと。だから、組合としては少しこの問題については、やっぱり不満を持っておりますという不満を寄せられました。今までも昼休みの時間、公式には市民課と会計課は昼休み事業を交替ローテーション組んでやっておられると思いますけれども、その他のところもやはり昼休み市民の皆さんが来られると、もう昼休みだからということではなくて、やっぱりそれぞれ対応をされてきたという経過もあります。そういうやつに対するそういうところに飛び火はしないかという、きっちとすところはしようというふうになりはしないかという懸念を私はしておったところですけども。ちょっとその後、また急に他の課でも来年4月からそういう昼休み窓口対応にするような話が急々に出てきて、十分、これは課長等にも話されないままに、近々そういう話がされてきたということをちょっとまた聞いたところです。これまたおかしな話で、昼休みの窓口対応をするというのは当然労働組合のやっぱり昼休みの問題に、労働条件にかかわる問題ですから、きちっと話をすべきという思いがするところですけども、そこら辺の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

〔総務部長 元田充洋君 登壇〕

○総務部長（元田充洋君） まず、その廃止する理由ですね、これをまず述べたいと思います。勤務時間内に有給で小休止時間をし続けるということは市民の理解を得られるのかというのが、まず第1点あるかと思えます。それから次に、昼休憩や就業の直前に設定してる現行の休息時間の実態から見ても本来の目的は果たしているとは言いがたく、実効性のあるものと思えないというのが2つ目でございます。それから3つ目、1日30分の有給の休息時間、現在の厳しい財政状況を考えれば、その必要性については住民の理解が得られないということが大きな改定理由でございます。先ほどから組合の方との事前交渉をということでありましたけれども、定期的に事前に交渉を持っておりますし、あるいは臨時的にこういうような問題が起きたときにもやっております。これは副市長も交えて交渉をやったところでございますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 田島議員の再質問にお答えいたします。平成21年度は税率の急激な負担はないかということでございますが、国民健康保険の税率改正につきましては、国民健康保険の財政調整基金がございますので、そちらを充てながら市民

の方に負担がかからないような税率改正をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 職員の休息・休憩時間の問題についてでありますけれども、確かに今の状況では、そういうやつをなくすというのが人事院でもそういう方向は出されておりますけれども、その中にやっぱり人事院の中でも言われたように、介護・育児休暇等をとっとる人たちの取り扱い等についても考えながら組合と協議をせれと。ほつで、だから当然だからもうやっていいという考え方については、私は改めてほしいという思いがするわけです。確かに市民の要求、議会の要求というともあります。だからとって、今までずっとしてきたことを改めるに当たっては、それらの了解を、理解をいただけるようなそういう労使関係であってほしいというふうに私は思うわけです。だから、そういうことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

[24番 田島八起君 降壇]

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、田島八起君の質問を終わりました。議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） おはようございます。16番、新生クラブの松本です。今議会におきましても、質問者が多く、本日も7名という質問でございます。後の人に迷惑にならないように、早速質問に入りたいと思ひます。今議会での質問は生活者、消費者の視点で農山村と農業を取り巻く課題について質問いたします。

まず、中山間地集落の存続とその諸問題について質問いたします。最近、少子高齢化に伴い、限界集落という言葉聞く機会が多くなりました。既に御存じの方も多いとは思いますが、長野大学環境社会学の大野晃教授が定義した概念で、65歳以上の高齢者が人口の半数を超えた集落をいい、冠婚葬祭や道路管理、自治など共同体としての機能が維持できなくなる事態を言いあらわしています。限界集落に次ぐ状態を準限界集落といい、55歳以上の人口比率が50%を越えている場合とされています。そして限界集落を越えた集落は超限界集落から消滅集落へ向かうとされています。国土交通省の過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査で、過疎地域を抱える全国775

市町村に対して、所属する6万2,271集落の状況を尋ねた報告によると、1. 65歳以上が半数を占める集落が7,873集落、全体の12.6%。2. 機能維持が困難となっている集落が2,917集落、4.7%。そして3. 10年以内に消滅の可能性がある集落が422集落。いずれ消滅する可能性がある集落が2,219。合計2,641の集落が全国で消滅の危機にあります。熊本県下でも限界集落は205カ所、10年以内に消滅するのが5カ所とあります。そこで、玉名市においても限界集落と準限界集落は存在するのかまずお尋ねいたします。

そして限界集落の多くが林業に依存する山村です。安い輸入材に圧迫されての長い林業不振が山村の人口減と高齢化に拍車をかけています。この問題は環境問題とも密接な関係にあり、田畑や人工林の放置は山自体の荒廃を招きます。人工林を放置すれば間伐されず、日も当たらず、下草も生えないむき出しの地表面となり、鳥も鳴かない沈黙の林は保水能力を失い、湧水や鉄砲水となって災害を引き起こしやすくします。日本一の清流と言われる四万十川上流もその危機にさらされています。その結果、山の栄養分は失われ、海の漁獲やノリの生産にも影響すると言われていています。こうした背景には戦後の日本が経済大国への道を歩んできたことにより、木材の生産を初め、まきや木炭などの燃料、農産物といった資源の生産と循環を担う場所であった里山は、外国の資源に依存した少子社会が形成される過程で一変して利用価値の低いところとなってしまいました。一方政治的側面からは、三位一体の改革による地方交付税の減額問題や、平成の大合併による小規模自治体の切り捨てがあり、これらは限界集落化を推し進め、格差社会の象徴としてマスコミに盛んに取り上げられているところでもあります。山の問題は直接都市災害にもつながっています。上流、中流、下流で流域社会圏をつくり、山の恩恵を受けている下流の都市が山村を支援しながら流域で人と自然が豊かになる仕組みを形成することが大事だと提唱されています。本市においても、10数年前に、上流の市や町と菊池川流域同盟が結成されましたが、最近はあまり話題にもならないようですが、活動の状況をお尋ねいたします。

次に限界集落を含む中山間地の再評価と再生の必然性について述べますと、世界の人口はふえ続け、アジア各国の経済成長、地球温暖化など環境問題はますます深刻化しています。エネルギー、鉱物資源、食糧などの不足は現実問題として大きく浮上してきており、近い将来、資源枯渇時代を迎えることは必至の情勢となりました。その時、米以外の食糧及び鉱物資源の自給率が低い日本は窮地に立たされるのが目に見えています。しかし、日本は本来資源が乏しい国ではないという見方もあります。雨の多い国で、水の恵みで緑の山野がつくられる農林業が成り立っています。里山の営みは資源を使いながら資源を守るという知恵の仕組みが地域の文化の中にちりばめられ、自然環境から人々の暮らしに至るまで自給自足的な要素が100年ほど前までには蓄積した国な

のであります。資源の奪い合いの時代を迎えつつある今、里山の役割を見直すことは大いに意義があるところです。単に資源の確保だけでなく、日本の原風景である豊かな自然は、人々の心をいやし、リフレッシュは安心の創造にもつながっていきます。余談ですが、ある調査では、小岱山に登ったり、入山する人は平日で約400人、休日はその倍、気候のよいころには1,000人以上の人たちが小岱山を楽しんでいるとの報告もあります。既に立派な観光資源になっています。新幹線に乗って里山へ行こうというキャッチフレーズも案外いけることかも知れません。話は少しそれましたが、限界集落の発生と今後の対応もこのような目標設定の中で考えていくことが大事であり、1地方自治体だけの課題ではなく、国家目標であり、そのための政策と国土保全という社会的投資を費用対効果が薄いという理由で惜しんではならないところでもあります。江戸時代、各藩には山が守れなくては国が減びるとして、山奉行という役人がいました。そこで、3点目に尋ねるところであります。現実のところ、ミカンなど重量作物の耕地は高齢化と価格低迷で廃園が目立っています。玉名市では休耕地が40ヘクタールにも及んでいると聞きます。徳島県の山間集落では、関西市場をターゲットに紅葉のもみじの葉っぱを初めとする葉っぱビジネスで成功している高齢者農業が紹介されていました。一方、熊本の菊池方面では、美容と健康をキーワードに桑の実を栽培、桑の実ジャムなどが商品化されていました。720ミリの桑の実ジュースが眼精疲労、滋養強壮、肝臓、腎臓の機能強化に効果ありと、高いか安いか3,000円で販売されていました。ちなみに、阿蘇地方ではブルーベリー製品があります。桑の木は切っても切ってもまたまた木になるところから、桑と名づけられたと言われているほど生命力が強く、栽培は簡単で、しかも実は軽量であります。葉っぱや枝はバイオ燃料の原料になりはしないか。また大葉やタデなど、いわゆる軽量作物で中山間地の活性化が図れないか、中山間地農業の可能性、方向性についてお尋ねいたします。まず、この3点の答弁をいただいてから、次の質問に行きます。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 松本議員の限界集落及び準限界集落についての御質問にお答えいたします。議員御質問の中にもありましたように、限界集落及び準限界集落とは、長野大学の長野教授が提唱された概念であります。過疎化、高齢化の進行に伴い、冠婚葬祭を初め、区役などの社会的共同生活の維持が困難な状態におかれている集落で、65歳以上の人口が50%以上の率を有する集落を限界集落。55歳以上の人口が50%以上の率を有する集落が準限界集落であると認知されておるところであります。本市におきまして、限界集落と準限界集落があるのかというふうな御質問でございますが、現在本市にある258の行政区を議員の御質問の集落としてとらえ、2月末時点の

住民基本台帳に登録されている人口で調査しましたところ、限界集落は1行政区でその率は53.7%でございました。また準限界集落は58行政区あったところでございます。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 松本議員の菊池川流域同盟の活動状況について御答弁申し上げます。まず菊池川流域同盟の発足の経緯と取り組みについてでございますが、菊池川流域は菊池川より多くの恩恵を受け、古くから文化と歴史をはぐくみ発展してきました。昭和40年代ごろまでは菊池川河口及び海岸部においても水は澄みきっており、シジミ貝やアサリ貝、魚など種類も豊富で漁獲量も多い状況でございましたが、高度成長期時代とともに、菊池川本流や有明海の汚濁が進み、下流域と海岸部では汚泥の蓄積から漁獲量の減少へとつながったといわれております。このため昭和60年代に下流域住民を中心に河川浄化への意識が高まり、上流域や中流域への協力がなければ効果が期待できない考え、河川浄化へ向け連帯していこうと呼びかけたことが同盟結成のきっかけでございます。そして、平成元年10月18日、国土交通省菊池川河川事務所及び熊本県をアドバイザーに本流及び支流を含む流域21市町村長と住民の代表が一堂に会し、「菊池川サミット」が玉名市で開催され、「菊池川流域同盟」を結成したものでございます。毎年10月18日間近の日曜日を「菊池川の日」と定めることや、河川浄化の統一条例の制定等を盛り込んだ菊池川浄化共同宣言を採択し、この日を契機に同盟は本格的な活動を開始しております。同盟発足当時は流域21市町村での発足でございましたが、近年の市町村合併により、現在の構成自治体は、菊池市、大津町、合志市、山鹿市、植木町、和水町、南関町、玉東町、玉名市の計9市町となっております。

次に、菊池川流域同盟の取り組みについてでございますが、水質浄化活動といたしまして、流域の支流を中心とした河川75カ所並びに1日当たり排水量20トン未満の事業所25カ所についても毎年2回水質検査を行ない、関係の機関のもと水質の改善及び指導を行なっているところでございます。啓発事業といたしましては、蛍情報の発信や廃油石けんづくり、EM発酵液づくり体験教室などを実施し、住民に対し、河川浄化を促す啓発活動を行なっているところでございます。また全体事業といたしまして、「菊池川の日イベント」を、毎年開催地を持ち回りで行なっており、山と川、海とのつながりや河川環境を考えた多くの催しを実施し、住民参加型の啓発活動に取り組んでおります。同盟結成10年目となりました平成10年度には、水源の涵養と保全、さらに河川浄化への効果を考え、有効なアクションの1つとして菊池川流域同盟「同盟の森」と題し、菊池川の源流である熊本県阿蘇市深葉の国有林に約1ヘクタールの分収造林の契約を行ない、保水力に強いと言われるブナや山桜、山栗など約2,800本を流域住

民約400名と一緒に植樹を行なっているところでございます。また、近年の「菊池川の日事業」といたしましては、平成15、16、17年度には著名人による河川環境講演会、平成18年度は和木町において川ガニをテーマとした「山太郎祭り」と同時に開催し、今年の平成19年度は、植木町においてタレントの清水国昭氏による環境講演会を実施したところでございます。平成20年度におきましては、大津町において「菊池川の日スペシャル植樹祭INおおづ」、仮称でございますが、それを開催し、植樹イベントを行なう予定でございます。このほか河川を美しくする条例に基づき、水質及び河川環境の監視をしていただく「水援隊員」を配置しており、流域9市町62名の水援隊員が河川水質浄化のために活躍しております。このような活動を流域の枠を超えて広く知っていただき、同盟活動の目的を達成する一助となるよう平成10年度からホームページを開設し、菊池川の日イベントの案内や虫発生状況、身近な水質保全へのアドバイス等を提供しているところでございます。以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 松本議員の中山間地集落の存続とその諸問題についての中の中山間地農業の可能性と方向性についての御質問にお答えいたします。現在の日本農業の問題点といたしまして、農業担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加等が取り上げられますが、中山間地域は水源涵養や洪水防止といった重要な機能を有しているものの、平地に比べ、各種条件が不利な地域が多いため、それらの問題が特に深刻化しています。そのような中、本市では八嘉集落23戸の農家が農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、中山間地域等直接支払制度の地域指定を受け、賃借権設定、農作業の委託、農地や水路、農道の管理といった集落活動を行なっておられます。しかしながら、多くの地域において地域農業の将来に不安を抱かれておられる集落があるのではなかろうかと思われまます。その可能性と方向性についてでございますが、まず品目横断的経営安定対策につきましては、このたび制度見直しにより、物理的特例や所得特例などの既存の各種特例を活用しても本対策に加入できないものにあっても、加入の道が開かれるように面積要件が従来の知事特認制度にかえて、新たに市町村特認制度が創設されることとなりました。中山間地域において該当する集落及び認定農業者につきましては、制度を活用していただきたいというふうに考えております。

次に、高齢者が多い中山間地域における農業対策といたしましては、体に負担とならない軽量作物の普及が重要であろうかと思います。現在、その対策といたしまして、一寸そら豆やオクラを転作の特別推進作物に指定し、交付金を交付して普及に努めているところです。これらの作物を含め、中山間地域に適用した小物野菜というの普及を促してまいりたいと考えております。また中山間地域は、昔ながらの農村風景を残し、景

観にすぐれた地域が多いところでもあり、都会の人々にとってはいやしの場でもありません。将来はこれらの資源を生かした都市の交流促進による活性化も模索してまいりたいと思います。以上、中山間地域の可能性と方向性につきまして、幾つか申し述べましたが、一般的に高齢者、高齢農業者の方々はその経験に基づき、さまざまな知識が豊富で、根気強く、細かな作業が得意であるということは、だれもが認めるところでございます。全国にはこれらの長所を生かし、大規模農業とは違った形で農業農村の活性化を図っている事例が見受けられます。これらの事例も参考にしながら、中山間地域の活性化策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小屋野幸隆君） 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） どうも、御丁寧な御答弁ありがとうございました。最初に限界集落の件であります。私の集落は110戸ありまして、伊倉では割と大きな集落で、春と秋の区役の定年は60歳でした。それが高齢化で人数が減り、65歳までという話が出たりしています。老夫婦だけの所帯も多く、10年後には空き家が増えるのは目に見えています。かくいう私の家もその運命にあります。こういう現実を見ると、限界集落も他人ごとではありません。この問題については、小泉内閣当時、競争原理主義のもと、非効率な過疎地からの住民移転による撤退はやむなしという撤退論がありました。ところが、夏の参議院選挙で自民党が大敗したため一転、集落の維持、再生を図ることを含めた地方重視をアピール、自民党地域活性化特命委員会が野田毅委員長のもと発足いたしました。そして限界集落を支援するNPO法人も設立され、国の予算で森林の管理、生活や医療のサポートなど新たなモデルを模索中であります。しかしながら、選挙結果でもって見捨てられたり、拾われたりでは困惑するばかりであります。揺らぐことのない地方定住化政策を粛々と推し進めてまいりたいと思うところであります。

次に、菊池川流域同盟については、これから格差社会の象徴たる限界集落を考える機会が多くなる中で、「がんばれサミット」のような脚光を浴びる場面もあろうかと思えます。市長は、所信表明の中で、環境問題における最前線の自治体として玉名市は何ができるだろうかと問われておりました。私はこの菊池川流域同盟のリーダーとして活動を活性化させることこそ、環境との共生で玉名市が全国に価値ある情報を発信できるのではないかと思います。玉名市が取り組むテーマは菊池川流域の観光面も包括した諸問題だとすれば、これは世界中のテーマともつながります。市長の思いはどうなのか、再質問となりますが、この後の答弁と合わせてお聞かせください。またこれは手前みそになりますが、私どもの議会法編集委員会は、内容はともかく、真の議会報として恐らく日本一早く発行する伝統があります。過去に大分県佐伯市、岐阜県可児市からそのノ

ノウハウを学びに研修に来られました。これからも研修の申し入れがあればどんどん受け入れ、お互い研さんを積み、編集技術と内容のレベルアップを図り、玉名市を全国にアピールしていこうとみんなで決意を新たにしています。中山間地農業の可能性については、全国各地の情報を収集して、玉名に導入可能なものを提唱、指導助言して里山の活性化に向けて頑張ってもらいたいと思います。

それでは2番目の質問の農産物の産地間競争と海外戦略についてお尋ねします。2月の中ごろ、朝の情報番組を見ていたところ、今や冬の味覚の王様となった苺特集の番組が放映されていました。一部には各県それぞれのオリジナルなケーキブランドがあるという紹介から、一通りのトークが済んで、試食の場面となりました。生産量日本一の栃木県からは「とちおとめ」、トップブランドの「博多あまおう」を、静岡からは「べにほっぺ」、徳島の「ももいちご」、愛媛の「レッドパール」、「さがほのか」、そして熊本の「ひのしずく」などが日本の地図の上に並べられていました。ところが出演者たちは、有名ブランドにだけ手を伸ばし、「おいしいね。」とにっこり。隅っこの「ひのしずく」は誰も見向きもせず終わってしまいました。その他大勢というか、熊本でも生産されています程度の屈辱的な扱いに、「何だ、ばかやろう。」と言ってしまいました。以前、町の収入役を最後に退職された栃木県在住の先輩が「栃木のいちごは九州に比べたら日照が弱く、あまり甘くはねえ。だが生産量が日本一ということは、東京市場に近いという地の利もあるが、とちおとめというネーミングの販売戦略がヒットしたからだっぺ。」と笑っていました。それからすると、乙女には食いつくが、滴は払ってしまうのかという理屈になってしまいます。また、熊本の農産物の統一的イメージを図るためなのか、ミカンには「ひのあかり」、「ひのあけぼの」、「ひのあすか」、そして米は「ヒノヒカリ」と、あたかも相撲取りのようなブランドがずらっと並んでいます。しかし、一般消費者には何が何だか理解できず、重苦しく感じてしまうのではないかと思うところです。生産者は一生懸命頑張っているのに、ネーミングで失敗したら泣くに泣けないということになってしまいます。一度つけた名前を変更することは困難なことです。新幹線新玉名駅の名称も玉名を主張し、イメージできる悔いのない駅名がつくことを願っています。それはともかく、2月22日、23日の両日、市長初め玉名市野菜振興協議会の皆さんがトップセールスで関西市場へキャンペーンに行かれたことが後日新聞報道されていました。またその成果については、議会初日の所信表明の中で、述べておられましたが、地域ブランドを掲げ、激しい産地間競争が繰り広げられている大消費地の空気はどうだったのか。大きな成果を上げて、よかった、よかったという大本営発表のような報告ではなく、苺の弾丸が飛び交う最前線の現場はいかに、肌で感じた感想をお聞かせください。菊池川同盟の件と合わせてお願いいたします。

次に、中国産ギョーザ中毒事件以来、低価格だけが価値の論理から、高くても安

全、安心という国民の意識の変化は、国内農業への後押しにもなろうかと思えます。昔から、三里四方で生産される農産物を食べていれば健康に暮らせると言われています。ところが健康食品の代表的な納豆は原料の大豆がほとんどの製品において中国産です。地場企業の納豆工場は南関にあり、納豆は地産地消の象徴的食品と思うのですが、玉名地方で生産されている大豆の生産量はどれくらいなのか、そして主な出荷先はどのようなところなのかお尋ねいたします。

最後に熊本の農産物の海外戦略についてお聞きします。80年代後半、アメリカは知的財産権の活用で国際競争力を大きく回復しました。それに倣い、6年前小泉前首相は国会の所信表明演説で、研究活動や創造活動の成果を知的財産として、これを戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力の強化を国家の目標とすると、知財立国宣言をしました。それをきっかけに農産物の品種改良事業においても知的財産権を確保して、海外に打って出る戦略に出ました。国はアジアの富裕層をターゲットに、今後5年間で1兆円分の農産物の輸出目標を掲げています。香港、台湾、上海市場では、その日本の農産物が安全、安心で丁寧、きれい、おいしいと、その付加価値を日本以上に高く評価しています。例えば「博多あまおう」は、今年香港、台湾市場へ50トンの輸出を計画、日本ではワンパック500円、600円ぐらいなのが、1,500円のプレミアム価格で空輸した苺はまさに飛ぶように売れて、毎日完売だそうです。日本国内ではいいものを安くという論理が、海外ではトップブランドのよいものはより高く、そうでないものはそれなりにというメジャーリーガーの年俸の論理が市場価格であり、発想の転換が必要のようです。人口減少と高齢化で日本市場が縮小する中、必然的に海外戦略を展開しなければならない事態が来るでありましょう。バスに乗りおくれまいと熊本でも試験的な輸出が行なわれているようですが、地元農産物の輸出とその海外戦略についてお尋ねいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 限界集落について、松本議員が触れられましたが、1つだけ限界集落というのは主に林業等にかかわってきた集落が多いと。中山間地帯に集中していると、これは事実だと思います。ただ、この問題があって、ちょっと私も執行部の諸君が調べてくれたのをみんなで懇談したんですが、その中で、準限界集落の中に、玉名市の一番真ん中が3部落入っているということも事実としてお伝えをしていきたい。やっぱり中山間地帯と同時に、こういう地域、みんながあんまり予想しない、何だというような集落が、区長さん方の顔も見えようですから、具体的には申し上げませんが、入っておって、また1つの大きな問題点かなとそういうふうを受けとめたところ。菊池川流域同盟について感想を言えと、こういうことだと思いますが、これ非常に玉名

市が平成元年ごろに提唱されて、もう定着をしてるなど、それで町村合併が進んで、構成市町の数はいくつ減りましたが、年々行なわれておいて、非常に大事なアピールだと思ってますから、今後とも充実して続けていかなきゃならんと思いますが、同時に、これとは別に工事事務所の方が菊池川流域連携懇談会というのを行なっておられますが、それはいろんなことを、山鹿の河川事務所が中心になって行なっていただいとる。例えば菊池川流域体験学習、これは夏休みを利用して、小学校の子どもたちを菊池川の川遊びに連れて行くと。こういう事業もやっておられますし、また流域の自治体の若手職員等々を集めて懇談会を開く等々も体験学習交流会というところでやっています。一方、菊池川流域女将の会、これも河川事務所が提唱して立ち上げられたやつです。これが各地域に持ち回りになってるんですけど、開催地が。そこでいろんな旅館の女将さんと、玉名は玉名、山鹿は山鹿、菊池は菊池でいろんな食材を持ち寄って開催をしていただいております。菊池川温泉郷づくり協議会という名前になってたんですかね。それからそのほかにも、菊池川魅力度アンケートですとか、カレンダーも菊池川日本一カレンダーというカレンダーをつくっていただいてまして、河川事務所のこういう分は主導で行なわれている。もともと菊池川流域同盟もあるいはその辺の指導の中で起こったことかも知れませんが、この流域同盟とあわせて工事事務所が指導しておられる。もちろん各市町村参加している、我々、私も何回となく出かけてまいりますが、御指摘のあったように受けとめていかなきゃならんし、同時に、さっきちょっとこれヒントにもなったのかなあと思って聞いていたんですが、環境時代に合わせて地方自治体として何ができるかということを考えてみたいと。議会でも終わりましたら、関心のある方々にお集まりをいただいて、ぜひ貴重な御提言をいただきたいと思ってるんですが、その中の1つに、菊池川の河川浄化についての思い、これもやっぱり含めて検討したらいいのかなと。ただ、ごみの問題とか、バイオの問題、そういうことだけでなく、そういう視点も大事なのかというふうに感じたところでございます。今後そういう意識を持って取り組んでまいりたいと思います。

トップセールスの話ですが、これは旧横島町がずっと合併以前から取り組んできた事業でございます。今JA玉名と一緒にやってるわけですが、苺、トマト、ミニトマト、この生産力からいったら関西市場が非常に大きな重みを、JA玉名は持っております。あんまり横島のことばかりいうと怒られますからね。JA玉名としては重きを持っています。出荷自体は、名古屋が結構多いんです。名古屋と関西、この3品目ですね。あんまり東京は率直に言って、ミカンが東京多いですけども、苺、トマトについては関西、名古屋が中心で今販売をしているところです。そういう長い関西市場とのかかわりの中でずっと積み上げてきたものですが、合併後にはJA玉名との連携の中で、玉名市として一緒にやっついこうという取り組みになって行なってるわけですが、先般伺いま

した折には、関西、大阪グループと京都グループに2班に分けて行なったわけですが、一緒のときには、向こうで市場関係者との懇談会が行なわれて、いろんなやっぱり意見が出てました。翌朝は4時に起きて、市場の競りにも立たせていただいて、仲買の皆さんに長年お世話になっておりますと、今後ともどうぞよろしくというお話を申し上げたところでございます。また京都新聞社も尋ねさせていただいて、その後カラー写真入りで、玉名のトマト、苺を京都新聞社が掲載をしてくれましたし、それから何というテレビ局、京都テレビ、御所の真ん前にあるテレビ局ですが、ここにも、横手議員御一緒でしたから、朝10時からの生放送に出させてさせていただいて、苺やトマトのPRをさせていただいた。その後は、老人ホームを集めて入所者を集めていただいて、苺等を送ったり、小学生の食育を行なったりということもいたしております。もともと横島を中心にして、京都生協との連携で、毎年京都の消費者の方々が2泊3日で来ていただいております。大体消費者の方が10名ぐらい、あと市場の若い職員が10数名ですかね。大体それぐらい毎年来てもらって、その生産者とじかに触れ合うというようなことも行なっているわけです。その中で出てきたことは、教えられたことは2つあります。1つにはさっきちょっと品種の話が出ましたが、やっぱり品種によって出荷時期が違うんですね、品種によって。ですから、それがやっぱり同じ品種にばっかりになってしまいますとね、一遍に同じ時期にわあっと出てしまっただけで値段の低迷につながるということもあるんで、その出荷時期を調整しながらお互いに作付をやった方がいい。これはやっぱりJAと市場がしっかり信頼関係で結ばれなければならないということです。もう1つはやはりちょうどギョーザ問題が問題になっていたときでもあるし、どこへ行きましても食の安全ということがあった。だから、少なくとも私どもの玉名産の苺やトマトはそういうことは絶対ありませんよということをずうっと放送でも新聞社でも申し上げてきたところですが、まだ生産者も農協も私ども行政も一緒になって、このことだけはきちっとそれぞれの生産者あるいは集荷業者に徹底をさらにはいかななくてはならん。そして玉名の食の安全性や安心度を1つの何ていうか、玉名農産物のアピールにしていかなきゃならんのではないかと思っています。さっき、よその苺は云々という話がありましたが、その前に、あれは何て言うんですか、KAB朝日放送、土曜日の朝から何とかというのがありますね、番組が。旅サラダ。これで玉名の横島の「ひのしずく」もやってるんで、そういうこともあるんで、誰も見向かんだったことばかりじゃなくて、あれ全国放送でやってくれたんですから、2月初め。そういうこともあります。ただ、この「ひのしずく」というのが県の農業試験場でつくったんですが、どうもいま一つ生産者にちょっと生産方法が難しいということで、いま一つ人気がない。どちらかと言えばちょっとバックしてるのかなあというようなこともあって、県の農業試験場というのは果樹の面においては赫々たる実績を持ってるんですね、今のデコポンですとか、その前の青島ですと

か。この辺は県の果樹試験場が生み出した熊本が自慢できる果樹なんです。ただ、このハウス園芸、蔬菜園芸については、率直に残念ながらちょっと今一步おくれをとってるということで、私も県議時代にかかわってきたんですが、この「ひのしづく」を何とか救世主にしたいということですね。これは甘みが非常にあるんです、形も色も甘みも。ところが生産する側からすると、少し生産が難しい。そのために、いま一つ生産者の間に定着をしていないうらみがあります。ですから、今玉名地域の苺の主力をなしているのは、「さがほのか」という品種です。できれば、熊本ほのかならいいんですけどね、さがほのかというのはちょっと残念ですが、実質的には今それが主力になっています。そういう、いろいろ申し上げて何言ったかよくわかりませんが、こういう現状を踏まえながら、農協、生産者、そして私ども行政が一緒になって、玉名産物のアピールにさらに力を入れてまいりたい。きのう、おとといは「くまもと・玉名スペシャルデー in ヤフードーム」、オープン戦でしたけども、玉名の日ということでやらしていただきました。その話を聞いたとき、これはえらい金取らるってじゃなからうかと心配しました。しかし、観光協会を通じて約100万円程度の出費になっております。それで、玉名から約500名、オープン戦の無料チケットを配りましたところが、もう市民の方々が、数が足らなかつた。その中で、玉名市内の小学生の野球クラブチームから代表選手が出て、グラウンドにおりてソフトバンクの選手たちと一緒に何ていうのかな、塁に待っていたり、いろんなことをやって。玉名のキャンペーンガールがきょうの新聞に出てますね。川崎選手と前田選手に花束の贈呈をした。あるいはオープン戦の始球式は、岱明少年野球クラブの小学校6年生がいたしました。その中で、何ていうのかな、ビジョン、放送する大きなやつ、あれで何回となく湯は玉名、湯というのは温泉ですね。湯は玉名、花は玉名、食は玉名、そういうコマーシャルを何回も流してくれました。それなりに将来に備えたアピール効果はあったのではないかなと思っております。松本議員の質問の答えになったかどうか知りませんが、そういうことを申し上げて答弁にさせていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） 松本議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時04分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 松本議員の玉名地方で生産される大豆の生産量と出荷

先についての御質問にお答えいたします。

まず、国内産の大豆の原料について少し触れさせていただきますと、日本で消費される大豆のうち、国内産が占める割合はわずか3%程度でございます。またその価格は生産者にとりましては、交付金なくしては採算がとれない状況であり、一方消費者にとりましては、国内産大豆は外国産に比べると非常に高い現状でございます。

さて、玉名地方で生産されます大豆の自家消費、自家販売分につきましては把握できませんが、先ほど申しましたとおり交付金を受けている関係上、その大半が農協出荷であると思われれます。平成19年産の管内の農協における集荷量は約6,000俵、360トン余りということでございます。またその販売は熊本経済連委託であり、その販売先といたしましては、福岡の三幸食品と熊本の古閑産業に販売されており、その他は入札と相対取引ということでございます。なお、玉名管内におきます主な購入業者といたしましては、南関町の株式会社丸美屋が町、農協との協定に基づき、町で生産される大豆をやはりJA、経済連を通じて業者から購入し、納豆の原料としているところでございます。しかしながら、その量は5トン足らずであり、全生産原料に占める割合はわずかなものとなっているところでございます。

次に、地域農産物の輸出とその戦略についての御質問にお答えいたします。本市におきましては、玉名農業協同組合が平成16年度から輸出に取り組んでおり、平成19年度におきましては、ミカンと苺が輸出されており、その輸出金額は2,070万円となっております。輸出先別、品目別に現在までの数量と販売金額を見ても、台湾向けのミカンにつきましては、昨年産のミカン価格の低迷により、関東市場等から輸出に回されたため、取扱量が減少し、18トン、300万円ということであります。香港向けの苺は「ひのしずく」に対する評価が高く、昨年3トンから大幅に伸びまして11.5トン、1,670万円となっております。タイ向けの苺につきましては、2月から試験的に輸出が始められ、0.7トン、100万円といった状況です。

次に輸出戦略についてのお尋ねでございますが、玉名農協といたしましては、ミカンは数量の拡大と出荷時期の延長を、また苺は香港で玉名産が定着しているため、輸出量を増加させるとともに、タイ、インドネシアへの輸出を検討するとの意向でございます。なお、中国への輸出につきましては、品目制限があり、また債権回収の困難さ等のデメリット部分があるため、現在慎重に検討中であるとのことでございます。いずれにいたしましても、今後農産物の輸出が日本農業活性化のための重要なキーワードになると思われれますので、その成果を期待しているところでございます。

○議長（小屋野幸隆君） 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） はい、ありがとうございました。トップセールスの件につき

ましては、農産物の知名度アップ、ブランド力の向上など、自己PRが苦手な県民性と相まって苦戦している話を聞きます。プレゼン力が問われるところです。遠慮なんかせずに、Boys be ambitious. で頑張っただけで欲しいと思います。

大豆の件は、国際価格の高騰と困り込みで、輸入が減って納豆の原料は、玉名産大豆の使用となれば地産地消の一助になるかと嬉しくなるところです。目に見える流通消費ができることを望みます。

最後に海外戦略については、熊本県の県民所得は全国38位、1戸当たりの農業所得は全国46位だそうで、後がありません。農業県でありながら、この順位では県民力が衰えるのも当たり前です。大事な基幹産業でありますから、何とかみんなで知恵を出し、世界のブランドが生まれることを願って質問を終わります。ありがとうございました。

[16番 松本重美君 降壇]

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、松本重美君の一般質問は終わりました。

9番 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） こんにちは。自友クラブとして初めて質問させていただきます。9番 福島です。今回通告に従いまして2つの質問を用意しております。1つ、健康づくり推進員の制度について。2つ目に新庁舎建設に伴う駐車場についてということです。今20年第1回定例会におきまして、平成19年度補正予算と平成20年度当初予算が提案されております。当初一般会計では、4.1%増の予算で、まだまだ合併の影響の中の非常に難しい予算編成かと思えます。この中で、健康づくり推進員の制度も予算がなくなり、最後に残っていた天水地区の推進員も3月いっぱいの任期で終わりということです。旧岱明町、旧横島町ではもう同じような制度がありましたが、その前に任期で終わっているということです。天水地区では、私は天水地区のことだけしか見ておりませんので、天水地区のことについて話させていただきます。天水地区ではこの制度はとても機能しておりまして、社会福祉協議会、食生活改善推進委員との連携を持ちながら、健康推進、医療費削減に多大に寄与しておられたと理解しております。具体的には、生活習慣に運動を取り入れる指導、健診の推進など、またそのほか健康づくりのイベントの計画や実行等々積極的にかつ明るく楽しみながら、活動されております。ちなみに平成19年度の水地区における活動実績を披露させていただきます。平成19年度健康づくり推進員の活動の事業実績、目標。1. 壮年期の受診率の向上。2. 日々の健康づくりの活動の推進というのを目標に掲げられて、4月20日、第1回会議、平成18年度事業実績報告、事業計画、健康づくり地域活動計画、その他となっております。5月27日、天水体育祭参加協力。6月5日、健康づくり久住登山、参加数81

名、大型バス2台。6月26日、第2回会議、第22回老人の健康スポーツ大会、60歳以上の健康老人と533名参加。8月19日、第3回会議、食生活改善推進委員との合同学習会、自分の体の状態を知ろう、健康チェック、メタボリックシンドロームとは、調理実習。8月31日、熊本県健康づくり活動推進委員研修。9月8日、健康づくり、歩け歩け大会（夏期）、夏の分です。玉水校区史跡巡り、38名参加。11月11日は玉名市の健康福祉フェアに協力されております。1月20日、玉名市天水町福祉まつり、ふれあい広場。1月29日から30日、先進地視察研修、水俣市県環境センター。2月17日、健康づくり、歩け歩け大会（冬期）45名参加。3月24日、第4回会議、平成20年度特定健診、特定保健指導について。2番、地区活動、その他。というふうになっておりまして、こういう活動を毎年、毎年されております。以上のように素晴らしい事業を展開されておりまして、またそれぞれの推進員さんにおかれましては、個々に計画を立てられて、各地区に根差した活動をされております。

さて、平成20年度から医療制度改革がなされ、健康保険制度が変わります。先に、担当課より各地区で説明会が開かれましたが、非常に参加、どこもあまり多くなかったようです。それによりますと、国の方針として予防重視の方向で、1. 健康受診率、2. 保健指導実施率、3. 内臓脂肪症候群該当者予備軍減少率などが評価の指導対象となりまして、特に1番の健診の受診率の成果によっては国からの補助金も減じられます。ただ、この平成24年度を目標に65%というような説明会のときにいただいた資料に、平成24年までの最大の目標、健診受診率65%という目標数値が上げてありますが、このことは議会開会の日の市長の施政方針演説の中にもありましたけれども、非常に厳しい、難しい数字だと思えます。平成18年度の健診受診状況をちょっと資料もらいましたけれども、旧各市町とも到底これに到達するような数値は出ておりません。旧玉名市で26.8%、これは全体ですね。玉名自治区23.6%、岱明自治区24.1%、横島自治区40.0%、天水自治区35.3%。この65%という数字を目標にするには非常に厳しい数字が出ております。それで、この健康づくり推進員の制度の廃止は合併協議の中での申し合わせ事項だとは思いますが、これからの国の方針、社会状況は話し合いがなされていたころとは大きく変わりました、廃止する状況とは違っております。健康づくり推進員さんの活動が健診受診率の向上、日々の健康推進に成果を上げておられることは疑う余地のないところでありまして、これからの社会に非常に合致した制度だと言えらると思えます。予算の関係で今までどおりの人員配置の制度の存続は難しいこととは思いますが、せめて天水地区だけでもデータをとるためのテストケースとして存続できないのか、また新制度に対する、それに対する健診制度に対する対応は何か考えておられるのか。健康に対する対応を考えておられるのか質問いたします。

次に、新庁舎来客用駐車場について質問いたします。新庁舎基本設計の考え方と建設予定地周辺の全体のイメージの説明が先の全員協議会でなされました。この中で、来客用駐車場についても考え方、配置なども説明がなされました。新庁舎周辺のスペースの中の一部として駐車場も考えられているように思います。先にいただきましたリーフレットの中から、特に駐車場についての部分を抜き出してみました。既存の市民広場公園と連携した芝生広場、駐車場等への植栽によります緑陰の創出、庁舎と市民会館等をつなぐ緑のプロムナードの形成、緑化と広場、駐車場の保水性舗装、緑のインフラづくり、先進的エコ庁舎づくりの理念から駐車場の配置設計がなされているようです。非常に素晴らしいことだと思います。ですが、私なりの意見、質問をしてみたいと思います。皆さんもいただきましたこの資料なんですけども、図面なんですけども、全体イメージ図を見ますと、庁舎玄関前の庁舎のほぼ半分の幅で長く芝生広場が配置されております。これが庁舎前のスペースのほぼ半分を占めております。質問事項として市民の来客用駐車スペースは足りるのか。市役所への1日当たりの来客数と各課での利用の平均所要時間はどれくらいか調査してありますか。3番目、福祉センターの前の利用度はどの程度か調査してありますか。それにただいま申しました玄関前の芝生広場の目的は何か。来客市民の利便性を考えると、駐車場はなるべく玄関に近い場所がよいと思います。市役所に来られる市民の目的を考えると、またいろんな立場の人、例えば仕事中の休み時間を利用して来られる方、買い物帰りの方、子ども連れの方、体の不自由な方、また年老いた方、短時間で用事を済ませたいと思うし、なるべく歩く距離が短い方がいいと、ほとんどの人が思うのではないのでしょうか。芝生広場は憩いの場でもあるかもしれませんが、市庁舎に、市役所に憩いを求めてくる人は少ないと思います。市のシンボル、顔としての役割も考えるときに示された考えも理解できないわけでもありませんが、住民サイド、市民サイドから考えたとき、どうしても玄関前の広い芝生広場は不便さを感じると思います。駐車場が遠ければ玄関前の車寄せ付近に違反駐車も予想されます。例えば、桃田の体育館は玄関前に駐車場がないために違反駐車が多いですね。広場をなくしてすべて駐車場にきなさい、してくれというわけではありません。十分な駐車台数が確保されるのであれば、広場、緑地の配置をかえて、環境、雰囲気配慮しながら、庁舎前のスペースの設計を変えてほしいと思うものであります。以上、答弁を聞きまして、再質問をしたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 福嶋議員の健康づくり推進員の制度についての御質問にお答えいたします。健康づくり推進員の活動等につきましては、議員も御承知のとおりと思いますが、主な役割といたしまして、各種健診希望の取りまとめや、受診勧奨、

それから先ほど議員お話しございましたように、健康づくりに対する学習会や地域への啓発活動などが挙げられます。その中で、主な役割でございました健診申し込みにつきましては、個人情報保護法の関係上、すべて個人に郵送をし、本庁または支所にそれぞれ提出をしていただいております。健康づくり推進員の存続につきましては、旧玉名市では合併前から推進員制度はなく、旧岱明町及び旧横島町では既に任期が切れておりまして、旧天水町が平成19年度までで廃止の方向で調整をしているところでございます。地域の健康づくりに対する啓発活動等につきましては、今後健康づくり推進協議会を中心に、食生活改善推進員協議会や母子保健推進員、健康なまちづくり市民座談会など、健康づくりの既存の組織団体と十分連携協議しながら健康づくりに努めてまいりたいと考えております。また、既に健康づくり推進員の皆様方は、自分の健康づくりのためだけでなく、地域での健康づくりの輪を広げることができるよう、リーダー養成としての養成研修を受けておられます。制度自体は廃止になりますが、今後地域の健康づくりのリーダーとして自主的な地区活動を継続していただきたいと期待をしているところでございますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 福嶋議員の一般質問に御答弁いたします。新庁舎の建設につきましては、現在基本設計の作業を進めておりまして、御質問の駐車場の件につきましては、1月17日の全員協議会の際にお示しいたしました全体イメージ図に沿い、合同庁舎東側の予定地に建物の設計と並行して全体の配置計画の中で、進めているところでございます。まず、駐車場の量的なもの、足りるのか、あるいはそういうお客様の滞留時間と申しますか、利用者のそういった時間の調査等を行っているのかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、平成18年の12月議会の一般質問の中でも回答しておりますが、駐車場の必要台数の算定根拠といたしましては、最大滞留量の、ちょっと言葉的には近似的、当時あの計算法ということで御説明しておりまして、1日当たりの駐車場台数に滞留する予定の時間及び集中率を計算しまして、その駐車台数を求めているところでございます。全体の台数としましては、650台分を予定しておりまして、一般の利用者を230台、それから公用車の場所として90台、それからその他を職員駐車場ということで考えておりまして、量的には現段階のところ十分であるというふうな認識をいたしておるところでございます。議員御指摘のとおり、新庁舎南側の正面玄関前は、広場として主な一般用駐車場につきましては、都市計画道路の立願寺横町線から進入しまして玄関前を通り過ぎた位置に配置する、これは利用者の駐車場でございますけれども、配置する予定でございます。駐車場から玄関までが遠いのではないかと。正面に、すなわち玄関前に駐車場を配置した方がよいのではないかと

御指摘でございますが、次の理由によりまして、この配置計画案を作成しているところでございます。まず、広場につきましては、合同庁舎南側の市民広場と一体化した緑地空間としてとらえ、周辺の公共施設と庁舎エントランス等を結ぶ人の流れの焦点と申しますか、すなわち交流する、その中心となるものと位置づけております。また広場は、甚大な災害時におきます避難場所への転用が可能なよう十分な面積の確保が必要であるとも認識いたしております。

次に、正面玄関前に駐車場を配置していない理由でございますが、ただいま申し上げましたように、広場を交流の中心点となるものと位置づけていますことや市民ロビーからの眺望への配慮、それから道路からの新入口付近に駐車場を設けますと、渋滞や事故の原因となりやすくなりますので、ある程度の建物からの引きと申しますか、引きを持った位置に配置することで安全がより確保できることで、利用者の安全性を増すことが理由として上げております。さらに、庁舎の東側と西側には合わせて40台程度の駐車場を配置する予定でもございますので、滞在時間、簡易な手続の利用者にとっての利便性も増すのではないかと考えております。このようなことから、議員御指摘の駐車場の件につきましては、新庁舎の建設により予定地周辺が公共施設ゾーンとして充実し、新庁舎自身がこのゾーン全体の中心的核施設となり、また県北の拠点都市としての庁舎としてふさわしい風格を持たせるためにも、先の全員協議会でお示しいたしました配置計画案に沿って進めてまいり所存でございますので、議員の御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 福嶋譲治君。

〔9番 福嶋譲治君 登壇〕

○9番（福嶋譲治君） 2つの質問とも非常に前向きでない答弁をいただきまして、ちょっとあれですけど。最初の質問の健康づくり推進員さんの問題は、ほかので対応しようというような話でした。たまたま個人情報のことを挙げられまして、常にこれからは個人情報の問題が出てくるわけでございますけれども、例えば係の人が、役員さん、委員さんが名簿を持つとかそういうことでなくて、私どもの地域あたりでは集まりがある中で、それぞれ委員さんが今度はこうこうこういうことである、こういう健診がありません、そういったことを言われるだけでも、非常に効果があるのではないかというようなことがありまして提案申し上げたわけでございますが、食生活改善の方々にというようなこともありました。ただこれは、目的は全然入ってられる方に、食生活改善の推進員になっておられる方の考え方、目的は全然違うところにあるんですね、大方。私の家内もそっちの方で活動をしておりますけれども、そういう方に同じような役割を求めるとは、非常に無理があるのかなあというふうに考えております。健康保険制度が変わりまして、この間説明があったとおりで、皆さん御承知かと思っておりますけれど、健診の受診率

等々非常に補助率に影響してまいりますので、そういうことを、いかに健診を広めていくか。また医者にかかる前の予防的なことをいかにやっていくかという意味では、何らかの形で違うような対応をしていただきたいと思います。今までと同じようには行かないということは、私も理解しております。また駐車場の問題ですけれども、この間の聞き取りのときにも、非常に賛否両論分かれているということで、私が今提案申し上げました、この質問いたしましたような考えの方も非常にたくさんおられるというような話でした。市民広場公園との一体化ということですが、市民広場公園がこれだけ広くあるから、あえて緑地を私の場合は、新庁舎前に置く必要はないんじゃないか。もう少し離れた逆の方向に広場を持って行って雰囲気づくりに使ってもいいんじゃないか。普通どっか用事に行くときに、ここで言いますと市民会館に行くときでもなるべく近いところにそれぞれみんなとめたいと思うんですね。仕方なくいっぱいときは遠くに置きますけど。特に市役所に用事に来る方がゆっくり時間をとって、市役所内を眺め回ってゆっくりここで遊んで帰る。前の広場でゆっくり楽しんで帰るというような人は少ないと思っていて、そういう意味を含めまして質問、提案いたしました。この上に家をすぐ建てるわけではございませんので、まだ今から計画ですので、いろんな意見ももう少し聞かれます、変更できるところは変更していただきたいと思います。まず、市民サイドから、住民サイドからどういう方法が一番いいかというのを考えて対応していただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

[9番 福嶋譲治君 降壇]

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） こんにちは。7番議員の近松です。きょうは通告に従いまして2点質問をいたします。まず乳幼児医療から見る玉名市の子どもたちの健康についてです。前回の12月議会では、玉名の小中学生の子どもたちの健康状態がすこぶるよくないということで、食育の必要性について質問いたしました。ところで、先日全員協議会でいただきましたスクールプライドをじっくり読ませていただきましたが、ノーテレビデー、ノーゲームデーに取り組んだ学校や食育に取り組んだ学校もふえ、忙しい中、着実に実践してくださっている様子が見えて、とてもうれしく思いました。特に、玉陵中学校の「弁当の日」の取り組みは好評だったそうで、早速の実践ありがとうございました。ところで、なぜ玉名の子どもたちの健康状態がよくないのか。その後も疑問を持ち続けておまして、乳幼児期から弱くなっているんだろうかと、乳幼児医療の実態を調べてみました。乳幼児の医療費は現在玉名市では6歳まで無料ということで、助成していますので、どのように分析してあるのか聞きに行きましたが、0歳から6歳ま

での月ごとの支払の実績しかわからないということでしたので、国保の資料を見せていただきました。国保で3歳未満児の数は平成18年度で414名でした。この玉名市の3歳未満の乳幼児医療費は1人当たり平成17年で約27万円、平成18年は約30万円、これは熊本県の14の市のうち、水俣市に次いで2番目に高額であり、近隣の荒尾、山鹿市などと比較してみますと、何と1.5倍という驚くべき実態です。あの山鹿市は大体平均20万円、玉名が30万円ですから、約1.5倍です。この3歳未満児の1人当たりの年間医療費が30万円という数字は子どもを育てた人ならとても信じられない、これはおかしい、とんでもない話だと感じる数字です。生まれて1年間あまり病気しないわけですから、その子どもも含めての30万円ですから、もしかすると2歳児、3歳児では1人の子どもが年平均40万円ほどの医療費がかかっているかも知れないとも言えます。60歳まで働いて、慢性病を抱えている年代の退職者医療でさえ、31万円であることを考えると、一見元気そうに見える子どもたちの体には深刻な問題が潜んでいるのではないかと考えられます。また玉名市の特徴として入院による費用負担が県下14の市のうち、やはり水俣市に次ぐ高額で、これも突出しています。12月議会でも申し上げましたが、20年前には毎年旧岱明町で200人余り生まれても、入院するような子は1人か2人だったと記憶していますが、数年前から入院とか点滴という言葉が頻繁に耳にするようになり、何だかおかしいとは感じていましたが、実際今回調べてみましたところ、3歳未満児414名のうち168件の入院がありました。これはレセプト枚数で行きますので、168人という意味ではありません。今回この資料を見まして、入院が他の地区と比べて突出しているのは、たまたま重大な病気を抱えた子どもが多かったとも考えられますし、ちょっとした風邪からすぐ肺炎を起こすような生命力、免疫力が弱まっているような子どもがふえているとも考えられます。このあたりの原因をきちんと把握する必要があるのではないかというふうに思います。入院外の費用になりますと、県下でも真ん中ぐらいで、約11万円となっています。入院外が11万円で、県下平均ならいいじゃないかを感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、これもやはり多いと私は思います。近所の2、3歳ぐらいの子どもがいる方に、年に何回病気するのと尋ねたところ、年に2、3回ぐらいとのこと。1回当たりの支払い額は風邪で受診したとき、1週間分の薬代を含めて約1,500円だったそうですので。こういう私の年代の子どもを育てた人はそうだと思いますけども、季節の変わり目、寒いときに、年2、3回熱を出したりで病院に行った、そういうのが今までの私の感覚でしたけども、こういう家庭の乳幼児の医療費は年に2、3万円ぐらいです。昔から体の弱い子というのはいましたから、すべての子が病気しないというのは難しいとは思いますが。しかし、玉名市における医療費から見えてくる子どもたちの健康問題は、重大な課題であると受けとめて対策を考えていかなければならないと思います。

また病気が多い原因はさまざまあると思いますが、3歳未満の子どもが入院するほどの病気をするとするのは、妊娠中の健康管理にも問題があるのではないのでしょうか。受胎したときから子育ては始まっていると言われます。労働環境も厳しい昨今、妊婦の労働の実態、バランスのとれた栄養がとれているのかなど、妊婦の相談、指導はどうなっているのでしょうか。さらに、食の乱れは想像を絶するような家庭もあると聞きます。妊婦さんでも御飯をつくらない家庭というのがよくあるそうです。お弁当を買って食べるということです。玉名の食育を推進していく窓口がどこなのか、またどのように推進していくのかお伺いいたします。地産地消を進めている農林水産課や子どもたちの健康づくりの観点からの学校教育課、保育園や子育て支援全般にかかわる仕事をされている子育て支援課、当然ながら社会教育課や保健センターなど多くの部署が関係していますが、玉名市においても関連部所が連携をとりながら、乳幼児の健康問題にも目を向けた食育をぜひ進めてもらいたいと思います。以上3点、乳幼児の医療費が高額である原因をどういうふうにとらえているのか。そして妊婦の健康管理体制はどうなっているのか。そして食育をどう進めていくのかの3点についてお伺いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 近松議員の乳幼児医療費の高額の原因についての質問にお答えいたします。近松議員が指摘されましたように、平成18年度玉名市国民健康保険の3歳未満児の医療費は1人当たり30万5,498円で、順位は2番目ということでございましたけども、この中に合志市が入っておりまして、玉名市は3番目ということでございますので、よろしくお願ひします。そういうふうで高い数値を示しております。しかし、国保の乳幼児被保険者数が少ないために何人かが思い病気にかかりますと、1人当たりの医療費は大きく跳ね上がることがあります。しかしながら、この現実を直視し、今後子どもの健康と病気について分析をする必要性を感じているところでございます。乳幼児健診、4カ月、7カ月、1歳半、3歳では各健診ともアトピー性皮膚炎に代表される皮膚疾患が最も多く、次に中耳炎等の耳鼻科疾・ぜんそく等の呼吸器疾患が大きくなっております。この耳鼻科・呼吸器疾患は年齢が増すごとに増加の傾向でございます。しかし、これらは外来通院で可能ですが、入院や手術を要する疾患や先天性疾患など医療費に大きく影響をいたします。保護者、本人双方の心身、経済面の負担も大きくなってまいります。本市のこのような疾患を持つ子どもの病気の実態は、十分に把握はできておりませんが、乳幼児健診や育成医療、養育医療、小児慢性児特定疾患等の給付状況を見てみますと、ここ数年、心室中隔性欠損症を代表する心疾患や内分泌疾患が若干増加する傾向であるようでございます。今後は、市内の乳幼児全体の罹患状況調査や乳幼児健診、家庭訪問等で聞き取りなど詳しい分析調査等を実施し、これから

の予防施策に生かしていきたいと考えているところでございます。

次に、妊婦の健康管理状況についての御質問にお答えいたします。母親が健康な子どもを生き育てることは、妊娠期の生活環境や健康管理が大きく影響をしております。経済的な理由で定期的な妊婦健診を受けず、飛び込み分娩がふえている今日、妊婦健診の充実支援はもちろんですが、妊婦を取り巻く毎日の生活環境の質の向上も必要になってくると考えているところでございます。しかし、今日妊婦の食生活の実態や労働環境の悪化、生活リズムの乱れ、不安定な経済状況などその実態はかなり不健康で不安定な環境の中で生活をしている妊婦がふえているのも現実でございます。また母子推進員による妊婦の家庭訪問を実施しておりますが、平成18年度は72.8%、平成19年度は75.6%の実施率を見込んでおりますが、気になる方は産婦人科や他機関との連携をとり、保健師、助産師が継続支援を行っておりますが、十分な保健予防活動ができていないのが現状でもございます。このようなことから、問題が起きてから支援していくのではなく、妊娠中から保健師や助産師、栄養士等が予防的にかかわっていくためには、家庭訪問の充実を図りながら、妊婦の生活実態を把握し、今後の母子保健活動に生かしていきたいと思っておりますので、今後とも御理解、御協力をお願いいたします。

最後に、食育の質問についてお答えいたします。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力をつけていくためには、何より食が大事、重要でございます。国が示す食育の理念の中で、心身の健康の増進を中心として子どもから大人までの健全な食生活の確立と実践を目標に保健センターにおきましては、次のような食育の推進に取り組んでおります。1. 母子手帳交付時の妊婦への栄養指導。2. 乳幼児健診時の栄養指導。3. さくらんぼ学校、のびのび育児相談での栄養相談。4. 生活習慣病予防のための重点栄養相談。5. 親子料理教室。いきいきサロン高齢者への食改善。1歳6カ月児健診時の手づくりおやつの配付など、食生活改善推進員による地域活動と最後に食生活改善を実践するための人材の育成として食生活改善推進員養成講座の実施等を行っております。このように子どもを生き育て、年老いてからも食の楽しみを味わうことができるように様々なライフステージにおいて、食に関する知識と選択力の習得、健全な食生活の実践学習会や地域への啓発活動を実施しております。高額な乳幼児医療費を考えたときに、出生体重と疾患発症が、強い関心を持っていることが示され、周産期から食育が重要だと言われております。妊娠前、妊娠中の母親の低栄養状態が続きますと、低出生体重児とは未熟児でございますけれども、その子どもたちは腎臓の発達や代謝機能が未熟で、精神的、肉体的ストレスに弱いこと。さらに、乳幼児期の栄養状態が将来の糖代謝異常の発症につながりやすいことが示されております。このことは生活習慣病になりやすい素因を持つ子どもたちが育っていくことになり、次世代への健康を確保する上で重要なことと考えております。これらをかんがみ、保健センターとしましては、さらに妊

産婦、乳幼児への食育への取り組み、栄養指導等の充実を図ってまいりたいと思います。また、食育推進計画に当たりましては、地域特性を生かした自主的な施策の展開による食育を推進し、健康、教育、農林水産等の各分野が連携した取り組みをする必要がございます。さらに関係者や関係団体とのそれぞれの役割に応じた取り組みとともに、家庭、学校、地域等が一体となった取り組みを推進する必要があり、今後さらに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 学校教育の中での食育の推進についてお答えいたします。学校教育の中では、玉名市の学校教育目標の中に、あらゆる教育活動に食の意義、重要性を位置づけ、望ましい食習慣の形成を図ると、こういった食育の目標を掲げ、学校訪問であるとか、校長会議を通して、食育を推進しております。食に関する指導目標には、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の6項目がありますけれども、その項目に応じて食に関する指導内容を各教科や道徳、給食の時間を含めた特別活動の中で、食に関する年間指導計画を各学校ともに作成し、それに基づいて食育を推進しております。前回の一般質問でもお答えいたしましたけれども、本年度高道小学校が学校給食の研究発表を行ないました。その中で、朝食を食べる児童がふえたり、内科的な原因、例えば頭痛とか腹痛での保健室への来室者数や欠席者数が減少したりと、食育を進めることですばらしい結果が出ております。また、議員も先ほど触れていただきましたけれども、玉陵中学校や有明中学校では自分でつくる弁当の日を設けるなどの実践もしております。このように智・徳・体の基盤となる食の重要性を認識し、心身ともに健やかな児童・生徒をはぐくむために、食に関する指導の充実、食の環境整備や日常的な指導の充実を図り、家庭や地域等との連携協力のもと今後とも食育を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 先ほどは失礼しました。私14の市の医療費の実態を調べて計算しまして私が執行部にあげたのに、ちょっと一部間違っていました。失礼しました。1人当たりの入院の費用は間違いなく第2番目です。参考までに申し上げますと、入院に関しては水俣市が22万1,594円、玉名市が16万7,208円、それに次ぐ合志市が14万円ということで、入院に関してはやはり14の市の中で、ナンバー2で、何か水俣の次というのはどういうことなんだろうと思ってしまいます。ちなみに、少ないところは宇城市が4万円なんです。玉名市の4分の1という実態です。それから、先ほど合計で見ますと、やはり3位なんです。合計で入院、外来含めて合計します

と、水俣市が35万4,899円、合志市が33万6,000円、玉名市が30万円というところでナンバー3になります。山鹿、荒尾になりますと20万円台ですし、一番少ないところが、やはり宇城市で15万円です。つまり全体として見ますと、宇城市は358名、玉名市414名ということで、あまり国保の数は変わりませんが、玉名市は半分しか病院にかかっていないというような実態です。お忙しいと思いますけども、今後もこの乳幼児の医療費が高いことについては、ぜひ何らかの形で調査を進めていただきたいと思います。きのうたまたま見たんですけども、京都の日向市というところで、これは4、5年前の情報でありましたけども、やはり医療費無料化のことで載りましたけども、年2、3万円ということで計算しているということだったんですね。だから、全国的な状況を見ると、また、これやはり異常だということが大きく浮かび上がるんじゃないかなあというふうに思います。以前は、ここで気になる子の実態、落ち着きがないとかそういう言葉のおくれとか、気になる子の実態もふえてまして、受診者の3割になっているというふうなこともお答えいただきました。このことと同じように、体の面についても今後どうなっていくのか、ぜひきちんと統計をとっていただきたいと思います。保健師というのは、健康問題を見つけて、地域の健康問題を見つけて、問題解決のための事業を展開していくというふうに教育されているのですが、現在は国が一律にいろんな事業を押しつけてきていますので、仕事が多過ぎて本来の力を発揮する余裕がないのではないかなあということを心配しています。この乳幼児の病気の実態については、厚生省より、厚生省よりというのは厚生省の時代の情報ということですが、やはり1歳から4歳までは風邪とアトピーで83.6%、小児疾患としてはアレルギー性ぜんそくとアトピーがふえているというような報告がありましたので、やはり今お話、お答えいただきましたぜんそくがふえている、アトピーがふえているという実態は全国的な状況でもあるかと思います。先日、佐世保での食育祭に参加してきました、アトピー性皮膚炎の治療で有名な元下関市立中央病院の先生のお話を聞いてきましたけども、和食を中心とした食事を変えることで、かなりのアトピーの症状が消えていくということを、自信を持って言われていました。今やアレルギーの1つである花粉症関連商品の市場規模は430億円と言われてはいますが、先日生協で購入した本では、食事を変えただけで1円も使わず花粉症が治り、おまけにダイエットのおまけつきだったと書いてありました。実際、食事を変えたことで病気が治る人というのは結構、今教育長さんのお話にもありましたけども、特に、子どもなんかは食事が大きいと思いますので、食育の方ぜひ進めていただきたいというふうに思います。私としては、これはすごく大きい問題で、健診の補助をしたり、無料にしたりすることは簡単なことですが、本当に病気にならない生活ができるように、そういうことを地域で取り組んでいくということが行政として一番大事だと思いますので、ぜひこれについては後で市長

よりお考えをいただきたいと思います。

次に、学童保育について質問いたします。過去2回質問しています。1回目のときは、学校の空き教室を使って取り組んでみるというふうなお答えをいただきまして、早速横島で小学校の空き教室で学童保育を始めていただきました。2回目に質問しましたときは、国のガイドラインが示されてから考えるという回答でありましたので、国のガイドラインは期待外れのものでありましたけども、昨年10月に、一応示されましたので、そろそろ市としての方針が出たのではないかと思い質問いたします。学童保育をめぐる問題は、働く母親がふえたことで、学童保育の希望者がふえてきており、現在の施設では受け入れが十分でない、十分にできない。定員オーバーで断られたという話も聞いています。このことは前回にも待機児童がいるということで、その対策を質問しておりますので、現在の受入体制はどうなっているのか、また市としての対応についてもお伺いいたします。また、パート勤務の場合、平日は学童保育を必要としないが、夏期休暇など長期休暇には昼食時も親がいない状況にあります。長期休暇のみの学童保育所を開設している地区もありますが、玉名市の実態と対応についてお伺いいたします。

3つ目は、玉名地区及び岱明地区においては、学校まで車で迎えに来、数カ所で学童保育を展開しています。これは県内でも他にモデルはなく、国としても想定していることではありません。そのため、送迎の経費は学童保育の補助基準にもなく、事業者や保護者の負担となっています。ガソリンも高騰している現在、遠距離だったり、送迎箇所が多い、学童保育の事業所ほど負担が大きくなっています。送迎の人件費、ガソリン代、車の減価償却など計算すると、赤字だとの声が聞かれます。保育料7,000円というのは、県下でも高い方ですが、それでも運営が楽ではないようです。また利用希望者がふえていることで、建物の確保が必要になるが、新築したり、建物を借りて家賃を払うほどのゆとりは事業所にはないのが実情です。学校の空き教室で運営している横島の学童クラブでは、家賃、光熱費は無料ですが、それでも運営は厳しいと言っておられますので、他のクラブの運営の厳しさが伺えます。介護保険が始まる前に、老人の福祉事業でデイサービスが始まった時には、送迎車は町で購入して貸与のような形で始まったと記憶しております。やはり市がすべき事業を業者に委託する場合は、少なくとも赤字が出ないような条件でお願いすべきと思いますが、どういうわけか、学童保育の場合は、各事業所のボランティア精神に依存して成立しているような状況ではないかと思えます。県内の他の学童保育の事業所では、建物は行政が準備したり、光熱費は行政が持つところもあります。このような学童保育所の運営の実態を市はどこまで把握しているのか、対応はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

4番目は、保護者の費用負担の問題です。週1回の習い事でも5,000円ぐらいするのに、毎日預けて1万円が高いと言えるのかという論議は別として、払う側の親の負

担が大きいのは事実です。玉名地区、岱明地区の学童クラブは保育料、おやつ代、学校までの迎えを含めて、月9,500円です。玉名市の保育園に通っている5歳児、つまり年長さんの保育料を見ますと、369人中、保育料が無料の世帯が26、市民税非課税世帯で4,000円を負担している世帯が21、均等割世帯で8,000円の負担をしている家庭が38世帯でした。低所得者年収200万円以下の方で、保育園を利用している方が47名います。この子どもたちが小学校に上がったときに、親は給食費と学級費を払い、さらに学童保育料として1万円近い保育料を払えるのでしょうか。ある事業所では、自分のところの利用者には低所得者はいないと言われました。玉名の学童クラブの保育料は高いので、生活に余裕がある人しか利用していないのでしょうか。またある事業所では、母子家庭の利用が多いので、見るに見かねて、ひとり親家庭と兄弟がいる家庭は1,000円割引をしています。しかし、これは本来市がすべきことではないのでしょうか。市の財政が厳しいことは重々わかっていますが、玉名市がこのまま送迎をして数カ所をまとめて学童保育をしていくというスタイルを当分変えないとするならば、せめて低所得者対策を考えられないのでしょうか。熊本学童保育連絡協議会の調査によりますと、玉名市は県内どこの学童より保護者負担が大きいのです。夫婦共働きで、2人で600万円前後の収入がある家と、2人で働いても300万円以下の家庭、またはひとり親で200万円以下の収入で暮らしている家庭では、生活の厳しさが違います。県内全体の学童保育の実態と照らし合わせて、玉名においてはせめて低所得者以外にも負担軽減を考えていくべきと思いますが、お考えを伺います。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 近松議員の学童保育の御質問についてお答えいたします。

まず利用希望者の受入体制についてでございます。議員が御指摘のように、玉名市では保護者が就労等により、昼間家庭にいない、主に小学校低学年児童に対しまして放課後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育というものを実施しております。御質問の利用希望者の受入体制についてでございますけれども、現在9つの学童クラブの定員合計330名に対しまして、新年度は約370名の入所希望があっておるところでございます。近年学童保育の入所希望者が急激に増加しているのが現状でございます。各クラブの裁量によりまして、調整を図っておられるというところがございます。今後、実態を把握し、適切なクラブ数、定員など時代の流れに即した受入体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目に、夏季のみの利用希望者の対応についてでございます。夏季休暇中における短期入所児童の受入につきましては、各クラブの判断で実施されております。近年夏

季休暇中のみの利用ニーズ等が高まっておりまして、各クラブにおきましては、毎年夏季休暇中のみの利用者を別枠で設け、対応されているところでございます。

それから3点目に、送迎している事業所の運営の実態ということでございます。玉名自治区及び岱明自治区の5つの学童クラブにおきまして、小学校から学童クラブの実施施設までをバス等で迎えに行き、児童の安全に配慮した運営を行なっておられます。またバス等で迎えに行くことによりまして、利用児童数の少ない校区の児童も利用ができ、事業のニーズに対応しているところでございます。御質問の送迎している事業所の運営の実態ということでございますが、保護者負担といたしまして、送迎費用を保育料とは別に1人月額1,000円をいただいております。しかしながら、この送迎費用のみではバス等の燃料費や運転手の人件費、車の維持費等のすべての運行費を賄うことはできていないということでございます。今後も学童クラブの送迎に要する運営費等の実態を把握していき、学童クラブとの連携を図っていきたいというふうに考えております。

保護者負担でございますけれども、学童保育を利用しておられる低所得者及びひとり親世帯への対応についてでございますけれども、現状といたしましては、学童保育の保育料は保育所の保育料のように、所得、税額などに基づく階層区分による保育料設定ではなく、一律の徴収額ということになっております。ひとり親世帯につきましては、それぞれの学童クラブの裁量によりまして、減免が行なわれるというところでございます。いずれにいたしましても、御指摘の保護者負担を含め、昨年4月に、文科省、厚生労働省、幼小連携のもと施行されました総合的な放課後対策を推進するための放課後子どもプラン推進事業と昨年10月に厚生労働省により策定されました放課後児童クラブガイドラインに基づきまして、玉名市の放課後対策の実態を把握し、利用しやすい保育事業の推進に努めたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） さすが、保健師さんだけあって、乳幼児の医療費の問題、あるいは学童保育は別ですが、問題点を指摘していただきました。大変申し訳ない話ですが、お話をうかがいながら、私もそういった実態にあるのかなと。一番大事なことは、やっぱりどうしてそういう姿になってるのかというのを、きちっと分析する必要があるということですよ。医療機関で行なわれた実態論から分析していく手もあるし、あるいは各保育園等で実態を調査してみる、そうすることによって、あるいは地域性が目に見えるのか、浮かんでくるのかということもあるし、また相対として、それ申し上げていいのかどうかの請求制度、支払制度の問題が影響しているのかしていないのか、この辺もきちっと分析してみる必要があるということが1つ。医療費という問題からはそ

うということだろうと認識をしています。その上で、御指摘のような玉名の子どもたちの健康状態ということに対する取り組みというのを深めていかなきゃならん、妊婦の問題であるとか、あるいは食育の問題等についてはまさしく同感でありますから、具体的にそれならばそれで、どういうことが自治体として、玉名市として考えなきゃならんのか、対策を立てなきゃならんのか。御指摘ついでに、保健師さんが中心になってひとつ調べていただいて、何なら御提案をいただいたらいいのかなと、そういうふうにも思います。どうぞよろしく願いしときます。私もちょっと勉強してみます。

学童保育については、少し近松議員と私は受けとめ方が違うんですね。そりゃ、熊本県下にない仕組みだから非常にいいことだという受けとめ方もあるかもしれませんが、学童保育と幼稚園とを何か少し間違えているんじゃないかなと私は、スタート地点でそういう感じ方を持っています。小学校1年生、2年生、授業が早く終わるから、これをバスで回って、何十名も1カ所に集めていく。バスの動きだって、そら大変だろうと思いますよ。ですから、運営実態が非常に厳しいというのはいくらもありません。そういう形でいったら、運営が私は厳しいのが当然予想されるんじゃないのかなという気はしてるんです。だから、学童保育とは本来どうあるべきかという議論をもっとやっぱり深めて取り組んだ方がよかったんじゃないかなと思います。旧市がそういう姿でスタートした後で、旧岱明町もいわばそれに追随するような形で自動車で子どもを集めるという方式になっていったと、私は理解をしてるんですが、横島や天水はそういうスタイルはとってないわけで、じゃあ、横島や天水の学童保育の実態というのは非常に寂しいものなのか、私は決してそういうことではない。保育児じゃないんですからね。やっぱり小学校に通学している子どもたちのことですから、私はもっと本来あるべき姿というのが検討されてしかるべきではないのかなと思っておりますが、一遍歩き出していますからね、そう軽々に仕組みを変えるというわけにもいかん。これもまた、他市町村の学童保育との分析、比較、こういうのをきちっとした上で、玉名の学童保育のあり方を改めて探る。そういう必要性があるんじゃないでしょうか。そんな感じがしております。

○議長（小屋野幸隆君） 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 学童保育に関しては、市長の言われるとおり、玉名、岱明地区ではこの車で送迎するというやり方を導入してしまったことから、今非常に問題が出てきているということで、市としてこれをどういうふうに持っていくかということは、非常に大変な問題だと思いますけども、私は3回質問してるんですけども、この方向性がまだ見えてきていないということで、どうしていいのかと市長も言われましたけども、玉名市としてここでどうしていいのかを執行部の中で、きちっと事業所を含めて議論を深めて出していただきたい。もうそろそろしていただきたいというふうに思い

ます。それから、負担軽減の問題ですけれども、1万円近く払って学童保育を利用している子、それから利用していない子いますけども、余裕がある子が利用できる学童保育ではおかしい。本当に生活が厳しい家庭というのは、いろんな問題を含んでいますので、その子たちが利用できる学童保育であってほしいので、もし市の方で補助、まだ考えていけないということでしたら、本当にこの低所得者の47名の子が卒園して、きちっと学童保育に必要な子は行けているのかどうかを見届けていただきたいというふうに私は要望いたします。

それから乳幼児医療の問題につきましては、私はこの医療費の請求手続が簡略化されたから、こんなに高いんだというふうには考えておりません。私がこの問題を議会で出しましたときには、その前に、熊本市からこちらに越して来た人、それから宇土から玉名に来た人から、「どうして、向こうは窓口で払わなくていいのに、玉名は払わないといけないのか。」ということを知りまして、窓口で払わないというやり方もあるんだということに気がついて提案したわけですので、14市のうち玉名だけがこういうやり方をしているわけじゃないと思いますので、これはきちっと14の市がどういうやり方をしているかを調べていただきたいというふうに思います。

それから、乳幼児の健康づくりの問題につきましては、先ほど栄養指導、健診時にいろいろしているというふうなお話がありましたけども、今までそれをしてきても、これだけの病気が多いという実態ですので、やり方をひとつ見直していただかないといけないんじゃないかなあとと思います。アトピーが多い、ぜんそくが多いということでしたら、ぜんそくの子どもの教室、アトピーの子どものを集めた健康教室、そういうふうにやってみて初めて指導内容もまた健康づくりに合ったものになってくるんじゃないかと思います。してる、してる、してるけども、成果が上がらない。病気がふえてるということでしたら、その指導内容は本当にそれでよかったのかなあとということを考えていただきたいというふうに私は思います。ぜひこれを機会に分析していただいて、その多い疾患についてはそこにターゲットを絞った教室、指導をしていただいて、指導の技術というのを向上させていただきたいというふうに思います。

平成20年度予算を組むのに、20億円不足しているといううわさを、ちまたのうわさで聞きまして、本当に大変な思いがして、今回の予算もつくられたことと感謝しております。先ほど出しました学童保育をきちんと整備するには、相当の費用を捻出しなければなりませんし、大変な問題だと思いますけども、財政難であろうと、ここにこんな重大な問題が未解決のままあるということは認識しておいていただかないと忘れ去られてしまいます。そしてこのことが忘れられて、ひょこっと新しい事業がどこかで始まるかも知れません。そんな心配も感じて、忘れておられませんか、学童保育のことをというつもりで、今回また出させていただきました。ぜひ今度こそきちっと担当者が議論

されて、玉名市としての方向を出していただきたいですし、また事業所との話し合いも進めていただきたいと思います。

それから、最近の自治体では、子どもの医療費無料化を中学生まで引き上げるところも出てきております。玉名の議会でも取り上げられることもあるかも知れませんが、医療費を無料にすることが、必ずしも即子どもの健康に結びつくわけではありません。病気の原因の大半は日常生活の中にあります。生活の実態をつかむことが大事であり、また実態を見る視点の確かさも問われます。まずは心身とも元気になる施策に力を入れていただきたいと願うとともに、今後とも低所得者に対する配慮を切望して私の質問を終わります。

[7番 近松恵美子さん 降壇]

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時38分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 有明クラブ並びに自民党の吉田喜徳でございます。よろしくお願いたします。

平成20年度一般会計予算について。歲月、時の流れは速いもので、平成も20年になり、本年度も年度末を迎え、国も地方も厳しい財政事情が一層顕著になって来た感を深くするものであります。国、地方を問わず、各予算というものに、それが如実に表れているのがその証ではないでしょうか。さて、玉名市にあっては平成20年度の一般会計の予算は歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ267億1,300万円と定められ、この審議が今議会の最大の焦点であります。財源の乏しい中、歳出に腐心されての市長初め執行部の御苦勞をねぎらい、敬意を表す次第であります。

歳入の主なものは市税66億円、自己財源に対し、国、県に依存している関係が地方交付税等およそ150億円かなと、私の概算でありますが、やはりいまだに3割自治を脱しきれないのが、それは相変わらずほど遠い実情であります。脱しきれないどころか、都市と地方の税収格差是正問題とか、今まさに国会の最重要法案であります道路特定財源、いわゆる暫定税率と玉名市について考えてみた次第であります。自民党は先に地域活性化特命委員会を発足させ、その成果として地域活性化緊急対策として地方法人二税（法人事業税、法人住民税）の抜本的見直し、地方消費税の充実を主な柱として政

府に提言、政府与党でも検討された結果、東京都で約2,780億円、愛知県で684億円、8都府県約4,000億円税収が目減りする一方、熊本ほか39道府県は税収増の恩恵を受けるといいます。都市と地方税収格差是正を目的に、政府与党内でさまざまな角度から検討が進められる中、このたび1月22日公表されました、いわゆる地方再生対策費が設定決定したとお聞きしております。その試算額は、都道府県1,500億円、市町村2,500億円となっておりますが、熊本県では、当初は140億円程度だったのが、地元の野田、林田両自民党代議士の尽力もあって、熊本県355億4,000万円、そのうち玉名市は2億9,600万円と伺っています。以上、述べた点について、平成20年度予算案とのかかわりについてお尋ねするとともに、予算編成に当たっての腐心した点などをお伺いいたします。

次に、潮谷知事のメッセージを熊本県土木部の公表で、県下に出回った資料をもとに質問させていただきます。県民の皆さんへ、道路財源についてのお願いというタイトルであります。税収が半減し、新しい道路の整備はもちろんのこと、今ある道路や橋の補修も滞り、さらには県や市町村の財政に、ひいては福祉や教育など、他の施策にも大きな影響が出るのが予想されます。原油高騰により、皆さんの日々の暮らしが大変厳しくなっていることは承知していますが、熊本県の発展のため、また子どもたちに豊かな郷土を残すため、暫定税率維持による道路財源の確保について御理解いただきますようお願いいたしますという最初のメッセージ。それについて、暫定税率が維持され、道路の整備が進むと、どんなことの良い意味の現象が起こるかといいますと、通勤・通学圏が広がり、生活が便利になり、ふるさとの定住の可能性が高まりますと。これは、市の総合計画運営、鮮やかにうたっております市の定住化構想ですね。定住化構想にいい意味で影響するわけでありまして。税率が維持されないと、それがだめになるという不安もあります。

次、企業誘致のチャンスが生まれ、雇用の場が広がりますとあります。この企業誘致も工業団地等今模索しておられて、県等と今相談中であると聞きますが、この工場誘致さえ、その団地の造成さえ難しくなっていくんじゃないかと思うわけでありまして。

次、安心、安全で暮らせる社会におおいに連動します防災緊急活動の搬送時間が短縮され、カバーするエリアも広がることで、人命が守られます。道路財源が維持されると人命が守られます。

次に通学路の安全性が高まり、歩行者や自転車 안전하게移動することができます。市道の通学路等について、先の私の一般質問で建設部長の答弁もありました。道路関係について冬柴国交大臣は、通学路、子どもさんが学校へ通学される位置についてですね、いまだに整備されていない。全体で120万キロメートルのうち、それらは19万キロメートル。その中で40人以上の学童が使っておられる道路は11万キロメー

ル。また歩車線の区別がない道路が全国で4万4,000キロメートル。これらもこの道路財源によって整備がされるという考えであります。交通渋滞が緩和され、時間ロスがなくなるとともに、沿道環境が改善されます。先ほど玉名バイパスについて明快なる答弁がありましたけれども、玉名バイパスについても大いにこれは影響してくるんじゃないかと思うわけでございます。

そこで、仮に道路財源が廃止されたということになれば、どういうふうに影響するかということも発表されておりますが、まず県をとっています。その次に市を考えています。県では、熊本県の道路関係予算の影響あるいは税金の減収額は現在暫定税率廃止による税収比較217億円が約100億円減って119億円と出ております。あるいは暫定税率廃止による税収比較125億円が約60億円減って67億円になるとしてあります。熊本県の次に熊本県道路関係予算は支出の内訳等で920億円が廃止されると539億円になり、また市債等のいわゆる県債がある。これは県債といいますか、債務の返還等に920億円充当されているのが、539億円に減って、その穴埋めをしなきゃならないという大変な予算になっていくわけであります。玉名市においても、今回予算書に出ておりますとおり、暫定税率廃止による影響額、今の当初予算案では、8億8,000万円が廃止によりますと4億2,000万円の減額が生じて、4億5,500万円になっていくという、こういう状況になるわけでございます。いわゆる先ほどのどなたかの答えにも多少あらわれておりましたが、交付金譲与税、これによりますと、平成19年度の見込みは4億4,000万円程度でありまして、あるいはまた国庫支出金は8億1,000万円程度、地方債8億9,000万円程度、これが合わせて20億4,400万円、この辺の価額の金が道路財源廃止によって、どう玉名市は対応していくのか、廃止になった場合ですね。そういうのが憂えるところでございます。つまり玉名市にあっても、自動車取得税9,680万円とか、地方道路譲与税の8,510万円計上した。市債にも34億3,380万円計上されています。またこれから起債しようとしている予算案に6億2,000万円、これもだめになるでしょう。起債の返済、あるいは道路の維持管理等に対する影響、甚大なものが出ると想定するのであります。その上、いつも私が申しておりますように、今でさえ教育予算は非常に全体的に見て低いのに、これにも影響してくるとい実証が計算されるわけでございます。以上、述べましたとおり、暫定税率の継続を見込んでの予算の確定だったと思うのでありますが、廃止となればどうなるのか、その内容等は3月24日に成立するであろう玉名市予算はどうなるのか、その影響について市長等の、あるいは総務部長の御見解をお伺いしたいのであります。

次に、補助金等見直し検討委員会の検討内容の報告、提言についてお尋ねしたいと思っております。各種補助金がカットされ、市長にとって、我々選挙する者にとってその団体

や補助金の恩恵を受けているところにおいては、不評を買う要因になりはしないだろうかと私もいささか憂慮するものであります。したがって、市民の代表で構成されているでありましょう補助金等見直し検討委員会の総意、提言によってこうなったという証を願う意味からのこの問題を取り上げて質問した次第であります。どうぞよろしく願います。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 吉田議員の都市と地方の格差是正について、お答え申し上げます。その中で、地方再生対策費につきましては、議員が御質問の中で述べられましたとおり、2億9,600万円を見込んでいます。ただし、地方再生対策費は普通交付税の中で措置されますので、予算上では名称が出ておりません。この地方再生対策費によって、普通交付税の伸びが確保されたところでございます。平成20年度の予算編成において腐心した点につきましては、佳境に入りました新幹線関連事業や新庁舎の用地購入などのハード事業、あるいは福祉関係経費の増加、また県民体育祭開催に関する経費や各種施設の老朽化に伴う補修などの臨時的な経費への対応でありました。このような事業への財源確保につきましては、合併特例債あるいは新たな財源となりましたこの地方再生対策費等などの活用を図りながら、効率的な予算配分に努めたところであります。

次に、道路特定財源の税率についてでございますが、暫定税率が廃止になった場合の影響額としましては、平成20年度当初予算において、およそ自動車重量譲与税が1億7,600万円、地方道路譲与税が1,300万円、自動車取得税交付金が3,900万円の減額となるほか、国庫支出金のまちづくり交付金や地方道路整備臨時交付金が大幅にカットされる可能性があります。もし、暫定税率が廃止となれば、予算の減額補正を行なう必要があり、議員が述べられましたように、道路の整備や維持管理のみならず福祉や教育などの他の施策への影響も避けられないものと大変な危機感を持っております。このようなことから国交省や県及び他の市町村と連携を図りながら、暫定税率の存続に向けた努力をしているところでございます。

次に、補助金等見直し検討委員会の検討内容の報告書についてでございますが、補助金の取り扱いにつきましては、大変デリケートな問題でありますので、その見直しにつきましては、各自治区から男女各1名に看護福祉大学の副学長を加えた計9名の市民の代表者の方で構成した補助金等見直し検討委員会を立ち上げ、今年度御検討をいただいたところでございます。検討会の意見といたしましては、個々の補助金における金額案も示していただきましたが、意見の中心としては、補助金の算定ルールの確立や透明性を高めてもらいたいということでありました。市といたしましても、この意見を尊重

しながらよりよい補助金制度の確立が図れるよう検討を重ねていく所存でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 吉田議員の質問に対する私の所見を述べさせていただきます。

格差是正の問題につきましては、先ほども田島議員の質問のときにも、私の感じ方は申し上げておきましたから、割愛をさせていただきます。道路特定財源についても大筋総務部長からお答えをいたしました。私なりの感じ方を申し上げたいと思います。2月の初め、知事、それから県議会議長、それから14市の市長代表、市議会代表、それから中小企業団体中央会長等々、上京をいたしまして、暫定税率の維持についてお願いをしております。私は、副会長でも何でもありませんが、何となくそういうことになりまして、市長代表ということで出てまいりました。先ほど熊本県の知事の立場からの知事のメッセージについて、吉田議員が触れられましたが、私は東京へ行った折に、民主党の政調会長さん、自民党の政調会長さんにも申し上げたんですが、私どもの知事さんはどちらかと言えばリベラルな印象の方だと。その指示が常日ごろは我々と必ずしも意見が一致しないのに、この問題については真剣に行動をしている。このことを受けとめてほしいというふうに申し上げたんですが、なぜ、全国の県知事が、あるいは市町村長がこの問題に非常に危機感を持ったか。それは今総務部長もお答えをいたしました。全部の県の予算、市の予算には既にこの道路特定財源が全部組み込まれた予算案になっているわけです。それが昨年からのねじれ現象と言うんですか、そういう問題によって、もしこれが否決ということになった場合には、全国の自治体に大きなはかり知れない混乱が起きるということが、知事にしても市町村長にしても一番大きく危惧してるところでございます。それはもし、それぞれの市や町で、もちろん県もそうですが、一遍決めたこの平成20年度予算案が全部これは練り直さなきゃならんということになったときに、一体どういう混乱が起きるだろうかということにはなかなか想像するにもおぞましいような環境になる。だから、そういう状況というのを認識してるから民主党の国会議員の中にも社会党の国会議員の中にも、これに理解をして一緒に行動している方々がいるんではありませんか。私は、この問題が改善する必要があるとするならば、時間をかけてきちっとやらないと、全国的な混乱を呼ぶことになるというのが、まず私の持つて第一認識であります。そういう中で、最近盛んにあの道路特定財源を利用して職員組合が何かチェアを買ったとか、ごく最近、これは直接的じゃないんですけど、別の法人に多く特定財源が使われているということで、ただの旅行をしたとかせんとか、もう評判が悪い。あっちこっちで、テレビで取り上げられてる。私は、このことと、この法人等の行儀の悪さと、特定財源の本質的議論をごっちゃにしてはだめだと。そういうふうにむだ遣いをしたり、国民の目線から見て、不自然であったりすることは厳しく

改めていかなければならん。しかし、そのことがわあわあなって、特定財源の本質論が横に押しやられるというのは、極めて危険な議論の推移だと思っております。そういう中で、先の国会での問題もそういうことを危惧する中であえて、どうしても年度内にこの予算案だけは通さなきゃならんという思いが政府与党側にあったことは私は事実だと思う。それで、いろんな日程等々見て、衆議院の予算案の可決に至ったんだと理解しておりますが、そうはいいながらその水面下と申しますか、恐らくいろんな話し合いが行なわれていると思う。参議院がああいう状態になってるわけですから、政府与党側が思うようにはできないわけですから、そこはしっかりただ政府与党の足を引っ張ればいいというんじゃない、また今までだからって全然野党の言い分を聞かないということで対立ばかりしとったんでは、これはえらい国民生活もそうですが、日本中の行政に混乱を来す。それで、恐らく真剣な話し合いが行なわれてると思いますよ。例えば10年というのは、打ち出しは10年だった。今まで暫定税率というのは5年ごとになってたのに、なぜ10年でなしてくるか。それから暫定税率の税率を少し考えようじゃないか。あるいは、一部もうこれ以上はちょっと余裕があるなあという分は、一部一般財源化しようじゃないか。恐らく、そういう私は建設的な話し合いがなされてるんだと思いますよ。一方的でなくて、そりゃそうしなければ衆議院は与党側が多いけれども、参議院は野党の方が多いんですから。ただ、これを盾にとって政治問題化して選挙に有利につながようなんてことはないと思いますけれども、そういうような政治の動きにならないことを心から願うところです。やっぱりさっき申し上げたように、本質論にのっつて、やっぱり議論が深まっていくことを心から願っております。そういう中で、冬柴大臣はやっぱり政治状況もあって、法人の行儀の悪いところはもう廃止するとか、見直しをするとか、ちょっと急ぎ過ぎかとも思いますが、これはもうせざるを得ない状況だろうと思うんです。ですから、そういう部分は法人を見直しをするとか、あるいは改革をするとか大いにやっていかなきゃならん。しかし、今私ども地方自治体が置かれている現状を考えると、今この時点で、特定財源はいかん、悪者なんだという議論の推移は大変心配をいたしております。以上が、私の所見でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 市長の力強い御所見を承り、大変心強く思った次第でございます。どうぞ、今議会でいろいろな修正はあるものの、スムーズに成立されることを願う1人でございます。

まあ総務部長、補助金が減額されたところにおいては所管の課長や所管の課からよく説明をして、御理解をいただくような、そうしておられるんじゃないかと思うんですけど、成立後もそういう行動も起こしていただく必要もあるんじゃないかなあと。それ

が1つの冗談かも知れませんが、島津市長になって補助金ばかりカットされていくんですね、そういうような風潮が蔓延されないように、私どもも責任あるわけでございます、選挙する者にとって。そういう御努力をお願いしたいと思います。

次、教育問題について。小学校入学時における経費について。いよいよ新年度に当たって新入児童を迎える学校が、そして家族の喜びが目に見え、さわやかな気分が漂います。反面、保護者の負担も大変だなあと想像します。テレビのコマーシャルではありませんけれども、ランドセルや机の費用だけでも大変だなと思いました。ランドセルはコマーシャルでは1万円、2万円、3万円と数万円かかっているくらいだったかなあとありますが、どうしてどうして聞くところによると、私もデパートなどで店内を見ましたが、4万5,000円、5万円するランドセルもあるようであります。市内21小学校ではランドセルは、各自購入は各人任せだと思いますが、これは1つの議論になると思いますが、学校があっせんして安心して統一的販売をしたら、同じ品物でいわゆる同品質で、同価格が維持されて、児童間に、新入生に対して格差の感じをさせないようなことも必要かなと思ったので、この質問をした次第でございます。その状況をお尋ねしたいと思います。

次に、新入生を迎えるに当たって各学校の必要、共通経費というものとはどんなものがあるのでしょうか。私が住んでおります町小、玉中等ではきれいな花がいっぱい飾ってあります。目の前にも一人一人の机の上に飾ってありますけど、こういうのもいい意味で経費になるんじゃないかと思えますけど、それは大変いいこととして、新入生が必ず用意しなければならないものは、教科書は無償ですけども、どんな共通にあるのか、各費用はどの程度なのか。入学に当たって保護者はおおむねどのくらい負担しているのかなあと。机は各家庭に備えるんですから、これは番外といたしまして、ランドセル等は毎日要る1つの勉強道具の1つとこのように思うわけでございますが、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

学習指導要領改訂（案）について。文部科学省は2月15日、学習内容や授業時間数など教育課程の最低基準を示している学習指導要領改訂案を公表しました。その骨子は生きる力の理念を継承し、それを支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和、授業時間数をふやし、特に理数教育を充実、伝統文化公共の精神に関する教育、道徳は教科化しないが一層重視するなどありますが、中でもゆとりから学力向上へ路線転換し、30年ぶりに授業時間数が増加したのであります。これは間もなく告示されますが、小学校は2011年度、中学校は2012年度に完全実施されますが、2009年、来年度ですね、今まだ平成19年度ですから再来年になりますが、移行措置期間に算数、数学、理科や道徳などを先行実施するとなっております。総時間数は1単位45分の授業、小学校ではですね。小学校6年間で現行から278時間ふえ、5,367の

今の授業数から278時間ふえますので6年間で5,645時間、中学校では1単位50分授業、中学3年間で105時間ふえるということで、現在2,944時間プラスして3,045時間となります。この辺についての教育長の御感想と移行措置の取り組みを承りたいと思います、今後のですね。

平成20年度からいよいよ2学期制が施行されますが、その準備作業で教育委員会並びに各学校とも特にこの1年大変だったとお察しいたします。2月15日号の広報たまにも報道されております。二学期制がスタートしますのタイトルでありましたが、その内容は二学期制のねらい、区分、前期、後期、休業日等が掲載されています。しかし、最終的に二学期制になって、授業時間数がどのくらい増加、各学校で多少は違うと思うんですけど、共通した増加はどのくらいになったのか、なるのか、4月1日から。どうされるのか、また各学校の裁量にゆだねる面もありましょうが、どうなのでしょう。政府の教育再生会議は改革提言の実施状況を監視、点検する教育改革推進機関の設置を要求、直ちに取りかかるべき事項とし、徳育の充実、習熟度別少人数指導による学力向上を促しています。前から私も提言しておりますこの習熟度別少人数指導、あるいは教科別習熟度、そういう制度ですね。できる子はさらに伸ばし、できない子どもたちには落ちこぼれないように、優しく、丁寧に進め、みんなが日本人として日本人らしく、日本人としての誇りが持てるように育て上げる社会を、そのような理想社会を願ってやみません。次にやってくるであります習熟度別クラス編制、教科別編制等実質的検討に入ってもいいのではないかと思います。教育長の御見解をお願いいたします。

教育委員会の平成20年度の目標について。先に毎回配付されるスクールプライド、これは特色ある学校づくりを目指す各学校、創意工夫した頑張っている姿を発表しているのですが、例えば町小では新しい学習指導要領、つまり改訂後を想定して一部試行的に既に実施されている。こういうのがスクールプライドに発表されておりますが、私が本日申し上げることは、共通して教育委員会、学校間が一体となって進める目標、こういうものをどういうものがあるのかなあ、ないのかなあ、あるいはあるものならどういうものかなあというそういう質問であります。例えば環境美化コンクール、21小学校、6中学校、環境美化コンクール、今もあるのかないのかわかりませんが、写生大会、共通して市の写生大会、書道大会、できれば共通学力検査、どこどこ発表しないでもいいんでしょうけれども、そういった共通した教育委員会としての、学校としての平成20年度の目標についてお尋ねしたいと思います。

終わりに安全で安心して暮らせる社会。中国製ギョーザ中毒事件について。私たち日本人がなれ親しんでいるギョーザに毒物が、食の安全、安心を脅かす事態、日本全土を震撼させたといっても過言ではありません。この中国製ギョーザ中毒事件、製造元は中国河北省天洋食品工場、輸入元はJTフーズ、販売元は日本生活協同組合連合会、略

して生協。この一連の事件について、玉名市民からの通報や検査依頼等、保健所からの情報等がありましたら、御発表していただきたいと思います。生協は玉名でも市民の間に広く知られております。2月6日、熊日の第1面は、見出しでこんな見出しです。ギョーザ中毒、別の殺虫剤、皮と具に。天洋食品が昨年6月製造、福島の生協で販売。これ、大きく書いてあった見出しの題字ですね。殺人未遂容疑で捜査本部を設置、また同日の23面では、また毒物拡大とまらず。生協「単発的」と軽視、生協が軽視しているという意味です。などの大きな見出しで掲載報道されました。そして玉名地方では幸い被害者が出なかったようですが、388ケースが九州に納入、県内の出荷先をコープ熊本学校、これは益城町にあるやつです。生協水光社などとなっています。生協が食材を給食センターや自校給食学校に間接でもいいですから、県の学校給食会等が窓口になっているようですが、食材の徴収はですね。給食関係に間接的にでも納入しているのかないのか。今まで給食にギョーザが私はあったと聞いておりますが、あったのかなかったのか。市の把握状況について、この一連の事件についてお尋ねいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 再質問ございませんでしたけれども、先ほどの私の答弁の中で、答弁漏れがっておりますので、ここでお断りしておきたいというふうに思っております。それは、検討委員会から市長に対し意見書が提出されたものを受けまして、その後、補助金検討プロジェクトチームをつくりました。このプロジェクトチームは各部から1名、補助金項目の多いところは、部所は複数名が参加して意見書の内容について各課から意見を聴取し、様々な角度から検討を行なってまいったということを答弁の中に付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 吉田議員の教育問題についてお答えいたします。まず、小学校入学時における経費についてでございますが、準備物の中には、保護者が直接準備するものと、学校で準備して代金を徴収するものがありますので、就学児健診であるとか、あるいは体験入学児などで事前にプリントなどでお知らせをいたしております。ランドセルは御家庭で直接準備していただいております、今のところ学校でのあっせんはいたしておりません。また新入生に必要なものは各小学校で多少の違いはありますが、標準服や体操服等統一するために指定して購入していただくものや、共通の教材等は学校で準備して代金を徴収するものがあります。必要経費を調査いたしましたところ、標準服、これは夏、冬用があります。体操服、上履き、ランドセル、名札、給食用のエプロン、お盆であるとか、あるいは教材費等で平均5万円ぐらいになるのではない

かと思っております。また新入生を迎えるに当たって、各学校の必要共通経費というのは特にないというふうに思っております。先ほどの花とか、そういったのは学校で育てたものをそれぞれ各学校で創意工夫しながら、新入生を温かく迎えると、そういうふうな配慮をさせていただいております。

次に、学習指導要領改訂についてお答えいたします。文部科学省は2月15日、小中学校で教える標準的内容を定めた学習指導要領の改訂案を発表いたしました。この改訂案の基本的な考え方としましては、教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、これまでの生きる力という理念を継承しながら、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視しております。そのために、総授業時数と学習内容をふやして、基礎的、基本的な知識、技能の習得や思考力、判断力、表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確率を図るとともに、理数教育、健康教育、道徳教育の充実、伝統文化の尊重、外国語活動の新設等が主な特徴として上げられております。これからの変化の激しい時代を心豊かに、しかもみずから課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、そしてたくましく生きるための健康や体力を育成するためには、教育基本法等に基づき改訂された学習指導要領の目指す教育を実現することが何より重要なことではないかと思っております。改訂学習指導要領は平成21年度から移行措置に入る計画となっておりますので、各小中学校に対しましては、これまでも改訂の概要について周知を図ってまいりましたけれども、今後とも、校長会議や学校訪問等を通じて改訂の趣旨や具体的な内容等について指導を行なうとともに、熊本県の教育委員会とも連携をとりながら、円滑な実施ができますよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、この4月から玉名市内の全小中学校で二学期制を実施いたします。これまで各学校においては、学校便りや授業参観時等において保護者への説明をいたしておりますし、教育委員会といたしましても、市P連の会議であるとか、広報たまな等において広く市民の皆様に対しても周知を図ってきたところであります。各学校におきましては、休業時間の短縮、学校行事等の見直しによりまして、学習指導要領に示してあります標準時数を確保した上で、それぞれの学校で創意工夫をしてゆとりのある教育活動が計画されている状況でございます。具体的な授業時数の増加につきましては、来年度の教育課程の実施計画が現在作成されている段階ですので、流動的な部分もありますけれども、来年度は夏季休業日と冬季休業日が短くなると。そういうことから授業日数の増加に伴う12時間程度の増加。それから始業式、終業式が1回少なくなるということでの10時間程度の増加が可能となると考えております。また学校行事につきましては、各学校が創意・工夫しながら、ゆとりを持った教育活動を実施するための行事計画を考えておりますので、各学校により授業時数の増加に幅が出てまいります。あわせまし

て、運動会につきましては、春に実施予定の学校は19校、秋に実施予定の学校は8校と、春に実施する学校が大幅にふえる状況になっております。今後とも二学期制のメリットを生かした教育活動が各小中学校で展開されますように、指導と支援を行なってまいりたいと考えてまいりたいと考えております。

次に、習熟度別クラス編成についてお答えいたします。各学校におきましては、個々に応じた指導の充実を図るために、少人数指導が小学校13校、中学校3校で実施されております。具体的に申し上げますと、少人数の形態といたしましては、1クラスを2分割で実施している学校が13校、2クラスを3分割で実施している学校が1校、1クラスを同じ教室で2、3分割して実施している学校が6校という状況です。またその実施方法ですが、均等割の指導を実施している学校が11校、習熟度別指導を実施している学校が14校、課題別の指導を実施している学校が3校という状況にあります。実施されている教科につきましては、算数、数学が一番多く、14校で実施をされております。その他国語が3校、外国語と総合的な学習の時間が2校、社会と理科、体育がそれぞれ1校という状況であります。

学習内容の理解や習熟の程度に応じたクラス編成は、実施の時期、指導方法、評価のあり方等について十分に検討したり、子どもたちの学習意欲を減退させないような事前指導や保護者への説明等を十分に行なったりする必要があります。また学習集団の編成の際は、教師が一方向的に割り振るのではなく、子どもたちの興味・関心等に配慮しながら、自分で課題や集団を選ぶことができるように配慮することも重要であります。その際、子どもが自分の能力、適正に全く合わない課題や集団を選ぶようであれば適切な助言を行なうなどして、子どもの学習を支援することも大切であると思っております。実際、学習内容の理解や習熟の程度に応じたクラス編成を実施している学校からの報告を見てみますと、成果として子どもたちの感想では、「質問しやすい」「理解しやすい」「学習が楽しい」等があります。教師の感想では「子どもたちの理解度を把握しやすい」と。「複数の教員で教材研究ができ、充実した指導になりやすい」等があります。一方、課題としては、子どもたちの感想によると、「先生が変わられるということで心配する」「どのクラス、コースを選択すればいいか迷ってしまう」そういうのがあります。教師の方の感想では、「授業進度の調整、教材研究のための時間設定が難しい」「教材、教具の開発を今以上に工夫していく必要がある」「継続して同じ生徒に指導しないために、生徒理解の面で不安がある」そういうようなことが挙げられております。このような点を踏まえて、各学校におきましては、それぞれ創意工夫をして、習熟度別や均等割等によるクラス編成を行ない、きめ細かな指導に努めております。教育委員会といたしましても、今後とも少人数指導が充実していくような指導者の確保を図るとともに、学校訪問や校内研修の指導等におきまして、指導方法等の充実を図ってまいりたい

と考えております。

最後に、教育委員会の平成20年度の目標についてお答えいたします。目標ということでございますので、平成20年度の玉名市学校教育目標、重点努力事項につきましては、平成19年度の反省を踏まえ、現在検討いたしておるところでございます。各学校におきましては、学習指導要領の趣旨ならびに玉名市学校教育目標に沿って、それぞれの学校の児童・生徒の実態、地域の実態等を踏まえて、PTA等の御協力をいただきながら、特色ある学校づくりに取り組んでおります。先般作成いたしましたスクールプライドは、議員の皆様方にもお配りいたしておりますが、各学校においては保護者や地域の方々による読み聞かせ、学習発表会の実施、地域の伝統文化を取り入れた学習活動、農業体験学習等いろいろと取り組んでおります。

教育委員会といたしましても、子どもたちの学力向上、豊かな人間性の育成を目指して、来年度から全小中学校において、「ノーテレビ、ノーゲームデー」の実施を計画いたしております。これはこれまで実施しましたアンケート調査結果等から、家庭学習、読書、家族との対話等の時間が不足の傾向が見られます。そこで、保護者等の理解と協力のもとに子どもたちがテレビ番組を適切に選んで視聴したり、ゲームをする時間を減らすことで、家庭学習や読書、家族との対話等をする時間が確保され、家庭学習の習慣化や心の安定を図ることを目指して実施することにいたしております。このことは既に校長会議や教頭会議等においても各学校に周知し、来年度からの実施がスムーズにかつ効果的に実施できますよう進めておりますし、各学校においては、保護者に対して学校便り等を利用しながら、周知を図り準備を進めていただいているところであります。

また、学校版環境ISOの取り組みを市内全小中学校で実施いたしております。このことは近年世界的な問題となっております環境問題について学校教育の立場から、環境教育を推進する上で、大変意義のある取り組みであると認識しております。来年度以降も各小中学校に対し、学校版環境ISOの取り組みを通して環境について正しい理解を深め、環境を大切にし、環境の保全に配慮した行動がとれるような子どもたちを育成するために、理科や総合的な学習の時間、道徳、特別活動等の時間の充実を図りながら、環境教育の推進を図ってまいりたいと考えております。その他、音楽や絵画等の取り組みにつきましては、玉名教育会という組織の中で、発表会や審査会が実施されておりますし、各種団体からも作品募集等がっております。教育委員会といたしましても、文化面、運動面の教育の充実を図る意味からも玉名教育会を初め、各種団体との連携を図りながら玉名市の学校教育の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

[市民環境部長 黒田誠一君 登壇]

○**市民環境部長（黒田誠一君）** 吉田議員の安全で安心して暮らせる社会の中の中国製ギョーザ中毒事件について御答弁申し上げます。中国製ギョーザ中毒事件の事務につきましては、食品衛生法の規定で、国、都道府県、政令指定都市、中核市及び特別区の所管事務と定められており、本市においての状況については、現在までのところ市民からの通報や相談及び検査依頼等はありませんし、有明保健所等からの文書による指導等もありません。しかしながら、市民の食の安全性の観点から、有明保健所への食の安全性の観点から有明保健所への通報、相談等の状況を確認いたしましたところ、玉名市民から、食したギョーザに対して健康被害についての相談が1件あったということでございます。その残りを保健所に持ち込んでいただきまして残留農薬検査を実施しましたところ、異常がなかったというところでございます。また事件後、有明保健所への管内の住民、販売店から中国産冷凍ギョーザについての問い合わせが4件ほどあったそうでございますが、市民への健康被害はなかったと聞いております。以上でございます。

○**議長（小屋野幸隆君）** 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○**教育長（菊川茂男君）** 学校給食という立場から中国製ギョーザ薬物混入の件につきましてお答えいたします。御質問の日本生活協同組合連合会からの食材納入につきましては、玉名市の学校給食におきましては物資契約及び納入実績は過去においてもありません。玉名市における学校給食のギョーザ使用状況について、玉名市における学校給食のギョーザ使用状況について申し上げますと、現在、玉名市には給食センターが3カ所、自校方式が2校あり、1年間に各調理場で3回から5回程度使用しております。納入は財団法人熊本県学校給食会または株式会社ハウディからであります。両社ともJTフーズ株式会社との取引があり、議員が御心配の部分であると思っております件であります。しかし、JTフーズ株式会社は販売会社であり、多くの製造メーカーと提携しており、そのうちの1社が問題になった中国の天洋食品であります。玉名市におきましても、JTフーズ株式会社の使用履歴がありますが、加工製造工場を国内に限定しており、両納入業者の製品とも福岡県内の食品工場で製造されたものであります。JTフーズ以外の製品でも新潟県内や埼玉県内の食品工場で製造された国内ギョーザを使用しております。全食品において適時、物資納入証明及び残留農薬分析を含む試験検査成績書の提出確認を行っております。ギョーザは子どもたちの大好きな献立の1つであります。今回の件では、いかに国内工場で製造されたものであるとはいえ、子ども、保護者に不安を与えないためにも、当分の間シューマイを含め中止することにいたしました。このことにつきましては、その旨各学校に文書で通知し、代替品に変更いたしております。今後もギョーザに限らず、すべての物資の産地及び検査合格証などの確認を行

ない、学校給食の安全確保に努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 授業時間数の増加でありますけれども、教育長が御答弁なさいましたとおり、始業、終業1回減ることによって10時間、あるいは定期テストが1回減ることによって10時間、始業式、終業式の時間を授業に充てる2時間、この程度の22時間はわかりますが、私どもが以前の文教厚生委員会で研修いたしましたところは、その学校では学校の裁量でしょうけど、統一的に教育委員会、いわゆるその市で行なわれてたのが、家庭訪問を夏休みに実施する。そしたら、これで10時間。1学期末の懇談会を夏季休暇中にやる、これで8時間と。いい、悪いは各学校の裁量に任せるのがいいんじゃないかと思いますが、その市では統一的にやってもらえたので、その市内の小中学校は、これで22時間と18時間、これで40時間と授業時数の増加が実施されているということでございます。このたびのいろいろな改訂で、総合学習は今、週に3、4時間ですかね。それを1時間減らして算数や理科に充てる。あるいは5年、6年では10%ふえることによって、英語の授業を今度から開始するとういう方向でありますけれども、玉名市の小中学校においても大いに研究して、時代に沿った内容のある授業時間数にしてもらいたいと思うわけでございます。アンケート調査によって、一番今感動いたしましたのは、授業が楽しいと。デメリット、メリットの点でメリットの点であります。その成果は、質問が活発に行なわれる、理解がしやすくなった、それから授業が楽しくなったと、こういうのが習熟度別やあるいは教科別少人数のメリットとして挙げておりますが、その中でも私が感動したのは、授業が楽しいと、そういうような状況が起きていることについて、2学期制の導入の移行措置の準備が少し、議会でもどなたかが質問されたと思うんですが、性急すぎたかなと。結果は成功されていると思います、御努力によって。そういうこともあり得たかと思しますので、今からその習熟度別、次にやってくる、これを研究材料にさせていただいたらいいんじゃないという意味で、いいんがなあと思って質問した次第でございます。子どもたちが楽しく給食ができる、親御さんが安心して給食を子どもが食べてくれる、安全で安心した給食体制も今後また、幸いになかったんですけれども、被害がなかったんですが、重視していかなきゃならないんじゃないだろうかと、格段のお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

[23番 吉田喜徳君 降壇]

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。議事の都合に

より暫時休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時55分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。通告に沿って一般質問を行ないません。小泉内閣、安倍内閣と続いてきた構造改革のもとで、庶民の家計は痛めつけられて、貧困と格差が広がっております。昨年発表の国税庁の調査では、民間給与所得者で年収200万円以下の方が2006年の1年間で40万人ふえ、1,022万人に達したということです。家計の可処分所得は10年前と比べて約9割に落ち込み、また最近の原油や穀物市場の高騰で、生活必需品や原材料の値上げがさらに家計を圧迫しております。そして、平成20年度からは、小泉内閣、安倍内閣で決定された国民負担や年金天引きが次々と具体化されていきます。4月からは75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が強行されます。負担増と給付制限が高齢者の暮らしにのしかかる現代版のうば捨て山と批判の強い制度であります。年金改悪による国民年金や厚生年金の保険料は今年もまた上がります。平成18年10月から実施された70歳以上の高齢者が入院した際の、食費・居住費の負担増が65歳から69歳までに拡大されます。また、年金からの天引きも現在の介護保険料に加えて後期高齢者医療保険料が天引きされ、さらに今議会でも提案されておりますが、65歳から74歳までの国民健康保険税も年金から天引きが始まります。その上、平成21年の10月からは住民税を年金から天引きする、こういった計画もされてるわけでありまして。まさに負担増と天引きのオンパレードであります。国民の暮らしに冷たい構造改革路線から、国民の家計を応援する政治への方向転換が今切実に求められているのではないのでしょうか。「家計の元気回復を急ぎたい」「企業部門と並ぶ経済のエンジンである家計部門の元気を増すことだ」これは読売新聞1月5日付の社説の主張であります。朝日新聞でも「企業収益頼みの単発エンジン型では景気を支えられなくなったのだ」「家計の個人消費を加えて、双発エンジン型にできるかどうか、それが問われている」このように社説で述べております。そしてついに日本経団連も企業と家計を両輪とした経済構造を実現していく必要があると言わざるを得ない状況になっております。家計を応援して内需を温める政治こそ、今国民が求めている政治であります。

さて、通告の1番目の玉名市の財政についてであります。市長は議会開会日の所信表明では、厳しい財政運営の中でも財政の健全化を維持することに特に意を用いなが

ら、玉名市総合計画などに基づく事業の推進に努めることをおっしゃいました。まず、厳しい財政運営という発言がありますと、長洲も荒尾も玉名も厳しい、厳しいばかりで、次に頭をよぎるのは、「夕張のように」ということでもあります。そこで、財政状況を考える手立てとして、財政健全化法がつくられました。この法律の下で、玉名市財政はどのように判断できるのか。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、4つの指標で判断するとどのようになるのでしょうか。

次に、補助金について。これも前の議員の答弁と質問と重なる点がありますが、私なりにお聞きします。補助金等見直し検討委員会のもとで、どのような見直しがされたのかお聞きします。

次に、ふるさと納税制度についてであります。今年度から始まる制度であります。ふるさと納税は個人からの寄附でありますので、ふるさと納税、つまり寄附が多ければ多いほど玉名にとりましては全額増収になり、収入がふえたからといって地方交付税が減額になるということもないそうであります。どれほどのふるさと納税が期待できるかわかりませんが、多くの方がふるさと玉名へ納税することになれば、玉名の財政運営にも効果が期待できるものになります。ふるさと納税制度の是非そのものについてはいろいろ議論のあるところではありますが、玉名市への納税を促す策はどういうものをお考えられるのかお聞きします。

次に、行政評価制度についてであります。玉名市行政改革大綱に基づく行政改革が平成19年度から推進されております。この行革大綱では、最小の費用で最大の効果を上げることが行政の使命であり、そのために行政評価制度を導入することが重点の方針として掲げてあります。行政評価制度の実施に向けた進捗状況はいかがでしょう。

次に、特定健診についてお尋ねします。今年度から今まで以上に効果的に生活習慣病を防止するために、特定健診、特定保健指導、これが新しく始まります。新しい制度がスタートするに当たり、それぞれの小学校区単位で住民説明会が実施をされてきました。私も梅林での説明会に参加したところでありますが、大変参考になり、また自身の健康診断の大切さを改めて痛感させられたところであります。そこで、新しくスタートする特定健診、特定保健指導について3点お尋ねします。まず1点、特定健診の達成率によりまして、後期高齢者支援金にペナルティーがかかることについて、自治体のトップとして市長はいかがお考えでしょうか。2番目、健康診断受診率向上あるいは達成に向けての具体的な施策をお示してください。3点目、保健指導の実施率向上、あるいは達成に向けての具体的な施策をお示してください。

次に、上水道、下水道問題について質問します。今議会には、岱明と天水地区の水道料金引き下げと岱明地区の下水道料金引き上げが提案されております。8日から9日にかけて、岱明地区で住民説明会が実施されました。私も参加しましたが、参加した市

民は決して多くはなかったようですが、特に、下水道料金を引き上げる岱明地区でこういったことを実施したということでは市民に理解を得るための努力の一端と感じたわけで、企業局の情報公開と説明責任を感じたところであります。出た意見は、料金引き上げに対する具体的な意見は出なかったわけですが、企業局の仕事のあり方についての、大きく言えば、そういった苦情とも意見とも言えるようなことが出ました。市民から出た意見が今後の業務にも反映されるものだと確信したところです。上水道、下水道について、2点質問します。まず1点目、合併した玉名市の上水道、下水道はそれぞれ施設と給水地域及び処理区域が異なっております。ですから、それぞれの料金体系でもこれはいいのではないかと私は思うわけです。料金統一の必要性があるのかどうか質問をいたします。2点目は、事前に企業局から議会に対して配付されました説明資料によりますと、平成20年から平成22年度の下水道事業におきまして、岱明区域は玉名区域より国庫、国が補助する事業の割合が少ないようであります。市民の負担を考えた場合、できる限り国が補助する事業を活用した方がいいわけではありますが、なぜ補助事業の割合が少なくなっているのかお聞かせください。

第4点目、次に入れ歯リサイクルについてであります。使用しなくなった古い入れ歯を回収して、その入れ歯に使われている貴金属を精製して得た益金、およそ1個当たり2,500円が益金として発生するということですが、この益金をユニセフ及び各市町村の福祉協議会に寄附をするという事業が、平成18年12月からNPO団体日本入れ歯協会で実施されております。玉名市でも、ぜひこの運動に賛同して、入れ歯回収ボックスの設置をしたらどうかと思います。新聞やテレビでも報道され、九州では佐賀県の神崎市でこの取り組みが始まっております。玉名でも始めたらと思いますが、いかがでしょうか。回収ボックスの設置場所を提供するだけで費用はこのNPO協会持ちだそうであります。執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 財政健全化法における玉名市の財政について、その指標においてどのように判断できるかということですが、平成18年度決算をもとに試算しましたところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字、実質公債費比率は17.1%、将来負担比率につきましては、不確定要素がございますので試算できていないものの、注意信号である早期健全化基準をいずれも下回っている数値であり、健全性は保たれていると判断しているところでございます。それぞれの指標と基金の関係につきましては、まず、予算の編成において財源不足が生じる場合には、財政調整基金を活用しております。これによる実質赤字比率及び連結実質赤字比率が黒字になっております。また減債基金もございます。高金利地方債の繰上償還などに充てることで、経費の

節減ができますので、これも各指標の改善につながるものと考えております。

次に、補助金の見直しについてであります。補助金等見直し検討委員会での補助金見直しの方向としましては、補助金を内容に応じグループ分けを行ない、各グループ内の公平性が改善されるよう努める。それから同一団体がその活動の中で、複数の補助金を受けている場合は、1つの補助金に絞り他を削除する。補助金以外の予算科目での支出が好ましいと思われる場合は、その旨を指摘する。原則として増額は行なわないなどを前提に検討がなされ、これに基づいた個々の補助金に対する金額案が検討会の意見として示されました。また、補助金の算定ルール確立や透明性を高めてもらいたいという意見をいただいたところでございます。市としましては、この意見を受け、各部署を招集して検討を行ない、平成20年度の予算編成を行ないましたが、補助金対象者への説明や支出ルールの検討に時間を要するものがあり、検討会の意見どおりに予算計上を行なったものは一部に限られております。市としましては、よりよい補助金制度の確立が図られるよう引き続き検討を重ねていく所存でございます。

次に、ふるさと納税制度についてでございますが、玉名市への納税を促す策はあるのかということについてお答えいたします。まず、ふるさと納税制度につきまして、若干触れさせていただきたいと思っております。このふるさと納税制度につきましては、生まれたところや過去に居住したところ限定したというのではなく、すべての地方公共団体を対象として、貢献や応援をしたいという思いに対しての選択肢を提供するというところで、現行の地方公共団体への寄附金制度を見直すことから、平成20年度の税制改正におきまして、個人住民税における寄附金制度の充実として盛り込まれ、現国会で審議されているところでございます。改正内容につきまして触れさせていただきますと、まず所得控除から税額控除へ改正されました。次に、本来の住所地の納税額の激変緩和策として、住民税所得割の1割と制限されたこと、控除の下限額を10万円から大幅に引き下げられ、5,000円とされているところでございます。このような制度でございますので、どのような方法で市の紹介をし、納税者の方が寄附をしたいと思われる状況をつくり出すことができるかが非常に大事なことになってくるというふうに思っているところでございます。まず、周知の方法といたしましては、玉名市出身の在京、在阪の方々に玉名の現況を知っていただくためにリーフレットを活用し、ふるさと納税制度を利用されることをお知らせしていくということが、まず一番です。それから、全国の納税者の方々への発信につきましては、ホームページを活用していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 前田議員の行政評価制度の実施に向けた進捗状況につ

いての御質問にお答えいたします。行政評価制度は、事業における計画、そして実施、そして点検、そして見直しを行なうとともに、費用対効果等の分析に基づく予算及び事業の適正化を図ることを目的としているものでございます。平成19年3月策定の玉名市行政改革大綱の中でも、導入に向けた位置づけがなされているところでございます。議員御承知のとおり、今日の地方自治体を取り巻く環境は国の三位一体改革を受けて、厳しい状況にあるところですが、今後は、限られた社会資源や人的資源を生かし、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営に努めなくてはならないと認識をいたしております。玉名市としましても、行政評価制度の導入に当たりましては、平成20年度より庁内関係各課、企画、人事、財政等を中心とした協議を重ねながら検討してまいりたいと考えているところでございます。現段階では、先進地の行政評価制度等の研究を行なっているところでございます。さらに、玉名市総合計画における施策の実現を視野に入れ、予算に反映させる効率的な制度を検討してまいりたいと考えております。今後も住民サービスの向上のために、行政評価制度を初めとした行政改革を積極的に推進していきたいと考えておりますので、引き続き御理解と御指導をいただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 前田議員の特定健診についての後期高齢者支援金に係るペナルティー制度についてどう考えているのか。次に、健診受診率向上（達成）について、また保健指導の実施率向上（達成）についての御質問にお答えをいたします。議員御承知のとおり、平成19年度までの基本健康診査は老人保健法に基づき、市町村が実施主体となつて行なつておりました。しかし、平成20年度からの健診は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者が実施主体となり、特定健康診査・特定保健指導を実施するよう義務化がなされたところでございます。

まず、後期高齢者支援金に係るペナルティー制度についてでございますが、厚生労働省は現時点におきまして、保険者の種別ごとに特定健診及び特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率にそれぞれ参酌標準を設けており、市町村国民健康保険の場合、健診率が65%、保健指導実施率が45%、メタボリックシンドロームの減少率が10%と示されているところでございます。3項目の数値、それぞれすべてが5年後の平成24年度に達成されなかった場合には、平成25年度から後期高齢者支援金に加算がされるということになっております。しかしながら、厚生労働省は、平成20年度から24年度までの5年間について新制度の発足当初でもあり、メタボリックシンドロームの減少率には一定の時間を要することを勘案し、中間年度の平成22年度が終了した時点において、保険者の種別ごとに3項目の数値を分析

し、改めて加算、減算の多様なパターンを示すということになっているところでございます。

次に、健診受診率向上（達成）についてでございますが、本市国民健康保険といたしましては、このような制度を御理解していただくために、1月21日の横島町地区を皮切りに2月5日の玉名町地区まで11日間をかけまして、市内全地域に出向きまして健診・保健指導の住民説明会を17会場で実施してまいりました。また3月1日号の広報たまなにおきましても、健診が必要なのはなぜか、Q&A方式で記事を掲載しております。全世帯へのパンフレットも計画中でございますけれども、3月15日に同封する計画をしているところでございます。さらに、各種集会、健康教室、健康相談、健康福祉行事など折に触れ、健康受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、保健指導の実施率の向上のための施策といたしまして、現在、保健センターに配置しております保健師、栄養士、また、各総合支所に配置しております保健師、管理栄養士などの職員がお互いに連携を密にとりながら、保健指導対象者のさまざまなニーズに対応ができるよう、土曜・日曜日を含めた保健指導も行なえるよう実施体制の強化を図ってまいります。また保健指導実施率が支援金に加味され、軽視できないことは承知しておりますが、国が示すいわゆるメタボリックシンドロームの該当や該当しない特定保健指導対象者以外の市民の方々も数多くいらっしゃいます。その方々への保健指導も実施していかなければ、目的を達成することは不可能であると考えております。特定保健指導対象者は約750人を予測しておりますが、それ以外の保健指導対象者も約2,000人等も予定をしております。その半数近くが受診を勧奨しなければならぬ、指導を優先すべき方々となっております。当市におきましては、特定保健指導対象者以外の方々への保健指導も実施していく方法で検討をしております。特定保健指導実施率を視野に置きつつ、保健指導対象者を明確にし、優先順位を定めて、効率的かつ効果的な保健指導を実施していく計画でございますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 後期高齢者支援金に係るペナルティー制度について、どう思うかということですが、その前に、さっき吉田議員の質問の折にも、吉田議員も心配しておられました補助金制度の見直し、どこの団体にしろ誰にしろ、今までもらいよった補助金がいじくられて減るというのは、うれしいことじゃあ少なくともないです。あんまり大賛成というところはなか。しかし、大賛成がないからといって、そのままにしておいていいものではない。みんなが喜ぶ、嫌いなことは一切手をつけないというのは、それはどうなんだろうと思って、今執行部が説明を申し上げたように、審査委員会なり、

あるいは市役所内部のプロジェクトチームなりで全部の補助金についてこのままでいいのか、どう改めるべきなのか、整理すべきなのか検討しているところでございますので、議員各位もそれぞれの団体なり地域に帰られたらいろいろ話があると思いますけども、私どもの意図するところをぜひ御理解をいただいて御協力をいただきたいと思えます。

ふるさと納税制度についてもお尋ねがありました。総務部長の方から答弁をいたしましたけども、もともとそれを一番から意識しとったわけではないですけども、在京なり在阪のまずはこの地域の出身者の方々に対して、合併後の我がふるさとの状況をお知らせすることから始まる、私はそういう認識を持っていますので、早い時期から広報たまなの特別版を準備させております。そして、今皆さんのふるさとはこういう姿になっていますよと、新幹線も通ったらぜひ新幹線で御帰郷いただけませんかというような思いを含めてお届けをしたいと思ってる。準備をさせてきたわけではありますが、ただ非常に難しいのはこの住所の確定というのが非常に難しい。東京にどこの息子がおるか、どこの弟がおるか、1軒、1軒、聞いてばし回らんならわからん。個人保護の仕組みもあって、なかなかそれだけの機関がきちっと出せない。そういうこともあって広報にこの荷をおろしてはるんですが、広報が非常に苦勞をしております。苦勞はしておりますが、例えば、高校の同窓会名簿等を丹念に調べながら、町によっては天水あたりではある程度東京あたりは過去の歴史の中で、お調べがあっている分があるようですから、いろんな形でその出身者を調べて、そしてそこに新年度になりましたら、広報たまなを送って改めて自分の郷里なり、出身地に対する思いを深めていただく。そこで、もしふるさと納税制度がスタートした折には、あわせてやっぱり郷里への思いを込めて、御理解をいただければなおありがたいと、そういうふうに今努力をしている途中でございます。

このペナルティー制度、前田議員は質問はされたけども、さっきの話と一緒にけしからんとも、いろいろ意見が違ふところはあるけれども、これだけは私と一緒に、同志ですよ。大体国が40歳から74歳までの国保対象者を中心にして医療費を抑えるために、医療費を抑制していくためにもっと健診を充実しなさいと、やった。果たして健診を充実することによって早く病気を見つけて、大病にならん前にやると。考え方は非常に立派でいいですが、これが果たして医療費の抑制という視点で効果があるのかどうか、難しい。やってみなきゃわからんと私も思う、それは。しかし健診を深めていく、充実していくということはこのこと自体はいいことですから、うんとやっぴいかなきゃいかん。だから、今度の予算にも出してありますが、今まで行なってきた集団健診に対する自己負担金、今まで1,500円だったのを1,000円にする。あるいは特定健診の場合には、通常計算してくると2,400円になるところだけでも、これも1,5

00円にする。そういうふうにより負担金を抑制して、市がその分余計に負担をしても、この健診制度を、健診の受診率を高めていこう、そういう努力をしているところだ。同時に、健康診断等については、保健婦さんの役割が非常に大きくなってきますから、現在玉名市に19名の保健婦さんがおられますけれども、若い方ですから、中には出産等々もあって思うに任せない分もあります。もっとやはりこういう視点で充実をしていくとき、保健師の充実が必要なんではないかと。そういうことを自治体として積み重ねながら、受診率の向上に当たってまいりたいと思っております。しかし、そういう仕組みの中で、受診率が65%に達しなかったら、あるいは健康指導が45%に達しなかったら、皆さんの中にもおられると思うが、メタボリックシンドロームが10%を切らなかったら、褒美をやるのはいいですよ、褒美をやるのは。加算金を支援金にちょっとまけてやりますよというのはいいが、もし達成できなかった時には、これはペナルティーを加えますよ、加算金を充実させますよなんていうやり方は、極めて私もけしからんと思う。だから、市町村長、ある市、誰と言うわけにいかんが、こないだ話したときに、この65%の達成は極めて難しいですよと、頭を抱えている市町村長が多い。だから、急にそう言ったってね、ある程度の経過措置はとっているようです。先ほど説明したように、それでもよく頑張られましたねと。だから、後期高齢者の支援金は少しまけてあげますよとか、褒美を出しますよと言うなら、これは行政の激励だから結構ですが、65%に達せなかった、シンドロームが10%切れなかったらペナルティー加えますよなんていう姿勢は極めていただけない。場合によっては、前田議員と私が共闘してですね、そらこういう声を上げていかなきゃならん、そういうふうだと思います。頑張りましょう。

○議長（小屋野幸隆君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 上水道、下水道事業の料金の統一の必要性についてお答えいたします。上水道事業につきましては、旧玉名市は昭和33年、旧岱明町は平成3年、旧天水町は昭和41年に、それぞれ給水を開始し、住民の日常生活に最も密着しましたライフラインの1つとして、公共の福祉を増進するために事業運営をしているものでございます。

また、下水道事業につきましては、旧玉名市においては昭和56年、旧岱明町におきましては平成3年に供用を開始し、主に、市街地における公衆衛生の向上や浸水防除、公共用水域の水質保全などの住環境の維持のために整備を進めているところでございます。現在、上下水道事業とも合併前の旧市町における料金をそれぞれ適用しておりますが、合併協議会における調整方針の中で、料金・使用料につきましては、住民負担を公平にするために最終的には統一するものと定めていることから、今回の議会に提案

しているとおり、上水道料金を引き下げし、下水道料金を引き上げることで、現在料金等の格差を緩和し、段階的な統一を図るものでございます。議員御指摘のとおり、各事業における施設、給水・処理区域等につきましては、供用開始年度等を初め、いろんな面で異なっておりますが、上水道、下水道事業は最も住民にかかわりが深く、公共料金の負担の公平さからもやはり最終的には適切な金額に統一することが望ましいと考えております。

次に、平成20年度から平成22年度までの下水道事業につきましては、玉名処理区で17億1,950万円、岱明処理区で4億720万円を予定しており、議員御指摘のとおり玉名処理区の事業費は多くなっております。この事業の内容につきましては、玉名処理区で管渠工事が3億4,000万円、玉名浄化センターの改築更新事業費として11億7,350万円、合流改善事業や浸水対策事業費に2億600万円を予定しております。また岱明処理区では管渠工事費2億9,000万円、長洲町浄化センターの改築更新事業の建設負担金としまして、1億1,720万円を予定しております。このように玉名処理区では、3年間の総事業費の約68%を玉名市浄化センターの改築更新事業費が占めておるため、岱明処理区より事業費が大きく膨らんでいるのでございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

〔福祉部長 井上 了君 登壇〕

○福祉部長（井上 了君） 前田議員の入れ歯のリサイクルについてお答えいたします。現在、つくられております入れ歯につきましては、コバルト、チタン、パラジウムなどといった日本国内では天然資源として産出されない希少金属が使用されており、近年、工業製品への需要の高まりとともに、かつてはごみとして廃棄されていた入れ歯にもその再利用の方法に注目が集まっているということでございます。単に入れ歯のリサイクルというふうに申しましても、すべてが対象になるものではなくて、そういう希少金属が使用されているものが、このリサイクルの対象になるということでございます。回収方法については、議員の方から御紹介がありましたけれども、あるNPO法人を例にとりますと、回収ボックスを人の集まるところに設置して、いっぱいになったらそれを業者が回収に来るということでございます。そこで、その回収されたものから、希少金属を金属の種類ごとに塊として分類いたしまして、それを必要とする企業に販売して、その売却益の一部がこの法人の場合は40%でございますが、それぞれ40%ずつがユニセフを通じて海外の貧困救済へ、また40%が自治体の福祉団体等へ寄附されるというような制度でございます。そこで、調べましたところ、先ほど佐賀県の神崎市のお話ございましたけれども、自治体みずからそのリサイクルを行なっているところはまだ少ないとのことでございます。社会福祉協議会等で実施しているところが

多いということでございます。設置要望がございましたら、このリサイクルにつきまして、市の関係各課でございますとか、社会福祉協議会等を含めて検討していくことになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） まず、第1点目の財政問題についてから再質問します。私は市の財政運営を考える場合に、何を基本とするのかというふうに問うた場合に、やはりこれは地方自治法の第1条に掲げてあるとおり、住民の福祉の増進を図ることを基本とするということであると思うわけであります。現在は、財政健全化法の指標に照らしていけば、黒字、黒字で健全性を保っているというふうな答弁であったかと思えます。ここで、財政問題について再質問の1点目として、今後数年間で新庁舎の建設や新幹線関連の大型プロジェクトと申しますか、大型の公共事業が予定されておりますが、このような大型事業が市の財政悪化にならないために、執行部としては、重要な点はどのようなことだと思われの上で進められるのかお尋ねします。

再質問の2点目でありますけど、行政評価制度についてです。行革大綱では具体的な取り組みとして、まず市民との協働のまちづくりの推進。2つ目がスリムで質の高い行政運営のシステムの実現、3番目が行政に関する評価制度の導入ということが掲げられております。私は、この3点を進めるに当たって、真っ先に、一番先に整理しなくてはならないのが、質問項目として挙げている行政評価制度ではないかと思うわけであります。なぜなら、先ほどの補助金の見直しにもつながるかと思えますが、実施されている玉名市の住民サービスやあるいは事業をどう評価するかということが、まず最初にされなければ改善あるいは改革する方向づけもできないのではないかなと。それに、行政評価制度については、今年度の平成20年度から取りかかるということでしたけど、これはちょっと取り組み方が弱かつじゃなかつかなあという思いがしますので、執行部はもうちょっと馬力かけてこの制度を取り組んでいくというような気構えがなかつかどうか、そこら辺をお尋ねします。

再質問の3点目が、補助金制度の見直しについて検討委員会で検討された中身も紹介していただきました。補助金はやはり市長言われるように、既得権としてずっとそういった補助をもらって活動したいと、そういうものがやはり市民にはあると思えます。しかし、補助金問題について予算委員会で再三私が申してきましたのは、いわゆる同和運動団体への補助金について、これもだんだん見直しがされて、以前から比べますとかなりの額になって、少なくなっております。今回の補助金について、具体的にはどの程度見直しがされたのか、よかったら補助金といっても、国絡み、県絡みいろいろありますけど、玉名市独自の単費の補助金で結構ですので、お示してください。

2番目の特定健診、特定保健指導につきまして質問します。まず一番最初のペナルティーについてですけど、これは市長もけしからん制度だと言いなはるけん、もうそれ以上は言いたくはないんですけど、我々共産党も国に対してはもうこがん制度はでけんというふうに、地方議員含め国会議員、こぞってそういった働きかけをしていきますので、市長もぜひ上京の際には特定財源でも何か頑張ったという話がさっきありましたけど、この問題についても、ぜひこらもうやっぱりでけんですよということを強力に一応厚労省の方にも働きかけてください。

再質問として、住民説明会の資料に特定健診の住民説明会の資料によりますと、再三話が出てますように、平成24年度の健診率を65%に引き上げるという目標値が設定されてるわけでありましたが、平成18年度の健診率実績というのは大体玉名市全体で26.8%を5年後には65%にすると。それと、保健指導でも部長の方から大体保健指導の対象者が720人で先ほど数字をお示しいただきましたけど、これは住民説明会の時にも大体そういった数字を話をされて、実際にそのうち、実績としてはそこまで至らなかったという話をされました。やっぱし、これらの目標を達成するには、やっぱしこれに携わる人材の確保が第一ではないかなと、私は思っております。この仕事にかかわる保健師は十分ほんなこて確保できているのかなと、そういう疑問もあるわけです。それで、質問の第1点目として、再質問として、目標達成に向けた人的な体制はどうされるのかなということをお尋ねします。保健師だけでほんなこて対応でくっとどころかなということも、ちょっと疑問がありますので、あえてちょっとお尋ねします。

それと、上下水道の問題についてですけど、まず料金統一の必要性、住民負担の公平性の観点から、あるいは公共料金公平性の観点から適切な料金への統一を考えていると。それは非常にそのとおりだと思うんですけど、いい方向だと思うんですけど。ただ、玉名市の上水道、下水道の場合は、過去の議会でも再三言うてきましたけど、大きな問題として水道の場合は加入金、下水道の場合は受益者負担金というのがありまして、旧玉名市ではそれをずうっともらっていないという経過があります。それで、料金を統一する上で、この加入金、受益者負担金の問題が大きな問題になってくると。この問題解決を抜きにしては、料金統一は非常に無理難題じゃないかなあと私は思うわけです。それで、料金統一の方向性はそういう方向性があるということですから、それでは加入金、受益者負担金の問題解決に向けた展望といいますか、方向性といいますか、そういったことをちょっとお聞かせください。

2点目に、上水道も下水道も使用料単価を、いわゆる使用料を幾らに設定するかということが、これはやっぱり市民の負担にかかわる問題として非常に重要であります。もちろん上水道の給水にかかる原価や、下水道の処理にかかる原価を皆さんからいただく使用料で全部賄えれば、それが一番いいわけでありまして、しかしながら、上水道

も、下水道も施設をつくったり、あるいは管をいけたりするためには大変大きな工事費用がかかって、それをカバーするために、玉名市は起債、いわゆる借金をするわけですが、この起債に係るすべてを使用料で回収するということになれば、これまた市民負担も大変大きなものになり、使用料も高額になるわけです。それで、執行部は使用料の回収率について、どういった考えをお持ちなのか再質問としてお尋ねします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 前田議員の財政健全化法という玉名市財政についての再質問に、お答えいたします。九州新幹線周辺整備や庁舎建設事業など大型プロジェクトが進行中で、財政悪化に影響を与えないかという御質問でございますが、これは急に降ってわいたような事業ではございません。早くから新市建設計画の中で予定していた事業でありますし、合併特例債の対象事業でもあります。また極力、事業費が膨らまないような努力もしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、補助金の個別見直しですが、結果といたしまして減額あるいは組み替え、廃止というところで、1,900万円ほど減っております。195件のうち継続いたしましたのが142件でございます。そして減額いたしました主な内容を言いますと、シルバー人材センターの機械購入に関する上乘せ分については次年度から廃止するというのが1つでございます。

それから組み替えでございますが、これは区長会の補助金がすべてではございませんが、旅費の性格のものもございましたので、その分は旅費で支出をするというふうに組み替えを行なったところです。

問題になりますのが、この一番最後の廃止ですが、この廃止につきましては、事業が既に終わったものについて廃止を平成20年度は行なったところでございます。したがって、事業内容を申し上げますと、玉名市献穀事業推進協議会の補助金、あるいは介護予防事業、施設整備事業補助金、こういうふうなものが大きな内容というふうになっております。いずれにいたしましても、補助金は旧1市3町、これまでその時々々の社会情勢に応じまして、公益上必要であるという判断から、それぞれの補助金が創設されてきましたが、定期的な見直しの仕組みが確立されていないために、一度創設された補助金は廃止することが非常に難しいと。既得権化し、補助金の交付が膠着化しているなどの問題が生じているということも、このプロジェクトの検討結果の報告書の中に明記してあるところでございます。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 前田議員の再質問にお答えいたします。行政評価制度

への取り組みが弱いのではないかと、強く取り組んでいくという心構え的なその答弁を求めるといふ、そういう趣旨だったかと思えます。先ほども答弁いたしましたけれども、現在、行政評価制度等についての調査あるいは研究を行なっております。それから、当然次年度以降含めましてそういう手法等をつくり上げてまいります。そしてそれを実際試行して、そして実施すると。そしてなおかつ、その後やっぱり改善と申しますか、見直しと申しますか、そういう1つの行政評価の循環のサイクルというのがあるわけでございます。行政評価に求められるものといまして、やはり先ほど前田議員もおっしゃいましたけれども、行政活動というのは住民の福祉を向上させるために行なわれているのでございまして、行政評価において住民を主役とするということの視点を欠くことはできないものであるというふうに認識しております。そしてまた、その行政評価制度も非常に多目的な行政評価がございまして。総合計画の策定と予算編成という活動を総合的に結びつけて、そして行政評価をすれば、先ほど前田議員もおっしゃったような統一的な視点から得られた評価に基づいた行政運営が可能であるというようなことが行政評価というふうに認識いたしております。今後玉名市と申しますか、私どもといたしましても、つい先般、総務省の方から全国の取り組み状況等も公表されたところでございまして。そういったところも含めまして、今後意を強くしまして、十分な検討をしながら今後取り組んでいく所存でございまして。どうぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 前田議員の再質問にお答えいたします。参酌標準を上回るための保健師の充実ということでございますが、参酌標準に示された数値以上の特定保健指導を実施するための保健師などの充実につきましては、平成18年度、平成19年度の2カ年にわたり、国保ヘルスアップ事業に取り組み、きめ細やかな保健指導ができるよう、平成20年度からの特定健診、特定保健指導の前準備としてとらえ、保健師、栄養士などの資質の向上に努めてきたところでございます。また、特定保健指導につきましては、産前産後休暇、育児休暇等の多い状況ではございますが、それ以外の保健師で対応ができるよう計画を進めております。さらに、平成20年度、今年度の4月でございますが、2名の保健師が採用なされます。さらに、産前産後休暇、育児休暇職員等の代替臨時職員につきましても、雇用条件の優遇を図っていくことを考えているところでございます。しかしながら、保健師などの業務につきましては、乳幼児健診、妊産婦の母子保健など多種多様でございまして、特定保健指導以外の指導についても従事しております。保健指導率45%、またそれ以上の実施率が可能かどうかにつきましては、特定保健指導に支障を来す状況下を十分に見極めながら、保健指導の一部

を外部委託で賄うことも、将来的には検証する必要があるのではなからうかと考えています。以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。水道事業における加入者分担金につきましては、旧岱明町と旧天水町において実施しており、また下水道事業における受益者負担金につきましては、旧岱明町において実施しているものでございますが、双方とも合併時の調整方針としまして、新市において統一することと定めております。最終的な料金統一の際には、公営企業としての料金、使用料による回収率、及び一般会計繰入金等を十分に考慮した上で、それぞれ適正な金額を定めて統一を図る予定でございます。また、加入者分担金、受益者負担金につきましても、その時までには公平で、市民の方々に納得いただける結論を出すために、今後調整を図ってまいりますので、何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 下水道事業につきましては、使用料の回収率という点で、それをどこまで引き上げるかという点については、やはり市民負担との関係が出てきますので、使用料だけで賄う、処理原価や給水原価を賄うという考えは、毛頭ないかも知れませんが、そこら辺をどこに設定するかというのが今後のやっぱし私は課題になろうかと思っています。受益者負担金や加入金の統一ということも、やっぱし今まで旧玉名市ではもらってない制度ですので、これは新たにもらうようになるということは並大抵の説明責任を問われるんじゃないかなと。その際には、きちんとした、例えば10年スケジュールとかその辺をもう少し明確にして進めていただきたいなというふうに要望します。それと、我々議員はあれもやれ、これもやれて言うて、要望ばっかしするわけですけど、冒頭、市長の所信表明でもありました、今年度は平成19年度には43名の職員の皆さんが退職され、12名だったですかね、採用と。実質31人減ると。そういった中で、仕事全体は今の議論の中でも明らかなように、だんだんふえてきてるとというのが実情じゃないかなあというふうに思います。行政運営の中で、一番最初に言いましたような住民福祉の向上というような観点からも、やっぱし市民サービスが低下になったりとか、今までであったような事業がなかごんになったとかいうことがないように、ひとつ注意をして進めていただきたいというふうに要望して私の質問を終わります。

[6番 前田正治君 降壇]

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 5時02分 休憩

午後 5時12分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番（永野忠弘君） 市民クラブの永野忠弘です。最後の質問者になりましたが、もうしばらくの間、お付き合いください。今回の質問は安心、安全で住める玉名市の観点から質問してみたいと思います。公立玉名中央病院の救急医療体制整備についてですが、公立玉名中央病院は、玉名地域の基幹的な公的医療機関として重要な役割を果たしていると思っております。しかし、近年は経営状況が悪化し、医師不足に伴い、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況ではないかと思うところです。2月15日、熊日紙上での公立玉名中央病院の麻酔科医2人が、3月末で退職し、4月以降の緊急手術など難しくなるとの記事により、多くの市民の方々より不安、不満の声を聞くきょうこのごろです。公立病院の医師不足、経営悪化は全国的なもので、よく新聞紙上などマスコミ等でも取り上げられている問題でもあります。自治体病院の医師不足、経営悪化は国の施策である医療制度改革が進められている中でのことであると思っておりますが、国の制度に対しては1地方議員、議会では早急にどうにかなる問題ではないのが残念です。公立玉名中央病院の麻酔科医不足の件では、島津市長の今議会の冒頭のあいさつの中で触れられており、2月6日、熊日新聞の非常勤で6人の医師確保の記事でも、平日昼間の緊急手術はできるが、夜間と土、日と祝日の対応はできない状態だとの内容でしたが、緊急医療に対する市民の不安は解消するに至っておりません。公立病院の使命でもある救急医療を維持するには医師の確保が当然と考えます。また非常に難しい課題ともわかっておりますが、市民の安心、安全のため、できるだけ努力はしなければいけないと思えます。これは新聞紙上のことで、例にはならないと思えますが、大阪府のある自治体病院の医師不足から募集の条件に給料を月3,500万円という記事を読みましたが、どの病院も大変さ、真剣さを感じた次第です。市民の安心、安全の緊急医療維持のため、行政からの応援というのは考えられないのでしょうか。市長におかれましては、この問題ではところどころでお話になっておられると思っておりますが、御自身の御所見をお聞かせください。

2. 健全経営の取り組みについてですが、公立中央病院が全国の例にも漏れず、赤字経営が続いていると聞いております。またこの1、2年は年間5億円を超える赤字が続いているようで、このことは看過できないよう考えるところです。当然、事務方もこのことは分析し、前向きに取り組んでおられることと思うところですが、分析の結果と今後

の取り組みについてお伺いいたします。昨年12月24日、総務省より公立病院改革ガイドラインというのが通達されておりますが、その取扱いはどうなされているのかお伺いします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 先般の中央病院の麻酔科医引き上げという報道で、市民の皆さんに大変御心配をおかけいたしました。もともと中央病院は多く熊本大学との関係で来ていたわけですが、この麻酔科については、福岡大学から二人一組のような形で若いお医者さんとちょっとベテランというか、中堅の女性の麻酔科医さんとセットでおられたわけですが、新年度から引き上げることになりました。ただ、ここで何か麻酔科医が引き上げると全部手術ができなくなったというような印象を与えて、市民の皆さんに大変御心配をかけましたが、例えば山鹿市民病院、植木町立病院、玉名の医療センター、こういう病院にはもともと麻酔科医というのは不在なわけですし、そういうところでも手術は行なっているわけです。ただ、全身麻酔を行なう重大な手術が、麻酔科医がいなければ実施できないという状況でございますから、そういう意味で御心配をおかけしたんですが、新聞記事を見る限りでは、これは麻酔科医がおらんなら、誰も手術はできんごつなるばいという印象を与えたことは非常に申し訳なかったし、残念に思っています。そこで、そういう話載った間に、病院側はすぐ努力をしていただきまして、私も逐次報告を受け、推移は見守っておりましたが、熊本大学から3名、そして一般開業医、一般開業医の中には麻酔科医の看板を掲げていろんな病院に出張していかれる開業医の先生もおられるわけで、3名。それを、曜日分けて、もともと火曜と木曜でしたかね、手術が集中する日は2人、その他の時には1人ずつ派遣をしていただくという、ほぼこれまでと同等の体制が整ったわけでございます。それは現在中央病院にまいりますと、病院にそういうことを書いた紙を置いて、入院患者の方々に周知をいたしております。同時に、来るべき3月15日の玉名市の広報に御心配をおかけいたしました。が、日常そういうことについて御心配をおかけしないで済む体制ができ上がりましたという記事を掲載させていただくということになっております。ただ、そう申しまして、夜間緊急の大手術、このためにはやっぱり常勤がいまないと困るわけでありまして、常勤がいる場合には、家に帰っておっても呼び出してやれるんですが、それがなかなか常勤がいないとやれないということになります。この回数というのは決して多くはありません、1カ月トータルして考えても。しかし、これはやっぱり玉名地域にとっては全住民がこの中央病院を頼りにしている部分も非常に多い地域の御指摘があったように中核病院ですから、そういうことは言うとならん。できるだけ常勤医が確保できるように、さらに努力を深めていかなければならんと思っております。ただ、今御承知のよ

うな医師不足の現状、とりわけ麻酔科医についてはそういうところが見える中ですから、苦悩をしておりますが、それでも、熊大からも御理解をいただき、開業医からも御理解をいただいて、一応この時点では安堵しているというか、ほっとしているところでもございます。ぜひ御理解をいただきたいと思います。

同時に、しかし、基本的にやはりこの病院の改革は急務だと思っております。この新年度から、荒尾市民病院等々、荒尾市は市立病院ですから、ちょっと事情が違うんですが、10月から既に職員の給与カットに踏み切っておりますので、玉名中央病院も20万円以下の方はそうではありませんが、それ以上の方については3%、5%、7%の分類に分けて、給与カットに踏み切らせていただくと。職員の皆さんとの話し合いも済んで、実施が了承されたというふうに聞いております。私は組合長手当を13万5,000円、年間いただいております。議員の皆さんも議員手当をもらっておられますが、議会の皆さんにも御相談を申し上げて、まず9割組合長手当をカットする。議会の皆さんにも5割で辛抱していただく、そういう御理解をいただいていると思っております。そういう形で我々みずからが姿勢を示す中で、組合員の皆さん、13万5,000円、毎月ならいいんですけどね。1年ですから。9割カットする。議会の皆さんも5割のカットをする。そういうことで、新年度から職員の給料カットに踏み切らせていただくことにいたしております。同時、いろいろ材料費ですとか、管理費ですとか、この辺もぎりぎりまで切り込んで、経営体制の健全化を図っていかなくてはならん。そういうことで、取り組んでおります。同時に、お隣の長崎県大村市民病院が民営化に踏み切る決断をいたしました。また福岡の飯塚中央病院もそういうことで、いつかどこかで報道がございましたが、市立病院、町立病院が自治体の根っこを揺さぶるという形にならないようにするための必死の努力が各病院続いております。私どももそうするというではありませんが、健全経営に向けた抜本的な対策が必要になっている、そういう意識はきちっと我々は持つ必要がある、そういうふうに思っておりますし、そのことに向けての勉強、準備を新年度になりましたら改めて強めてまいりたい、そういうふうに思っております。この中央病院が他の病院と比較して有利な点、マイナスの点、両方あります。1つには、我が中央病院はこれまでの御努力もいただいて、全体的なものとしては累積赤字も初めて1億7,000万円計上するわけですが、まだ今度繰上償還を5億円やりましたから、15億円になってますけれども、全体的な資金の積み重ねとしては15億円ぐらいの余裕を持っておりますから、この余裕が残っている間に、やっぱり抜本的な改革に着手しなければならんのではないかと、そういう認識を持っております。いずれにしろ、中央病院がこの地域の中核病院である、地域の住民の皆さんにとっては、頼りの病院でもあるという位置づけをお互いに確認をしながら、この病院の継続的な運営が可能なように最大限の改革、改善に取り組んでいかなければならないと承知しており

ますので、議会の皆さんにもぜひ御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番（永野忠弘君） 今、組合長である市長から御答弁いただきましたけども、健全経営への取り組みについては非常に最大限努力するという言葉で結んでいただきましたけど、それを期待しております。しかし、基幹病院である救急医療に対しては、土、日、祭日の救急医療ですか、これは少ないであっても、やはりこの辺では、玉名市では玉名中央病院しかないということでもありますので、しっかりこの辺も何とか努力をしていただきたいと、そういうふうに思います。節にお願いしときます。

次の質問に行きます。新幹線濁水被害恒久対策についてですが、九州新幹線建設も全線開業に向けて進められておりますが、玉名トンネルの工事も2月末で終わり、今後レールの敷設、電気工事へと進んでいく予定のようで、玉名平野部分の新玉名駅（仮称）周辺の高架橋の建設も進み、玉名平野の風景も一変してしまいました。駅前周辺整備の文化財調査、道路の整備へと順調に進んでいるようです。開通も3年後と迫り、この開通が起爆剤となり、さらなる玉名市の発展を期待するのは全市民の願いだと思います。そんな願いの一方で、新幹線玉名トンネル建設による濁水が石貫、三ツ川地区の小岱山で発生しているのは皆さんも御存じのとおりです。この濁水も現在は応急対策で生活用水、農業用水などを対応してもらっている状況です。これからが、濁水で生じた諸問題を恒久対策として取り組んでいかれるわけですが、地元の事情をよく理解していただき、問題解決に当たっていただくことを強くお願いいたします。濁水被害恒久対策についてですが、現況について、1. 本年、平成19年度井戸水の減水調査がなされていないが、その理由をお伺いします。2. 応急措置として掘ってある井戸の飲料用、農業用、果樹用、観測用の数と各モーターポンプの容量、月の電気使用料の合計をお伺いいたします。3. 地下水からどれぐらいの水をくみ上げているのかお伺いします。

2. ため池の整備の進め方ですが、現地調査立ち会いなどが石貫4区、福山地区、石尾地区、川床地区と始まるようですが、各地区ごとに担当業者を決めて進んでいくのでしょうか。地理的にも水系も同じところもあり、互いに理用し合えるため池も考えられることだと思います。予算も少なく、より効率的にできた方がよく、隣り合わせの地形ですので、一体的に取り組んでもらいたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。このため池を生かして、地域の活性化につなげたいと早くから福山地区の方からもお話を伺いしておりましたが、島津市長もため池を生かした濁水対策については、大変御理解をいただき、御尽力もいただいているように感じとっております。市長のおっしゃるように、ため池周辺にもみじなり桜なり植栽し、個性あるいやしの地域づくりができれば、地域もよみがえるでしょう。影の部分から明かりの方向に夢が持てる地元では数

少ない明るい話になることでしょう。ぜひ成功させていただきたいと願っております。個性あるいやしの地域づくりも地区別で考えるのではなく、一体的な絵を描き取り組んでいただきたいと思います。

3. 環境問題ですが、農業用水の問題が多くとらえられているようですが、失われた自然を市としてはどう対応していこうと考えられているのかお伺いします。

4. 飲料水については、命にかかわる飲料水の恒久対策は一番大事な問題と私は考えますが、市としての対応策はあるのでしょうか。被害地域と戸数もお伺いします。

5. 補償期間についてですが、先例地の例などで、現在は30年間の補償ということですが、30年で元に戻るわけではないわけで、湧水対策協議会などでは、市としては補償を永久になるよう要望していくと言っておられますが、そのことに変わりはないかお伺いいたします。

以上、5点についてお伺いします。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 永野議員の御質問、新幹線湧水被害恒久対策についてお答えをいたします。湧水対策の現況についてでございますが、新幹線玉名トンネルは総延長6.8キロメートルと九州新幹線トンネルにおいても筑紫トンネルの12キロメートルに次いで2番目に長いトンネルでございます。平成13年2月に着工し、平成17年10月に貫通をいたし、現在レールの敷設工事等が進められております。着工後約1年余りを経過した平成14年2月ごろより、まず、石貫3区の住民から沢の水の減少及び浅井戸枯渇の申し出があり、それ以後トンネル工事の進捗にあわせ、石貫4区、三ツ川地区と影響が拡大してまいりました。本市では地域住民の申し出を受け、工事主体であります鉄道運輸機構と協議を重ね、地域住民の生活の不安を解消すべく井戸水の減水調査を平成16年度から平成19年度まで観測をいたしております。また応急対策といたしまして、鉄道運輸機構より飲料用井戸5カ所、農業用井戸15カ所、果樹園用井戸10カ所、観測用井戸1カ所を掘削し、トンネル内のわき水を沢やため池に圧送するなどの対策をとっています。揚水量につきましては、井戸の規模にもより異なりますが、毎分30リットルから2,000リットルで、年間の電気代は平成19年度の実績で飲料用井戸の5カ所で187万5,000円、農業用井戸の15カ所で1,778万7,000円、果樹用井戸の10カ所で134万円で、合計31カ所で2,100万2,000円となっております。なお、福山地区、石尾地区、石貫4区のトンネル内の水を立て坑2カ所より揚水し、それぞれ毎分1,000リットル、石貫3区ではトンネル抗口からの圧送により毎分600リットルを供給いたしております。

次に、ため池整備の進め方でございますが、まず水田の被害面積及び水量を確認す

るため現地調査を行ない、休耕田については、将来にわたる耕作者の意志を確認し、被害水田面積を整理し、確定をいたしております。それに基づき鉄道運輸機構で、ため池の位置や容量、数などを概略設計し、地元の説明し、地元と合意に至ったところから詳細設計を行なってまいります。本市では昨年の10月に農業用水渇水恒久対策の業務委託に関する基本協定を鉄道運輸機構と締結し、本年石貫3区の農業用ため池の詳細設計に行ったところでございます。残りの石貫4区、三ツ川地区においても、これまで申し上げました流れで、今後段階的進めていく予定でございます。平成23年の新幹線開業までに、恒久施設の整備完了を目指しております。恒久対策については、議員御指摘のように各集落ごとに地理的条件、あるいは河川系統の違いはあるものの、小岱山における一体的な渇水被害であるにとらえ、地域住民の皆様方と協議を重ね、どのような解決方法が考えられるか。また十分検討していきたいと存じております。ため池等をつくるに当たり、地域住民の憩いの場となるようないわゆるいやしの場の工夫が必要ではないかとのお話であります。県立小岱山自然公園の一部であることも考慮しながら、地域住民の方々と話し合いを重ね、憩いの場となるよう、できる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

環境問題でございますが、石貫、三ツ川地区につきましては、小岱山からの豊富な伏流水により、清らかな中小河川あるいは沢が多数存在し、希少な小魚あるいは蛍が乱舞するなど豊かな自然環境があり、地元住民の生活の一部となり共生していたところでございます。渇水問題の発生とともに、河川の水量の減少が発生いたしております。これまでの豊かな自然環境を取り戻すため、トンネル内の湧水あるいは先ほど申し上げましたため池等からの河川への放流など、あらゆる手法を模索しながら、豊かな自然環境を取り戻すよう最大限の努力を重ねていただくよう、鉄道運輸機構に要望してまいりましたが、今後もさらに強く要望してまいりたいと考えております。

次に、飲料水でございます。飲料水についてですが、石貫3区において、全戸数19戸のうち被害戸数3戸、福山地区63戸のうち12戸、石尾地区56戸のうち9戸、西原地区14戸のうち12戸の被害が発生しており、鉄道運輸機構が応急対策としてボーリングにより各家庭に供給しているところでございます。恒久対策といたしましては、今後地元とともに十分協議し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、補償期間についてお答えいたします。渇水に対する補償期間については、国の算定基準である公共事業にかかわる工事の施工に起因する水枯渇等により生じる損害等にかかわる事務処理要領に基づき算定されます。その中で、生活用水や農業用水に関しては、おおむね30年を限度とした維持管理の補償となっております。しかし、近年における低金利の状況下では補償費用の運用益には期待できず、将来にわたる維持管理に不安を募るものであり、本市といたしましても、将来にわたり、安心できる渇水被害

対策を国に要望しておりますが、さらなる要望をしていかねばならないと考えておりますので、議員におかれましても、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番（永野忠弘君） 御答弁、部長、ありがとうございました。部長はたまたま石貫で、地元ということありますので、ひとつよろしくお願いします。

再質問ではありませんが、環境問題、飲料水についてですが、この環境問題に対しては運輸機構ですか、これはなかなか消極的に取り組んでもらいよごたる感じのすつとですよ。ですから、市の方も最大限に努力するという言葉をいただきましたけど、まさに本当に最大限に努力していただきまして、本当にさっきおっしゃったように、小魚、虫、いろんなの共生しとりましたけど、それがなくなってきとります。それを取り戻せるぐらいに、何らかの方法をやっぱり努力していかねば、協議していかなきゃいかんというふうに強く思います。

飲料水についても、これは本当に人間水なくしては生きてはいけません。このことも地元と十分協議していくということですが、今、簡易水道とか上水道とかいろいろ意見も出ておる、特別委員会あたりでは出ておりますが、その辺も地元とよく、本当に協議していただいて、それぞれに簡易水道しろ上水道にしろ、問題があるように思います。ですから、地元とゆっくり協議していただいて、支援機構なりに強力に応援をしていただくようお願いしたいと思います。

今後、渴水被害恒久対策も開業に向けて、具体的な交渉に入っていくことと思います。この2、3年が一番大事な時期とっております。被災地の人たちは不安でいっぱいなはず。行政のよき理解と地元との話し合いとよき御指導で不安を振り払っていただくことを切にお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

[19番 永野忠弘君 降壇]

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明11日は休会とし、12日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午後 5時48分 散会

第 3 号

3 月 1 2 日 (水)

平成20年第1回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成20年3月12日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 27番 堀本議員
- 2 1番 萩原議員
- 3 22番 本山議員
- 4 4番 北本議員
- 5 11番 青木議員
- 6 13番 内田議員
- 7 3番 宮田議員

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 27番 堀本議員
 - 1 市長のローカルマニフェストの達成度について
 - 2 知事選に対する市長の考えについて
 - 3 境川に対する市長の関与のあり方について
- 2 1番 萩原議員
 - 1 多重債務者対策について
- 3 22番 本山議員
 - 1 現在の小中学校の放課後の部活動について
 - (1) 部員数は何パーセントになるのか
 - (2) 部活動の時間数について
 - (3) 指導者の確保について
 - (4) 今後の取り組みについて
 - 2 文化財について
 - (1) 今後の継承の取り組みについて
 - 3 社会教育（少年教育）について
 - (1) 今後の市として取り組みについて

4 4番 北 本 議 員

1 教育行政について

- (1) 子どもの安全安心の居場所づくりについて
- (2) 特別支援の子どもたちについて
- (3) 安全安心の学校給食について

2 しょうがい者、高齢者、ひとり親家庭の支援について

- (1) 後期高齢者医療制度について
- (2) 玉名市のユニバーサルデザインの20年度の取り組みについて
- (3) 福祉バスの実態と課題について
- (4) ひとり親家庭等日常生活支援事業の現状について

5 11番 青 木 議 員

1 市長の所信について

- (1) 災害時要援護者の支援対策について
- (2) 農業振興について

2 成年後見制度の利用促進について

6 13番 内 田 議 員

1 税源移譲後の徴収体制の強化による効果と課題について

- (1) 平成19年度における地方税の徴収状況について
- (2) 徴収体制強化による効果と課題について
- (3) 「ふるさと納税制度」について

7 3番 宮 田 議 員

1 「ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例」(仮称)の制定について

2 環境美化推進者の表彰について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員(30名)

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木 壽君	12番	森川和博君

13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小屋野幸隆君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

27番 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） おはようございます。御指名を受けました自友会派の堀本でございます。御覧のとおり私も72歳になりまして、よたよたとこの講壇に上がっておりますが、市長のローカルマニフェストの達成度について、まず一番に何うという通告いたします。

市長選の後、1年ぐらい経たと思いますが、同名で質問をしたことがあります。まだその時は就任以来の後先わからない一所懸命誠心誠意やりよる段階だというお答えだったと思います。私は資料も二晩もかけて用意をしましたが、一切資料なしで通告書だけで市長のお答えを求めたいと思います。

まずあのローカルマニフェストの問題に入る前にですね、関係しまして、先般市長が招集あいさつをされたことに対して、いろいろクレームらしきものを申し上げました。市長の特長というか、村上県議も褒められたように切れ味のいいしゃべり方が市長の特長、持ち味だと思いますが、今回に限り何らかの偉い先生が言われたか知らんが、資料を配られた、このことが頭にあられたと思うが、目線がその紙切れに入ってですね、全然こう「やってやるんだ」という迫力が見えなかったことは残念であります。ただその中であって、いわゆる目に見えるような速さで進めていかないかんというようなことあったと思います。その目に見えるようにしてやらんことが2年たった今ですね、ローカルマニフェスト、ほかの候補者になかった、例えば市街地活性化の話とか何とか、どういうふうに進展しているのかですね、どこに市長は満足されとるのか、満足がなかったら不満足のままでもいいから市長の気持ちを聞きたいと思います。私は市長、かねがね市役所の職員さんの士気が島津市長の代になってから落ちたんじゃないかという危惧を持っております。実は先日来、この前の選挙看板の県知事選挙は3月の23日ですか、だというこれ委託金でやっておるから金は出しとらんと思いますが、大きな看板、恐らく5万円以上かかっているだろうと思いますが、立っております。その前に、病院に行っって、例によっておばさんたちがですね、せっかく日にちを市民にこう知

らせておって、前に5人も6人も顔がはっつけていっちょ見えんたいなあというような話をしよりましたです。これは私も現場に見に行ったところ、斜め、西から見れば見えるけど、斜め前以外はもう見えんですね、日にちが。もう常識以前の話だろうと思ひましてですね、これが市の中では許されてずっと、いわゆる感化された形で、朝晩何人も職員が出入りしよってもわからん状態なら、もう言うことはなかねえという気がしまして、やる気失墜でございます。おかげで糖尿病は380も上がりましてですな、今やるならこれもううっ倒れるけんと思つて、言わんです。それで市長、そんならあは私ば殺そうごたつとか。そういう気持ちだからですね、いっちょスピード感あるあれを今までのローカルマニフェストにも合わせてですね、どのように判断しておられるか、伺います。

それと今申しました知事選に対する市長の考え、これも難しい問題ですね。今も前議長の松田さんとも話ばしたつたが、7万市民の親としてなかなか言いにくからうなあつてというような御意見でございます。私は逆論を持っております。先日の市民会館における蒲島さんの大会、これに市長は日ごろと全然変わった形の応援演説をされました。目を潤ませての話は若干お客に感銘を与えた。私も感銘を受けました。市長は命がけでやる気のあつとばいなあと思ひました。ならばこの議場でですね、反対賛成ある中でのあえて構わないと、玉名市政浮揚のため、財源獲得というとちょっと偏るけどですね、とにかく市政と県政は二身一体だと、そのことを認知するならば当然その長が誰をやるかぐらいは市民に知らせていいはずという確信ある行動をしてもらいたいと思ひます。私たちが市長がそういう気持ちだからと思ふから、一生懸命過去のしがらみを振り切つてですね、やる覚悟はしております。よければ、悪ければ言わんでよかです。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。いつもの堀本ペースの質問ですので、ちょっと何があつたかなあと箇条書きでちょっと整理しなきゃならん部分があつて、とまどつておりますが、思い出すままに考えを申し上げます。

まず所信表明の折に所信表明を配つたこと、そしてそれを迫力がなかつたという話ですが、これは前議会3月議会の所信表明、これは今度だけではありません。全議会原稿を読んでおります。ほかの時は読みませんが、この3月議会は一番最初から全部原稿を読んでおります。別に今度だけ原稿を読んだということではございません。それから議会の皆さんにこの所信表明を配つたということ、そういう誰かが言ったことがきっかけではあつたかもしれませんが、だからということじゃなくて、県議会あたりはですね、確実に毎議会とも、これは知事の所信表明は議員全部に配布されます。それから他

の市町村、例えば同じ玉名でも長洲等は配っておるようでございます。ですから項目が多岐にわたるが故にこれをきちっと議員の皆さんにお示しをして、そして3月議会の表明をするというのは私のごく自然なことであろうと思っておりますので、皆さん方も御理解をいただきたいと思えます。

それから堀本議員が常々いろんな行政の部分で気を使ってですね、職員等にも御指示いただいている、御注意いただいていることにはむしろ敬意を表しなげきやならんと思えますが、私自身職員の意欲という意味において、まああの合併以前と合併後がどうだったか知りませんよ。玉名郡3町の職員の今一緒に入ってやっているわけですから。しかし私は職員の諸君がちょっと合併による戸惑いはあるかもしれませんが、仕事に対する意欲を薄くしていると、そういうことはないと思っております。スピード感の問題ですが、これはスピード感が必要だと思えます。ただスピード感を持つということは事柄を判断し、踏み切るまでにスピード感を持つという意味ではないと思う。そこはやはり事業に取り組むまでには慎重な精査がなくてはならん。しかし決断したらのりくり何年もかけるんじゃなくて、スピード感を持ってやる。これが行政の姿勢ではないかと私は思います。いかがでしょう。

選挙の話はね、これは別ですよ。この本会議場で私の全体の考え方を申し上げるのはいいですが、誰を支持するとか云々とかいうのは、市議会の本会議においてそういうことに触れることは極めて慎重でなくてはならんし、むしろ個人名を上げて申し上げるのはいかがか。ただ私はこれは世間に公にしていますよ。県会議員時代とは違って、首長になれば立場が違って来る。とりわけ県知事選挙ということになれば、非常に大きな責任を感じる。もし非常に明確な姿勢を示した上で次に生まれるべき知事と私のスタンスがむしろ違ってしまった場合には、市政全体に迷惑をかけるんじゃないかというふうに判断をすれば、これは慎重にならざるを得ない。県議時代ならば政党所属ということで、あるいは議員自身の信念なり所信なりに基づいて、勝とうが負けようが進めばいいということかもしれません。それが政治家の流儀だろうと思えます。しかし首長という立場に立てば、大事な県知事選挙が行なわれているときに、その責任も含めて慎重な判断をするというのは、首長職にかけられた私は責任であると思っております。その責任の上において、私なりの決断と判断の中でいろいろ申し上げておりますし、ある候補者の勝利を信じてですね、行動していることは事実ですので、ぜひ皆さんもそういうことで御理解をいただき、この市議会の本会議場において、知事選挙においてどういう姿勢でいくとか、あるいは誰を支持する云々というのはこれは私でなくても他の方であってもあってはならないことだろうと認識をいたしております。よろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 27番 堀本 泉君。

〔27番 堀本 泉君 登壇〕

○27番（堀本 泉君） 支持する候補者が万が一のことがあったときは、残された市民に迷惑をかけるという御配慮のようですから、何とも言うことはありません。必ず勝って市民のためにこれを利用という言葉もなんですが、使っていくんだという方を私は言ってもらいたかったけど、もう負けるかもしれんとおっしゃるなら何とも言うことはございません。まあどっちにしたっちゃ、勝つようにですね、私の場合は頑張るより他はないと思います。

それから士気はあるんだと、日本の四季じゃないけど士気はあるんだと職員はですね。ならばですね、市長、たばこの問題とかそういうことぐらいはもう1年半ばかりなるけんですね、解決があってもよかつじゃなかでしょうか。これは市長の責任じゃなくて、職員の中からですね、自発的にこうしたが市民に感情がいろいろとかいう案をですね、やっぱつくって自主的に自発的にやるべき問題だろうと思います。その辺が見えてこないからですね、朝9時15分ぐらいにごったかまって、たばこのむとかですね。1時10分ぐらいにはわあわあ言ってたばこのむとかいうのがもう日常慣習化したような状態ですね。それから携帯電話なんか公務ならばその場で対応はできるはず。ところが外に出てあははでやりよるですね。これは私は私用だろうと思う。どこに個人の会話をですね、公務中にわははでやるところがあるかですね。あちこち視察に立場上行きますが、どこもやっぱ厳粛な雰囲気さえあります、むしろ。玉名市だけはそれはない。それだけ開放されたやっぱアメリカナイズされた職場だけん、よかって言えばよかつたろうですね。親密度があつてですね。しかしこの前も出ましたように中央病院の職員の給料カットとかいろいろな次元の話がある中にですね、玉名市役所だけ平々凡々という生活態度はどうかあと思います。掲示板の一つにしたって、誰かがやっぱ見てですね、やっぱり言うべきだろうと思う。全然そこ何なしにですよ、総務かな、どこか知らんばつてんですね。あくまでも市長とけんかする気はないけんですね、もうあとはあがよかごつたいって言ってうちよきます。私はこの議場で議長を1期させてもらいましたが、その折今市長が言われた選挙の問題をこの議場でやることについて私自身が発言者をとめました、後ろからですね。もう選挙の話ばかりやるから一般質問のいわゆる定説から外れておるけん、修正せれと言ったら、こっちに向かってきましてですね、この舞台でわあわあ言ってけんかしたこともございます。確かに7万5,000の市民の前ですね、行財政に関係のない形の話は控えるべきだとおっしゃられた意はわかりますけど、ならば逆にですね、今申し上げたようにそれらを利用して玉名市市制の浮揚にやると、俺はそれだけ自信のあるんだという言い方もあつてもよかつたろうと思いました。この件、以上です。

3番。境川に対する市長の、これも市長って書いてますね。関与のあり方。これはですね、市長、市長この前の議会でも申し上げたように市長は当時まだ橋本さんが建設

委員長だった時分に遠慮というか、地元には橋本先生もおられますからということで、私の質問を追求を避けられたことがございます。しかしその後、あた横島ばかりむぞがって高道はどがんするとかという言葉になりまして、結局今の促進期成会というのを立ち上げてですね、早速あのときは1,600万円だったかな、改修に入られたいきさつがあります。ところが今日、それを二次的というか、大規模に範囲を広げてですね、上流までやるという話が浮上しております。その区域の中に上流に今度新しく転居をされた有力議員さんの発案だろうという声もちょっと一部聞かれますがですね。まだ下流の整備もろくすっぽでけんでですね。現に去年あの堤防を水が超えるという、どたばたで土のうを積んで云々ということもありましたが、思いがけないような事態もあっております。上流が無計画とは言えませんが、開発に開発を重ねますもんで、一時水が流れるという。ところがその上流を今度堤防改修をすると、確かに過年あの辺は水害が常襲地帯になっておりますが、それらについては玉名市側から要求をされたのかですね、県の一方的な裁断で範囲が広まっていくのかですね、完成もしておらんのによやるといことが、どの辺から出たのか市長の真意を伺いたいと思います。

それから下流整備についてですね、下流整備については市長は御存じなのかですね。この前の質問でもループ橋の付近の調査に市長が早速駆けつけられたと、県も一緒に行かれた。行動力抜群だという声もある限り、逆にですね、反対陳情をせなん何ていう声も下流側にはあります。あそこをショートカットして水を流すことは下流にどのくらい影響があるかを事前調査を当局はされておるかどうかですね。その辺を踏まえて市長がやれやれって言よらるっとかですね。それと御承知のとおり一部の人かもしれませんが、その期成会から今回その範囲を広めるのなら、もう我々はかたらんぞということ、玉名平野土地改良区が脱退通告をしております。私も2度ほど行きましてじっくり話してみましたけど、なかなかかたい。なぜそういう状態になったかは知っておられるのかどうかですね。まずその辺を聞きまして、あとまた聞きます。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 境川に対する市長の関与のあり方についてでございますが、境川上流区域の河川整備計画（案）については、市といたしましての要望を出しているかについてお答えいたします。昨年の第3回定例議会での議員の質問で答弁いたしましたように、境川の河道の下流能力が十分でない状況で、過去に幾度も床上床下の浸水被害が発生し、周辺住民の生活や農業経営に多大な影響が出たところでございます。現在、熊本県で早急な洪水による被害の発生防止または軽減を図る目的で平成18年度に河川整備基本方針が策定されたところでございます。市の意見を出したかということでございますけど、これは上流区域が今申し上げましたように新聞でも報道されてまし

たように床上床下等の浸水が発生し、県としても早急な改良が必要ということでこのような整備計画が発生したものと考えております。今後の作業予定としましては、河道整備計画の策定をいたしまして、工事着工とし早急な完成に向けて要望を行なってまいりたいと考えております。平成9年に改正されました河川法では整備計画の策定に関しましては、関係住民や学識経験者の意見を反映させる制度が導入されまして、熊本県では地域住民の皆様の御意見をいただくため本年2月28日と3月の1日の2回にわたり玉名市民会館において説明会を実施し、多数の御意見をいただき、計画案の作成を進めていただいているところでございます。

上流部の河道計画案による下流部河川への影響について御答弁をいたします。2級河川境川は滑石塩浜樋門より築地南大門大橋までの5.1キロメートルで、上流部は県道長洲玉名線より築地南大門大橋までの1.1キロメートルで、残り4キロメートルが下流部でございます。今回の上流部整備計画（案）につきましては、県道長洲玉名線から上流部1.1キロメートルは河川も蛇行し、また国道208号境川橋及びJR橋梁も含め河川の流下能力が不足し、早急な改修が必要な状況でございます。また塩浜樋門から下流4キロメートルにつきましては、平成元年から今年度まで河川局部改良事業や単県河川改修事業により、改修工事を実施していただいているところでございます。県道長洲玉名線より下流につきましては、平成18年の豪雨時の越水箇所等を重点的に堤防のかさ上げ、河川のしゅんせつ等を県・市で実施中であり、今後とも下流部については引き続き県に要望してまいりたいと考えております。先ほど答弁いたしましたように現在県では河川整備計画を来年度作成する予定であり、今後の事業化を進めるに当たり現地測量を実施中でございます。具体的な工法につきまして今後あらゆる角度から検討がなされるものと聞いております。

最後の玉名平野土地改良区の脱退届についての市の考え方についてでございますが、同期成会は昭和60年度に玉名平野南部地区に位置する玉名市、岱明町を流域とする境川の改修を促進し、関係2市町の浸水被害の防止並びに集落の環境整備、農業経営の安定化並びに交通体系の整備を図る目的で設立をされました。設立当時の会員は玉名市長、岱明町長、玉名平野土地改良区理事長、市町長が推薦する市町議会議員、区長、土地改良区理事をもって組織とし、現在の合併後の会員は30名となっております。今回急遽脱会届が平成20年2月19日付で同期成会会長の島津市長あてへ提出をされました。脱会の理由といたしましては、境川改修事業の当初計画が平成19年度より変更となり、本区の地区外が主体工事となるためとなっております。期成会といたしましても当初期成会の設立目的であります玉名市岱明町を流域とする境川改修による集落の環境整備、農業の経営の安定化を図るためには玉名平野土地改良区の会員としての責務は重要であり、今後も残留していただくよう強くお願いしたいと思っておりますので、委員

の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 境川改修と市長とのかかわりについて。市長というよりも本来玉名市とのかかわりというべきなのかなあという感じですが、もともと一昨年大水害が起きて国道周辺が冠水をした。以前からも冠水をしていたんでしょうが。それを受けて一番最初の方がちょっと慌てましたけどね。あと県の方がこれ改修に取り組まれるというふうな連絡が私どもの土木の方にあったと。そしてある程度の計画を進めておられるようですというふうに聞いて、その計画案がありましたから、それではどういふふうに県は改修をしようとしているのかということで、私が市の土木部の諸君と一緒にですね、県が考えている改修計画はどうなんだと、どういふ方法なんだということを現地に見に行きました。そのことがどうも堀本議員のお気に召さなかったようですが、私はね、県がやる仕事だからといって市長が知らんと、関与する必要はないということはないと思います。たとえ県の事業であったとしても玉名市内の重要な事業ということになれば、県がどういふ改修計画を進めようとしているのかというのを承知しておくのは、玉名市長としての私は責任だと思っております。それが第1点です。もう1つもともとしかしこの河川改修というのは非常に難しいということを県議会に籍を置いてから、唐人川改修等でわかりました。下流域には下流域の意見があっても、上流域には上流域の意見がある。やっぱりこの調整は水の問題だけに非常難しい。そのことを身をもって体験してきたつもりであります。ですから今度の改修事業についても、県の方にまずあるいは市の土木の諸君にも改修は結構でやらなきゃならんことだと。しかし下流域の現状なり住民の心境に心理に十分配慮しながら進めてもらうことが大事だということはいくどく常に申し上げてきたつもりであります。ですからそういうことを踏まえて、さっき越流の話も出ましたが、県は越流地区の補修にもかかりましたし、また市の方も市道整備ということも借りて、一緒になって改修に当たってきている。そういうふうに思います。ただこれ何年ごろでしたかね、2級河川の改良についての建設省なりの国の姿勢が変わったということで、当初計画案から何年前でしたか、まだ私が県議会にいたころですが、改良事業に対する国の補助の仕組みが変わったということで、県も戸惑いながら地域の方々に御心配をかけた部分がある。境川改修期成会等でもよく意見が出てきたことはよく承知しております。しかし上の上流地区の改修がどうしても必要だという原点到に立ったときに、やっぱり下流域に申し上げたように十分な配慮をしながら、現在でも進んでいると思いますよ。もうこれでやめたなんていう話は全然県から聞いておりません。ただそういう心配もあることゆえ十分な配慮をしながら進めていく必要があると、そういう認識を持っております。ぜひそのこともこれからも県の方に強く要望をしてま

いりたいと思います。

玉名平野の脱退という意志は、これは本音の部分でどういうところから来たのかということは私も定かには承知しておりませんが、確かにその玉名平野の区分とちょっと違うふうに工事区間が入るから云々ということもあるのかもしれませんが、流れ一体として今日までやってきたことですから、まあもう一遍御理解をいただいでですね、今度何かこの間理事会があったようですが、この理事会でもこのことは議題になっていないようであります。それで引き続いてですね、県あるいは私どもの土木、耕地課、その辺一緒になってですね、今後もこの流域一帯の改修なりあるいは水田耕作についての機能的な体制が整っていくように玉名平野にも今までどおりに参加していただくように説得を続けていく、そういう必要を感じております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 27番 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 入念なお答えいただきましたけれども、逆から申し上げます。最後のその玉名平野が真意はどこにあるのかということですが、実はですね、御承知のとおりあそこの清松の横に西山堰というのがございます。その所在によって、玉名平野が境川の水利権を持っておるといような実状です。ところがその辺が頭で描いてもらうとわかりますが、蛇行しましてですね、境川を改修するネックになっておるわけです。玉名平野はその堰の改修を上流に仕事が上がっていけばしくなると、ますますでけんじゃないかというのが第一の理由です。ところがその西山堰の水利、水は何のため堰が要るかという私の住まいをする共和地区の用水が菊池川枯れた場合は全然足りないということで、繁根木川を堰切つてためて水路に流していく。いわゆる、さしかてするといふ実状です。言えば結局玉名市滑石の共和地区に水を入れるための堰が在するんだという理屈になります。それで私も交渉に行きましたけれども、まあそがんたいなあといふところになっているのでですね、その辺で言葉が難しいが妨害といふか、改修に当たって水利権云々と言われると将来ですね、なかなか県も市もやりにくいことができますと思いますので、よければ一緒の熱意でですね、脱退を撤回といふふうに進めていただきたい。これは担当だけではとても及ばない問題になっておるところでございます。理事会にも何もかからなしですね、そがんとにかたるなといふぐらいでいっておるからですね、市長の御判断でできるんじゃないかという感を持っております。

それからあの最初の方に戻りまして、私は今でも頭がかかしておるのは、いわゆる堀本のふろしきの中で市長が踊りよつかといふ公言する議員さんもおられる、再開発ていふか、市街地活性化の話です。議長にお尋ねせなんことですが、この件について

は全員協議会も正式に開かれております。その席で与党らしきある議員さんは話しも聞かんでわあわあで、反対反対俺がつぶすというようなことを大言壮語されました。ところがほんなこてつぶれましたですね。市長は後のフォローもなくしてですね、もうあの説明会を途中でさじ投げて執行部も何のフォローも議会に対してないです。これは極端に言うなら、極論すれば議会の軽視じゃなかろうかと、市長をして議会をなぜかなら全員協議会までしてやるからというならしをしておってですね、何人かの人がわあわあ言ったか知らんけども、私たちは市長のいわゆるスピードあるあれでやってもらえるとだろうと、1億2億のことだけん、一応議案の提出はして、まず取得をしてその上に立って絵を描いていただくと、それをいわゆる先ほどもおっしゃったスピード感も見えるような体制で新幹線に間に合うようにやってやるぞということならわかるわけですよ。しかし何が熟度が足らんのかですね、その辺を私もずっとこれに4年ばかり携わってきましたけど、陳情団も4回かつくって、前の市長の時もその前の市長の時も陳情をされております。今通れば市長が通ればですね、恐らくこの辺なもうつぶれるばいたってというような人の話ばかりだと思います。いわゆる市長裏の話、怨嗟のうわさが広がっております。何も中山間地は市長もおっしゃったように限界集落がどうこうともう玉名市の真ん中がもう限界集落を通り越してですね、税金ばかり取りやがってというもう恨みの言葉ばかりです。私もその1人です。私は追い出されたと思っておるけん、あっちに逃げ出したかっですがね。とにかく後のフォローが全然ないと議会対策がないということはこれは問題です。全協開いて皆さんの中からも声の上がらんとは、これは不思議。私は与党も野党もない。市民党の皆さんが1人もおらんということが残念至極。執行部は市長が答えにくかなら担当者でん。どうしてフォローばせんのかですね。何が熟度が足らんのか。熟度が足らんならこうこうがないからとか、将来予算がこうだとか、その間にあって市長に報告あって、熟度がどがんだった、出さんがよかばいたなら、そういう提案までいくのが師弟関係というか役所の中のシステムじゃなかろうかと思いますがですね。プロジェクトなるチームまでつくって何にもないというのは、議会軽視だと思います。改めてお尋ねいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） まずあの中心市街地の問題で、つぶれたとかつぶれなかったとかという表現がありましたが、もうこの考え方はつぶれたとかつぶれなかったとかいう表現がありましたが、私はつぶれたなんて思っておりません。

〔堀本議員「言いよんなはる人がおんなはる」と呼ぶ〕

○市長（島津勇典君） 言いよんなはる人は、堀本議員はこう言うし、こういうふうな意見をお持ちの方はそれはあるでしょう。しかし、どなたがどうおっしゃろうとも考え

方は考え方ですから、これで進めていくときは必ず来ます。その上で皆さんが賛成であるとおっしゃるか。あるいはそれはだめだとおっしゃるか。それは議員お一人お一人の御判断の問題であろうと思っています。そういう意見が出たからもうこの考え方はつぶれてなくなってしまったんだと、そういうふうには私自身全く思っておりません。ただその熟度は何かと問われれば、差し当たり市が買うとこだと、例えばあそこ跡ですね。それだけではやはりなかなか議会や市民に対する皆さんの説得に窮するのではないかと、実質的にはそういうことであっても、やっぱりその特別これをこういうふうにするという確たる計画なり、準備が整ってない段階で、差し当たり買うとこだというような処理の仕方考え方が、果たして議会の皆さんや市民の皆さんに行政として説得力あることになるのかというふうに考えたときに、これはちょっと無理があるかなあというのが執行部の諸君じゃなくて私の判断です。ですからこれは一日も早くそれを詰めてですね、事柄にのせたい、そういうふう思っております。ただこれがね、1つだけ困るのが、民間相手のあることとございましてね。ファミリー銀行さんも福岡銀行との統合によってですね、少し店舗や雰囲気が変わってきた部分が率直に言ってあります。ですからむしろ私はそのことを心配をいたしております。ファミリーだけの土地ならともかくとしてですね、あそこにはファミリーと旧マルショク、両方の会社が所有している土地が多ございますし、それだけではないやっぱりここを本当に生かして中心市街地の将来に向けてのひとつの中心地としてですね、あのまま放り出しておくということは極めて適当でないという考え方はまず変わらないということとあります。民間で何とかできないというものであるならば、行政が1歩2歩踏み込んででもここはきちっとしておく必要があるのではないかという考えは、いささかも変わっておりません。その上で先ほど申し上げたような、差し当たり買うとこだけということだけではやっぱりちょっと説得力がありませんから、もしそういう部分を買収した折にどれぐらいの総体的な事業費がかかるのか、そしてそこでどういう整備をしていくのかということとをきちっと整理をした上で、議会の皆さんに市民の皆さんにお示しをする。それが私どもの責任だろうと、そういうふう思っておりますし、堀本議員だけではありません。地域にかかわりを持たれる方々の御意見も十分に伺っているつもりであります。そしてそういう地域の方々の中にそういう期待を持っておられる声も多く私の耳には届いております。私は当初、これ市長になる、ならんもう前から、あのままじゃいかなあと玉名の真ん中にある土地だから何とかやっぱり形をつけて、やっぱり市のイメージのためにも整理しなきゃならんあというの、市長に就任する云々の前からそういうふう思っておりましたし、その考え方は今も一つも変わってない。だから何かいろいろあったんでそのつぶれていったとこの案が、ということの指摘は当たらない、私はそう思っております。ただ1つだけ皆さんに市の考え方を説明したのに、その後しり切れトンボになっているというこ

とであるならば、それはやっぱり大変申し訳なかった。それはこういう形で進めようと思っ
ているけれども、それは私の判断ですからね。これは執行部の諸君の判断というよりも私の判断
ですから。何も執行部の諸君の責任ではありません。ありませんけれども、その説明をした上
で後どうするかという説明がなかったのはけしからんと、こういうおしかりは私は真摯に受
けとめなきゃならん。大変申し訳なかったなあと。どうしてそれをそういう理由で中止をする
というか。今年度の予算には上げないというふうにしたのかという説明はする責任がある。そ
の辺については率直におわびをしなければならん。また議会の皆さんに時を得て、きちっと
説明できるだけの準備を整えた上でしっかり御説明を申し上げる。あるいは私自身、ある
いは執行部の諸君なりから御説明を申し上げる時期が来なければならんと思っていますし、一
日も早くそういう体制をつくりたいと、そういうふうには思っておりますので、ひとつ御理
解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 27番 堀本 泉君。

〔27番 堀本 泉君 登壇〕

○27番（堀本 泉君） 部下の皆さんの中には市長との距離があるからだろうと思ひ
ますよ。市長はこういうふうにして公衆の前で済んだったなあとおっしゃる。あなた
たちはその発表もしない、慰留もしない、何もフォローはしない。それじゃいかんだろ
うと思ひます。まあ糖が10ぐらい下がりましたおかげですね。ただですね、今前議
長からもお話がありました、もうよかろうと、病気がたがた言いながらですが。こ
こで一片の紙を持ってきております。市長の立候補の時のいわゆるマニフェストの中
にですね、新幹線開業への受け入れ準備、これが2番目に。最初はもう1市3町の融和と
一体化に努力する。2番目に九州新幹線開業への受け入れ準備のやっば急務だとい
うことだろうと思ひますが、中は読んでおりませんが、その末尾の方に市政フォー
ラム等で市民の知恵を拝借しながらという、市街地活性化の話が新庁舎建設と同時
に中心市街地活性化対策などの整合性を図りながら推進するとあります。推進す
るとおっしゃったから気持ちは変わってないということは周知できたとは思ひますが、
みんなですね、心配しよるわけですよ。もう町がのうなるということですね。過疎
地だけでない、もう今歩いてみればわかるですよ。私の横町に商店として残るの
はたったの2軒ですよ。もう商店街も解散してですね、何にもない。それはそれ
として、やるとおっしゃるから一致団結してですね、それこそ見えるようなス
ピード感を持ってですね、やってもらいたいと思ひます。このことが次の選挙
にも、これば言うとなんを脅迫するかってまた言われるばってん
ですね、かなり80票差を1,500票ぐらい違うごつならすためにですね、
ぜひやってもらいたいと思ひます。

後はもう言わんでもいいことですが、境川改修の下流の方々の意見がですね、署名

運動まで及ばん段階でですね、やっぱり説明をする必要があると思います。県の方にも行きましたけども、県の方も公言するとちょっと都合が悪いですが、上を範囲に入れたからすぐしかかるばいたというような財政余力もないからですね。まず下の方に意を注ぎますとそういうふうに言うておってくださいという内部の話は聞きましたから。あとは玉名市のいわゆる道路拡幅に引っかけてですね、どういうふうにして一体化して取り組んでいくかということは大きな問題になると思います。今、これも言わなんと思っておりましたが、下流の堤防工事を行なっておりますが、これに玉名市の路面負担金で2,000万円負担金が出るようになっておるようでございます。その2,000万円を出すから堤防の改修工事はしないということになっておるとか、市長は御存じないかどうかですね。今年は休業するそうです。ようやく上からずっとやってきておる事業がですね、市民が不満がまた出るだろうと思います。100万円でも500万円でも継続は力なりという言葉はおかしかですがね、続けてもらいたいと思います。県に出さなんけん市の仕事はせんというやり方は市の権威にかかわる問題だと思いますので、その分の銭はいっちょひねり出していただきたいと思います。よければその辺の覚悟も伺ってみたいと思います。土木担当からで結構ですが。よろしく。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 堀本議員がただいま申されました上流部河川改修の計画でございますが、下流部の住民の不安をどうするのかというようなことでございます。これからは河川は1本でございます。上流も下流も一体的な整備計画を県また市も一緒になって考えてまいる所存でございます。下流域の住民の方の不安あたりもいろいろ親身になって受けとめて、これからの整備計画に当たっていきたいと考えております。それと下流域の501から下流域の左岸側の昔が堤防の道路の幅員が3メートルぐらいしかございませんでしたけど、今度は5メートルぐらいに堤防の幅員がございます。その幅員が拡幅になった部分だけの負担金といたしまして、約2,000万円程度の負担をお願いして堤防の改修を並びにかさ上げ工事を行なっていただくようお願いをしております。上流域につきましては、堀本議員あたりも昔から御存じでございますけど、冷凍倉庫の所からずっと下流域左岸側について、堤防の強化ということも含めたところの道路改良を現在やっております。担当課としましても今年度やらないというようなことを今申されたということでございますけども、まだ平成20年度の予算はこの本義会で決まるわけでございます。全体の道路改良予算もいろんな面ですね、多少は減額になっておりますけど、最前な努力を建設部土木課あたりでやっていきたくて思っていますので、まだ上流部の改良をアウトにしたと、やらないということの明言は言ってないつも

りでございますので、これからも議員の御理解をよろしく申し上げます。また御指導よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、堀本泉君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） おはようございます。自友クラブの萩原雄治です。まずは3月3日の本議会冒頭の市長所信表明を伺いますと、合併して2年間、市民の声を聞きながら合併協定を基本に指導力を発揮されていると思います。所信の最後に「新市玉名の礎を築き玉名の顔をどうつくり上げていくか、これからの3年間は極めて重要期間です。残された時間は決して多くありません。スピード感を持って各種施策に取り組む所存です」と言われました。すばらしい所信表明であると感銘を受けましたが、1つだけ今回私が一般質問をする多重債務者対策について述べられなかったのが残念であります。もちろん島津市長のことです。頭の中に入っていることだと確信をしていますが、ここであえて触れることにしました。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。今回の質問は、多重債務者対策についてであります。この質問については、北本議員が昨年の9月定例議会で多重債務の問題解決に向けての取り組みについてと題して一般質問をされています。その中の一部を引用しますと、望月一晴産業経済部長の答弁では、商工観光課において受け付けをした案件として、17年度が1件、18年度が2件と実際の相談は少数にとどまっています。しかしながら熊本県消費生活センターの資料によりますと、議員おっしゃられたように玉名地域振興局での消費生活相談の件数は1,300件を超えており云々とあります。私はこの一般質問を聞いて、すぐに疑問を持ったので、どうして多重債務者問題は商工観光課が窓口なのかと森島商工観光課長に聞きました。すると答えは、商工業者からの債務相談があつているときにたまたま多重債務についての相談もあり、一度受けたためにそのまま受け付けるようになったとのお話がありました。私はここでの職員の対応はすばらしいものであると感心をいたしました。しかしこのままずるずると商工観光課でやっていくのはどうかと疑問に思ったのです。また受け付け案件が17年度1件と18年度が2件にも疑問を持ちました。それは執行部を疑い間違いと思ったわ

けではなく、どうしてその件数しか上がってこないのかとの疑問を持ったのです。そこで玉名地域振興局に行き、総務課で聞いてきました。ところが総務課では把握していかなくて、県の消費者相談センターに問い合わせたということで、電話をいたしました。そこでやっと融資サービスに関する相談状況がわかりました。県の相談件数は17年度より減ってきていますが、融資相談件数はふえているということです。これは17年度までに振り込め詐欺が多く発生していたのが原因らしいとの説明でありました。その後、融資相談件数がふえているのは多重債務らしいとの説明でありました。そこで熊本県環境生活部食の安全消費生活課に電話をしまして、県内の市町村の担当課一覧表をいただいたところ、専門相談員を配置している市が7市ありました。熊本市、八代市、天草市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市の7市です。その7市すべてに電話をしまして、担当課の職員よりお聞きしました。その中で非常勤職員を置いている市が3市あり、熊本県消費者協会や弁護士に直接委託している市が4市ありました。まずその内の非常勤職員を置いている熊本市と阿蘇市について御報告します。熊本市は消費者センターが担当で毎週月曜から金曜日まで、時間帯は朝9時から夕方5時まで毎日5、6人体制で総勢10人で消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員の資格を持った人が相談を受けています。現在月2回の弁護士相談を無料相談を行っており、今年の4月からは月2回の弁護士無料相談に加え、週2回の司法書士無料相談が始まるそうです。また啓発活動としては、ホームページ、ラジオ、市政だより等を活用して、出前講座として老人会、中学校、高校や大学祭などに年間80回程度出かけていくそうです。相談は17年度9,488件、18年度は6,806件あったそうです。熊本市は人口も多く政令指定都市を目指しているのですすがありますが、阿蘇市においては市民環境課が担当しており、平成17年10月から消費生活相談員を雇用し、当初週3日の相談体制を整え対応していましたが、消費生活問題の複雑化に加え、徐々に多重債務者がふえ、1人の相談が長期化するケースが多く、週3の相談では対応が困難な状態となり、18年度から毎週月曜から金曜日までの朝10時から夕方4時まで週5日の相談を行なっています。市民環境課から区長会へチラシを配ったり、市広報に毎月事例を掲載したり老人会などに啓発活動をしていることにより、平成17年度は139件、平成18年度は354件の相談があったそうです。来られない場合には相談員が訪問することができるそうです。

次に委託している八代市と宇土市について述べたいと思います。八代市は生活安全課が担当で県消費者協会に委託しており、週に3日火曜日、木曜日、金曜日に消費生活相談員を配置しており、午前10時から午後3時まで相談を行なっています。平成17年度が530件、18年度が501件の相談があったそうです。宇土市は総務課が担当で同じく県消費者協会に委託しており、週2日火曜日、金曜日に消費生活相談員を配置

しており、午前10時から午後4時まで相談を行なっています。県の補助金をいただいて悪質商法被害防止地域モデル事業として昨年初めて相談員を配置されました。今年度は単独事業としてやることになっているそうです。しかしこの補助事業は18年度と19年度で終わり、今年からは県の方にサポートセンターを設けることになっているそうです。また玉名でも今年の1月から毎月1回弁護士を交えての無料法律相談を開催している団体もあります。このように市民にわかりやすい相談窓口にするとか専門の相談員を置くなどにより市民が気軽に来られることとなります。実は昨年平成19年4月20日、大臣室において、第2回の多重債務者対策本部の会議が行なわれ、多重債務問題改善プログラムがまとめられました。首相官邸のホームページから引用しますと、多重債務問題改善プログラムの概要として、我が国の消費者金融の利用者は少なくとも1,400万人、多重債務者は200万人超との指摘があります。改正貸金業法による貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生は抑制しなければならない。一方で今後改正法完全施行に向けて、既存の借り手等を対象にした借り手対策が必要であり、借り手対策として4つ上げてあります。1つ、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行なう相談窓口の整備強化をする。2つ、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティーネット貸し付けの提供をする。3つ目、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化をする。4つ目、やみ金の撲滅に向けた取り締まりの強化をする。国、自治体及び関係団体が一体となって実行し、各省庁は各施策について直ちに取り組む必要があり、各年度において各施設の進捗状況のフォローアップ等を行なうとあります。この1番目の丁寧に事情を聞いてアドバイスを行なう相談窓口の整備強化として、1つ多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まる恐れがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題である。2つ目、地方自治体は住民の接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし発見、問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう各自治体に各部署間の連携を要請する。例えば、生活保護、家庭内暴力、公営住宅料金金等の担当部署で多重債務者を発見した場合には、相談窓口へ直接連絡して誘導する。市町村による相談については、一律の対応を求めるものではなく、以下の対応を要請する。相談窓口が整備されており、相談の責任者がいる自治体に丁寧な事情の聴取、具体的に解決方法の検討、助言ができるよう相談体制、内容の充実、専門機関、弁護士、司法書士等への紹介誘導を要請する。消費生活センターを設置している市、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市にも同様の要請、それ以外の市町村にはほかの自治体やカウンセラー主体の紹介誘導を要請する。遅くとも改正貸金業法完全施行時にはどこの市町村に行っても適切な対応が行なわれる状態を実現することを目指す必要があります。また都道府県にも3つのことを要請してあります。みずからの相談窓口における相談体制、内容充実、市町村の相談体制の保管。2、都道府県庁の関係部署、警察、

弁護士会、司法書士会等による多重債務者対策本部を設立し、必要な対策を協議、市町村のネットワークづくり等を支援するとあります。このように国としても最大の関心事と受けとめています。そこで質問ですが、玉名市として多重債務者対策担当課はこのまま商工観光課がしていくつもりなのか、お答えください。また今後多重債務者対策としてどのようなことをしていくのか、お示してください。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 萩原議員の多重債務者対策についての御質問にお答えいたします。いまや多重債務問題は、国においても重大な社会問題として認識されており、多重債務対策本部でまとめられた多重債務問題改善プログラムにおいては、貸し付けの上限金利の引き下げや貸付残高の総量規制の導入と改正貸金業法により、貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生を抑制しながら、一方で既存の借り手や新規の借り手を対象とした借り手対策も必要だとされております。昨年9月議会の北本議員の御質問の中でもありましたように、多重債務問題が自己破産や離婚、児童虐待、自殺などの社会として望ましくない状況に悪化する可能性がある深刻かつ重大な社会問題となっている現状を考えると、早急に具体的な対策をとるべきであると認識いたしております。御質問の市としての多重債務者対策担当課は現在の商工観光課がするのかというお尋ねでございますが、現在、消費生活相談の全般にわたって商工観光課において相談をお受けいたしておりますので、まずは商工観光課が多重債務の相談窓口として対応いたします。次に今後多重債務対策として、どのようなことを行なっていくのかというお尋ねでございますが、20年度は司法書士や消費生活相談員などの専門的な知識を有する相談専門員による月2回ほどの相談日を新たに設け、無料で相談の機会をふやしてまいります。また無料相談に関する啓発も広報たまなやホームページを通じて広く周知するとともに現在も他の機関等で実施されている無料法律などの情報提供も行なっております。県内の他の市においても積極的に取り組んでおられるように多重債務問題は、単に消費生活相談という枠を超えた市民生活における深刻かつ重大な相談事項であるということ。さらには多重債務問題の解決が健全な社会の形成に極めて重要であることから相談機会の充実や相談専門員の配置あるいは専門相談室の設置などを検討し、相談体制の確立強化に努めるとともに市民相談室を初め、各部局間の確実な連携を行ない、多重債務者の掘り起こし、問題解決に向けて全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 具体的に月2回の相談日を設け、無料相談するという前向きのお答えありがとうございました。再質問ではありませんが、ここで阿蘇市の例を申し上げますけども、阿蘇市から出金しないでよくなった金額事例としてクーリングオフ既払い金放棄等の金額で平成19年4月1日から12月31日までの合計が417万8,000円あります。この金額には多重債務の金額は含まれておりませんと報告されてありました。また阿蘇市役所の注意書きには相談者が債務整理等により過払いや返金がある場合あくまでも相談員として市税等滞納を含め、今後計画的な生活設計ができるようにお手伝いするものである。また相談室は市役所内の滞納を集金するための出先相談室ではない。多重債務やさまざまな契約のトラブル等相談受け付けし、処理に当たる場合には同じ人から同じ内容の相談は二度と受けることのないようにいつも啓発に努めるなどが書いてありました。玉名市役所も市民の生活を守るための相談窓口をより充実していくようお願いをいたしまして、私の今回の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、萩原雄治君の質問は終わりました。

22番 本山重信君。

[22番 本山重信君 登壇]

○22番（本山重信君） 自友クラブの本山でございます。私は社会教育関係から3点ほど質問をいたします。

まず1点目は放課後の部活動についてであります。小中学校の部活動は学校教育の一環だと思います。大切なことと思いますが、1週間フルに活動すれば青少年の家庭、地域の役割を担う面では弊害もあるとではなからうかと思えます。そういう点から4つの質問をいたします。1つ目は、市内の小中学校にも差があると思いますが、部員数は何パーセントになるのか。2つ目が平日休日等の活動の時間数はどのくらいなのか。3つ目が指導者の確保は大丈夫なのか。4つ目は今のままでよいと思うのか。今後取り組みについて教育長の御所見を伺いたい。

2点目でございますが、文化財についてです。以前合併前ですが、横島町では郷土史が昭和24年それから46年、55年の3回発行されております。それをもとにして平成6年に次世代期に残したい横島の遺産と題しまして、郷土史の副読本に取り組みました。当時横島町には3名の文化財保護員さんを中心に3年かけて聞き取り調査等で大変苦勞されました。ちょうど世代交代の時期でもう4、5年前に取り組んだならばお年寄りから体験談を聞くことができたのになあと、そういう反省の声も出ておりました。当時私も職員として担当しておりましたので、今もその記憶があります。当時町には文化財顕彰会も会員数が80名で文化財の保存、継承活動も活発でありました。合併後は保護推進委員が旧町から1名と聞くが郷土の歴史文化は後世に残る語り継ぐのが時代の役割だと思います。継承ができるか心配であり、今後の取り組みについてお伺いをした

いと思います。

まずこの2点を質問をいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 答弁する前に一言お礼を申し上げたいと思います。きのうは中学校の卒業式でありましたけれども、それぞれの議員におかれましてはそれぞれの中学校の方に御出席をいただきまして本当にありがとうございました。おかげをもちまして市内6校719名の卒業生が元気に巣立ってまいりました。大変お世話になりました。

それでは本山議員の現在の小中学校の放課後の部活動について、まず部員数は何パーセントになるのかというお尋ねにお答えいたします。現在、小学校では4年生以上が部活動に参加しておりますが、4年生以上の児童の60%が運動部に、7%の児童が文化部の活動を行っております。したがって小学校4年生以上、2,108人中の67%に当たる1,410人が部活動に参加していることとなります。中学校では76.3%の生徒が運動部に、12%の生徒が文化部に所属をして活動を行っており、中学生2,194人中の88.3%に当たる1,935人が部活動を行っております。次に活動の時間についてのお尋ねですが、小学校においては夏は午後4時半から午後6時半までの2時間、その程度活動しております。そういった学校が13校、それから午後6時までの1時間半活動している学校が8校あります。冬は午後4時半から午後6時までの1時間半活動している学校が10校、午後5時半までの1時間以内の学校が11校となっております。1週間の活動回数は週4回が3校、週3回が17校、週2回が1校となっております。中学校におきましては、夏は午後4時半から午後7時30分までの3時間以内活動している学校が3校、午後7時までの2時間半活動している学校が3校となっております。冬は午後4時半から午後6時半までの2時間以内の学校が3校、午後6時までの1時間半活動している学校が3校となっております。1週間の活動回数は週6回が4校、週5回から6回が2校になっている状態であります。指導者の確保につきましては、現在小学校でほとんど教職員が行っておりますが、相撲等の専門的な種目や審判業務のために外部指導者が7校に入っております。中学校でも各学校10名から多いところで30名程度、教職員が部活動の指導を行っておりますが、専門的な技術面の指導のために5名から10名ほど外部指導者を委嘱しております。最後に今後の取り組みについてのお尋ねでございますが、部活動の意義につきましては議員も御承知のように運動部活動は運動の楽しさ喜びを味わわせ、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動だと思っております。また粘り強く最後までやり遂げる力、互いに協力し合って友情を深める力など豊かでたくましい人間力を培う活動であります。文化部の活

動につきましても創作活動を通して、心身の調和のとれた発達を図るとともに、豊かな感性を育んだり協調性を培ったりするのに大きな役割を果たしております。ただ放課後に実施される部活動は、希望する同校の児童生徒によって行なわれる活動ですので、顧問等の適切な指導のもと、児童生徒の能力や適正を考慮し、自主性を尊重した魅力ある活動が適正に展開されるよう配慮することが大切だと思っておりますし、部活動の指導に当たっては学校教育活動の一貫として、校長を中心とした責任体制の下、学校の指導方針に沿って行なわれるよう校長会議等を通して指導しております。今後も部活動の基本的な意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく児童生徒の主体性や個性を尊重した運営に努めたい。バランスのとれた生活やスポーツ傷害を予防する観点から練習日数、1日当たりの練習時間や休養日を適切に設けたりしながら適正に部活動が行なわれるよう指導してまいりたいと思っております。

次に文化財についての本山議員の質問にお答えいたします。合併前の旧各市町の指定文化財等は旧玉名市54件、岱明町39件、横島町13件、天水町1件、計107件あります。これらの文化財や各地に残っている伝承等を後世の人々のためにどのように保存、継承していくべきか、現在見直しを図っているところです。現在の文化財保護委員会の構成メンバーは各自治区代表1名の計4名、学識経験者6名の計10名で構成されております。しかしより地域の事情に詳しい人が各自治区代表1名というのは、やはりどうしても地域文化財を継承していく上では人数が少ないように思っております。そのため指定文化財の見直しが終わりましたらメンバー構成を考え、より地域の実情に精通した人を徐々にふやしていき、地域の文化を、そして玉名市の文化をより正しく継承していかなければならないとこのように考えております。議員御指摘のとおり先人の方々から引き継がれてきた文化の継承については貴重な財産として、後世へ正しく伝えていかなければならないと考えております。そのことが私たちに与えられた責務だとも痛感をいたしております。今後は現在の文化財保護審議会の委員の方々はもとより文化財の保護、愛護及び顕彰の精神を普及させるため、仮称文化財保護指導委員の組織化を図り、より幅広い文化及び文化財の保存、継承ができればと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 22番 本山重信君。

[22番 本山重信君 登壇]

○22番（本山重信君） ただいまの教育長の答弁で少しは安心はしましたが、まず小中学校の部活の件でございますが、私も3人の子どもがおりまして、中学時代だいぶん学校にも出向いて行ったわけですが、ちょうど夏休みの時期でございました。子どもたちが影でこういう話をしておったわけですね。たまには先生も休ますとよかつばって

んなあって。なんかその非常に疲れたような気持ちが伝わってきました。それで私はこれではいかなあということで、子どもたちにちょうどそのときはですね、若い指導者の先生でしたが、多分共稼ぎの先生だったと思うんですが、低学年の子ども2人連れて指導においでて来ておりました。それでそれを例にとりまして先生たちもね、やっぱり家庭の子どもたちもいっぱいそのしてもらいたいことあるだろうと、しかしあなたたちのために子どもたち犠牲にしてでもそういうことで指導してもらいよっとぞっと。だけんもうちょっと上手にならんとつまらんぞという話をしたところが、ああそうたいなあということで子どもたちも理解をしてくれました。そういう観点から見てもですね、やはり指導者の人たちには非常に負担をかけているんじゃないかなあと。やはり家庭でも今度の日曜日、休みのときにはどこに連れて行こうかなあと、そういう約束もできないんじゃないかなあとというふうに思います。そういう意味でもですね、やはりたまには休日、休み時間を与えてほしいなあというふうに思います。そうしますと地域に帰ってですね、やっぱり子どもの地域の役割あたりも真剣に社会教育の方では考えができませんかなあ、計画できませんかなあというふうに思っております。これは次の社会教育の方でもまた関連をするわけですが、文化財につきましては適切な御答弁ありがとうございました。

次に3番目のですね、社会教育、特に青少年教育について質問いたします。先ほど教育長の方から中学校の卒業式の話があっておりましたが、私も有明中学校に出席をいたしまして、109名の卒業生があったと聞いております。高校まではですね、生徒数のあまり変わらないと思いますが、卒業してほとんどが県外に出てしまいます。地元に残りたくても職がない、そういう形から何パーセントでしょうか、地域の子どもはですね。今議会での市長のあいさつの中に京阪神地区の市場にJA関係者と行ったという報告をされましたが、これは非常にいいことだと思います。今後もぜひ続けてほしいと思います。そして、郷土出身者との交流を進めるという計画も示されました。大変いいことだなあというふうに思います。横島町ではですね、10年ほど前から広報よこしまを届ける交流と同時に小学生5年生10名を冬休みに北海道へ、中高校生5名を夏休みにアメリカへホームステイ事業に取り組んでまいりました。残念ながら合併で10年続いたこの事業も中止になりましたが、昔のことわざにですね、まかぬ種は生えんということがあります。青少年の郷土愛を持たせるそういう意欲を願うならば、それなりの種をまいてですね、やっぱり実らせる必要があつとじゃないかなあと私は思います。種をまけばふるさとの納税制度に、ふるさと納税制度ですかね、新しくできました、寄附問題ですが、そういうものにも大いに期待ができるんじゃないかなあと。種まかんとですね、やっぱり期待をしたってですね、なかなか実らんというふうに思います。玉名市も中国の瓦房店、アメリカのクラリンドとの姉妹都市を結んでおります。私は中高

校生をですね、もっと多く交流に参加させて、予算面で限度があるならば大人の人たちにはやはり経費面で全額とは言わんが、3分の2ぐらいは自己負担をしてもよかつじやなかろうかなあというふうに思います。小中学生の部活も大切だが、この時期が郷土の郷土愛の精神と地域での役割を学んでほしい時期だというふうに思います。そういうためにもですね、社会教育の役割が大事じゃなかろうかなあと思います。今後の市の取り組みについてですね、社会教育面でも市長のいや教育長の答弁、できれば市長にも伺いたいというふうに思います。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 部活動についての議員の御心配、まあやり過ぎないようにですね、常々いろんな会を通して指導はしております。運動部活動の指針等も県の方からも出ておりますので、そういうプリント等も配りながらですね、行き過ぎはありませんように今後とも注意してまいりたいというふうに思っております。ただ私は、試合をする以上はですね、やっぱり勝たないかんというふうに思っております。しかし、部活動でさっき申し上げましたように勝利主義に走ってですね、本来のいわゆる部活動の目的を逸するようなことがあってはならないというふうに思っておりますので、今後とも注意をしてまいりたいというふうに思っております。

社会教育、少年教育について本山議員の御質問にお答えします。今後の市としての取り組みについてということでございますが、現在の子どもたちの現状を見てみますと、放課後や休日等の部活動や塾などに議員おっしゃるように時間がとられ、家庭や地域での触れ合い活動の時間が少なくなっているというふうに私も思っております。また家庭の教育力や地域教育力の低下も懸念されているところから、文部科学省においても学力の向上とともに家庭、地域教育力の強化を目的とした取り組みを進めているところでございます。そのような現状の中、玉名市教育委員会におきましては、平成18年4月に地域に育つ子どもたちが家庭や地域で郷土を愛し、心身ともに健やかで将来の玉名市を担う人材を育てようと「玉名市家庭教育憲章」を策定いたしました。またこの憲章に基づいて、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めており、家庭や地域において子どもたちを見守り、居場所をつくり、触れ合いを通して家庭や地域全体で子どもたちの健全な成長を支えてもらおうと啓発を推進しているところでございます。玉名市教育委員会は本年度この家庭の日に親子等が気軽に参加していただくために青少年育成市民会議と共催で、小岱山家族触れ合いハイキングを実施いたしました。またそのほかにも子どもたちが家庭や地域と触れ合う機会としては、各支館活動がありますし、子ども会活動もあります。社会教育団体におけるこういったさまざまな活動があり、そういった活動を通して異年齢間の仲間づくりにも役立ち、社会のモラルや道徳観などを学ぶ上でも重要

な役割を果たしているというふうを考えております。しかしながら総体的に見てみますと、子どもたちが家庭や地域で触れ合う場や参加する機会が減少しておりまして、意図するような効果が十分果たされていない面もありますので、今後とも各学校との協力体制を図り、各関係機関との連携体制を充実させながら子どもたちに家庭や地域と触れ合いの機会を提供することで郷土愛に満ちた心身ともに豊かな子どもたちの人材育成に努めなければならないと考えております。そのために家庭、地域、学校が子どもを育てるための共通理解を図ることをねらいとした触れ合い活動、例えば祭りとかハイキングとかスポーツ活動、こういうのが考えられますが、そういったのを重視していくと。地域の持つ教育力や人材などを学校教育に生かすことをねらいとした地域教育力の活用、また学校の持つ教育力を地域に還元する学校の地域への貢献等をさらに充実をさせていかなければと、こう考えております。家庭の日に関しましてもさらに啓発を図り、学校と協力しながら家庭や地域との触れ合いの場を提供できるよう努力してまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力のほどをお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 先ほどから出ておりますが、きのうの中学校の卒業式、それぞれ議員の皆様方も御苦労さまでございました。私は今年は岱明中学の卒業式に出させていただきました。感想としては、卒業式のやり方もやっぱり画一的でなくなってきたかなあと、そういう感じがいたしました。他の学校がどうだったのか知りませんが、「蛍の光」や「仰げば尊し」はもうない卒業式でした。それはそれで子どもたちが恐らく先生方と一緒に考えた卒業式のあり方だったんだろうと思っています。きのうニュースである市の近くの市の中学校の卒業式の様子が放送されておりましたが、郷土の文化をイメージしたアピールした雰囲気の中での卒業式が行なわれておったようであります。今後各学校において、各町村において市町村において、そういう雰囲気が高まっていくのかなあと感じたところです。教育長、どういう姿がいいとか悪いとかということではなく、そういう動きがあるということを踏まえて、やっぱり子どもたちの非常に大きな将来にわたる記念の日でありますから、小学校も含めてどういう姿が好ましい、我々が期待する、あるいは子どもたちの記憶に残る卒業式なのか、一遍検証に来て見ていただいたらいかがかなあと、そういうふうにも感じたところです。その中で、私はあいさつの中で申し上げましたが、これはもう率直にですね、私とその瞬間、あいさつ用語ではありませんと申しましたが、この子たちはまさしく日本という国の社会の、そしてそれぞれの家族にとって、また生まれたばかりの私どもの玉名市にとってやっぱり何物にもかえがたい宝物なんだと、これは何もお世辞でもなければあいさつ用語でもな

く、率直な私の感じ方として思ったものですから、そういうことを申し上げました。やはり私たちのふるさとがあるいは日本の国が今後とも非常に豊かな潤いある国、ふるさとであり続けるために、彼らの成長と存在なくして語れない。やっぱり一番大事なことは私ども大人が、そういう意味でこの子たちの成長を皆で見守る。そして皆で期待をつなぐということが、原点としてなくてはならんような気がしておるところです。その上でいろいろ本山議員も指摘がありましたが、ただ気分だけのこと言ったってしょうがないでしょうからね。ふるさとの文化というのをしっかり彼らの心の中に根付かせておく、例えば将来この玉名という地を離れることがあったとしても、彼らの人生の中にずっとふるさとの思いが強く残っている、誇りの部分も含めて残っているというのは、非常に大事なことだと、彼らの人生にとっても貴重なことならば、私どもの地域社会にとっても大事なことだと、そういうふうに思いますから、文化というものを地域の歴史なり文化というものを彼らにしっかり心の中に根づかせる努力、そういうものがまず必要なんだろうと。あわせてやっぱりいろんな見識ある青少年を育てていく、先ほどは他地域との交流の話が出ましたが、なかなか合併後画一的にそれを行なうことの難しさもあるわけですが、何も外国にやることだけではなくて、そういう他地域との交流等も深めて青少年としてのやっばし知らない社会、知らない地域のことを受けとめるということも大事な成長の要素でしょうから、検討してみる必要があるんだらうと思います。もろもろそういうことを合わせながらやっぱり先ほど申し上げたように、本当にこの子たちが私どもの社会のあるいは郷里の宝だという意識をさらに強めると同時に感じたことは、中学生でもあれだけの感動を持って感激を持って自分たちの卒業式を迎える。願わくば彼らのその感動なり感激をずっと失うことのない、そういう人生であってほしいなあとそういうふうに願ったところです。社会教育の充実大事さを改めて今御指摘があったように、教育委員会ともども考えていかなければならんと思っております。よろしくどうぞお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、本山重信君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時04分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 皆さん、こんにちは。無所属の北本節代です。午後一番睡眠が襲う時間ですが、精いっぱいやりますのでどうぞよろしくお願いいたします。今月

の広報たまには、玉名ブランドが紹介されておりました。しっかりと創出、確立をしている形ができ、大変喜んでおるところです。また今年を環境年とし、生ごみ処理に対する予算計上がなされております。市民と行政が一緒になって考えるきっかけになればと考えております。今回は当初予算について及び19年度の成果と課題について質問をさせていただきます。私は昨年3月も新年度予算について質問いたしました。1年間が過ぎるのを大変早いと感じております。1年がどんなことが成果として上げられ、また課題として次の年へ連られていくのでしょうか。新しい年度へ多くの希望と期待を抱いています。今議会島津市長の40分に及ぶ所信をお聞きしました。その中から私らしい質問のできる子どもと福祉についてまとめてみました。

初めに教育行政について3つのことを質問させていただきます。1に特別支援の子どもたちについて。2に安心安全の子どもの居場所づくりについて。3に学校給食についての質問です。1と2が入れかわっておりますので、申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。この議会中でも中学校の卒業式が挙行されました。子どもたちにとっては、節目の時期です。と同時に春の訪れを待つ新1年生の保護者の多くは成長の喜びをかみしめる時期でもあります。新入生の20年度当初予算でも特別支援の要る子どもたちへ市の独自の補助職員を3名増員し、13名で臨まれるとのこと。市長は支援を必要とする子どもたち一人一人のニーズに合った教育の支援を行ないますとおっしゃいました。大変温かく頼もしくお聞きしました。質問です。本年度中学校、小学校の特別支援の要る子どもたちの数を19年度20年度の推移をお示してください。また19年度中特別支援の子どもたちにとって、特に普通学級の中にいらっしゃる子どもさんにとってですが、混乱はなかったのかどうか。例えば学習時間が双方にとって学習の場として成り立っているのかどうか。そのほかいじめの問題や不登校の引き金になっている様子はないのかどうか。質問いたします。実際に学校の現場の中で不登校の子どもたちはなかなか減少しないというお話を聞いております。お答えください。

次に子どもの安心安全の居場所づくりについてです。19年度、国が策定した放課後子どもプランでは教育委員会が指導して福祉部局と連帯を図り、原則としてすべての小学校区で放課後などの子どもたちの安全で健やかな居場所づくりをすすめるために放課後子ども教室の推進事業、文部科学省が推進する事業ですが、始まりました。またそのことは放課後児童健全育成事業、厚生労働省が進めるものですが、学童保育の一体的あるいは連帯して実践する総合的な放課後子ども対策事業が子どもプランであります。その事業を玉名市はモデル校として滑石小学校で実施されております。19年度の成果と課題をお示してください。また関連しての学童保育についての質問です。玉名市の学童保育は学校内での取り組みが横島小学校のみです。そのほかは全箇所、保育園、幼稚園、NPO法人などに委託をされて実施されております。20年度の学童保育は旧玉名

市では定員を大幅に上回り、委託先では先着順という線を出されました。そのことで保護者は早朝深夜2時ごろから受け付け前に並ぶという現象が起きました。最悪にもその日はこの冬一番の寒さでした。我が子の安心安全の学童保育に入るために新1年生の保護者は御苦労されたと聞いております。しかし、それでも希望の学童には入れず、キャンセル待ちとのことで、担当の校区以外の入所に依頼に行くとのことでした。実際、車で送迎しながらの学童保育には限界があり、学童保育は地域とするものだと考えます。学校の敷地内での保育または学校の近隣住宅での保育、そのほか児童館や公民館などの保育を考えられますが、玉名市のお考え方をお尋ねいたします。学童保育は毎年増加の傾向にあります。どのようにしようと思っているか。定員オーバーのことも含めてお答えください。

次に安心安全の学校給食についてです。この数カ月中国産のギョーザ、冷凍食品の問題で私たちの食への安全は大きく脅かされました。穀物の食料自給率39%という日本は現在自分たちの命を諸外国に任せている大変弱い国でもあります。私たちの子どもの学校給食でも全校生徒のお子さんたちが同じかまでつくられた同じ給食を口にしています。センターは違いますが、それぞれの給食を口にすることは同じことです。ギョーザ事件のようなことが起きてはならないことですが、学校給食への不安は募るばかりです。実際にセンター内での清掃や安全管理に問題があるのではなく、外部からの侵入によるものは避けようがありません。この事件を機に何か検討されたり、食品の冷凍食品を見直されたり、実際に実践されていることがありましたら御答弁ください。またこのことを踏まえ、今後の学校給食の食の安全について、玉名市の考え方をお聞きいたします。

教育行政についての3つの答弁をいただいてから、次の質問に移らせていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 特別支援の子どもたちについて北本議員の質問にお答えいたします。先般の学校教育法等の改正によりまして、小中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とするしょうがいのある児童生徒に対して、しょうがいによる困難を克服するための教育を行なうことが明確に位置づけられております。小中学校にはさまざまなしょうがいを持つ児童生徒が在籍しており、文部科学省の報告によりますと、特に通常の学級においてLD、学習しょうがいといいます、ADHD、注意欠陥多動性しょうがいと高機能自閉症等の児童生徒が6%の割合で在籍している可能性があることと示されております。御質問の小中学校の特別支援の子どもたちの19年度と20年度の推移ということでございますが、19年度特別支援学級の児童生徒数は小学校が31名、中学校15

名になっております。また20年度は小学校が42名、中学校18名になる予定でございます。支援を要する児童生徒は各学校とも通常学級に1ないし2名は在籍していると考えられております。このような状況を踏まえ、現在特別支援教育支援員を小学校9校に1名ずつ、中学校1校に1名の計10名を配置しております。また平成20年度には3名の増員を予定しております。特別支援教育支援員は1校に1名以上必要と考えておりますので、今後とも配置できるように努力をしてまいりたいと思っております。また特別支援の子どもたちにとって特に通常学級にいる子どもたちとの混乱はなかったかという御質問でございますが、特別支援学級の児童生徒が親学級に入って授業を受ける場合には、特別支援学級の担任も同席しておりまして、また通常学級に在籍し、支援を必要とする児童生徒の場合は特別支援教育支援委員が補助に当たっております。支援員を配置していない学校においては必要に応じて、空き時間がある教諭が別室で指導するなど工夫配慮をしております。しかし現状はなかなか大変なところであります。支援を必要とする児童生徒を大事にしていくためにも今後もこの特別支援教育支援員の確保を考えてまいりたいとかように思っております。不登校やいじめの問題の原因になっている要素はないかという御質問でございますが、議員が危惧しておられるように不登校問題についてはしょうがい原因となっている場合もあるかと思えますけれども、原因ははっきりしないものが多く、しょうがいのためと一概に言えない面もあります。担任を初め関係教職員または適用指導教室の相談員などが根気強く対応しており、状況がよくなっている児童生徒もおりますけれども、なかなか改善しない児童生徒もいるといった状況でございます。いじめの問題につきましても、からかわれたあるいは無視された、悪口を言われたなどの報告がありますけれども、しょうがいを持っているからいじめられたといったようなことはなかなかつかみにくく、これについても機会をとらえ児童生徒とよく話し合う時間を持つことが大切であると、このように思っております。今後ともしょうがいのある児童生徒に対し、適切な教育支援ができますように努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に子どもの安全安心の居場所づくりについてでございますが、玉名市教育委員会では本年度放課後に子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するため、滑石小学校をモデル校として、文部科学省の放課後子ども教室推進事業を実施しているところです。本事業は平成19年10月から平成20年2月の5カ月間で延べ30回、参加児童は1年生から6年生の41人で実施したところでございます。活動内容といたしましては、週2回で火曜日は学校の先生方を中心に学習活動、金曜日は地域ボランティアの方々をお願いして体験交流活動を行なっていただきました。本年度放課後子ども教室が終了後に参加者に対し、アンケート調査を行なったところですが、児童からは参加してよかったと地域の人と触れ合うことができた。来年あればまた参加したいというような

答えが帰って来ておりますし、また保護者からは毎回喜んで参加をしていたと。きょうは何があったのかを教えてくださいと、親子の会話ができとてもよかったなどの回答が寄せられております。アンケート結果からも成果は十分あったと考えられるところであります。しかしながら安全管理人からの意見といたしましては、帰る際に親への引き渡しに混雑し大変であった、迎えの時間厳守の徹底ができなかった、というような問題点も指摘されております。また本事業を広めていくためにはコーディネーター、安全管理員、地域のボランティア団体など人材の確保が課題となっておりますのでございます。

次に安全安心の学校給食についてお答え申し上げたいと思いますが、中国産ギョーザ問題でいろいろと話題になりましたけども学校給食におきましても2月の献立にギョーザ・シュウマイを予定しておりました調理場がありました。昨日吉田議員にお答えしましたとおり今回の餃子問題につきましては、安全上問題はありませんでしたけれども、子どもたちや保護者の不安を取り除くために代替品に変更する旨の文書を各学校へ送付し、ギョーザとかあるいはシュウマイは中止いたしております。冷凍食品の使用割合、地産地消などこれまでも議員より意見をいただいておりますので、子どもたちへ地元の生産物を一品でも多く学校給食に提供できるよう取り組んでまいっているところでございます。納入業者においても産地名の明記を義務づけ、地元または国内産の納入を協力依頼しております。議員も御承知のとおり現在は米についてはJA玉名の地元産米、精肉、生鮮野菜も国内産であり、果物についてはバナナ以外は国内産を使用している状況であります。御指摘の冷凍食品に対する考え方はこれまでも最小限の使用に努めてまいったところでございます。しかし今回の問題を機に再認識し、今後も素材の厳密な確認を行ない、量の確保と価格を考慮し、より一層の食に対する安全意識を高めていきたいと思っております。安全安心な学校給食は恒久のテーマであり、今後も維持推進してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 北本議員の子どもたちの安全安心の居場所づくりの中で放課後健全育成事業について答弁させていただきます。保護者の方の就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業でございます。本市におきましては、現在クラブ数9クラブ、定員330人で構成され、議員御承知のとおり学校法人でありますとか、社会福祉法人あるいはNPO法人が主体となって運営されておるところでございます。実施場所につきましては、学童保育専用施設、幼稚園、学校の余裕教室あるいは児童館で実施されているところござい

す。御意見にありましたようにその地域で実施することが望ましいと言えますけれども、本市におきましてもクラブごとに対象地区の範囲を定めて運営を行なっておりますが、特定のクラブに児童が偏るということも多く、その経営につきましては苦しい経営のクラブもあるというふうにかがっております。また保護者負担につきましても母子家庭の児童に対する保育料など、各クラブの裁量によって減免されているようでございます。放課後における児童の安心安全の確保という観点から、また授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るという趣旨からも今後実態を把握し、受け入れ態勢などについてさらに検討させていただきたいというふうに存じますので、よろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁いただきました。特別支援の子どもたちへの支援に対して教育長の方から31名が42名ということと、中学校が15名から18名というふうに推移をお聞きしましたが、1年間で11名小学校はですね、中学校は3名というふうな形になりますが、その数からしても3名の増員というふうなところでは、とても大変かなあというふうに思います。実際にはですね、全校生徒の6%教育長もおっしゃってましたけど、特別支援受ける子どもたちが普通学級の中にいらっしゃるというふうなことをですね、国はこれもおっしゃいましたけど、学年に1名ずつ、学校に1名ずつはですね、補助教員の方たちがいらっしゃるというふうなことを国が述べられています。それからすると玉名市は10何名ぐらいまだ不足しているという状況になるんですが、このスピードでスピード感ある市政というふうに島津市長おっしゃってますので、この感からいけばもう少し特別支援学級にいる子どもの先生方をふやすというふうなね、方向が一番望ましいと思われまうけど、そのことで教育長はふやしていくというふうなね、ことで検討していきますというお答えでしたので、何かあれば再質問として答えていただきたいんですが、この11名の推移、3名にふえている、それにも増して6%の普通学級にいる子どもたちがいるということはもう少しやっぱり予算を私にかけていただきたいなあというふうに思っております。

次にいじめの問題、いろいろあるというふうなお答えでしたけど、ぜひ子どもたちのしょうがいに対することがもとで不登校になったりいじめにあったりというふうなところの部分は、極力精いっぱい支援をしてほしいというふうに思います。

次に学童保育と放課後子どもプランに対してですけど、教育委員会ともちろん福祉部の方からそれぞれ答弁をいただきましたが、子どもの安心安全の居場所づくりについてというふうなところでは、放課後子どもプラン、今放課後子ども教室というふうに言いますが、その教室で放課後の学童クラブの子どもたちと子ども教室の子どもたち等を

一環してですね、ことで進めていこうというのが考え方というふうに聞いております。1月の新聞の中にも熊本県で協議会が開かれておりますけども、理解していただいても進めていきたいというふうな協議会ですね、答えになっておりましたけど、玉名市としてはその学童教室の方、子ども教室の方では限界があるというふうに聞いています。5時15分まででは学童保育には時間が短すぎる、ましては今週2回というお答えでしたけど、週2回では学童クラブでは成り立ちませんので、そういったところではどうにか歩み寄って学校の中ですね、教育ができるきっかけには私はないかなあというふうに思っています。教室あけていただくというふうなことができていけば学校内の学童保育が可能になるかなあというふうに思いますので、ぜひ教育委員会の子ども教室とですね、学童クラブが何らかの形で一つになって、各学校の教室の中で学童クラブが行なわれるという方向にならないかなあというふうなことを踏まえて一般質問しましたので、そのことに対して答弁があればお答えいただきたいというふうに思います。

続いて質問をやりました後に再質問はお答えいただければいいと思いますので。続いての質問に移らせていただきます。障がい者、高齢者、ひとり親家庭についての支援の質問に移ります。初めに障がい者の支援についてです。今回は全国組織でもあります熊本県身体障がい者福祉協議会の九州大会が初めて玉名市で開催されることが決まりました。玉名市の温泉ホテルを貸し切った一泊研修が行なわれる予定です。開催地玉名市におきましても予算計上をされ、関係各位大変喜んでおります。私は日ごろから障がい者や高齢者が住みよい地域は誰もが安心して住み続けられる地域だと確信しております。そのことで4月1日より後期高齢者保険制度がスタートいたします。皆さん御承知だと思いますが、75歳以上の後期高齢者医療制度の中で65歳以上74歳未満の障がい者の方も含まれています。もちろん老人医療制度の中でしょうがい認定を受け、老人医療を受給されている人たちですが、その方々は手続なしで自動的に4月1日より後期高齢者医療制度の被保険者となるということです。後期高齢者医療保険制度は高齢者や障がい者のみをべっ視した弱い者いじめのような気がします。大変疑問がありますが、12月議会で2名の議員が質問をされていますので、私はこの65歳以上74歳未満のしょうがい者の人たちに的を絞り質問をいたします。国の法律で定められ、議員を選挙で選び、広域連合をつくり、その場で合意されて進められていることですので、一番、進められていることですが、一番市民の身近にある市町村が市町村としてやれるべきこと、やることのあるのではないかと考えて次のことを質問いたします。12月の答弁によりますと、玉名広報を含むインターネットや説明会などで精いっぱい医療制度の情宣の周知徹底に図りますということの答弁がありました。その中の参加人数また御意見や質問などありましたら、主なことで構いませんので答弁願います。またその中に障がい者の方がいらっしゃったかどうか、もしわかればよろしくお願いたします。被保険

者証の配布がもうじき始まりますが、トラブル、その他苦情に関する窓口の設置はされるかどうか。玉名市がですね。実質的に後期高齢者の医療制度は医療費の削減措置です。障害者自立支援法で玉名は玉名市独自の軽減措置をとられました。多くの混乱があれば、このような軽減措置も検討されていくかどうか、お答えください。障がい者の方々はましては高齢がかさみますとたくさんの方の困難があります。文章を理解することができない知的障がいやコミュニケーション障がいや脳性麻痺や障がいがあるがゆえにサポートが大変必要となります。だからこそ丁寧な説明の後に加入をお願いしたいと要望いたしますが、市当局のお考えをお答えください。また年間18万円未満の年金受給者はさすがに天引きはしないで個別の納付書、振り込みで保険料を徴収するとのことですが、しかし保険料を納められない人たちへの配慮は玉名市はどのように考えられているのか、質問いたします。また今までのように健診や人間ドックは受けられるのかどうか。以上のことを質問いたします。

続いて、UDについての質問です。熊本県は先月より障がい者の方々にハートフルパスの発行を開始しました。ハートフルパス皆さん御存じでしょうか。私もいただきました。日ごろは障がい者駐車場に停めるということは全くありませんが、私自身体重の制限があります。重たい物を持つと体重がふえることになり、長い距離歩けなくなりません。そこで駐車場が必要となります。しかし私たちみたいに外から見てもあんまりわからない障がい者の方たちは車いすマークへの障がい者の駐車場へ駐車をするということではできないのが現状でした。しかし、このハートフルパスは妊産婦または骨折などである一定の期間障がいを持った人、また内部疾患の方々なども対象になります。障がい者手帳保持者以外でも対象になるまさにユニバーサルデザインの取り組みです。玉名市も20年度玉名市地域福祉計画が策定できたと思っておりますが、そのことを踏まえ御答弁ください。玉名市の19年度に取り組んできたユニバーサルデザインをお示しください。また現在取り組んでいらっしゃるユニバーサルデザイン20年度に実施するために予算化されていることもお尋ねいたします。

最後に19年度福祉バスの導入がありました。19年度の福祉バスの成果と課題、20年度への取り組み、地域ニーズにこたえての取り組みなどをお答えください。

最後に今回条例改正がなされていますひとり親家庭の支援についてです。ひとり親家庭、母子家庭、父子家庭、17年度、18年度、19年度の推移をお示しください。母子家庭には児童扶養手当という現物支給があります。が実際の母子家庭の年間収入は就労収入が171万円、児童手当がないと生活ができない状況にあります。ひとり親家庭の玉名市の独自のサポートについてお尋ねいたします。熊本県が実施しています日常生活支援事業についてですが、お母さん方が早出や残業のとき、また出張のとき、泊まりの行事があるときなど子どもを1人にして連れて行けない場合、熊本県が実施している

日常生活支援事業は大変助かる制度です。玉名市では行っていないということですが、この事業はまた母子家庭のおかあさん方の自立支援事業でもあります。同じ悩みを持つさまざまな人たちが集って活動していく自立支援事業では、お母さんたちの支援をすることによって助け合う仕組みが大変よいものであると思います。菊池市の方では実践されているようですが、玉名市の現状についてお尋ねいたします。再質問も含めてよろしくお願ひいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 北本議員の再質問にお答えいたします。特別支援教育支援委員のことでございますが、本年度10名、来年度3名ふやしていただいて13名ということになるわけですけれども、3名ふやしていただいただけでもですね、本当にありがたいことだというふうに思っております。先ほどは今後とも努力していきたいと、大きな声で言いましたけれども、これは何せ予算を伴うものでございますので、市の方とも十分協議しながらですね、今後とも努力してまいりたいということで御了解いただきたいなあというふうに思っております。各学校1名ずつ入ってもらったが一番いいんですけど、小規模校であるとかあるいは小規模校の中でしょうがいを持たない子どもさんたちもおられるというような学校については必要としないわけでございますので、一応のめどとしてそういうふうに申し上げたところでございます。しかしながら今後とも努力はしてまいりたいというふうに思っております。

それから放課後子ども教室等いわゆる児童クラブの件でございますけれども、北本議員から先ほどちょっと新聞記事をいただきましたが、県の方でもですね、この放課後子どもプラン推進委員会というのが行なわれておまして、その中の委員の言われたことをちょっと引いてみますとですね、引用してみますと、結局子ども教室と児童クラブの違いがわかりにくいと、あるいは両事業の連携を図るべきだというような意見も出ているようでございますけれども、この文部科学省が推進している放課後子ども教室と厚生労働省が推進している放課後児童クラブというのは中身が少し違うんですね。子ども教室の方は全児童対象で、先生方の勤務時間までと、そして無料であるということ。放課後児童クラブの方は3年生までを対象にしてあるんですね。そして両親が働いておられる家庭でですね、そして両親が迎えに来られる6時半あるいは7時ごろまで確か面倒みておられるというふうに思いますので、その辺のところはですね、ちょっと違うんじゃないかと、有料です、もちろん。そこで子ども教室の方が終わってからクラブの方に行くという子どもさんもですね、おられるかもしれません。今後はいわゆるこれ合わせたのが放課後子どもプランというものになるわけですけれども、そういうふうなことで連携できるようなところはですね、やっぱり今後研究する余地があるんじゃないかなあ

というふうに私思っておりますのでですね、子育て支援課等と連携しながらですね、考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 北本議員の後期高齢者医療制度についての御質問にお答えをいたします。北本議員の4月1日スタートに当たっての市民への情宣は十分なされているかの質問でございますが、後期高齢者医療制度が4月1日から施行されますが、昨年12月に玉名市内11会場において説明会を開催しております。また今年になって各地区の老人会の会議等に8回、さらに4月中旬までに3回ほどの説明会を開催する予定でございます。今までの出席者数は738名で、その中で障がい者の方の欠席はございませんでした。しかし、説明会の中で障がいの認定に関する質問が5件ほどあります。その質問の内容でございますけれども、後期高齢者医療の保険料とあるいは国保・社保の場合の保険料の違い、あるいは医療費の負担割合、国保の場合は3割、後期高齢者の場合は1割というような質問が全体的にあっていようございます。また今後も申し出があれば積極的に出向いて説明会をしたいと考えております。また市の広報たまなにも昨年3月から5回掲載しており、3月中には全行政区にポスターを配布し、今月の被保険者の保険者証の送付時にはリーフレットなどを同封するなど周知の徹底を図っております。一方広域連合では2月以降にテレビのスポットCMを含め305回、ラジオ182回、新聞8回掲載しており、厚生労働省もテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の広報スケジュールに合わせて啓発活動を実施しているところでございます。

次に被保険者証の配布についてのトラブルに関する苦情の窓口についてお答えをいたします。窓口につきましては、健康保険課老人医療係の方で対応をしております。特にトラブルに関しましては広域連合と連携を密にし、迅速に対応ができるよう努めてまいります。

また自立支援法での玉名市独自の軽減措置をとられたが、多くの混乱があればこのことを検討されていくかについてお答えをいたします。軽減措置につきましては、所得に応じて均等割額の軽減措置が7割、5割、2割と広域連合の方で設定をされておりますので、市としては独自の軽減措置は考えてはおりません。

次に65歳以上74歳未満の障がい者の方々一人一人に確認をしていただきたいとのことについてお答えをいたします。広域高齢者医療制度におけるしょうがい認定については政令で定める軽度の障がい、寝たきり等でございますが、その状態にあると後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方が被保険者となりますが、実際には市町村長が高

齢者の医療の確保に関する法律第50条第2項の規定により広域高齢者医療広域連合から受けた認定とみなすこととなっているところでございます。また市の障がい認定者は2月末でこれは65歳から74歳でございますけど430人でございます。広報による周知説明会でも該当者に伝わるよう説明し、さらに障がい者への方がもちろん保険証発行時に障がい認定についての説明書を被保険者すべてに同封をして送付をしているというところでございます。

次に保険料を納められない人への配慮は玉名市ではどのように考えているかについてお答えいたします。国民健康保険と同様に所得が少ない被保険者の方には同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額により均等割の7割、5割、2割の軽減がございます。また被用者保険の被扶養者としての保険料をしてこなかった方については、制度加入したときから2年間所得割額が賦課されず、均等割額が5割軽減されます。さらに特例措置といたしまして、平成20年度のみ均等割額の特例がございます。平成20年4月から9月までは均等割額が全額免除、10月から翌年の3月までは均等割額は9割軽減となっております。そのほかに被保険者またはその世帯の世帯主が災害により財産に著しい損害を受けたときや失業によりその収入が著しく減少したときなどは保険料の減免が受けられることになっております。さらに申し出により保険料の徴収猶予の制度もございます。

次に今までのように健診や人間ドックなどを受けられるかについてお答えいたします。健診や人間ドックの受診については、後期高齢者医療広域連合の方で健診を実施するように決定をしておりますが、実際には広域連合の方から市町村に検診事業を委託することになっております。また一部入院されている方を除き、3月中に被保険者への申込書を送付し、検診につきましては自己負担が800円で市内の医療機関で受診することができます。今後は急速な少子高齢化が展開する中でこうした改革が国民皆保険制度を維持する上で必要なものでございますので、御理解御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 北本議員の玉名市ユニバーサルデザインの20年度の取り組みについての御質問でございます。進捗状況と取り組みについてでございます。地域福祉計画を踏まえてのことということでございますので、私の方からお答えいたします。福祉課では今年度地域福祉計画と障がい者計画を策定いたしましたところでございます。地域福祉計画での大きな基本目標の1つといたしまして、安心して暮らせる環境づくりというものを掲げております。その中にアンケート調査、ワークショップ、関係団体ヒアリング等の御意見をもとにし、誰もが安全かつ安心して住み活動することができ

るよう今後のまちづくりにおいてすべての人にとって優しいユニバーサルデザインの推進というものを掲げているところでございます。これにつきましては、この福祉計画の上位計画であります市の総合計画にも掲げられているところでございますので、今後関係各課が連携を図りながら道路や施設等の生活環境の整備でございますとか、移動手段の確保に取り組んでまいるということでございます。このような19年度の計画書をもとに20年度においては、これらの計画推進に向け、行政、市民、関係団体等と共同して取り組みを進めてまいることになろうかと思っております。

それから福祉バスの実態と課題ということでございます。福祉バスの利用状況についてでございますけれども、旧玉名市を運行している福祉バスにつきましては、10人乗りと29人乗りがございます。10人乗りにつきましては1,749名、18年度が1,749名、19年度が2,123名ということで、374名の増ということになっております。1日当たりにしますと18年度、19年度比較しますと9名ということで、18年度が7名、19年度が9名ということで、2名の増ということですが、29人乗りのバスにつきましては、18年度に比べまして1,292名の増となっております。19年度の利用者が6,692名ということです。1日当たりの利用者数の平均は18年度が22名、19年度で29名と7名の増ということです。利用者のこの伸びの原因につきましては、利用者の方の要望に基づきまして、バス停の変更でありますとか、路線の新設あるいは路線の変更などが考えられるところでございます。それから旧3町が運行しております福祉バス、これは29人乗りでございますけれども、昨年4月から運行を開始いたしまして、2月末までの利用者につきましては、月別の変動というものはございますけれども、総数で3,471名となっております。地区別に見てみますと天水の玉水地区が1,278名、岱明北904名、岱明南716名、天水の小天422名、横島が151名という順になっているところでございます。平成20年度はさらに多くの方々に利用していただきますように周知を図り改善に努めたいと考えております。

次に福祉バスの課題でございますけれども、いかに多くの方に利用していただくということが最大の課題でございます。福祉バスは旧玉名市での運行が平成16年7月より13地区での運行、旧3町につきましては昨年4月4日より3町の温泉施設を29人乗りのバスで運行しておりますけれども、当初からこのバスの運行につきましては、多くの高齢者の皆様にいかに御利用をいただけるか心配もありましたけれども、これまで自家用車や公共機関の利用ができなかった高齢者の方々が送迎福祉バスを利用し、外出されることにより地域との交流、生きがいづくり、健康増進等につながるということを念頭に置き、計画を進めてきたところでございます。旧3町間の福祉送迎バスは昨年4月より運行いたしているところでございますが、その後利用者の皆様の御意見、要望等を取り入れ、路線及びバスの送迎時間帯の見直し、またさらに利用者の増加に向けま

して、運行日に合わせまして温泉施設での高齢者向けの健康体操でありますとか、そういうものを玉名市社会福祉協議会に委託いたしまして立ち上げたことによりまして、一定の成果をおさめたのではないかというふうに思っているところでございます。さらに8月には旧玉名市の各地区のバス停で乗車された利用者の方が希望されれば玉名の福祉センターに到着後さらにその福祉バスにより旧3町へ運行を行ない、利用者の皆様方の利便性を図っているところでございます。今後高齢者の皆様の交流を促進するという観点から天水町老人憩の家、横島町ゆとり一む、岱明町潮湯を結びます横のラインを運行する計画というものを現在考えているところでもございます。今後さらに福祉バスの利用について市民の皆様への周知を図り、利便性を考慮して広く浸透させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後にひとり親家庭の支援についてでございます。ひとり親家庭の数の推移ということでございました。平成17年度から本年度までの母子家庭の児童扶養手当現況届者からその推移について申し上げますと、平成17年度が502名、18年度542名、19年度が545名ということでございます。父子家庭の数の推移につきましては、毎年このデータについてはございませんけれども、平成17年の国勢調査によりますと36名ということでございます。離婚件数の増加に伴いまして母子家庭につきましては、若干の増加傾向にあるということです。県のひとり親家庭実態調査によりますとひとり親の生活上の悩みといたしまして、生活費でありますとか、仕事、子どもの教育、住宅という順になっており、ひとり親家庭では子育てと生計をひとりで担わなければならないため日常生活や経済面で困難さがあり、支援の必要性が増大しているということです。県の日常生活支援事業を玉名市でも実施してはとの御意見がございましたが、玉名市次世代育成支援行動計画に掲げております事業をまず利用していただきたいというふうに考えているところです。具体的には子育てが一時的にできない場合に子育てを依頼したい人、子育てに協力できる人で構成されますファミリーサポートセンター事業、あるいは病気や仕事の都合などで一定期間養育することができない場合にはショートステイ事業、それから夜間の就業で子育てができない場合にはトワイライトステイ事業というものがございます。これらの事業の活用をしていただきたいと思っております。さらに玉名市母子寡婦福祉連合会、玉名市婦人相談員による相談業務でありますとか、県母子家庭等就業自立支援センターが実施していますひとり親家庭等日曜電話相談事業も実施されておまして、玉名市におきましては母子家庭自立支援教育訓練費給付金事業、母子家庭高等技能訓練促進費支給事業など、これらの事業を活用しての資格取得による就労支援を図ることによりまして、ひとり親世帯の生活の安定に寄与するよう支援を行っているところでございます。また父子家庭に対する支援につきましては、今議会で御提案いたしております玉名市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正でございま

すが、これは母子家庭医療費助成に父子家庭を加え、ひとり親家庭への支援強化を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 北本議員の御質問の玉名市ユニバーサルデザインの20年度の取り組みについての中で、建設部に關します件につきましてお答えをいたします。土木課の市道改良工事等につきましては、事業計画に当たり市民に優しい道づくりをいたしましてユニバーサルデザインを考慮した事業を毎年行なっているところでございます。今日までの主な事業といたしましては、市道高瀬大橋春出線、通称玉名駅通りといたしますけど、平成14年度から16年度にかけまして延長が584メートルを歩行者や車いす使用者などが支障なく移動できるように段差をなくし、バリアフリー化に努めたところでございます。今後も新設改良工事等を行なう市道につきましては、ユニバーサルデザインを取り入れ、市民の皆様方に安全に移動できるよう努めてまいりたいと考えております。次に都市計画課が行なっております中心市街地の街路事業につきましてもユニバーサルデザインを基調とした車道と歩道の段差を解消し、歩道の中に点字誘導ブロックを設置するなど道路を利用するすべての人に優しい道づくりを進めているところでございます。また都市計画公園につきましても、平成11年国土交通省策定の「みんなのための公園づくり～ユニバーサルデザイン仕様による設計指針」に即し、公園整備を行なっております。平成19年度には扇崎公園整備により多目的トイレ、水飲み場、スロープ等を設置し、高齢者や障がい者を含むすべての利用者に安全快適に利用できる公園として整備し、平成20年度以後につきましてもユニバーサルデザインを基調とした人や地域の環境や景観等に配慮した都市計画道路、都市公園等を整備していきたいと考えております。

続きまして、住宅課が行なっております玉名市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業についてお答えをいたします。この事業は民間の事業所の方が玉名市内に国のバリアフリー法及び熊本県のやさしいまちづくり条例を定められた不特定多数の人が利用する建築物をユニバーサルデザイン計画書に基づき、新築、増築、改修される場合に一定の基準を満たす不特定多数の人が利用する部分の整備費や意見聴衆等に要する経費の一部に対して、県と一体となって補助金を交付する事業でございます。平成19年度においては、この事業を利用したいとの民間事業者からの相談が数件ございましたが、住宅や病院、老人福祉施設などの補助の対象とならない建物や補助対象の建物であっても道路から建物内の不特定多数の人が利用する場所まで一貫した整備が必要でございますが、一部のみ整備しか考えておられず、補助の要件を満たすことができず、申請までに

至りませんでした。しかしながら便利で快適なまちづくりあるいは生き生きと暮らせる福祉のまちづくりを目指すためには、ユニバーサルデザイン建築物整備の促進は今後とも必要であると考えておりますので、平成20年度も補助金として400万円の予算計上をお願いいたしているところでございます。なお今後とも広報によりまして、市民への周知を図ってまいりますので、議員の御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本節代さん。

〔4番 北本節代さん 登壇〕

○4番（北本節代さん） 再質問もそして次の質問に対しても大変丁寧な御答弁をいただきました。特別支援の子どもたちに対しては毎年忘れないで予算をふやしていったほしいなあというのが切実な願いですので、それで待っておきたいと思います。

次の質問に対してですが、後期高齢者医療制度に対しても大変丁寧に答弁いただいたと思います。障がい者の方々も理解していただいているかなあというのと、それから軽減措置もですね、かなりあるというふうなことです。一人一人のニーズに合わせた窓口対応、苦情処理対応をしていただきたいなあというふうに思います。それでも今まだ気がついていません、4月1日に初めて自分たちが後期高齢者制度の中に入っていくというふうな方が私は随分多いと思います。今実際に75歳以上の方に聞いても、息子の保険から出らなくちゃいけないということも知らない方もたくさんいらっしゃいますし、障がい者の方はもっとわからない状態の方が普通の会話の中でもいらっしゃいます。物すごい回数に及ぶ情宣をしていっておりますという答弁でしたので、もうそれも私も熊日新聞でも見ますし、テレビでもラジオでももうワンワン言っているのを聞きますので、そうかなあというふうに思います。再度言わせていただくとやっぱり理解ができないとかですね、テレビを見るということ自体も見れなくなったり、本当にその制度のことを理解できない方たちへの支援を一番側にいる玉名市がやっていただきたいということをお願いをいたします。

次にUDの取り組みも高齢者の福祉バスの取り組みも本当に丁寧に対応して、課題と成果をですね、されて市民のニーズに合わせたバスを走らせている様子がよくわかりましたので、今後ともただ福祉バスを走らせるだけじゃなくて、市民のニーズにおこたえするというふうなことを毎年見直していただくか、半年に1回ですね、そういった機会を与えていただくかということで、福祉バスがよりよい福祉バスとなるためにやってほしいなあというふうに思います。先日私は小国に帰りましたらくるくる小国バスが走っておりました。くるくるバスって何だろうというふうに訪ねましたけど、一番もう農村の一番過疎のところまで走る町のバスというふうなことで250円を払うと割りと定期的にですね、買い物に出たり町役場に行ったりということが可能になっているバスというふうに聞きました。福祉バスは温泉や健康教室に通うというふうなことに答弁があ

りましたけど、そういった田舎の方からというかバスの便が少ないところから出て行くためにまた利用できるようなですね、バスになったらいいなあというふうな願いを込めております。よろしく願いいたします。

それからひとり親家庭の支援についてですが、母子家庭の年収が213万円、実質就労の収入は171万円というふうに私もお伝えしました。部長の方からも大体困っていることがというふうに答えられましたけど、平均のですね、預貯金が大体母子家庭が50万円以下、50万円未満の方が48%ですね、最も困っていることは家計というふうなことで46%というふうになっています。この県が推進している事業は母子家庭のお母さんたちが教育を受けて、そして若いお母さんたちの生活支援するという事業で、自立支援とそれからましては仲間同士の助け合う仕組みというのがミックスされたものです。母子家庭の方に私お尋ねしましたが、事情があるというふうなことは、今度個人情報条例改正にも上がってますけど、もしかしたらこれも入るのかなあというふうに思いますが、母子家庭や障がい者も含めてそうですけど、個人情報が流れなくなりましたので、どこに障がい者の方がいらっしゃるのか、母子家庭の方がいらっしゃるのかわからずに、新しい会への入会がもう不可能になっているんですね。ここ10年ぐらいはとまっている状況で会の活動がされています。障がい者の会もそうなんですけど、ほとんど新入会の方がいらっしゃらない状況で組織が運営されていますので、そういった母子家庭になった瞬間、しょうがい者になった瞬間はとても心の傷が痛くてそういうふうな気持ちになれないかもしれませんが、例えば1年生に上がる時とかですね、子どもさんがちょっと大きくなった時点でも個人情報ですね、開示がなされるともう少し母子会の入会や障がい者の会への入会が進むかなあというふうに思います。そのことがないとこの県の事業の要するに子育てが終わった母子会寡婦の方たちが若いおかあさんたちにシステム的に利用するということが不可能ということですので、会の中でその会自体が努力して会員をふやさないよということにはもう限界があるかなあというふうに思っています。ぜひいろんな会の活動が盛んに行なわれているということですので、こういった個人情報の開示がなされるとすばらしく、こういった県の事業もですね、盛んに行なわれるのかなあと思っています。おっしゃるとおりにファミリーサポートセンターなどを利用していただくといいというふうな答弁でしたけど、ファミリーサポートセンターちょっと1時間の時間が700円ぐらいだと記憶してますけど、1日預けるとやっぱり6,000円、5,000円ぐらいの金額がいるんですね。それはやっぱりそれは不可能かなあというふうに思います。ファミリーサポートセンターを利用しても母子家庭や父子家庭の方には半額の市の助成があるとかですね、そういったのを考慮していただくと思われたいというふうなことも可能になると思いますけど、今の状態では次世代育成の事業のですね、ファミリーサポートを使うというふうなことは難しいかなあ

と思いますので、それも合わせて母子家庭の方たちにはせめて半額なり、菊池市でやっているそうなんですけど、半額なり助成をしていただくとファミリーサポートも使えるかなあというふうに考えております。

もうたくさん質問をいたしましたので、それにたくさん答弁を丁寧に答えていただきました。再質問はやめにして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時25分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 公明党の青木壽でございます。通告の順に従いまして、一般質問いたします。

初めに3月定例会での市長の所信のあいさつの中から質問をいたします。1点目、災害時要援護者の支援体制についてでございます。市長はあいさつの中で「いきいきと暮らせる福祉のまちづくり」から、島津市長は本市では玉名市要援護者支援計画の策定に着手し、避難支援体制の充実を進めてまいりますと述べられました。災害時にみずからの身を守ることが困難である高齢者や障がい者など、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが喫緊の課題として自治体に求められております。平成18年3月政府の中央防災会議において、「災害時要援護者の支援ガイドライン」が示され、具体的な避難支援計画の策定等の取り組みを市町村に要請をしています。地域と連携した支援体制づくりが県内でも始まっております。安否確認などに手間取った阪神・淡路大震災また新潟県中越地震など教訓に国を挙げた取り組みだが、支援する際に必要な要援護者の把握はまだまだこれからというのが実状と言われております。県内にある調査によりますと障がい者を対象に避難に関するアンケートでは7割の人が避難時に支援が必要と答え、助けてくれる人がいない、このことも半数に上っております。県危機管理・防災消防総室によると2007年3月末現在、48市町村の中で既にプランを作成しているのは14自治体にとどまっております。今年度策定を予定しているのは14自治体となっております。熊本市では2007年8月にプランを作成し、自力で避難できない在宅の高齢者や障がい者、妊婦者、乳幼児など要援護者と定め、避難誘導が迅速に行なわれるよう要援護者名簿の登録や支援する人の配置を決めております。しかし、個人情報の公開などに抵抗があることから実際の登録数は当初見込みの3分の1にとどまっております。

ます。またプラン作成に先行している要援護者の名簿づくりを進めている人吉市でも障がいがあっても手帳を持っていないと行政もつかみにくいなど、援護が必要なすべての人を把握するのは難しいとの課題も浮き彫りになっております。そこでお尋ねをいたします。1番、災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局などからなる検討委員会の設置を考えているか。2番目、避難支援体制の整備を進めていくために災害時に避難を支援する要援護者の把握をしているか。3番目、要援護者支援計画に災害時要援護者の避難支援について定められているのか。4番目、避難支援プランは策定をしているのか。以上4点について、まとめてお尋ねをいたします。

続きまして、農業振興についてお尋ねをいたします。市長は「活力とにぎわいのある産業のまちづくり」では品目横断的経営安定対策の見直しについて触れられました。それに関連して質問をいたします。昨年農水省は農政改革3対策、いわゆる品目横断的経営安定対策、米政策改革、農地・水・環境保全向上対策等の見直しを決定をいたしました。3対策は日本の農業の構造改革の加速化とともにWTOの国際規律にも対応できるよう昨年より実施してきたものです。今回の見直しは、現場から指摘された多くの問題を踏まえその着実な推進を図るために改善等を講じたものであります。特に品目横断的経営安定対策の経営要件の見直しにより、稲作農家の加入が大幅にふえる可能性があることから、今回の見直しへの周知の徹底が大きなポイントであると思います。そこで何点か見直しのポイントについてお尋ねをしたいと思います。今回の見直しは先ほど申したとおり、品目横断的経営安定対策、米対策、農地・水・環境保全向上対策であります。品目横断的経営安定対策では、1番目、面積要件の見直し。2番目、認定農業者の年齢制限はどうなっているのか。3番目、集落営農組織に対する法人化等の指導。4番目、先進的な小麦産地の振興。5番目、追加契約麦流通円滑化対策。6番目、収入減少影響緩和対策。7番目、集落営農への対策。8番目、農家への交付金の支払いの一本化、申請手続の簡素化の8項目についてお尋ねをします。次に、米対策では行政の関与を強化する方向ですが、その具体的な見直しをお示してください。最後に農地・水・環境保全向上対策について、どう見直しをするのかお尋ねをいたします。

以上、お聞きします。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 青木議員の災害時要援護者の支援対策についての御質問に答弁いたします。災害時要援護者支援対策の制度、経緯等につきましては、青木議員の御質問の中で御指摘のあったとおりでございます。そういうことで4点質問がございました。まずこの要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局からなる検討委員会の設置ということでございましたけれども、庁内におきましては本年度に既に防災そ

れから福祉部局が中心となりまして、災害時要援護者支援計画策定のための作業部会を数回にわたって行なってまいりました。その結果、昨年11月末に県の指針にのっとりまして、災害時要援護者の全体を網羅いたしました玉名市災害時要援護者支援計画を策定いたしているところでございます。また平成20年度に入りまして、福祉関係部局、防災関係部局に社会福祉協議会も含めた災害時要援護者支援班というものを設置いたしまして、災害時の要援護者支援業務を迅速かつ的確に実施できる支援体制づくりを整備していきたいというふうに考えております。

2点目にその避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の把握をしているかというような御質問でございましたけれども、この計画における要援護者とは自力で安全な場所への移動が困難な人、情報を入手したり発信したりすることが困難な人、さらには薬や医療措置、装具などが常に必要な人などを対象とした高齢者、障がい者等の方々でございます。この要援護者の方々の把握につきましては、平成20年度におきまして、地域の区長さんでありますとか、民生委員、児童委員の方々の協力を得ながら、関係機関とも連携を図り、要援護者対象者からの同意を得まして、要援護者の把握を進めてまいりたいと思っております。

3点目でございます。要援護者支援計画書に要援護者の避難支援について定められているかということでございます。それぞれの実施主体、つまり災害対策本部でありますとか消防、自主防災組織、福祉関係等々それぞれの実施主体ごとに具体的実施事項を定めているところでございます。

4点目に避難支援プランは策定しているかとの御質問でございます。個人計画ということだと思いますけれども、今後平成20年度におきまして、登録したいという方々の申請を受け付ける中で、要援護者の基本情報のほかに援護者の区分、緊急時の連絡先、地域支援者等の要援護者にかかわる情報を整理しまして、要援護者一人一人の避難支援プラン、つまり個別計画というものを策定してまいりたいと考えております。

最後に災害時要援護者支援計画の策定は、今年度、策定予定の先ほども申し上げましたけれども、「玉名市地域福祉計画」の中の大きな推進プロジェクトの1つとして掲げておりまして、災害時要援護者に関する情報の把握、共有や支援の方策について記載しております。今後、プランの策定やこれに基づきます訓練等を通じまして、いわゆる自助、共助を含めた地域ぐるみでの避難支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 青木議員の御質問の市長の所信についての中の農業振

興についてお答えいたします。農政改革3対策の見直しの内容についての御質問であります。このたびの見直しは主に制度の基本を維持しつつもこれを地域に定着させていくため、現場から指摘された多くの声を受けとめ、地域の実態に即した見直しが行なわれたものでございます。まず品目横断的経営安定対策の見直し点について御説明申し上げます。まずその中の1番で、面積要件につきましては、物理的特例や所得特例などの既存の各種特例を活用しても本対策に加入できない者であっても、本対策への加入の道が開かれるように従来の知事特認制度にかえて、新たに市町村特認制度が創設されることとなりました。2番目の認定農業者の年齢制限につきましては、市町村が独自の判断基準として年齢制限を設けている場合、その硬直的な運用により意欲のある高齢農業者が地域の担い手として排除されることのないよう、年齢制限の廃止または弾力的な運用を行なうこととなりました。3番目の集落営農組織に対する法人化の指導につきましては、集落営農組織は多様な実態にあることを踏まえ、法人化等の要件についての現場での指導が画一的なものや行き過ぎたものにならないようにすることとされました。4番目の先進的な小麦等の産地の振興につきましては、小麦等穀物の国際相場が急騰する中で、近年単収向上が著しい国内の先進的な小麦産地やてん菜産地において、地域の生産力に見合った収入が確保されるようにすること等により、小麦・てん菜が安定的に生産し得るよう支援策が講じられることとなりました。なお、熊本県もこの支援策の適用を受けることとなっています。5番目の追加契約麦流通円滑化対策につきましては、19年産の豊作に伴い、播種前契約数量を超過した麦が発生した産地に対しましては、20年産以降、播種前契約数量を適切に設定するなど取り組みが行なわれるよう特別な支援が行なわれることとなりました。6番目の収入減少影響緩和対策につきましては、19年産米につきましては、万が一収入減少が10%を超えることがあった場合には、その10%を超える収入減少に対しては、農家の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行なわれる特別な措置が講じられることとなりました。また、20年産以降においては積立金不足の事態が生じないよう、農家の選択により10%を超える収入減少に備えた積立金の拠出が行なえる仕組みが設けられることとなります。7番目の集落営農への支援につきましては、集落営農を組織化しやすくし、また小規模・高齢農家が参加しやすくなるとともに、既に組織化された集落営農の運営がより安定するよう、合意形成に向けた集落リーダーが行なう諸活動、融資やリース等を活用した機械、施設の整備等に対する支援が充実されました。8番目、農家への交付金の支払いの一本化、申請手続の簡素化につきましては、農家への麦等の販売代金とこれら作物にかかる交付金の支払いについては、農家の資金繰りにも配慮し、農協系統の協力を得て従来どおり立てかえ払いを実施することにより、農家に対し一括してまとまった支払いが行なわれることとなりました。なお農家への立てかえ払いが円滑に行なわれるよう国は交付金の交付時期

を前倒しされます。また加入申請者や加入支援を行なう農協系統等の事務負担を軽減するため、提出書類を大幅に削減、簡素化するとともに申請時期が一定期間に集中化されることとなりました。

次に米対策における行政の関与の強化につきましてお答えいたします。食糧法の枠組みを踏まえつつ、国・都道府県・市町村といった行政も農協系統等と適切に連携して全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力を挙げることでされています。特に19年産の生産調整が目標未達となっている都道府県・市町村において重点的に取り組み、これまでの推進状況、達成状況等から見て必要な場合には、生産調整目標達成合意書の締結を行なうこととされました。本市におきましては、これまで生産調整の目標を達成しておりますので、今後も引き続き目標達成が図られるよう転作事務全般にわたって関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

最後に農地・水・環境保全向上対策の見直しについてお答えいたします。活動組織が行なう採択申請及び報告の事務負担を軽減するため、申請書類につきましては14項目から7項目に半減され、報告書類につきましては5項目から3項目に削減されました。また文書による記述を不要とし、チェック方式に変更されております。実施確認に必要な作業日報や写真などの資料につきましても、様式の見直しなどにより事務量を半分以下に減らして参加団体に分かりやすく、事務処理がしやすいように大幅な簡素化が図られております。さらに1月には現場の農業者等がわかりやすい「書類の書き方簡易マニュアル」が作成されました。

以上をもちまして、説明を終わりますが、市といたしましては今回の見直しが農業者にとって有意義なものとなるよう、指導・支援してまいりたいと思っておりますので、議員におかれましてはこれからも引き続き積極的に御協力をお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） まず災害時の要援護者の支援制度についての御質問がありましたが、その前に母子会等の会員状況がなかなか思うに任せないというお話が北本議員のときにもありました。同じような問題を抱えていると思います。社会福祉協議会がヤクルトと協力して1人暮らしのお年寄りのところにヤクルトを配達をしている。この名簿を地域の民生委員の方々等々にも届けられない。なぜそんな馬鹿なことがあるのか。ヤクルトを届けるというのは、社会福祉協議会とヤクルトが連携をしてくださる、1人暮らしの生活のところにお届けする。その折に声をかけ合っていて確認をするという意味なんですかね。ですからこの名簿がどこにそれぞれの地域にどこにあるかというのを民生委員の方々にお知らせしておくというのは私は大事なことなんだろうと思うんです。それから今の要援護者もどこにそういう方が実質ですかね、大雨予想が出て来る、台

風が来る、今でも既にやっていると思うんですよ。各消防団は分団ごとに自分たちのあそこにはじいさんの1人おらずぞとかばあちゃんか1人いるぞとかいう人たちは、声をかけてですね、一昨年などはもう既に避難体制をとっているわけですよ。そういうのが全部やれなくなった。法的には決まりは、なぜか。何年か前に個人保護、個人の人権と権利を守るのは金科玉条のように言われて、個人保護法が成立をしていった。私は法律というのは社会の規範を守るために、そしてお互いがより健全な生活をしていけるように法律というのは基本的にあるんだと思う。それがどうもね、何かそういうことですね、手足を縛ってしまっている趣がある。火事の際に名前を言っちゃいかんというから、何かこの近くだといって放送しているでしょう。これも個人情報ですよ。ですから、個人の人権なり人権を守るというのは私はこの時代、お互いが気をつけていかなきゃならんもう規範であると思います。そのこととお互いが地域社会の中を構成していく上で、お互いの情報をきちっと把握しておくということとは別なんではないかなあとありますが、これどうなんでしょう。私は機会あるごとに申し上げていいことではないのかなあと自分ではそういうふうに思っています。今、そういう視点というか、そういう精神を持ってですね、最前線行政の私どもも一つ一つのことに向き合っていかななくてはならん、そういう感じを持っております。今、農業問題についての話がございました。昨年参議院選挙が行なわれて自民党は非常に厳しい批判を受けました。この1つの要因に私は農業政策があったと思っています。私はいろんな機会に申し上げているんですが、例えば品目横断的何ていう政策も基本的には私は賛成です。反対ではありませんということをお願いしました。ただ先年も国会議員さんも含めた農政連のこの問題についての懇談会がありましたときに申し上げたけれども、とにかく打ち出した政策というのがまずわかりにくい。何のことかようわからんような政策アピールだ。これが1つ。それから複雑過ぎる。手続等が。例えば地域集落の中でみんな会計を一緒にしなさいなんて言って。それはお互いにね、農村地帯で生活をしていく中でそんな流儀が今まででき上がってないのを急にその地域で集落営農をやろうとすれば、会計を一緒にしなさいなんて言ったってね、そう進むわけありませんよ。そういう実態にそぐわない難しさがある。それが1つ。2つ目です。もう1つはやっぱり説明不足、それでもって中山間地帯の農業は捨ててしまうのか。年齢の行っているところは認定農業者には今からならんじゃないか。そういうところの農業はどうするんだ。全然このこういう政策転換をやったら置き去りにされるんじゃないか。こういう批判が昨年私は巻き起こってきた。そういうふうにとめております。ですからよっぽど頭のいい人たちが考えた政策なんでしょうけれども、私に言わせると全然農村の実態や農民の感情というのをとらえていない。だからせっかくの方策もですね、みんなの理解を得るところに至らんかった。今部長が説明を申し上げたように今度実態を踏まえたような改善策というか、司法

が改めて示されたことはまあやり損なったなら、改たむるにはばかりなことなかれ、結構なことだと思います。ですからそういう視点をとらえながら、これは要援護者の場合も同じですが、最前線の行政として農業なりあるいは地域に向き合う必要がある。もし中山間地帯等々で迷っておられる、あるいは認定農業者の中にも集団営農のところでもあるならば、私ども行政の諸君がですね、先頭に立ってそういう疑問に答えていく、あるいは国や県にかけ合っていく、そういう姿勢を持ちながら対応していかないといかん。そういうふうに思っております。質問ありませんでしたけど、聞きながら一言だけ自分の思いも伝えておかなきゃいかんと思いましたので、答弁にさせていただきました。

○議長（小屋野幸隆君） 11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 後ほどまとめていろいろ要望をお願いしたいと思います。

質問を続けます。3番目、成年後見制度の利用促進についてお尋ねをいたします。成年後見制度は介護保険制度とともに平成12年4月にスタートいたしました。介護保険制度による介護サービスが措置から契約へと移行したため、それを補完する目的もあり、成年後見制度は同時に施行されました。しかしこの制度は介護保険制度ほど利用されませんでした。成年後見制度は認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行なうことが困難な方々を保護し、支援する制度であります。制度施行後8年間で利用者は約12万人。一方、介護保険制度の利用者数は350万人を超過勢いでその2分の1は認知症高齢者だと言われております。それらと比較すると成年後見制度の利用者は少な過ぎると言えます。成年後見制度を利用しやすくするためにこれまで市町村長が後見人を立てる場合の要件を大幅に緩和したり、成年後見制度利用支援事業、これは市町村が後見人を立てる場合の経費も国庫補助の導入などで施策は実施されてはおります。しかし、成年後見制度がなかなか普及しないのは、制度の使い勝手の悪さもさることながら、安心して頼める後見人が身近にいないことも大きな要因の1つでもあるようです。現在、後見人の8割が親族ですが、相続権のある親族に委ねるために財産の奪い合いも起きております。残りの2割が弁護士、司法書士、社会福祉士の第三者が担っております。ただこうした専門職の人数は限られているうえ、月3万円程度の謝金まあ礼金の支払いは年金暮らしのお年寄りにとって経済的に負担であります。後見人不足や経済的負担などといった問題を解決する切り札として期待されるのが、ボランティアによる市民後見人であります。市民後見人のなり手は会社を定年退職し、社会貢献に意欲的なシニア層を想定しております。養成講座で法律、介護保険、認知症などの基本知識を身につけた市民が後見人候補となり、実際に裁判所から選任されれば、成年後見人として活動していくこととなります。ただし、日常のサポート、財産管理は市民後見人でも対

応できますが、法律の専門になると難しいため弁護士、司法書士らが後見人監督者としてアドバイスをするバックアップ体制を整えることが必要となっております。団塊の世代が進み、定年を迎えることをかんがみ、ファイナンシャルプランナーや税理士、銀行マン、法律事務所経験者など、地域の有能な人材を活用してこのような後見人制度を利用促進する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 青木議員の成年後見制度の利用促進についてお答えいたします。成年後見制度は、認知症あるいは知的障がい及び精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でなくなったとしても、その方がその時点で持っている能力を生かし、可能な限り自立して住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう財産管理などについて法律的に必要な支援を行なう社会制度であり、高齢化社会におきましては不可欠な仕組みであると認識しておるところでございます。この制度におきましては、議員も御承知のように成年後見人を必要とする方が、判断能力が不十分になる前にあらかじめ成年後見人を定めておく任意後見制度と、本人または本人にかかわりのある者が成年後見人の選定を裁判所に申し立てる法定後見制度がございます。いずれの場合におきましても成年後見人は重要な役割を担うものでありますが、特に市において深いかかわりを持つ法定後見人の選定の申し立ては、その必要に応じて適切な運用に努めてまいりたいというふうに思っております。また、親族や法的知識を有する専門職でない者がボランティア精神で助言や後見活動を行なういわゆる市民後見人につきましては、大阪などの都市部で導入されているというふうに思っておりますけれども、本市におきましては今のところ市への成年後見人に関する相談状況、年間2、3件でございますので、そういう状況に照らしまして、また基本的には親族が望ましいのではないかという考えもあわせて、早急かつ積極的な設置の必要は今のところないのではないかとこのように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） まとめていろいろ要望いたします。ちょっと。災害時要援護者の支援体制については、あるアンケートがあります。これは三重県で行なった調査では、三重県というのは全29市町であるそうです。村を除いて。要援護者の支援を持つ福祉と防災の両担当部局での要援護者に関するいわゆる情報共有について尋ねたところ、共有しているのは名簿を作成した2市2町、2つの市と2つの町しかなかったと。情報共有までは至っていないのが実情だった。また市長、先ほど申し上げたように新潟県中越沖地震では、地元の柏崎市が要援護者の名簿を作成しておりましたが、個人情報

の取り扱いに慎重なことから、地元の情報共有が不十分で迅速な安否確認に活用できなかったと、こういう事例もあります。どうかあの要援護者、お願いする方の方にとっては、毎日場合によってはきのうまで自力で大丈夫だった、避難できたという人がきょうから避難、自力じゃ無理だということに陥ることもありましようし、時間時間で情勢が変わってまいります。どうかこれからもいろいろな課題ありますけど、万全な体制を要望したいと思います。

また、あの農業振興については、やはり小規模農家などが本当に永続的にこれからも農業ができるような体制をとっていく、このことも関連しているようでありますので、よろしくをお願いします。

また最後の後見人制度についてであります。これからますます高齢化が進み、高齢者をねらった悪質商法、認知症の高齢者を守る意味からもいろいろと方策をお願いしたいと思います。先ほど言いましたけど、団塊の世代が進み、多くの定年を迎えますけれども、高齢化というのは決して悪いことではない、その有能な人材の活用というのを十分加味しながらこういう後見人制度に活用するなど、いろいろまた方策を考えていただきたいと思っております。

これで終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、青木壽君の質問は終わりました。

13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 13番自友クラブ、内田です。税源移譲後の徴収体制の強化による効果とその課題につきまして、一般質問を行ないます。国の三位一体改革によりまして、平成19年度より国税の所得税を3兆円分引き下げまして、地方税であります住民税を同額3兆円分引き上げることにより、税源が国から地方自治体へと移譲されたところです。このことを受けまして、熊本県と玉名市、山鹿市、上天草市はそれぞれ職員を派遣し合い、市县民税の徴収体制の強化を図ることを目的とした専門チームを組織し、また、当玉名市におきましても平成19年4月に市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等の地方税の徴収体制を強化することを目的とした納税課が新設をされたところです。既に3月6日に熊本県知事選挙が告示をされ、現在、激しい選挙戦が展開をされておりますが、三位一体改革による地方交付税の削減や景気の低迷、さらには、かつての地方単独事業の起債の償還等により熊本県財政は逼迫をしております、5名の県知事候補のそれぞれが、熊本県の財政再建をマニフェストの大きな柱の1つに掲げておられます。熊本県の財政再建の道のりはかつてないほどの厳しい状況にあるものと察しておりますが、人件費や公共事業の抑制を初めとする歳出削減とともに、歳入面での県民税の徴収体制を強化することは喫緊の課題の1つとされております。従来、

それぞれ3通りありました住民税率は地方税法の改正によりまして、平成19年4月以降一律10%となっております、このうち4割が熊本県分として、また残り6割が市町村分として収納されることから、今後熊本県が指導しました専門チームは玉名市、山鹿市、上天草市以外の県下自治体においても組織化される検討がなされていると聞き及んでおります。一方、玉名市におきましては、既に専門チームの組織化や機構改革による納税課の新設にいち早く取り組み、現年課税分はもとより滞納繰越分におきましては、さまざまな方策により徴収率の向上、ひいては財政の健全化に汗を流しておられるところです。玉名市における当初予算の推移によりまして、税源移譲前の平成18年度当初予算における市民税は、個人分、法人分を合わせた歳入見込み額が23億4,000万円であり、税源移譲後の平成19年度の当初予算が29億7,960万円、そして平成20年度の当初予算の歳入見込み額が30億2,500万円となっており、税源移譲前の平成18年度当初予算の23億4,000万円と比較しますと、平成20年度は額にして6億8,500万円、率にして約29%の増となっております。従来地方交付税として、あまり苦勞もなくまた地方交付税法の趣旨からも当然のごとく配分をされていた財源が地方税として税源移譲されたことにより、それぞれの自治体の徴収能力の高低が直接自治体財政に大きな影響を及ぼすこととなりました。三位一体改革は国の財政再建が優先され、中途半端に終わったとの見方もあります。が一方、三位一体改革が地方の財政的自立を目指すものであったと受けとめるならば、健全な財政を維持、改善し、さまざまな市民サービスの向上を図るうえからも、住民税を初めとする公共料金をありとあらゆる方法を用いて収納し、限りなく100に近づけることは必要だと考えております。ただ、税源移譲により所得税は減税をされましたものの、市県民税が同額程度に引き上げられたことにより、市民の間には増税感が漂っており、一部には合併直後とも相まって、合併したことによる増税との誤解もあるように見受けられ、市民税等の滞納が増加するのではなかろうかと危惧をしております。そこで平成19年度における直近の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分、また、それを合わせた徴収率と対前年比を示していただきたいと考えております。さらに税の徴収にはさまざまな困難を伴いますが、現在の徴収体制による効果と課題点が把握されておりますならば、紹介をしていただきたいと思っております。

次に「ふるさと納税制度」についてお尋ねいたします。この質問につきましては、先日の前田議員の一般質問に対しまして、島津市長は在京などの玉名市出身者などに広報たまの特別版により周知し、まずは玉名の現状を知ってもらいたい旨の答弁をなされております。ところで一部の自治体においては既にホームページ等を活用し、ふるさと納税を我が町へと呼びかけ、具体的にふるさと納税対策を練っているところもござい

ます。このふるさと納税制度には当玉名市にとりましても、明と暗、プラスとマイナスの両面があるように思います。それは現在の玉名市をふるさととされる方々や、玉名市の地域づくりに魅力を持たれる方々が、玉名市に寄附をされる場合もございます。が、一方現在玉名市に住所を有する方々もかつてのふるさとや魅力ある他の自治体に寄附をされることも考えられます。そうしますとふるさと納税制度がスタートしましても、玉名市にとりまして歳入増ばかりとは考えられません。もろ手を挙げて喜ぶ制度とはなっていないのです。一昨日市長の答弁にもあっておりますが、事務方としてこの制度を玉名市にとって有益なものとするために、どのような対策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 税源移譲後の徴収体制の強化により効果と課題についてということで、私の方からお答え申し上げたいと思います。まず平成19年度におけます地方税の徴収状況についてでございますが、内田議員御質問の中にありましたように国から市民税で約5億3,100万円、県民税で7億2,400万円、住民税総額で約12億5,000万円が税源移譲されたところでございます。このことによりまして、徴収率の低下が懸念されることから、本市といたしましても納税課の新設による徴収体制の強化を図り、また県と市が協力し、滞納処分のプロジェクトチームを結成し、週1回のペースで悪質滞納者への搜索・差し押さえを実施したところです。その結果を平成20年1月末の実績により報告いたしますと、搜索件数が38件、その搜索に伴う差し押さえ件数は動産1,098点、車33台、また現金41件で233万円を差し押さえたところです。動産・車につきましては一般公売及びインターネット公売により295万円の換価実績となり、このほか債権差し押さえとして預貯金429件、金額にして974万円、給与差し押さえ4件の103万円、売掛金、生命保険等で5件、114万円を差し押さえて滞納額に充当したところでございます。また搜索実施後の即完納者も2人ありまして、実質的な自主納税額として約1,700万円を見ております。搜索対象者の滞納総額1億3,083万円に対し、滞納処分後の実績としては約3,400万円を見込んでおりますが、現在も納税相談による納付誓約、催告書及び差し押さえ予告書の発送による納税額も確実に増加しているところであります。税目ごとの収納状況としましては、市民税の現年課税分は税源移譲による課税権の拡大により、収納状況は1月末の昨年同時期と比較しますと金額にして約3億8,800万円増加したものの、徴収率76.1%、前年度比で1.1%減少しているところであります。また滞納繰越分につきましては、約1,300万円の増額で徴収率12.8%、前年度比4.8%、市民税全体で71.4%、前年度比0.6%の上昇となっております。次に固定資産税は現年課税分7

5.3%の前年度と同率で滞納繰越分は10.1%、前年度比4.2%の減少となっております。減少の要因といたしましては、昨年1件の大口滞納者による3,000万円の納税があったことによるものでございまして、固定資産税全体で66.3%、前年度比0.3%の減少です。また都市計画税については、固定資産税と同様に賦課徴収を行っておりますので、徴収率についても固定資産税と同様に現年課税分75.3%、滞納繰越分10.1%、都市計画税全体で66.3%、前年度比0.3%の減少となっております。軽自動車税は現年課税分94.9%、前年度比0.3%の上昇、滞納繰越分は12.3%、前年度比2.0%の上昇ですが、全体では83.6%、前年度比0.4%の減少となっております。国民健康保険税につきましては、現年課税分は金額にして7,900万円、0.6%の上昇、滞納繰越分につきましても約4,400万円、4.2%の上昇し、全体で徴収率72.4%、前年度比0.7%の上昇でございまして、市税及び国民健康保険税を合わせた全体的な収納状況としましては、順調な増加傾向で推移していると考えております。

次に徴収体制強化による効果と課題についての御質問でございしますが、徴収体制強化による効果は県との併任徴収によるプロジェクトチームの実績報告として、先ほど答弁いたしました。今後の取り組みについてお答えいたします。税は公平感の中において初めて徴収できるものというふうに思っております。このようなことから本年1月から差し押さえによる滞納整理とあわせて納税しやすい環境をとということで、夜間及び休日納税相談を始めたところでございます。夜間につきましては、原則として毎週木曜日8時まで、休日も原則として第4週の日曜日9時から正午まで行なっておりまして、まだ実施期間も短いというところですが、電話催告による予約も含め延べで夜間17件、休日も6件の相談を受けたところです。平成20年度も引き続き県のプロジェクトチームと共同で悪質滞納者への搜索による差し押さえを実施し、また関係各課の応援、協力もいただき滞納者の財産調査等により支払い能力の有無を見極め、税法に即した適正な判断による滞納整理を進めるとともに、納税者の方々に対する夜間・休日納税相談も引き続き取り組みながら、徴収率向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

失礼いたしました。ちょっとぼつとして。ふるさと納税制度についてお答えいたします。ふるさとの概念としましては、議員も御承知のとおりすべての地方公共団体を対象とすることが予定されており、税制上の取り扱いは寄附をされた納税者の方に非常に有利となるよう整備される状況でございまして、どのような方法で市の紹介をし、納税者の方が寄附をしたいと思われる状況をつくり出すことができるかが、必要不可欠なところでございまして、周知の方法といたしましては、昨日も市長が申し上げましたように玉名出身者の在京、在阪の方々を中心に玉名の現況を知っていただくため、

リーフレットを作成し、ふるさとへ協力していただくための1つの手段としてふるさと納税制度を御利用されることをお知らせしていくことがございます。また全国の納税者の方々への発信につきましては、ホームページを有効に活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 再質問を行ないます。徴収率向上のため執行部におかれましては、税法の許す範囲内で今までかつてないほどの最大限の努力をされておまして、またその効果、成果が徐々にではありますけれども、あらわれてきているようです。その労をいたわりまた評価を惜しむものではございません。執行部の強い意志と継続が必ず納税意識の向上、ひいては徴収率の向上、自主財源の確保につながるものと信じております。ただ懸念していましたように、市民税の現年課税分の徴収率が前年同期と比較しまして約1%程度低下しているとの報告です。現年課税分の徴収率が低下しますと必然的に滞納額が増加しまして、それに税源移譲された分が加わり、自主財源は減少し、ひいては各種市民サービスの低下につながりかねません。そこで6月定例会の一般質問に対しまして、執行部より管理職による滞納者についての夜間訪問、夜間徴収を検討するとの見解が示されたところです。私は部長職、課長職そして課長相当職の審議員を含めたものと解釈をしておりますが、管理職の夜間訪問、夜間徴収は納税者の痛みもわかり、また税務申告の事務の難しさ、そして何よりも公金を支出する立場としての意識の改革になるものと考えております。できるだけ早く夜間徴収体制の整備を図っていただきたいと思っておりますが、現在の検討状況や課題についてお尋ねをいたします。

次にふるさと納税制度について質問を行ないます。3月定例会で審議をされます平成20年度当初予算においてもホームページの充実を図るものとして1,200万円の予算が計上をされております。このホームページを利用して周知する方法などを考えておられるようですが、単に、玉名市への寄附を募るだけではそれほどの効果は期待できないものと考えております。玉名市全体への寄附を募ることはもちろんとしまして、例えば旧天水町の「ミカンと草枕の里づくり事業」や旧横島町の「干拓堤防の保全事業」、また旧岱明町の開田地区の「ホテルの里整備事業」、さらに旧玉名市の「花しょうぶまつり」や「山田の藤整備事業」など具体的用途を明記して魅力ある地域づくりの受け皿を設置し、寄附される方々の選択肢を数多く設けることが有効なものと考えております。また、「スポーツ」や「伊倉の肥後仁○加」、「音楽の都・玉名」などの文芸文化分野についての受け皿も考えられます。玉名市の特性、特色を生かしたふるさと納税制度について研究、研さんを積まれることを期待しております。そして寄附された方々に

は玉名市長の礼状に玉名草枕温泉てんすいや玉名温泉の入浴券を添えて送ることによって、平成23年春全線開通します九州新幹線を利用して全国から玉名市へお出でいただくことにより、玉名市の地域の活性化にも大いに貢献できるものと考えております。このふるさと納税制度について約1,800の全国の自治体に先駆けてさまざまな対策を検討されますよう期待しまして、再質問といたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 内田議員の再質問にお答えいたします。議員の御質問にもありましたように徴収体制強化としての夜間訪問も将来的には必要だと感じております。ただ訪問徴収となりますと、徴税吏員としての身分にかかわる任命や金銭・領収証等の取り扱いがございますので、訪問による納税指導も含めて少し検討させていただきたいというふうに考えております。また徴収体制を強化し滞納処分の徹底を図るため、滞納整理計画を策定し、滞納要因、滞納者の状況把握等を調査分析するとともに、納税課職員の徴税事務に対する職務遂行の意識を高めることも重要であると考え、研修等を通して対応していきたいと考えております。また先ほども申しましたように、納税課での夜間及び休日相談も税務課職員による応援体制や財産調査等を行なう場合の関係各課からの協力、連携も考えていかなければならないと思っております。議員御指摘のとおり税源移譲に伴う貴重な自主財源の確保という観点からも、これからも徹底した滞納整理事務に取り組んで徴収率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次にふるさと納税制度であります。議員の御質問にもありましたように各種事業における魅力ある地域づくりを紹介することにより、寄附される方々の選択肢を数多く設けることも有効と考えます。また寄附をいただいた方々に対する草枕温泉や玉名温泉等の入湯券の配布などはまさに九州新幹線を御利用いただいた玉名市訪問にもつながるのではないかと考えております。各地におられます玉名市出身の方々が寄附をしたいと思われる状況をできるだけ早くつくり出すようにさまざまな方策を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時39分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番(宮田知美君) 自友クラブの宮田知美です。一般質問を行なう前に今期を最後に玉名市役所を退職される職員の方々、玉名市の発展のために長い間御尽力いただき、本当にありがとうございました。これからは市の職員として培われたノウハウを各地域で存分に発揮され、頑張ってくださいと思います。この場を借りまして一言お礼を申し上げます。本当に御苦労さまでした。それともう1つはですね、お昼だったですか、防災の方で行方不明の方が岱明の方で出ておられるそうですが、無事発見されることお祈りいたしております。

それでは一般質問の方に移りたいと思います。

まず第1番目がですね、ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例の制定について質問いたします。このポイ捨てというのはですね、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、ガムのかみ捨て、紙くず等を捨てることです。たばこだけに限ったことじゃありませんので、お願いいたします。平成23年には玉名市に新幹線がやってくるわけなんですね、それでですね、皆さんもよく地域の方々からですね、新幹線はいつ来っとかいって、よく聞かれると思うんですよ。ごろ合わせじゃありませんが、昔いい国つくろう鎌倉幕府とかそういった形でみんな覚えられたと思うんですよ。平成23年ですので、兄さんが新幹線でやってくると。覚えやすいそれで地域の人にですね、兄さんが新幹線でやってくるといふことで、言われたらそうかそうかと言われるんじゃないかなあと思っています。それでですね、今、新幹線が23年にやってきて玉名市ではですね、市を挙げてですね、新幹線効果を最大限に発揮しようとしてですね、いろんな方法がそれぞれの部署でですね、御苦労がされている最中だろうと私思っております。私も玉名観光ガイドボランティアに所属しておりますのでね、松本議員と一緒にですね、微力ながら花しょうぶの時期などにですね、玉名市内の歴史、文化、史跡などすぐれたところをですね、案内する係をしております。玉名観光ガイドボランティアのメンバーの方々はですね、大体40人ぐらいおられまして、今度の新幹線効果にはですね、非常に期待をしております。玉名市街地のもともと玉名温泉地域へ人の流れをですね、宮崎県じゃありませんが、どぎゃんかせないかんというふうに思っております。そこで皆さんはですね、観光客の方々ですね、自分たちの前に来られてですね、玉名とはどんなまちですかと聞かれたときですね、どういうふうに答えを答えられますか。それはですねそれぞれの立場でですね、いろいろなまちの紹介の仕方があると思うんですが、その中にですね、市を挙げて環境問題に取り組んでいるまちですよと付け加えたりですね、答えたらですね、とてもですね、そのまちというのはですね、想像しただけで

イメージが非常にアップされてですね、いいと思います。そしてまた住んでいる人々をですね、品格も何かしらですね、上がったような感じがすると私は思っております。ですから私はこれから先ですね、玉名市が県北の都としてですね、発展させようとしたときに観光客の方々や訪れた人にですね、玉名市は市を挙げて環境問題に取り組んでいるまちですよと言えぱですね、とても癒し的でインパクトのある言葉であるし、また誇れるまちになっていくんだらうと私は思います。皆さん御存じのようにですね、つばを吐いただけでも処罰を受けるシンガポールのイメージは御存じだらうと思います。ごみの1つも落ちてないきれいな素敵なまちでございます。ちなみに私行ったことはありませんが、そういうふうな感じだらうなあと思っております。それでですね、まずは市民の方々にですね、玉名市の将来にわたっての環境問題に取り組むときですね、どういったですね、そういうふうに市を挙げて環境問題に取り組んでいるまちというふうに言えるのかということですね、具体的にはじゃあどうすればいいのかということにはですね、やはり各市にはですね、環境基本計画というのが作成されております。ですからこの環境基本計画というのはですね、まず作成していただいてですね、個人や団体の自覚、モラル、マナーの向上をまず図るべきだらうと思っております。その中で清潔できれいなまちづくりをより一層進めるためですね、いろいろするわけじゃありませんが、ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例などを制定してですね、市民の方々や事業者、飼い主の責任など明確にして、違反者に対する罰則を規定していくことだらうと思っております。しかし世の中にいろんな法律がありまして、罰則を盛り込んだ条例ができたからといってですね、いろんな行為がですね、すぐやむわけじゃありません。しかしそういうことをすることによってですね、観光客や市民の方々に快適な生活環境や素敵なまちを提供してですね、一人一人がこういう条例をですね、よく理解すればですね、この玉名市もですね、生まれ変わってきれいなまちになっていくだらうと思っております。それではまず1番最初の質問としてですね、早急に玉名市の環境基本計画を作成していただいて、ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例を制定していただきたいというふうに思います。

次に環境美化推進者の表彰について質問いたします。これも環境に関するいわゆるまちをきれいにする事なんですが、私今回これを質問するのはですね、地域の団体の方々がよく補助金をもらっているいろいろやられていますよね。国や県の補助金をもらったり市の補助金をもらってですね、環境美化運動や緑の緑化運動や花いっぱい運動をしていらっしゃる方がいらっしゃいますが、そういう方々にだけですね、いわゆる明かりとか光とかそういうふうに表彰されるのではなくてですね、本当に個人やですね、近所の人、数人で家の周りや道路に花を植えたりですね、ごみを拾ったりと自主的にそれらのことを行ない、まちの美化に環境美化につながるような活動を数年続けてら

れるような方々をですね、表彰したりしたらどうだろうかというようなことなんです。そのような方々はですね、地域にはたくさんいらっしゃいます。しかし非常に照れ屋さんでですね、いろんな表彰をしようとするですね、いやもうそぎゃんするならもう私はやめるばいってというような方もおられるかもしれませんが、しかしそういう人たちをですね、市としてですね、取り上げて表彰したり感謝状をあげたりしたり、またですね、時には広報などを使ってですね、特集を組んだり、インタビューをしたりしてですね、市民の方々に伝え広めていけばですね、市民の方々もあの人があぎゃんふうにしよんなはるなら、私も頑張ってみようかというふうにですね、市全体の環境美化につながるんじゃないかと思う、提案をいたしました。最初はその以上2点について質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 宮田議員の「ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例」（仮称）でございますが、の制定についての御質問にお答えいたします。まず、本市においてのポイ捨て及び犬のふん害の状況について御説明をいたします。本市におきましても、ごみのポイ捨て、いわゆるたばこの吸い殻や空き缶、空き瓶などのポイ捨てから廃家電、廃タイヤなどの不法投棄が山間部や海岸、未管理地などで後を絶たない状況でございます。このため、不法投棄監視パトロールや立て看板などによる啓発など未然防止のために取り組みを実施しているところでございます。一方、犬のふん害につきましては、犬のふんの適正な処理は飼い主の義務として、熊本県動物の愛護に関する条例や環境省の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に規定されており、立て看板の配布や広報たまなによる啓発などを行なっております。犬のふん害の防止のためには何よりも飼い主のモラルの向上が重要でございます。そこで「ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例」（仮称）の制定についてでございますが、市といたしましては、平成20年度中に「玉名市人と自然にやさしい環境のまちづくり条例」（仮称）ですけども、を制定したいと考えております。内容といたしましては、良好で快適な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに行政、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的とした環境基本条例的要素と地域の環境美化を推進し、快適な都市環境を確保する要素とを合わせた条例の制定を考えております。具体的には先ほど宮田議員がおっしゃいました環境基本計画の策定あるいは環境審議会の設置、地球環境の保全、環境教育、環境学習の推進、公害の防止、空き缶等の散乱防止及び愛玩動物の飼育者の責務などを盛り込み、特にごみの不法投棄についてはより実効性の高まる罰則規定や指導、勧告、命令等が必要であると考えておりますので、議員の御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 宮田議員の環境美化推進者の表彰についてお答え申し上げます。議員の御質問にありました善行者への表彰や社会的な活動に対する功労への表彰は、被表彰者を激励するとともに被表彰者に対する社会的あるいは組織に対する評価を付与し、他の模範として知らしめることで被表彰者を初め、周囲に対するさらなる公益増進、さらなる成果を督励することにあります。特に公的機関の表彰は名誉を与える意味を持っています。それゆえ表彰の舞台が必要であるし、受賞内容の表彰審査も重要になります。従来においては旧玉名市は市の記念事業にあわせて表彰し、旧町においては例規で表彰規定を設けており、役職者には通常、退任時に表彰していました。しかし善行者につきましては、やはり旧市町とも記念事業において授与されていたようです。環境部門で申しますと、例えば天水町では平成16年の合併50周年記念事業において、花工房てんすい・尾田川を守る会や尾田ホテルの会が表彰されております。個人については検討されたが、選考予定者が辞退されたと聞いております。市町の表彰ばかりではなく、「高瀬裏川筋を愛する会」は平成15年、緑化推進運動功労者の内閣総理大臣賞を受賞し、昨年は「菊池川水域の自然と豊かな心を育む会」が肥後の水資源愛護賞を受賞しております。市といたしましても今後とも表彰の場を設け、善行者につきましては積極的に表彰を行なってまいりたいと考えておりますが、先ほども述べましたとおり表彰は社会的に大変価値あるものでございます。それとともに受賞候補者のお気持ちもあります。そのあたりを考慮し、表彰規程を設けるか、従来の旧玉名市方式で行くのか検討を進めてまいりたいと考えております。また、イベントに合わせた感謝状の贈呈や市の広報紙、ホームページなどに今まで以上に善行等についても積極的に取り上げ、感謝の気持ちと事業推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 今まず一番最初のポイ捨ての方のことにつきましてはですね、部長の方から20年度中にはですね、作成してですね、人と自然にやさしいまちづくりという形で（仮称）ですが、やっていきたいというようなことで、頑張るということですので、私も非常に期待をしております。

次の環境美化につきましてもですね、いわゆる広報やまたそういうふうなことでですね、表彰したりですね、していくということですので、そういういわゆるあまり日の当たらない方々にもですね、そういうふうな目を向けてあげればですね、皆さんいいん

じゃなかろうかと思ってます。その中でですね、犬のふん害なんかですね、非常に本当に大変なんです、これ。というのはですね、犬のふん踏まれた方というのは何人もいらっしゃると思うんですが、小さいころから数えると。本当に汚いというか臭いですよね。一番大変なのはですね、車椅子の方なんですよね。手でこう押してらっしゃるでしょう。車の椅子でこうふんをぱっと踏まれるでしょう。そのまま手にべたっとくっつくわけですよね。足が悪いからすぐ手を洗えないんですよね。悲惨なものなんです、これ。そういう面まで考えるとですね、やはり犬のふんというのはですね、私も犬の散歩させますけども、本当にですね、ある意味じゃ公害なんですよね。その辺のところ考えられてですね、早急にですね、そういった放置をしたらですね、こういうものをそういうふう困ってらっしゃる方がいるとか、処罰を受けるとかそういった認識をですね、玉名市民の方に植えつけていかればいいのかと思います。今回はですね、再質問をすることはなかったんですが、今のように玉名市もですね、執行部の方も頑張っってやっていくということですので、これをもちまして一般質問を終わります。お疲れ様です。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

これにて、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○議長（小屋野幸隆君） 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第1号専決処分事項の承認について、専決第1号平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）から議第48号区域外の公の施設の設置についてまでの議案48件及び陳情2件については、お手元に配布しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案及び陳情付託表

総務委員会

議第2号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

（総則・第1表歳入の部・歳出の部、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費・第4表地方債補正 変更）

議第13号 平成20年度玉名市一般会計予算

（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第3表地方債）

議第27号 玉名市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

議第28号 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 29 号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議第 30 号 玉名市地域情報プラザ条例を廃止する条例の制定について
議第 31 号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 32 号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 33 号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 34 号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

産業経済委員会

- 議第 2 号 平成 19 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費・第 2 表繰越明許費、⑥農林水産業費・第 3 表債務負担行為補正 追加（1）（2））
議第 6 号 平成 19 年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 13 号 平成 20 年度玉名市一般会計予算
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費中 2 項農林水産施設災害復旧費・第 2 表債務負担行為、農業振興地域整備計画策定業務）
議第 18 号 平成 20 年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算
議第 26 号 玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

建設委員会

- 議第 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 1 号
平成 19 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 4 号）
議第 2 号 平成 19 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
（歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費、⑧土木費、⑪災害復旧費中 4 項公共土木施設災害復旧費・第 2 表繰越明許費、⑧土木費）
議第 7 号 平成 19 年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 8 号 平成 19 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 9 号 平成 19 年度玉名市宅地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 10 号 平成 19 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 議第 1 1 号 平成 1 9 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 議第 1 2 号 平成 1 9 年度玉名市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議第 1 3 号 平成 2 0 年度玉名市一般会計予算
 （歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費、⑧土木費、⑪災害復旧費中 4 項公共土木施設災害復旧費・第 2 表債務負担行為、新玉名駅〔仮称〕周辺整備設計・施工監理業務）
- 議第 1 9 号 平成 2 0 年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 2 0 号 平成 2 0 年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第 2 1 号 平成 2 0 年度玉名市宅地開発事業特別会計予算
- 議第 2 2 号 平成 2 0 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第 2 3 号 平成 2 0 年度玉名市水道事業会計予算
- 議第 2 4 号 平成 2 0 年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第 3 8 号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 9 号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 0 号 玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 1 号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 2 号 玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 3 号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第 4 8 号 区域外の公の施設の設置について

文教厚生委員会

- 議第 2 号 平成 1 9 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
 （歳出の部、②総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費・第 2 表繰越明許費、⑩教育費）
- 議第 3 号 平成 1 9 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 4 号 平成 1 9 年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 5 号 平成 1 9 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 1 3 号 平成 2 0 年度玉名市一般会計予算
 （歳出の部、②総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費、⑪災害復旧費中 5 項文教施設災害復旧費）
- 議第 1 4 号 平成 2 0 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

- 議第 1 5 号 平成 2 0 年度玉名市老人保健事業特別会計予算
議第 1 6 号 平成 2 0 年度玉名市後期高齢者医療事業特別会計予算
議第 1 7 号 平成 2 0 年度玉名市介護保険事業特別会計予算
議第 2 5 号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の制定について
議第 3 5 号 玉名市母子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 6 号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 7 号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 4 号 普通財産の無償譲渡について
議第 4 5 号 普通財産の無償譲渡について
議第 4 6 号 普通財産の無償貸付けについて
議第 4 7 号 普通財産の無償貸付けについて
陳第 1 号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出について
陳第 2 号 後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書の提出について
-

○議長（小屋野幸隆君） 付託を決しましたので、各常任委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

2 3 日までは委員会審査のため休会とし、2 4 日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時 5 8 分 散会

第 4 号

3 月 2 4 日 (月)

平成20年第1回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成20年3月24日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 日程第 7 追加議案上程
- 議第49号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第50号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第 8 提案理由の説明

日程第 9 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第 10 委員長報告

建設委員長報告

日程第 11 質疑・討論・採決

日程第 12 意見書案上程

意見書案第 1 号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について

日程第 13 質疑・討論・採決

出席議員（28名）

2番	中尾嘉男君	3番	宮田知美君
4番	北本節代さん	5番	横手良弘君
6番	前田正治君	7番	近松恵美子さん
8番	作本幸男君	9番	福嶋譲治君
10番	竹下幸治君	11番	青木壽君
12番	森川和博君	13番	内田靖信君
14番	高村四郎君	15番	大崎勇君
16番	松本重美君	17番	江田計司君
18番	多田隈保宏君	19番	永野忠弘君
20番	林野彰君	21番	高木重之君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（2名）

1番	萩原雄治君	22番	本山重信君
----	-------	-----	-------

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市 長	島 津 勇 典 君	副 市 長	高 本 信 治 君
総 務 部 長	元 田 充 洋 君	企 画 政 策 部 長 兼 玉 名 総 合 支 所 長 兼 玉 名 地 域 自 治 区 事 務 所 長	牧 野 吉 秀 君
市 民 環 境 部 長	黒 田 誠 一 君	福 祉 部 長	井 上 了 君
産 業 経 済 部 長	望 月 一 晴 君	建 設 部 長	取 本 一 則 君
会 計 管 理 者	徳 井 秀 憲 君	岱 明 総 合 支 所 長 兼 岱 明 地 域 自 治 区 事 務 所 長	前 田 繁 廣 君
横 島 総 合 支 所 長 兼 横 島 地 域 自 治 区 事 務 所 長	田 上 均 君	天 水 総 合 支 所 長 兼 天 水 地 域 自 治 区 事 務 所 長	坂 本 佳 節 君
企 業 局 長	中 原 早 人 君	教 育 委 員 長	内 田 實 君
教 育 長	菊 川 茂 男 君	教 育 次 長	杉 本 末 敏 君
監 査 委 員	高 村 捷 秋 君		

午前10時05分 開議

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、討論の後採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 宮田知美君。

[総務委員長 宮田知美君 登壇]

○総務委員長（宮田知美君） おはようございます。ただいまから総務委員会に付託をされました議案及び陳情継続審査分の審査経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議第2号平成19年度玉名市一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ135万円を減額し、予算総額を261億6,353万7,000円とするものです。まず歳入は市税が個人所得の減少により所得割の減額があったものの、法人市民税の現年課税分の増加により3,001万7,000円の増額となりました。地方交付税の普通交付税の確定により2億9,041万4,000円の増額。国庫支出金が6,007万2,000円の増額。県支出金が児童福祉費補助金等の減額等により4,256万1,000円の減額。市債の3億4,557万3,000円の減額など事業費の決定などにより135万円の減額となったもので、なお国庫支出金の増額はまちづくり交付金及び安全・安心な学校づくり交付金の増額に起因するものです。また歳出では端的に申し上げ、平成19年度中の額の決定や執行実績及び不用額見込による補正であり、特筆すべきもののみ申し上げます。総務費で退職者を当初27名と見込んでいましたが、44名の退職の決定により、また早期退職者5名分の退職手当組合負担金を3,150万円追加しました。財政健全化対策の一環として、今後の公債費の繰上償還に向け、減債基金に3億1,051万9,000円を積み立てたものです。なお、この繰上償還に係るものは利率が7%以上のものであることを申し添えます。さらに地方債の補正については、水田農業経営確立排水対策特別事業負担金他17件の借入限度額のみの変更であり、借入れ方法、利率、償還の方法については、以前のとおりであります。以上の説明の後、委員と執行部の質疑応答が次のとおりあり、また委員からの要望もございました。1番、個人住民税の減額の内訳についてはそのほとんどが給与所得の減額が主要因であるが、法人市民税は企業実績が良好だったため増加となった。また悪質滞納者としての位置づけについては催告状を郵送しても電話連絡等を行な

い、呼び出しを実施してもそれに応じない滞納者とし、少額でも入金に応じている滞納者との区別をしているとのことです。さらに滞納整理を行なう上での金融機関等に関し、所得調査権を職権として執行しているが、それぞれの生活状況を的確に判断し、生活困窮者と悪質滞納者との区別をしているとの答弁がありました。2番、県支出金の商工費県補助金、街なか居住推進事業は母子世帯共同事業であり、1世帯当たり180万円程度の改修費補助である。改修対象事業としては廊下、駐車場等が該当する旨説明がありました。なお、名称の類似するまちづくり交付金の対象事業は都市計画道路や新幹線駅周辺整備事業等であり、種別の別紙の事業である旨も申し添えられました。3番、地方交付税2億9,000万円の追加の要因については、以下のような答弁がなされました。当初予算の比較は予算要求レベルでの表現であり、国の三位一体への改革の影響により減額になるものと考えていた。しかしながら合併特例による交付税算入の結果、実績レベルでは増額となった。さらに合併効果による増額の試算について再度の質疑がなされ、執行部より各々1市3町が合併せずにそれぞれの交付されるであろう交付税の合計と比較してみれば約15億円程度は合併効果に起因するものであろうとの答弁がありました。また国の三位一体の改革に関連して、国庫補助から交付税算入という国の考え方を十分検証しなければならないとの意見に対し、従前の補助金相当額分については、交付税制度の中で確実に算定・算入しているとの説明があるものの、年々減額しているというのが現状であるとのことです。国の予算総額の中での配分であり、不透明な部分は多いとの答弁があります。さらに従前の補助金は特定財源であり、交付税は一般財源である。国は交付税に入っているというものの地方自治体にしてみれば、従前からの交付金額は変わらない。端的な言い方をすれば一般財源としての地方交付税はひもつき補助金でないため、地方分権の意味合いにおいても自治体の裁量に任されている旨の答弁がありました。特別会計繰入金介護保険事業会計繰入金、過年分については、人件費、国庫補助事業等の立てかえ事業費補てん分の清算によるとの答弁がありました。5番、嘱託員報酬は258名の嘱託員に対し、均等割として10万円、1世帯として2,000円が年間支給されていた。この支給に係る基準のとり方が、従前は単に住民票にて算定していたが、例えば老健施設の入居者や事業所等など配布の必要がないところを整備し、配布すべき実数に合わせたところ約1,200世帯が減数となった。あくまで嘱託員による広報の配布業務内容から判断したと答弁がありました。そのほか退職手当支給のシステムとして、熊本県市町村総合事務組合の退職手当に関する負担金について、ゆとり一む使用料の減額、一般廃棄物処理手数料の減額について等の質疑応答もありました。審査を終了し、採決の結果、議第2号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に第13号平成20年度玉名市一般会計予算について御報告を申し上げます。歳

入歳出予算の総額を267億1,300万円とするものです。先の提案理由の折、説明があったとおり前年度予算に比べ10億4,650万円、率で4.1%の増加であります。また地方債に関しては、起債の方法、利率、償還の方法を、また一時借入、歳出予算の流用も定めております。まず歳入については、市税は市民税を4,620万円の増加を見込み66億3,456万9,000円を計上。また2款地方譲与税から10款地方交付税では地方財政計画における増減見込みと本市の19年度収入状況を勘案し、それぞれの増減率を乗じて計上してあり、トータルで100億7,650万円となり、平成19年度に比べ2,180万円の減額となっています。12款分担金及び負担金は3億6,762万3,000円を計上し、前年比4.3%の減少となっており、このうち特筆すべきは保育所運営費負担金の第3子の無料化に伴い1,800万円程度減額し、3億2,026万7,000円となっていることです。13款使用料及び手数料は、使用料を指定管理者に収納させることにより、前年比5.3%の減少の3億7,135万2,000円と見込んでおります。14款国庫支出金は24億4,177万円、主なものとして障害者自立支援給付費負担金、また生活保護費負担金、保育所運営費国庫負担金やまちづくり交付金などがあります。15款県支出金は17億7,140万9,000円を計上してあり、後期高齢者医療制度開始に関連し、国庫基盤安定負担金が約5,900万円減の2億847万9,000円、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金を新規に1億5,455万6,000円も含まれております。16款財産収入は2,287万6,000円。18款繰入金は8億4,334万4,000円で、財政調整基金からの繰入金は8億900万円を取り崩したためのものです。20款諸収入は6億3,675万6,000円を計上してあり、前年比64.9%の大幅な増加ですが、これは新幹線の渇水対策事業受託金3億3,961万5,000円が増加の要因です。21款市債については34億3,380万円です。これは新庁舎用地購入に伴う新庁舎整備事業債5億5,960万円、及びまちづくり交付金事業債が3億1,050万円の増額の8億40万円を計上したことが主な要因です。

次に歳出について御報告申し上げます。1款議会費であります。前年度対比3.2%増の2億7,896万円で議員報酬、手当、共済費、政務調査費等を含むものです。2款総務費は33億8,237万8,000円です。まず市のホームページをより充実させるため1,200万円の作成経費、情報推進事業費1億5,302万2,000円、財産管理費として1億3,737万7,000円、また本年度から用地購入を行ないます庁舎建設費を5億9,414万8,000円など計上してあります。9款消防費は9億6,608万6,000円でほぼ前年並みです。12款公債費は37億1,042万3,000円で、前年比3.5%増加、これは合併特例債の償還等によるものです。委員及び執行部の質疑応答の特筆すべき事項を御報告いたします。1、総務費、交通安全対策費に係

る熊本県市町村総合事務組合負担金について質疑が委員からありました。執行部より市民1人当たり50円の負担金を計上している交通事故に対する傷害保険であります。旧玉名市にはこの制度はなかったが、旧3町は従前より加入していたとのこと。補償内容としては10日以上入院が1万円、30日、80日、90日とそれぞれに基準があり、死亡で10万円との説明がありました。しかし、市民に対し周知不足ではないかとの指摘があり、執行部より今後十分に意を尽くして周知に努めるとの答弁がありました。2は予算書にある職員給与や共済費、職員手当等についての質疑がありました。44名の退職者、12名の新規採用予定者との関連と各課の職員数に見られる職員配置数についての質疑に対し、執行部より予算計上してあるものは昨年12月末における状況にかんがみ、当初予算組みをしており4月の定期異動後の6月補正時に人件費については各課の状況に応じて補正をお願いする旨の答弁がありました。また他の委員から合併して3年目になったものの、職員間の給与のばらつきがあるのではないかと質疑がありました。執行部より旧3町出身職員との給与格差調整については、1月1日の定期昇給時に昇給も含めて調整を実施している旨との答弁があり、合併当初170名から180名だったものが、現在では20、30名に減ったとの答弁がなされました。3、一般管理費の交際費の減額についての質疑に対し、執行部より合併前と比較すると減額になってはいる。社会情勢上また他市との状況を勘案し、この減額、市長交際費などの減額は大幅に行なったとのことである。4番、総務使用料の公有財産使用料及び農林水産・土木使用料の林道占有料、漁港占有料、市道占有料についての質疑に対し、執行部より前段の総務使用料は市民会館に係る使用料を計上しており、あとの占有料については電柱等に係るものであるとの答弁がありました。また関連質疑として市民会館は自治振興公社に指定管理を委託し、委託料を支出している一方、公社から歳入として市は使用料を受け入れているとの質疑に対し、執行部より次の答弁がありました。企画費より自治振興公社総体に対し、人件費等を含めた補助金を計上し、市民会館の指定管理については管理の業務に携わる部分として、市民会館費より委託料として計上している。支出に係る対象に重複することなく、自治振興公社に市民会館利用料を収受させ、公有財産使用料として歳入とすることにしてはいるとの旨の答弁がありました。さらに指定管理制度を実施している草枕温泉てんすい・玉の湯についての利用料は諸収入の雑入にて歳入することです。5番、総合窓口カウンター設置運用についての質疑に対して、執行部より一般職非常勤職員1人と職員の輪番制による1人の2人体制にて、今年度同様進めたい旨の説明がありました。目的として行政対象の暴力の排除と「おたずね・案内」の接遇に対する研さんの意味も含めて、当初設置したものの行財政改革に逆行するのではないかという指摘を受けているのも事実であり、執行部としてもいささか戸惑っている。市民感覚とのずれがあるという認識を持ち、あらゆる機会をとらえて理解を得る努力を

したい旨の答弁がありました。6番、一時借入と地方公営企業等金融機構資出金についての質疑が委員からあり、執行部より一時借入の限度額は20億円と定めている。現在の借入れはないが、3月末には必要になるのではないかという見通しと借入手続としては各銀行に見積りを出してもらい、金利の低いところに決めているとのこと。また投資出資金については熊本県と市町村が標準財政規模や貸付残高にて試算がなされ、熊本市が6,500万円、八代市が5,100万円、玉名市が570万円、山鹿市が470万円の出資額になっている。借入れの具体的事例として上下水道事業や道路整備事業など25年から30年という長期において借入れするものであり、既存の金融機関には対応できかねるものとの答弁がありました。さらに借りかえは可能かどうかの追加質疑に対し、貸付許可の範疇から逸脱するため難しいとの見解が示されました。7番、諸収入老人保健施設建設資金貸付金収入についての質疑に対し、執行部より樹心台、ゆうきの里など6施設に対し建設資金を貸し付けており、その元利収入であるとの答弁がありました。8番、玉名21の星事業助成金に関しての質疑があり、執行部より平成18年度から4年間にわたる事業であり、それぞれの校区の事業に対しての補助金である。旧3町分8校区において事業計画が既に提出されており、3年間で最大500万円の事業展開を進めていただいている。その中で予算執行状況として平成19年度が1,580万円、平成20年度が1,641万円を計上している。また旧玉名市の助成については対象事業費の5分の4の補助限度額30万円で13校区に対し、まちづくり活動助成事業として補助する旨の答弁もありました。そのほかにも入湯税の推移、博物館の入館者数と入館料、小岱山薬草の会への委託料と補助金、宅地開発事業特別会計、天水町の防災無線電池の自己負担、県民体育祭開催に係る教育債の社会体育施設整備事業債、嘱託員の研修、新庁舎建設に係る埋蔵文化財試掘等についての質疑応答もありましたが、報告は時間の都合上割愛させていただきます。審査を終了し、採決の結果、議第13号については賛成多数にて可決すべきものと決しました。

次に条例関係の審査内容を報告します。議第27号玉名市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは市民環境部の事務分掌に後期高齢者医療を加えるものとの説明に対し、委員から制度そのものには反対であるが、運用するためには条例制定は不可欠と意見が出されましたが、委員からはそのほかに質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第27号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第28号玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてです。市の情報公開制度の確立を推進するため、罰則規定を新たに設けるものとの説明に対し、委員から、審議会委員及び開示請求状況の質疑があり、執行部より審議会委員は米沢県立大学学長、弁護士、区長会長、人権擁護委員会長の4名である。また平成18年度に5件

の請求があった。原則開示の方向であるが、1件のみ不開示となる。ちなみに政治倫理条例策定委員会の議事録である旨申し添えられた。審査を終了し、採決の結果、議第28号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第29号玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてですが、個人情報保護制度の確立を推進するため条例の整備を図るもので、主な内容はまず災害時支援が必要な人の名簿を作成する。また個人情報に関し不正な行為に対し懲役、罰金刑または過料に処する規定を設けるものとの説明に対し、委員から多重債務の相談窓口等の拡充に伴い、行政総体としての連携が不可欠であるが、本人の利益という範疇や同意という観念をどのように考えるかとの質疑があり、執行部より今般上程している案件は災害時の要援護者リストの支援者リスト作成を想定したものであり、基本的には本人の同意が必要ということと、明らかに本人の利益になると認められるときに限定しているとの答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第29号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第30号玉名市地域情報プラザ条例を廃止する条例の制定についてですが、委員からは特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第30号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第31号玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは指定管理者に利用料金を収受させるとともに利用料金の減免や還付に関する条文を追加するとの説明に対し、委員から、利用料と使用料の違い、使用料の金額、市民音楽祭やグレンミラーまた成人式などの料金は減免なのかの質疑に対し、執行部より、まず使用料は市が賃貸料を受け入れる場合に使い、利用料は指定管理者が収受する場合に使う。市民音楽祭など市が主催するものについても料金は徴収している。ホール、会議室等の使用料は条例でそれぞれ定めてあるとのこと。また条文中範囲内という表現がなされているが、値下げは可能だが値上げはできないという意味合いであるという答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第31号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第32号玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは国家公務員の勤務時間の見直しに準じ、休息時間を廃止するものと説明が執行部よりありました。委員から、具体的にわかりやすく説明してほしいとの意見が出され、執行部より再度説明がありました。内容は、これまで通常勤務の職員の場合、午前中の8時30分から12時15分までの3時間45分と午後1時から午後5時15分までの4時間15分の8時間が勤務時間である。12時15分から1時までの45分間が休憩時間であるとして無給である。休憩時間は無給の時間、職員が自由に使ってよい時間である。また休息時間は有給の時間である。有給のゆえ拘束されてい

る時間ですとの説明がありました。端的に言って1時間の昼休みが4月からは45分になり、15分間短くなるということです。前に述べた有給の休憩時間との意味合いからして、本来の姿になるという答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第32号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第33号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは経常的経費の削減を図るため車賃及び日当の支給基準の見直しを図るとの執行部の説明に対し、委員から日当廃止に伴い駐車料金や公用車保有台数及び削減費用についての質疑がありました。執行部より原則県内出張については、宿泊・日当が支給されない。まず出張の折、駐車料金が必要な場合は、使用料にて支出する。このことにより削減費用は1,000万円程度になる。また公用車保有台数については、現場のある担当課には当該課が管理する公用車を有しているが、そのほかはほとんどが共有車であり、支所まで含めると103台になるとの答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第33号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第34号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、医療保険制度の改革に伴い、地方税法改正の準則に沿って、後期高齢者支援金等の納付に要する費用を国民健康保険税に含めることや老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を原則特別徴収の方法によって徴収するものとするほか、国民健康保険税率の見直し等である旨の説明に対し、委員から後期高齢者支援金、特別徴収の方法、基礎課税額、介護納付金、7割、5割、2割軽減及び対象額の変更等の質疑あり、執行部よりそれぞれの金額が提示されました。また最後に国保税において所得等同じ条件で税・納付金・支援金を計算した場合、75歳以上が抜けると税額はどうかとの質疑に対し、執行部より平成19年11月現在の調定額ベースにて算定してみると、1人当たり2,370円の増額、1世帯当たり4,839円の増額となる見込みとの答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第34号については、賛成多数にて可決すべきものと決しました。

最後に継続審査になっておりました平成19年陳第5号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。委員からこの件については、被害者の救済という観点からも1日も早い解決が望まれるが、当事案については国策として国が責任を持って解決すべき事項であり、地方自治に直接かかわる範疇でないとの意見や、意見書提出は地方議会になじまない、また阪神淡路大震災復旧作業等に関し労災認定、救済という事案も参考にすべきとの意見や2度の継続という形でなく、採択、不採択の方向性を出すべきとの意見も出されましたが、委員の意見を集約し、さらなる慎重審査また研究も不可欠との結論に達し、審査を終了し、採決の結果、

平成19年陳第5号につきましては、賛成多数により再度継続審査にすべきと決しました。

以上、総務委員会の報告を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済委員長 横手良弘君。

〔産業経済委員長 横手良弘君 登壇〕

○産業経済委員長（横手良弘君） おはようございます。今期産業経済委員会に付託されました案件は、議案5件でございます。その審査と経過と結果について御報告いたします。

まず議第2号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。6款農林水産業費は1億149万2,000円の減額であり、主なものは強い農業づくり交付金の経営構造対策関係でJAたまなとJA大浜で行なっていますハウスリース事業のうち、JAたまなの受益戸数11戸、事業費12棟のハウスリース事業において入札残が発生したことなどにより370万円の減額、同じく強い農業づくり交付金の生産総合事業では、これは小規模土地基盤整備事業でありまして、事業量の変更により国と県からの補助金の減額決定による減であります。また農業経営基盤強化促進対策費は担い手の育成と推進を図るための事業で集落営農組合の立ち上げを予定している地域を対象としている補助金でありまして、当初は県からの地域推進補助金を1組合で40万円を予定していましたが、実際には20万円となり、委託料500万円減額するものであります。土地改良費は5,412万2,000円の減額で、横島地区の屋敷坂の設計変更に伴う減と大園地区の基盤整備事業の入札による残額を減額するものであります。また県営水田農業経営確立排水対策特別事業負担金は、天水の尾田川地区と大浜の末広地区の事業費の確定により減額するものです。林業振興費の1,473万9,000円の減額については、防火林道用地の17筆の用地交渉を行なってきましたが、補正予算を出す段階では同意を得ることができなかったもので、現時点では2筆において口頭ですが同意を得ているものの3月末までの完了は難しく、減額するものです。7款商工費は2,055万5,000円の減額であります。主なものは大衆浴場事業会計繰出金で、事業増益により繰出金が215万1,000円の減額となったものです。商工業振興費の街なか居住推進事業補助金は、県の補助事業でありまして、県内各地域の中心市街地におきまして、子育て世帯が優先的に入居する優良な賃貸住宅を建設することを目的に、建設費の一部を補助するものです。補助対象となるものは、施設整備費と調査設計費においてです。助成するのは施設整備費が3分の2以内を補助するもので、160万円を限度とし、調査設計費も3分の2以内を補助するもので、1件当たり20万円を限度としているものです。180万円の12戸で予定をしていましたが、該当がなく減額するものであります。特に第2表繰越明許費についてであります。6款農林水産業費

3項水産業費の玉名漁港分を3,690万円、大正開漁港分を2,700万円と定め、水産基盤整備事業費を繰り越すものであります。3表債務負担行為の補正の追加についてであります。追加(1)は熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項及び熊本県自立経営体育成資金事務取扱要領に基づき、農林漁業金融公庫熊本支店及び玉名農業協同組合が農業者に資金を融資したことについて、その利子補給を行なうものであります。追加(2)は玉名市土地改良区が農林漁業金融公庫から借り入れた土地改良施設整備事業費2,000万円の元利償還金について、玉名市が玉名市土地改良区に負担するものであり、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。委員から予算について委員会で掘り下げたところの説明はもらえないのか、合併もしていることだし、それにより説明を受けると内容がよくわかるがとの質疑に対して、執行部より主な部分についてはできるとは思います、1項目ごとに数字を正確に出すとなると大変な作業になります、重要な部分については課長の判断で出せるのではないかと思いますとの答弁でありました。委員からは説明書についてさらに強い要望は出ておりました。また委員から今回予算の減額が多いようだが特に補助金の減額がどうしてなのか、予算の組み立てが甘かったのかとの質疑に対し、土地改良費については主な理由について地元との関係で事業費の減、工事の減、及び設計変更による減などで、工事を行なうとハウスに影響がある場合は早めに行なうなどの変更があるためでありますとの答弁でありました。集落営農について、委員からこれは集落営農化をしないと今後の補助金などいろいろな援助を受けられないなどの関係で、集落営農の組織化を図るのが目的というのか、それが趣旨だったと思うのですが、組織化されなかったのでこれだけの減額を行なうという説明だったと思いますがとの質疑に対し、執行部より認定農家、集落営農を組織化するためには県から当初1カ所につき40万円ということで、19カ所の立ち上げを計画し説明会を行ないリーダーの促進を図ることで予定をしておりましたが、19カ所のうち6カ所は全く話が進まなかったもので、40万円の6カ所で240万円の減額とあとの13カ所は補助金が20万円となりましたので、20万円の13カ所で260万円の減額となり、合わせて500万円の減額となったものですとの答弁に対し、さらに委員から40万円が20万円に減った理由はとの質疑に対しては、年度当初の予算審議の段階でこれくらいの額が出るということで進めてますので、決定したところで予算要求ができればよいのですが、どうしても補助金額が後で決定されるもので、今回のように減額の形になってしまうものですとの答弁でありました。委員からは今の話は分かりますが県とはある程度の話がされて、大体の予算化をされたと思うのですが半額となると県も無責任ではないかとの苦言もありました。また今度の集落営農化は農協などの組織を中心とした政策に変わってきているのでは、取り残された人、できなかった人には不利な状況が出てくるのではないかと、ほかに集落営農の見直し、認定農家の5年越しの切りかえ、繰

越明許費についての意見もありました。審査を終了し、採決の結果、議第2号付託分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第6号平成19年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入の雑入は、平成19年4月から平成20年3月までの納付額を78万6千500円と見込んでいるものです。この収入から当初予算の指定管理者納付金600万円を差し引きまして、186万5千000円となります。これと平成18年度繰越金の28万6千000円を合わせますと215万1千000円となり、一般会計からの繰入金金が215万1千000円減額となるものです。歳出は、納付額増による特定財源と一般財源の組み替えであります。委員から指定管理者の方からこれだけの利益があったので、この分を市に納付しますとのことですが、どういう点で収入がふえたのかとの質疑に対しては、現在正職員4名、パート3名で運営をされています。一番困っているのは洗い場が狭い、駐車場も手狭ですが、駐車場の整備もされている、また館内の節電ですが、そういう一つ一つの努力がこういう結果につながっているものと思いますとの答弁でありました。さらに委員から、指定管理者に指定されている施設は努力すれば収入が上がるのかなあ、利益が出るのは草枕温泉てんすいと大衆浴場の2つかと思います。契約内容はわかりませんが、努力をすれば利益が出る。そのほかはなかなか厳しい、そういう中でどういう契約をなされているのかとの質疑に対し、執行部より納付金は利用料金の収入額から管理運営費を減じた金額600万円以下の場合は600万円、600万円を超え800万円以下の場合は600万円に600万円から超えた額の50%相当額を足した額、800万円を超えて1,000万円以下の場合は700万円に800万円から超えた額の45%相当額を足した額、1,000万円を超えた場合は800万円に1,000万円を超えた額の40%相当額を足した額を市への納付金として納めてもらうものでありますとの答弁でありました。関連として、委員から単に収入金を市に納付すればよいのか、節電と言われましたがトイレの電気をつけるなどお客様にとって電気は必要であれば、それはつけていた方がサービスとなるわけですので、そこは話し合いをして全額市に納付するのではなく、ほかで利用者のために使いたいところがある場合はその部分に使った方が市民サービスにつながるのではないかと理解しているがとの質疑に対し、執行部より節電ですがトイレとか浴場は当然ついています、事務所内の温度設定を小まめに行なうことや必要ない場所での消灯などで市民のサービスには支障がないように運営しているものであります。また頻りに足を運んで対応はしていきたいとの答弁でありました。ほかに入浴料と年間フリーパス券について意見が出ております。審査を終了し、採決の結果、議第6号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第13号平成20年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。6

款農林水産業費は20億1,172万3,000円の計上であります。主なものは農業振興費の強い農業づくり交付金（経営構造対策関係）、これはハウスリース事業でJAたまなが予定をされておりまして、1億1,855万3,000円、農地総務費の農業集落排水事業会計繰出金が2億719万5,000円、土地改良費は塩浜地区の単県海岸樋門の維持管理事業と明刃地区、十番地区、単県事業の赤仁田地区、受免地区の村づくり交付金事業費が1億6,701万3,000円です。農業用集落配水路及び農業用道路の整備に対して支援を行なう事業では、農地・水・環境保全向上対策事業補助金が2,326万2,000円。また新規事業として新幹線の玉名トンネル工事の被害に対するための濁水対策受託事業費が3億4,404万4,000円、それから漁港建設費が大浜と大正開両漁港の整備事業費で2億7,545万5,000円などであります。委員から3目の農業振興費が平成19年度予算では5,000万円の減額で、本年度は300万円の増となっているが、この違いはとの質疑に対し、平成18年度から経営構造対策事業として3カ年間のハウスリース事業を行なっていますが、平成18年度30戸、平成19年度が16戸と半減しておりますので、それに伴う減額ということでありますとの答弁でありました。次に土地改良費の村づくり交付金事業は完了したと聞いていますが、事業の中身の質疑に対し、執行部より天水地区で平成18年度から平成22年度までの事業であります、総事業費が6億5,000万円で、その中には工事費と測量設計業務と用地買収費がありますが、測量設計業務と用地買収費については終了していますが、工事費だけが残る形となっております、15節の工事請負費のうち1億4,560万円が事業費で計上されておりまして、事業は農業用排水路8地区と農道が4地区ありますとの答弁でありました。また委員から新規事業の県営ストックマネジメント事業の内容についての質疑には、事業費2,000万円に対する25%負担であります。国営、県営で造営されました施設に対しまして施設の機能診断を実施して施設の劣化状況、老朽化の状況を把握した上で、補修、補強、更新等の対策工事を行なうために本年度において優先順位を決めるための事業であります。事業は平成21年度から排水機場の補修、修理に取りかかるように計画をされている県営事業で対象施設は排水路の施設、排水機場のポンプ、用水でありますとの答弁でありました。次に委員から玉名市全体で農業の新規就業者は何名ぐらいでしょうかとの質疑には、平成19年度の新規就業者は18名との答弁でありました。さらに委員から新規の18名は玉名市にとって貴重な就業者ですので、県の段階ではセレモニーか何かあっており、市の方でも何かできないものか強く上がってくるのですがとの要望に対し、執行部からは天水地区の農業委員さんからそういう要望もございまして、平成20年度当初予算で激励会の要求をしましたが、結果的には予算がつかなかったものです。玉名管内、県北地区（山鹿・菊池・荒尾市）を調査しましたが、中には熊本市など独自にやっているところもありますが、残念ながら予

算がつかなかったもので、県に便乗という形になるかと思えますとの答弁でありました。委員からは努力はされているところは評価したいが、結果が伴わず残念です。農村地帯の玉名市で新規就業者が18名は寂しい限りです。現実はそのようですので皆で擁護し盛り立てていくことを考えていただければ、今年度はともかく次年度はよろしくお願ひしたいとの意見がっております。次に7款商工費は3億7,909万円の計上でありませぬ。主なものは商工会館の建設が築15年になりますので、その補修工事、外壁塗装、防水工事を行なうもので、全体工事見積額659万9,163円で負担割合が33.74%で222万7,000円の負担であります。次に平成19年度から始まった街なか居住推進事業補助金ですが、6戸分で1,080万円、中小企業振興預託金ほかで1億2,700万円、工場等設置奨励費補助金を含む企業誘致促進費が2,694万9,000円、観光費は6,581万3,000円、また勤労青少年ホーム管理委託料1,491万円などあります。委員から商工会補助は3町が合併したので、70万円ほど下がっている。玉名商工会議所補助金は849万円です60万円も下がっている。同じ比率で下がるのはわかるが、商工会議所の補助金が下がった理由はとの質疑には、補助金等の見直しの委員会が開催されており、今まで商工会議所補助金の中に組みれていた玉名納涼花火大会補助金と伊倉商店街補助金が別に項目が設けられたため、金額の変更はあまりないものでありますとの答弁でありました。さらに委員から商工会の補助金は全額、中央の方から来ると聞いていましたが、1,100万円の財源は一般財源になるのでしょうか。国・県の支出金なのか、その辺の比率はどうなのかとの質疑については、商工会の補助金につきましては合併前が3町の商工会を合わせまして1,170万円ありました、基本的に商工会議所と商工会は根拠となる法律は違いますが、目的がほぼ同じでありまして、最終的には市から支出します補助金につきましては、同じ算出根拠によりまして支出する予定としております。しかし商工会につきましては、合併して3年間は経過措置として毎年少しずつの減額を考えています。商工会議所と商工会の職員につきましては、今、商工会議所に15名と商工会に12名の職員がいますが、県の方がその職員の中で経営指導員、補助員の専任職員に対して補助が出ておりますので、それにあわせた形で市の方も補助を算定してございまして、最終的に3年後ぐらいには商工会議所と商工会はほぼ同額の補助金になるものかと思えますという答弁でありました。企業誘致の現在の状況はとの質疑に対しましては、現在展開中の工業団地につきましては、農村地域工業等導入促進の担当課であります農林水産課を中心に耕地課などの関係課の協力を得ながら県の農林政策課及び九州農政課との事前協議をまだ行なっているところであります。先の12月議会及び当委員会でも総論ながら状況報告を申し上げておりますが、進捗状況を申し上げます。これまでは地元住民への配慮や埋蔵文化財の確認状況等の未確定要素もあり、具体的説明を控えてきましたけれども、これより具体的な

状況となってきましたので、まず場所についてですが以前から申し上げています高速道路の菊水インターにもっとも近い上小田地区、小田小学校の北側一帯を計画をし、地域住民の方々の御協力をいただきながら準備を進めております。面積につきましては当初およそ20ヘクタールを想定していましたが、埋蔵文化財の確認調査の結果、埋蔵文化財が発見されなかった10ヘクタールを工業用団地可能地として計画を進めております。ただ農業振興地域除外や農地除外などの農政関係の諸問題を解決するにはまだまだ時間が必要である。さらにこの先団地の地権者の方たちとの用地交渉など予断を許さない状況は続きますが精いっぱい努力してまいりますとの答弁でありました。ほかにJR玉名駅の花の委託等について意見が出ておりました。次に11款災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費であります。主なものは災害があったときに対応するための委託料などの計上であります。第2表債務負担行為であります。これは農業振興地域整備計画策定業務の平成21年度で限度額297万2,000円とし、一般会計の6款農林水産業費1項農業費4目農林振興地域整備費13節の委託料549万2,000円と合わせて846万4,000円で、農振地域の見直しを行なうものであります。合併前のそれぞれの整備計画書を一本化として全体見直しを平成20年、21年度で行なうものであります。内容としましては、マスタープランの整備計画の策定、整備計画の基礎資料などの作業委託であります。県からは合併後速やかな全体見直しが義務づけられていること、全体見直しを前提に個別除外の同意をいただいている状況であります。現状では旧玉名市が国土調査のGISシステムにより図面表示をしている旧岱明はゼンリン地図と地籍図を利用した手作業による色塗りをしております。旧天水、旧横島町は地籍システムを利用し図面表示しており、それぞれに整備計画書が存在しているものです。これを2カ年で整備しまして旧玉名の方は既存のGISシステムを利用し、更新をかけることができるようにします。旧岱明分は玉名と同様に図面に読み込んで同じシステムが可能になるようにします。旧天水、旧横島町は今までどおりであります。それぞれの整備計画書を見直し一本化するための債務負担行為であります。委員からは農振地域から外してもらえるのか、どのような手順があるのかなどの意見が出ておりました。審査を終了し、採決の結果、議第13号付託分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第18号平成20年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ892万5,000円とするものであります。歳入は一般会計から繰入金と指定管理者からの納付金などあります。歳出の1款大衆浴場事業費は施設の機械・設備等の緊急修繕料で100万円、2款公債費は起債の元利償還金783万円であります。最終の償還は平成23年度です。委員から保険料の中身について質疑があり、建物の火災保険である旨の答弁がありました。委員からは今後指定管

理者と市と同時に訴訟が起こせる訴えられることを考えれば、問題などの対処のためにも市と指定管理者両方で保険をかけることを検討してほしいとの要望がありました。審査を終了し、採決の結果、議第18号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第26号玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。これは県と連携をしまして、策定をいたしました熊本県半導体、通称IT関連産業集積形成基本計画及び熊本輸送用機械関連産業集積形成基本計画が平成19年12月20日に国の同意を得たことを受けまして、同意企業立地重点促進区域における工場等の緑地及び環境施設の面積率について緩和するために必要事項を定めるものであります。また玉名市で該当する施設は河崎のブリヂストン熊本工場です。委員からこれはIT産業に対する規制なのか、すべての事業じゃないようですがとの質疑に対し、あくまでも熊本県で策定されました基本計画に基づく製造業に対してですので、本市の場合は半導体関連産業と輸送用機械であります。かなり幅を持たせてありますので、輸送用機械関連産業では当然ブリヂストンさんも入ります。半導体関連産業と言いますと伊倉の凸版エレクトロニクスが入ります。今後認可がおりれば食料品製造業も入ってきますとの答弁の後、委員からは緑地を緩和するのは増設する企業にはよいかもしいないが、地球環境の温暖化対策に後退する要素を持っているのではないかととの質疑に対し、地球環境の温暖化対策に逆行する法ではないかとの意見が各市町村から出ていましたが、ただしこれは時限立法でありまして、当面10年をめどにやってみようということで制定された法律であると聞いております。本市を眺めていただきますとわかりますが、緑が豊富でありましてなるべく進出される企業に対しましても有効面積を広く活用していただく意味で、なるべくよそから進出をしていただこうという意味合いでの法律制定だと考えていますとの答弁でありました。ほかに緑の維持管理についての質問もあっておりました。審査を終了し、採決の結果、議第26号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後になります、横島町のハウスリース事業とJAたまなの中央集荷センターの現地視察も行ないました。

以上で、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時33分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設委員長 田畑久吉君。

[建設委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設委員長（田畑久吉君） 今期、建設委員会に付託されました案件が22件でございます。審査の経過と結果について報告いたしますけども、新年度予算に加え補正の方も多岐にわたりまして、報告が少し時間が長くなりますので、途中早口になるかと思っておりますけど、ひとつよろしくお願いしておきます。

まず初めに議第1号専決処分事項について、平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。これは国が特例として平成19年度公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画に基づき承認されたため、年度末残高の年利率7%以上の企業債を繰上償還するため企業債償還金2億3,900万2,000円を増額補正、償還期日が3月議会議決日での施行では間に合わないため専決処分を行なったものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第1号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に議第2号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。19年度の執行残・不用額の補正が主な内容であります。委員からまず浄化槽設置整備について、この減額はそれだけの申請がなかったかということなのかとの質疑があり、執行部より当初予算では計画として196基を見込んで予算化した、この補正では3月31日で149基分の予算を確保しているとの答弁でありました。また合併浄化槽の補助規定により申請を断念した人、補助の枠の中に入らず、断られた人はいるのかとの質疑に対し、19年4月以降はないとの答弁でありました。また河川総務費の中の負担金が全部減額になっているが、期成会が全部なくなったのかとの質疑があり、執行部より期成会自体は存在している、ただ事業の中で前年度の事業に対する基本枠と事業費割という形での負担割が基本的な形になるため、唐人川改修事業促進期成会以外については、そういう内容で減額。唐人川改修事業促進期成会については前年度の繰り越し等も含めて予算的に多いということで減額をしたとの答弁でありました。またユニバーサルデザイン建築物整備事業補助金について該当のところがなかったとの執行部の説明に対し、委員からはこれは普通の個人の家が申請した場合に出される県の補助金だと思うがどういうことかと質疑があり、執行部よりユニバーサルデザイン事業については不特定多数が利用される施設について対象になれば、県と市が合わせて補助金を出すという制度であり、2件相談に来られたが、ただ補助対象事業に合致しなかったため最終的な申請はなかったとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第2号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第7号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億2,016万9,000円を減額、大開地区農

業集落排水資源循環事業を繰り越すものであります。委員から使用料の滞納繰越分778件についてどうした関係でこんなに歳入が上がったのかとの質疑があり、執行部より18年度末で778件、293万8,650円の滞納があった。そこで4月に滞納者全員の方に通知、滞納の大きい方には電話をし、その後職員数名で戸別徴収に回り今現在337件に減っているとの答弁でありました。さらに委員からその残りの337件の滞納繰越分については、これからどのような対応でやっていくのかとの質疑があり、執行部より戸別徴収で行きたいと思っているが、徴収に行っても払えない方がおられるため今後は分納で対応していきたいとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第7号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第8号平成19年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,185万6,000円を減額するものであります。委員からこの事業は何戸分かとの質疑があり、執行部より18年度末で471世帯との答弁でありました。また基金繰入金が減額になった理由は何かとの質疑に対し、執行部より19年度の施設設備として天水東地区水源地整備を実施している、それと一般財源の不足分を基金繰り入れとして予定していたが、工事等の実績により減額をすとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第8号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第9号平成19年度玉名市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ977万4,000円の減、当初2区画の販売を予定していたが、できなかったことに伴う減であります。委員から今、何区画残っているかとの質疑があり、執行部より6区画残っているとの答弁でありました。また委員より歳入予算は1,000万円計上していたわけが、この土地の価格帯が429万円から663万円しかない。1,000万円という計算はどういうことかとの質疑があり、執行部より大体のところ2区画分を計上したためとの答弁でありました。また、この宅地開発のための起債は行っていないかとの質疑に対し、執行部より借り入れすることなく事業を進めているとの答弁でありました。さらに委員からこの6区画については平成18年12月1日から残っているが特徴的にここが非常に売り難い現象があるのかとの質疑があり、執行部より現在6区画については虫食い状態で残っている、ここは土地のほか擁壁工事で150万円から200万円ぐらい余計にかかるような区画になっているため、話が来てもなかなか契約まで行かないとの答弁でありました。これに対し委員からほかの販売できた物件に比べ、まだ残っている物件については擁壁がいるということは明らかにわかっている、それだけほかの物件に比べてマイナスがあるなら、その分をまけて売れないのかとの質疑があり、執行部よりほかのところも石積みが結構かかっているのですがどうしても売れないときはそこまでやらなければいけないと思うが、石積みを

したとき市の業者に頼んだときと個人でやられたときとは金額が違うと思うので、擁壁があってその分を上乗せしたときに売れるのかという心配はしている。一応石垣をやって丸々乗せるのか7割ぐらい乗せて売却するのかあたりまで検討はしているとの答弁でありました。最後に委員から、できるだけ早く売却するよう意見が出されております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第9号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第10号平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。事業費の決定により歳入歳出それぞれ340万2,000円を減額するものであります。委員から一般会計で浄化槽設置整備事業補助金が2,000万円近く減額になっている。こちらの特別会計でも340万円の減額だがどうなっているのかとの質疑があり、執行部より一般会計については「個人設置型」この特別会計は旧天水町で取り組んだ「市町村設置型」との答弁でした。関連して「個人設置型」と「市町村設置型」の違いはとの質疑があり、執行部より「個人設置型」については設置後個人が管理を行ない市は補助をするだけ、「市町村設置型」については市が管理を行なっていくという違いがある。加えて「市町村設置型」の方が管理は行き届くが財政的に市の負担が大きい、どちらがいいかというのは今後検討していかなければならないとの答弁でありました。さらに委員から「市町村設置型」がすぐれていると思うが、合併して3年がたつのに方向性がまだ検討していないかとの質疑があり、執行部から「市町村設置型」に関しては平成17年から5年間で進んでいる。「市町村設置型」で行くとなると相当の人力と費用が要るので十分検討しながら進めていかなければならないとの答弁でありました。これに対し委員からいつまでも二重構造ではなく、もっと検討すべきとの意見が出されております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第10号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第11号平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。収益的収入は水道料金の増額と一般会計補助金の減額に伴い78万2,000円の増、収益的支出は266万9,000円の減。資本的収入は企業債の減等により1,546万3,000円の減、資本的支出は3,265万円の減であります。委員から起債利率4%以内とは大体何パーセントをいうのかとの質疑があり、執行部より18年度分については公庫資金で2.1%、財政融資資金で2.1%の実績であるとの答弁でありました。さらに高利率起債の残高は幾らかとの質疑があり、執行部より今度繰上償還の対象が5%以上で、旧資金運用部資金について8億8,095万2,162円、公営企業金融公庫資金については9,087万7,464円との答弁でありました。さらに資本的支出で非常用発電機を1,800万円も予定していて850万円も入札残になるのかとの質疑があり、執行部より当初予算は専門業者から見積書を徴収して2台で約1,200

万円計上し、その後、指名競争入札により2台で約450万円であったため減額したとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第11号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第12号平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入、支出とも761万円の減、資本的収入は公共下水道事業債の減により2,970万円の減、資本的支出は企業債償還金の減による2,068万3,000円の減であります。委員から新幹線新駅周辺の下水道整備について質疑があり、執行部より新幹線新駅周辺地域については公共下水道の認可区域外。そのために新駅周辺の下水道整備については一般会計の方で費用負担をしてもらう受託工事の形で計上しているとの答弁でありました。また、今後については新駅周辺の土地利用計画が定まった段階で、公共下水道の区域に取り込もうと考えているとの答弁でありました。また執行部より起債の繰上償還に係る公営企業経営健全化計画が報告されました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第12号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第13号平成20年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。4款衛生費1項保健衛生費中8目水道費で1億164万円、9目浄化槽設置整備費で9,028万3,000円であります。8款土木費で新玉名駅前公園整備、立願寺横町線外1線などの事業量増加により都市再生整備事業費を3億8,785万7,000円の増額であります。第2表債務負担行為で新玉名駅周辺整備設計・施工監理業務ほか1件であります。委員からバイパスの進捗状況について質疑があり、執行部より事業費ペースで58%、面積ベースで62%完了しているとの答弁でありました。また都市再生整備事業の財源内訳について、①国庫支出金3億2,200万円の積算の根拠、②地方債7億6,180万円の金の出所、③その他の財源1,325万2,000円の内容について質疑があり、執行部より新幹線関連事業の説明として、まず国庫支出金についてはゼロ、次に地方債については3億1,930万円であり、内訳は新駅の駅前公園整備事業で事業費を本年度2億2,710万円計上しているが、そのうちの95%が合併特例債の対象で2億1,570万円、同じく駐車場整備事業費が3,920万円、その95%の3,720万円、観光交流センター整備事業費1,770万円のうち95%の1,680万円、それから水路管渠整備事業費940万円の95%の890万円、下水道整備事業費の4,070万円の95%の3,860万円、この合計3億1,930万円が合併特例債。次にその他の1,325万2,000円は鉄道運輸機構からの委託金であるとの答弁でありました。また立願寺横町線について計画されてから結構時間はかかっているが、その後合併・庁舎建設等のそういった付加価値の高い事業になったことにより当初計画から現在計画どおり進められているのか、また変更を検討されたかとの質疑があり、執

行部より立願寺南岩原線については事業期間として平成9年度から平成19年度で今年度完了予定。都市部の用地買収を行なっていくので、工事期間がかなり長くなっている。立願寺横町線も平成12年度から平成22年度新幹線開業まで開通するような形で予算との兼ね合いもあるが、計画どおりに進めているとの答弁でありました。また委員から温泉街の工事区間中に駐車場がないが駐車場をつくる計画はあるのかとの質疑があり、執行部より今駐車場的には特に設けていない。立願寺公園そばには数台の車が置ける形になっているが今後道路ができた後、立願寺公園は温泉街のメインになるかと思っている。今後、道路とは別の形で進めていかざるを得ないと思っているとの答弁でありました。それに対し委員から温泉街には商業施設も結構あるし、前向きに駐車場を確保するよう意見が出されました。また委員より玉名バイパスは道路特定財源の最たるものなのかとの質疑があり、執行部より事業主体は国でありガソリン税の話もあるけれども少なくともガソリン税が下がったとしても来年度予算は確保できていると伺っているし、玉名バイパスについてはかなり重要な路線という位置づけをいただいているとの答弁でありました。さらに委員からもし道路特定財源がなくなれば来年度以降の予算は不透明だがとの質疑があり、執行部より九州地方整備局の玉名バイパスに対する入れ込みは相当強いものがある。予算を常に確保してあり、むしろ市が早く用地買収を進めてくださいというような状況で予算をいただいているとの答弁でありました。また委員より市営住宅のデジタルアンテナについて、入らない地域は市が対応していくのかとの質疑があり、執行部より三ッ川あたりでデジタル放送が受信できない状況があり、玉名市の一部についてはそういう状況も考えられるということであり、まず今の共同アンテナで大丈夫なのか、それと地デジの電波がどこまで飛んでいるのか、それともう1点、今ある共同アンテナが老朽化しているのでそちらの耐久性もひっくるめて、今度その3件を調査委託をかけて、平成22年度ぐらいまでにはやらなければいけないという状況であるとの答弁でありました。加えて、これは個人設置の分を除外した、あくまでも市が設置した共同アンテナについての地デジの対策であるとの答弁でありました。また委員から20年度の道路整備・建設改良などの合併特例債の運用状況について質疑があり、執行部よりまず土木関係で道路橋りょう整備事業の関係で道路新設改良の単独事業費について95%で280万円ほどを予定。岱明玉名線については8,550万円。単独の道路新設改良費、充当率95%で3億8,000万円。橋梁新設改良費で3,320万円。県の事業の道路建設負担の一部で2,850万円。まちづくり交付事業の高質空間形成の立願寺の石畳整備事業で5,970万円。以上、土木関係の総額で5億8,970万円であるとの答弁でありました。また執行部より玉名市の合併特例債の総額として267億3,000万円となっている。平成17、18、19年の見込みまで合わせて34億8,000万円。平成20年度の当初予算ベースが23億9,000万円借り入れを予

定。合わせて58億7,000万円を20年度までに消化する見込みとなっており、残り200億円以上の余裕がある状況であるとの答弁でありました。さらに委員から道路特定財源の20年度予算に係る明細について質疑があり、執行部より平成20年度一般会計当初予算における道路特定財源及び暫定税率の状況について説明があっております。まず地方譲与税の中の自動車重量譲与税2億4,600万円のうち暫定税率による上乗せ分1億7,613万6,000円。地方譲与税の中の地方道路譲与税8,510万円のうち暫定税率による上乗せ分1,310万円。自動車取得税交付金9,680万円のうち暫定税率による上乗せ3,872万円。国庫支出金の中の地方道路整備臨時交付金2億2,660万円のうち暫定税率による上乗せ分1億1,330万円。対象事業として道路新設改良費中、岱明玉名線、大坊迫間線、新玉名駅停車場線に予算上充当。また国庫支出金の中のまちづくり交付金3億2,200万円、これは道路特定財源の一部が一般財源化され、その一部がまちづくり交付金の原資に充てられているものでありますが、立願寺横町線に全額充当。その他として、国道208号線バイパス整備事業、電線地中化事業、県道整備事業が主な充当先であるとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第13号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第19号平成20年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出それぞれ8億6,728万5,000円の計上であります。委員から横島・天水の処理場は古いものでできてから何年ぐらいになるのかとの質疑があり、執行部より横島・天水とも一番古い施設で平成5年との答弁でした。さらに委員から、その間、管理費の移行はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より管理費は少しずつ上がってきている。その基準は人口の増加、汚泥の量の増加に伴う分であるが近年は前年度並みで推移しているとの答弁でありました。また委託料の内容について質疑があり、執行部より横島京泊処理場については流入人口がふえた関係で満杯の処理能力。そのため今年と来年にかけて機能強化対策事業として5割補助をもって事業を行なう、そのための基本設計と実施設計委託料を計上しているとの答弁でありました。また尾田川左岸地区の工事費4億円の中身はどんな事業かとの質疑があり、執行部より尾田川左岸地区については補助事業の処理施設工事で2億3,780万円、管路施設工事で1億3,810万円、単独分の処理施設工事で155万円、管路施設工事で2,370万円、ポンプ施設工事で190万円を計上との答弁でありました。また協議会委員の報酬がやたらと違うかとの質疑があり、執行部より運営協議会委員について1回分、大開推進委員会・尾田川推進委員会については2回分を予算計上しているためとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第19号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第20号平成20年度玉名市簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出それぞれ3,679万3,000円の計上であります。委員から天水のみの事業で修繕料を計上してあるが、設備は新しくならないし、毎年ふえていくのかとの質疑があり、執行部より漏水修繕、メーター修繕を計上している。天水東地区をメインに計上しているが、管を敷設してから約40年程度経っているため修繕料は横ばいかそれよりも大きくなっているとの答弁でありました。また、水源地はどこかとの質疑があり、執行部より天水東地区については19年度までは天水総合支所の南側であるが、20年度からが水源地を変更し、小天東の広域農道沿いに新設しているとの答弁でありました。さらに委員から新しく掘ったところの配管や施設の工事はもう済んでいるのかとの質疑があり、執行部より現在施工中で19年度未完了予定との答弁でありました。さらに委員から既設の配管は併用するのかとの質疑があり、執行部より既設の導水管について新設の水源地は完成するが万が一のことを考え、切り替えができる方法で残すつもりであるとの答弁がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第20号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第21号平成20年度玉名市宅地開発事業特別会計予算についてであります。歳入歳出それぞれ500万円を計上してあります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第21号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第22号平成20年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出それぞれ4,160万3,000円の計上であります。委員から20基で工事費が約2,000万円計上されているが、これは全部工事するのかとの質疑があり、執行部より5人槽が1基78万円で4基、7人槽が100万8,000円で15基、10人槽が135万8,000円で1基。以上1,969万8,000円を予定しているとの答弁でありました。また、個人は全然負担しなくてもいいのかとの質疑に対し、執行部より分担金を5人槽で10万円、7人槽で11万円、10人槽で13万円を払っていたとの答弁でありました。また委員の中から「市町村設置型」は「個人設置型」よりかなり有利との声も上がりましたが、この事業が主に一般会計からの繰入金と浄化槽の事業債であるわけで、市の負担が大きい、よって委員からできるだけ早く見直しをし、方針を出すようにとの意見がありました。執行部からもこの事業は旧天水町における「市町村型設置型」の取り組みとして、5年間事業で許可をもらったものであり、21年度で終わる予定であり、財政課と十分検討しながら5年間という事業期間の中でどういう方向でいくのかを決めなければならないと思っているとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第22号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第23号平成20年度玉名市水道事業会計予算についてであります。収益的収入7億6,605万8,000円、収益的支出7億1,825万9,000円が計上であります。資本的収入を3億1,145万3,000円、資本的支出7億2,856万5,000円の計上であります。委員から八嘉地区は21年度からの計画だが、大体何年度で終わる予定かとの質疑があり、執行部より八嘉地区については19年度で事業認可、変更の申請書を作成中であり、概算として約3億300万円の金額が事業認可策定時点に出ているが、2年でやるのか3年でやるのか財政等の問題もあるので検討しながら進めたいとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第23号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第24号平成20年度玉名市下水道事業会計予算についてであります。収益的収入12億9,856万6,000円、収益的支出12億4,329万7,000円の計上であります。資本的収入18億4,128万4,000円、資本的支出22億9,913万6,000円の計上であります。委員から新幹線駅周辺の下水道整備や受託工事の工事請負費でどの程度できるかとの質疑があり、執行部より延長的には新駅から玉名小学校の四つ角まで延長約610メートルを予定しているとの答弁でありました。加えて新駅に取り込む下水の工事費としてこれが終了とのことでありました。また委員から浄化センターの運転委託管理費用について質疑があり、執行部より予算的には7,753万3,000円を予定しているとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第24号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第38号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは暴力団員の市営住宅への入居を制限し、市営住宅の入居者の生活の安全及び平穏を確保するため条例を整備するものであります。委員から何をもちょう暴力団とするのかとの質疑があり、執行部よりこの条例を定めるに当たり市の職員が暴力団という判断はできない。したがって条例施行後、警察と協定を結び協定事項の中で警察の方に名簿を照会して結果をこちらに教えてもらうなど連携をとりながら今後対応していくとの答弁であります。また、今の入居者に対してそういった調べはしないのかとの質疑に対し、執行部より市の管理下にある32団地1,234戸すべてを調査しようというのは今のところない。ただ情報が入ったら警察に照会するというので対応していきたいとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第38号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第39号玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは使用料の見直しに伴い条例を整備をするものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第39号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第40号玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは事業区域と1日最大給水量を改めるため条例を整備するものであります。委員からは特に質疑もなく、採決の結果、議第40号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第41号玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは給水区域の拡張及び料金の見直しに伴い条例を整備するものであります。委員から加入者分担金を支払っていても道路から家に引き込む場合、個人で工事代金は別個に支払わなければならないのかとの質疑があり、執行部からそういう体系であるとの答弁でありました。また加入者分担金についての質疑に対し、執行部より今回は一次の改定であり、最終的には統一の方向で今後検討するとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第41号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第42号玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは料金の見直しに伴い条例を整備するものであり、委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第42号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第43号市道路線の廃止及び認定についてであります。今回8路線を廃止し、26路線を認定し議会の議決を経るものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第43号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に議第48号区域外の公の施設の設備についてであります。これは簡易水道の配水管を一部玉東町に使用を供するため議会の議決を経るものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第48号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

最後に広域農道沿いの市道認定路線の現地視察をいたしましたことをあわせて報告しておきます。

以上、建設委員会に付されました案件の報告をさせていただきました。特に今話題になっております道路特定財源とか合併特例債の使用については細かく報告させていただいたつもりでございます。以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時12分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○文教厚生委員長（作本幸男君） 文教厚生委員会に付託されました案件は、議案17件と陳情2件であります。

初めに議第2号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分であります。ほとんどの款において事業費の確定などによる減額補正となっております。この件について委員から民生委員の数について質疑があり、執行部より民生委員、児童委員含めて146名との答弁がっております。また岱明中学校体育館の新設に関連した質疑があり、執行部より総事業費は3億143万4,000円で、内訳として交付金1億188万8,000円で、残りは合併特例債で対応している、なお旧体育館の解体及び跡地の整備については6月末をめどに整備を終える予定との答弁がっております。また委員から青少年センターの職員減について質疑があり、執行部から青少年センターの所長は社会教育課長が兼務し、そのほか次長と職員1名の3名体制で当初予算に計上していたが、業務見直しを行ない青少年センター事務は社会教育課の中で行なうこととした。当然このような人事に関しては、当初の段階で取り組むべきものと承知しており、今後関係各課とも連携を図り年度末にこのような変更がないよう努めてまいりたいとの答弁がっております。さらに委員からごみ袋の販売とごみ処理費の関係また業者委託料の算定方法について質疑があり、執行部よりコンテナ回収が岱明総合支所などでも始まった関係でごみ袋は減少傾向にある。委託料算定については給料、社会保険料、走行距離などをもとに原価計算書を作成し、それに基づいて算出している。今後の委託料の推移については、当然ごみの量が減れば委託料も下がる可能性はあるが、昨今のガソリンの高騰などの要因もあるので一概には言えないといった答弁がっております。さらに委員から保育所における延長保育の問題と民営化保育所2園の現在の状況について質疑があり、執行部より平日の延長保育は朝7時半からと夜は7時までであるが、すべての園での実施は現状では難しい。ただし先生方の配慮で早めに出勤し、臨機応変に対応している園もある。今後民営化を推進する中でこのような問題にも対応できるのではないかと考えている。また4月から完全民営化する2園については、現在引継ぎ保育が共同で実施されており、先日、市と保護者と移管先法人の三者で意見交換をしたところであるが、現在順調に保育が行なわれている状況である。園児が安心して通える保育園を目指し、さらなる精査をしていきたいといった答弁がっております。そのほか委員から老人保健対策委託料に関し、受診者数と今後いかにして受診者数をふやすのかなどについて質疑があり、執行部より当初予算で見込んでいたのは基本健診で8,161名分を計上したが、実績は7,260名の受診であった。そのほかがん検診関係は当初見込みから3,879名の減、人間ドックは708名の減となっている。今後多くの市民に

受診いただくために保健指導を充実させ、さらなるPRに努めたいといった答弁が
ております。審査を終了し、採決の結果、議第2号中付託分は、全員異議なく可決す
べきものと決しました。

次に議第3号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に
ついてであります。主なものは歳出における2款保険給付費3,910万円の減額とこ
れに伴う歳入の調整となっております。この件について委員から健康保険税について現
年課税分で収納率が低下しているとの説明であったが、先日の一般質問では0.6%ほ
ど上昇しているとのことであったが、どういう意味合いか、また滞納繰越が新年度で予
算化されているが、滞納額の何パーセントぐらいを見込んでいるのか、さらに健康保険
税滞納総額はどの程度になるのかといった質疑があり、執行部より調定額見込みで前回
補正より600万円ほど下がっており、今回2,000万円ほど減額しているが、当初
見込みは93%で予定していたところ現在は91.8%を見込んでいる。ちなみに18
年度決算では90.8%であったので、実質的には1%の増ということになる。今後で
きるだけ当初見込みに近づけるよう収納率アップに努めたい。滞納額の何パーセントを
見込んでいるかについては、19年度当初予算では一般分8%、退職分10%で予算化
しているが、現在19年度決算見込みで一般分10.5%、退職分16%で見込んでい
る、滞納総額については19年度現在で9億3,258万3,000円となっており、1
8年度と比較すると8,000万円ほどふえている。また18年度の不納欠損額は約3,
000万円あり、19年度健康保険税滞納総額のうち4億ほど時効完了分がある、今年
度から納税課が新設されたことにより、努めて差し押さえや納付誓約を実施し、でき
るだけ不納欠損にならない対策を行なっていきたいとの答弁がっております。そのほか
関連して、滞納額積算のあり方について質疑があり、執行部より現年度分が92%の徴
収率を上回らないと調整交付金の減額となるが、滞納分についてはまったくないので現
年分をいくら徴収するかで調整交付金が決まるということになっているとの答弁があ
っております。また委員から納税意識を高めるためにも例えば有識者委員会でも組織し、
その中で収納率を決めるなどして、集中して徴収する体制をつくるという玉名市独自の
徴収方法を実施すべきではないかとの提案もっております。そのほか委員から納税相
談員制度について質疑があり、執行部より納税相談員は7、8年前になくなっている、
理由としては税金を納めない方に相談に行くのが本来の目的であったが、徴収しやすい
方に集中し、徴収員として活動をするようになり、本来の目的にそぐわないものにな
ったからと考えるとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第3号は、
全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第4号平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）につい
てであります。主なものは歳出における2款医療諸費9,704万5,000円の減額と

これに伴う歳入の調整となっておりますが、国及び県支出金の一部が平成20年度に交付されるため一般会計からの繰入金3,956万4,000円が計上されております。この件について、委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第4号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第5号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。主なものは歳出における2款保険給付費6,087万4,000円の減額とこれに伴う歳入の調整となっております。この件について委員から歳入の滞納繰越金と保険料納付の仕方について質疑があり、執行部より保険料を年金から徴収することについて現状は社会保険庁とのデータのやりとりが年2回であるため、半年以上の時間差が生じ、どうしても普通徴収になる方が出てくるとの答弁がっております。また委員から任意事業費の内容とそれを減額する理由について質疑があり、執行部より任意事業の内容については成年後見制度支援事業、生活管理指導派遣事業、短期宿泊事業などがあり、成年後見制度については包括支援センター等への委託ということで該当する方があれば、指導をお願いするという事業になっている、理由については委員御指摘のとおり次年度以降この交付金等を十分に活用し、さらなる介護予防行政サービスに努めてまいりたい。あわせて介護慰労制度についても十分な周知をしていきたいとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第5号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第13号平成20年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。歳出の主なものは、3款民生費については78億4,369万4,000円の計上であり、新規に後期高齢者医療費を9億2,234万7,000円の計上ですが、これに関連した老人保健事業会計繰出金については、前年度から6億4,087万1,000円を減額し、7,170万2,000円が計上されております。また乳幼児医療費については、平成20年度より3歳から就学前までの子どもの医療費自己負担が3割から2割となるため、前年度から4,900万円程度減額し、8,554万9,000円が計上されております。4款衛生費については21億2,657万3,000円の計上、平成20年度より従来は一般健診として実施していた健診業務について特定健診として国民健康保険事業特別会計などで実施するようになるため、特定健診の対象とならないがん検診分などの経費についてのみ予算計上となっております。この健診等にかかる予算については、前年度から1億2,000万円程度の減額となり、予防費の委託料などで8,506万6,000円の計上であります。母子衛生については、妊婦健診費用の自己負担軽減を図るため現在2回の無料健診を5回まで無料にすることになっております。この経費については前年度から670万円程度増額の1,470万2,000円の計上であり、この件について委員から新年度予算を組むに当たって職員配置数はどのように考え

ているのかとの質疑があり、執行部より人事当局には前年度同様の職員配置をお願いしているところではあるが、20年度では総職員数が32名減となるため現在の人数を確保するのは難しいと認識しているとの答弁がっております。また高齢者相談員制度の今後のあり方について質疑があり、執行部より高齢者相談員制度は旧玉名市の制度であり、旧3町においては民生委員が請け負っているのが現状、今後この制度を市全域に広めていくかということについても社会福祉協議会とも十分検討し、遺漏がないよう努めてまいりたいとの答弁がっております。そのほか委員から緊急通報装置購入等の状況について質疑があり、執行部より現在612台購入いただいており、その中で廃止などを見込み新年度は20台分を計上している、希望者には申請を出していただき、必要と思われる方には設置していただいている状況であるとの答弁がっております。そのほか委員から地域リーダー育成事業の研修補助金について質疑があり、執行部よりこの事業については、県が男女共同参画の推進を図る目的で実施されるもので県が募集をかけてそれに応募された方に1人当たり2万円を助成する制度であり、県が3分の1を支出しているとの答弁がっております。関連して人権推進費の旅費の用途について質疑があり、執行部より人権推進係だけで執行するものではなく、市職員としてさらなる人権意識の高揚と啓発を図る目的で職員研修の一環として各種研修会等に参加していただいているものであるとの答弁がっております。また委員から母子福祉費について質疑があり、執行部よりこれは母子家庭に限定した就労支援の一環として給付するものであり、父子家庭は該当しない。父子家庭への支援対策については県の動向も見守りつつ進めてまいりたいとの答弁がっております。そのほか委員から派遣保育士の現状と対策及び保育所における備品の購入について質疑があり、執行部より派遣保育士については旧岱明町に所在する保育所への派遣となっている。現在雇用形態が正職員、臨時職員、派遣職員と3つの形態になっているので、将来的には雇用形態を統一する方向で考えていきたい、備品の購入については必要な時期を逸さないよう配備に努めてまいりたいとの答弁がっております。さらに委員から生活保護基準の見直しと生活保護世帯の推移について質疑があり、執行部より現在基準見直し案が示されたところであるが、新年度予算には反映されていない、生活保護世帯数については20年1月末で362世帯458名であり、近年の推移としては微増状態であるとの答弁がっております。

続きまして10款、11款の審査の経過について報告いたします。主なものとして豊水小校舎改築など小学校建設費に3億4,314万6,000円の計上であります。また県民体育祭の本市開催に伴い、実行委員会負担金として1,166万6,000円が計上されているほか、テニスコートなど各種体育施設の修繕費を4,294万円計上されております。この件について委員から自校方式学校給食の現状と将来的な取り組みについて、また管理費等の配分方法などについて質疑があり、執行部より自校方式について

は玉名町小、横島小の2校で実施されており、将来的には横島小については天水か岱明と合併し、実施する方向で考えていきたい。また管理費等の配分はまず消耗品については基礎配分額を決め、児童生徒の人数割で配分、備品については基礎配分を設けてクラス割で配分している状況である、また部活動費等については一律配分であり今後も部活動の意義目的を考え、強いから多く配分するとか弱いから少なくするとかいった措置はとらないとの答弁がっております。そのほか委員から県民体育祭関連で体育施設の修繕及び県体加入数と宿泊場所等について質疑があり、執行部よりテニス場の改修に1,200万円、柔道場の畳が1,000万円、相撲場の改修に350万円が必要となり、そのほかの会場については実行委員会と協議して進めてまいりたい。また参加者等については24種目8,000名の参加を予定しており、宿泊者数は現在4,100名となっている。それに伴い市内での宿泊可能者数は750名程度を見込んでいるとの答弁がっております。そのほか奨学資金の返済状況等について質疑があり、執行部より基金を取り崩さないよう執行しており、給付については年間3名に給付している状況である。貸与方式の奨学資金については、年間30名程度応募があり該当者は20名程度であり、現在70名程度の方に貸与している。返済状況については90%程度は返済していただいている、滞納者対策については、個別に訪問し返済を勧めている。保証人が不在となった場合であるが、仮にそのようなケースが生じた場合には新たな保証人を立てていただくものと考えているといった答弁がっております。また委員から学校管理費における地元土地改良区へ補償費を支出する法的根拠について質疑があり、執行部より協定書を再度精査し、改善できるものは改めるよう協議していききたいとの答弁がっております。また幼稚園就園奨励補助金についても就園の目的を達したかとの論議もなく、慣例で公金を支出するといった体質であるなら改革は進まない。さらなる研究を求めるとの要望がっております。また図書貸出冊数及び文化財受託事業費の印刷製本費などについて質疑があり、執行部より貸出冊数は市内4カ所の図書館合計で37万1,202冊であり、市民1人当たり5.14冊で県下各市では2番目の貸出冊数となっている、また印刷製本費については柳町遺跡発掘調査報告書作成のためであるが、調査期間が4年と長期にわたったため作成単価が高くなっている。配布先は各地域の図書館、県市町村の文化課関係、大学等の研究機関などを予定しているとの答弁がっております。そのほか委員から教職員の疾患等による休職とケア対策について質疑があり、執行部より休職者の正確な数は把握していないがケア対策については校長会などを通じて各学校において十分にコミュニケーションを図りお互いに援助し合っていただくことを確認している。また関連して学校における部活動の実働数と指導者の負担等について質疑があり、執行部より部活動はおおむね週4回程度実施されている状況であるが、あくまでも教育活動の一環であるとの認識によりできるだけ勝利至上主義に偏らず、指導され

る先生方へ負担をかけないよう進めてまいりたいとの答弁がっております。さらに委員から社会教育指導主事資格と少年教育の推進について質疑があり、執行部より現在社会教育課における有資格職員は1名である。少年教育の推進については各支館活動等において積極的に子どもたちを参加させ、地域とのかかわりを持たせるよう指導し、また各種団体とも密に連携し、さらなる推進を図りたいとの答弁がっております。そのほか委員から学校二学期制に関連して授業時間数の確保等について、また教職員関係の叙勲の現状について質疑があり、執行部より授業時間確保について例えば家庭訪問を夏休み中に実施するなど各学校の各種行事等の取り組み方も含め、検討いただいているところであり、できるだけ子どもたちや先生方に負担をかけないよう進めてまいりたい。また叙勲については88歳で高齢者叙勲に該当し、そのほか春と秋の叙勲に該当される方もおられる。今年1、2名を推進しているところであり、19年度は高齢者叙勲該当者はあったが、春と秋の叙勲については該当者なしとなっているとの答弁がっております。そのほか委員から金栗杯ハーフマラソン及びいちごマラソンの実施状況について質疑があり、執行部よりハーフマラソンの出場選手は昨年より100名ほど増加し、それに伴い沿道の応援についてもふえたのではないかと認識している。いちごマラソン参加者は4,443名であり、過去最高の参加者となり盛会の内に大会を終えることができたとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第13号中付託分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第14号平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億1,498万円とするもので総額については前年度比2%の減であるが、後期高齢者医療制度の導入及び特定健診の開始により、新たな款の挿入を含め各款ごとの計上額は変動が大きなものとなっております。まず歳入であります。1款国民健康保険税について19億4,064万8,000円の計上で前年と比べ、4億2,178万3,000円、17.9%の減額、これについては後期高齢者医療制度の導入に伴い75歳以上の方の保険料が計上されなくなったことが主な要因となっております。また資産割の廃止等に伴い保険料の改定が予定されているところでもあります。4款療養給付費等交付金は前年度から10億1,340万3,000円減額の4億7,146万円の計上となっておりますが、新たに5款前期高齢者交付金を追加し14億8,372万1,000円の計上であります。次に歳出については、新たに3款を後期高齢者支援金等として9億2,480万4,000円を計上し、また4款を前期高齢者納付金等として705万3,000円が計上されております。また8款保健事業費については1億2,397万4,000円の計上となっておりますが、これは特定健診事業費により前年度と比べ7,349万8,000円の増額となっております。この件について委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第14号は、全員異議な

く可決すべきものと決しました。

次に議第15号平成20年度玉名市老人保健事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,521万7,000円とするものであり、これは後期高齢者医療制度への完全な移行が行なわれるまでの医療給付費等の清算が必要のため予算計上を行なったもので、前年度予算の1割程度の予算額となっております。この件について委員から後期高齢者医療制度の実施に伴い、今後の老人保健特別会計はどうなるのかとの質疑があり、執行部よりレセプトの支払い関係遅延分の支払いが終われば廃止ということになるとの答弁がっております。また玉名市当初予算案総括表によれば、単純に保険料を合算しても計算が合わないが、新しく出てくるものがあるのかといった質疑があり、執行部より医療費分の支払いについては、後期高齢者広域連合が支払い、後期高齢者特別会計においてはその市町村の運営費などを賄うことになるといった答弁がっております。さらに委員から職員の人員配置についてはどのようになるのかといった質疑があり、執行部より20年度に関しては現在の老人保健の事務と同様に後期高齢者医療も取り扱うため事務量は増えると考えます。さらに徴収事務もあるので事務量的にはふえ、人員削減等のメリットはあと2年くらいはないだろうといった答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第15号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第16号平成20年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,279万7,000円とするものであります。本市の後期高齢者医療に関する事務については広域連合が中心となるが保険料の徴収及び健診等の保健事業については、各市町村で行なうことになっているのでこれらの経費について予算計上を行なうものであります。歳入のうち1款後期高齢者医療保険料については5億3,507万円の計上であり、歳出については2款後期高齢者医療広域連合納付金に7億4,114万5,000円、3款保健事業費に2,692万8,000円の計上であります。この件について委員から保険料徴収方法、保険料の設定、最高額はいくらになるのかとの質疑があり、執行部より年金額18万円以上の方は介護保険料と合わせて年金から差し引くことになり、それ未満の方は普通徴収となる。保険料の設定は医療費が高くなると当然保険料も上がってくる。過去の医療費を合算し国・県などの負担分を差し引きその残り分を保険料で賄うことになる。今回の保険料は2年間分を設定している。保険料の最高額であるが、現在熊本県内の1人当たりの平均保険料は7万7,600円であり、賦課限度額の最高は50万円となっているとの答弁がっております。さらに委員から19年度までは国保・老人・介護の健康に関する額は230億程度、一般会計が260億程度、これから考えると20年度は後期高齢者制度が入ってくるので当然ふえてくるかと思うが、その計算式はどうなるのかといった質疑があり、執

行部より老人保健の場合は今まで一般会計繰入金があった、さらに歳出に関して国・県の収入も入っている関係で90億程度になる、今回後期高齢者医療に移行するので国・県の収入は当然後期高齢者に移る。市においては純然たる市の負担分ということで一旦後期高齢者特別会計に繰り入れし、後期高齢者に支払うことになり、全体からすると80億程度減少するという感じになる、ただ公費負担分は従来どおり5割となっているのでそう変わりはないといった答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第16号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第17号平成20年度玉名市介護保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億3,015万9,000円とするものであります。前年度から3.4%の予算増額となっているのは歳出の2款保険給付費を前年度から1億9,162万8,000円増額し、54億3,070万5,000円を計上したことが主な要因となっております。この件について委員から介護予防一般高齢者施策事業費の委託料と社会福祉協議会の補助金7,639万円との兼ね合いについて質疑があり、執行部より社会福祉協議会の補助金とは別なものであり、公民館等で実施している体力アップ体操などはこちらから支出しているとの答弁がっております。また報酬の欄で委員等報酬、一般職、非常勤職員などとなっているがその意味とそこに積算基礎などを表記することはできないかという質疑があり、執行部より実際に委員がいるというわけではなく、あくまでも委員等報酬という説明の中で一般職非常勤職員の分という書き方となる。また積算基礎などの表記については、関係各課とも検討させていただきたいといった答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第17号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第25号玉名市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります、これは老人保健法の一部改正に伴い条例を制定するものであります。内容につきましては法律、政令及び熊本県後期高齢者医療広域連合の条例で定めているもののほか、市が行なう後期高齢者医療の事務をこの条例で定めるものであります。主に保険料の徴収及び滞納整備、被保険者の加入及び脱退の届出、保険証の交付、給付に関する申請受付事務などを規定するものであります。この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第25号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第35号玉名市母子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは玉名市母子家庭医療費助成にかかる対象者に父子家庭を加えるため、条例の一部を改正するものであります。主な内容は題名を玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例に改め、第2条の定義、第3条の助成の対象者に母子家庭ばかりでなく、父親が現に20歳未満の児童を扶養している家庭を含む改正を行なうものであります。また母子家庭医療費という文言をひとり親家庭等医療費に改めるもの

であります。この件について委員から文言についての確認がっております。審査を終了し、採決の結果、議第35号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第36号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは国民健康保険法の一部改正に伴い条例の整備を図るものであります。内容といたしましては玉名市が医療保険者として特定健康診査及び特定保健指導の責務を明らかにし、そのほか健康の維持増進のために保健事業を整備するものであります。この件について委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第36号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第37号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い条例の整備を図るものであります。内容といたしまして平成17年度税制改正の影響により介護保険料の段階が上がり、急激に負担が高くなる者に対する激変緩和措置として平成18年度及び平成19年度の2カ年の調整期間を設けて段階的に引き上げられてきたところでございますが、この激変緩和措置を平成20年度まで延長するものであります。この件について委員から改正内容の確認がっております。審査を終了し、採決の結果、議第37号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議第44号普通財産の無償譲渡についてであります。内容といたしましてはちどり保育所の民営化に伴い保育所内の建物を社会福祉法人法輪会に4月1日付で無償譲渡するものであります。この件について委員から譲渡する際の建物の修繕整備及び現在の保育所の安全管理さらに譲渡後の修理などについて質疑があり、執行部より譲渡契約を結ぶに当たり施設などに関しては使えるような状況として譲渡するとなっているので、予算の範囲内で対応する、修繕箇所については各保育所園長が視認をし、不具合があればその都度修理をしていただくことに対応している、譲渡後の修理等は所有権移転をすることになるので、園の方でやっていただくことになるといった答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第44号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第45号についてであります。これは議第44号と同じく普通財産の無償譲渡についてであります。内容といたしましては、天水東保育所内の建物を社会福祉法人天水福祉事業会へ無償譲渡するものであります。この件について委員から今後子どもの減少などにより経営が成り立たないといったことも想定されると思うが、その際残った建物については、どちらが管理することになるのか、また無償譲渡にした場合の税の取り扱いについて質疑があり、執行部より譲渡契約の中に付帯事項として万が一園の継続ができない場合には無条件で市に返却いただくことを盛り込むとの考えで、お互いに

進めている、税の取り扱いについては譲渡先が社会福祉法人であるので建物にかかる固定資産税については非課税となるとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第45号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第46号普通財産の無償貸付についてであります。これはちどり保育所における土地を社会福祉法人法輪会へ無償で5年間貸し付けるものであります。この件について5年間の貸し付け理由と建物の譲渡について質疑あり、執行部より相手先法人とも話し合った結果、5年間で経営状況をみるため一応のめどとして5年間に設定している。また建物については社会福祉法人における初期投資を軽減するために譲渡することにしたとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第46号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて議第47号であります。これも議第46号と同じ理由によるものであります。内容といたしましては、天水東保育所における土地を社会福祉法人天水福祉事業会へ5年間無償で貸し付けるものであります。この件について委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第47号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に陳情2件について審査の経過と結果について御報告いたします。まず陳第1号ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療福祉の充実を求める意見書の提出についてであります。この件について委員から今後さらに広範な議論が不可欠であるなどの意見が出され、この陳第1号については、採決の結果、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

最後に、陳第2号後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書の提出についてであります。委員から当委員会で審査した新年度予算や条例を可決した経緯もあるので不採択が妥当ではなかろうかなどの意見が出され、この陳第2号については、採決の結果、賛成なしで不採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時07分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案してあります議題の中で議第13号平成20年度一般会計予算、議第14号平成20年度国民健康保険事業特別会計予算、議第16号平成20年度後期高齢者医療事業特別会計予算、議第24号平成20年度下水道事業会計予算、議第25号後期高齢者医療に関する条例の制定、議第26号企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、議第34号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第39号下水道条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案について反対をします。4月1日から後期高齢者医療制度が実施される予定です。75歳以上のお年寄りは4月から今まで入っていた国民健康保険や組合健康保険などから全員が脱退させられて強制的に後期高齢者医療制度に加入となります。年齢で差別する医療制度は皆保険制度をとっている国の中では日本が初めてであり、世界にこれは例がありません。保険料は今まで扶養家族で保険料の負担がなかった高齢者もすべてが保険料を負担することになります。4月15日に振り込まれる年金からの天引きが始まり、受けとる年金額はふえない上に物価は昨今の原油高騰などにも影響し、高騰する中でお年寄りの暮らしはますます厳しさを余儀なくされます。また月々の年金が少ない高齢者や無年金者の方で保険料が払えないときは、その世帯主に支払いの責任を負わせるものとなっております。保険は強制的に別保険にしておきながら保険料はその支払いは家族一体ということであり、そして1年以上滞納して悪質滞納者としてみなされると保険証を取り上げられ、病院の窓口で10割負担の資格証明書の発行となります。世界で唯一長寿を祝う敬老の日を設けているこの日本でお年寄りにつらい思いをさせる制度であり、私は反対であります。また年金からの天引きをする国民健康保険税、下水道料金、市民の下水道料金の引き上げ、岱明地区におきましてありますが、これらは市民の負担がふえる改正でありますのでこのような関連議案につきましても私は反対をいたします。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 16番議員新生クラブの松本です。私は議第13号平成20

年度玉名市一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。本予算は事務事業の効率化、簡素化を図ることにより財政の健全性を維持しながら玉名市総合計画等に基づき厳しい財政事情の中、将来を見据えた予算として編成がなされたものと思います。便利で快適なまち、人と自然にやさしい環境のまち、人をはぐくむまち、活力と賑わいのある産業のまち、生き生きと暮らせる福祉のまち、みんなで進める協働のまちづくりなど、これらの事業を推進する上で九州新幹線、玉名バイパス、新庁舎などの関連事業を初め、福祉、教育、環境、産業の振興などに十分な配慮がなされた267億1,300万円の当初予算はめり張りのきいた堅実な予算と考えております、また先ほどの各委員長の長時間にわたる微に入り細に入りの詳細な報告のとおり、常任委員会において慎重審査がなされ、必要な予算として委員会で可決すべきものと決せられているところであり、議第13号に賛成するものであります。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 社民党の田島八起です。私は今議会に提案されている議第13号平成20年度一般会計予算、議第16号平成20年度後期高齢者医療事業特別会計、議第25号後期高齢者医療に関する条例、議第32号玉名市職員の勤務時間、休暇に対する条例の一部を改正、議第33号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部改正、議第34号玉名市国民健康保険税条例の一部改正の6議案については反対をすることです。陳第2号後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書については、意見書の提出については、文教厚生委員長の報告は原案の不採択でありますので、私は原案に賛成します。したがって、以上述べました反対なり賛成の理由について意見を申し上げます。

まず平成20年度一般会計予算についてです。ただいま松本議員から賛成の意見がありました。その点につきましては私も異論があるところではありませんけれども、全体的な予算編成についてはこれからの庁舎建設や新幹線駅前周辺整備など大型事業と団塊の世代の退職手当などこれまでにない歳出需要が見込まれる中で、地方財政健全化法の基準値を考慮に入れ、編成をされておる、特に異議はありませんが、ただ1つ保育所予算の計上には同意できません。保育所経費は16億1,144万5,000円で、伸び率は対前年度比で3.7%の伸び、約5,700万円の増加となっております。この増加は明らかに公立2保育園の民営化に伴う経費増としか考えられません。私は昨年9月議会からこの問題を取り上げてきましたが、その中でも現状における保育所の民営化は経費的には高くなる。それは新年度予算に表れると主張してきました。今議会に提案されている保育所予算はまさにそのとおりで、公立保育所の運営費は人件費の削減を含めて2,652万3,000円の減額に対し、私立保育所の運営費は8,611万5,000

円も増加しています。その他の経費増は委託料で1,318万円、延長保育の補助金で約1,181万円、この増加は事業の内容に伴うもので民営化はあまり関係はないと思います。数字は正直であります。私立保育所の運営費の増額に比べ公立保育所の経費の軽減は半分にも達していません。したがってこのような問題を抱える新年度の予算については反対するところです。

次に後期高齢者医療に関する議題として議第16号と25号がありますが、この2つは関連していますので、一緒に意見を申し上げます。後期高齢者医療については介護保険と違って国会や地方でもあまり事前の論議がないままにまさに国会における圧倒的な政府与党議員の絶対多数の中で強引に進められてきました。本市においては一昨年の12月議会に翌年2月に発足する熊本県後期高齢者医療広域連合の結成に向けての条例が提案されましたが、事前には全協で簡単な説明があっただけに過ぎません。この制度はそのような導入の経過にも問題があるとともに制度的にも大きな問題があると思っています。もともと保険というものは既に給付を受けている人か、受けることが近づいている人だけを対象に制度化するというのは制度そのものが成り立たないと思うところです。制度を成り立たせるとするならば保険料負担を上げていくことと給付を抑制しなければ成り立たないと考えられます。そこで後期高齢者医療を見てみると保険料はスタート時は少しこれまでの国保税と比べれば安い設定となっておりますが、2年ごとの制度の見直しで値上げが見込まれ、医療費の抑制については医療機関に支払われる診療報酬が一部定額制も取り入れられる方向であり、このために必要な治療を何回行なっても報酬は同じとなり、医療費の抑制とともに医療内容の低下につながると危惧されます。また多くの問題を持つこの制度に対しては、現在開会中の国会においても社民党、民主党、共産党、国民新党の4野党が衆議院に対して後期高齢者医療の廃止法を共同提案しています。したがって以上の理由により、私は提案されている2議案に反対するとともに陳第2号後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書の提出については原案に賛成をいたします。

次に玉名市国民健康保険税条例の一部改正についてです。国保税については平成21年度の税率がどうなるか、いささか懸念するところもありますが、このことは置くとして提案されている条例改正では65歳以上の加入者に対して新年度より保険税を年金より天引きすることになっていきます。税金や保険料というのは納税者自身が納得して納めるのが本来のあり方であり、近年の徴収のあり方は税率アップを優先した年金天引きが拡大しており、住民税の年金天引きの話もうわさされておるようであります。このような納税者の理解や納得を無視するような徴税のあり方は民主的な政治に逆行する政策であります。このようにそういう意味で私は反対するところです。

次は市職員の勤務時間及び旅費に関する条例改正についてです。まず市職員の休息

時間の廃止についてですが、これは職員の勤務時間である午前8時30分から午後5時15分の間に30分の休息時間がとれていたものをなくすというのですが、この改正は人事院の規則改正に伴う本市の措置と思います。人事院の規則改正に当たっては、公務員連絡会とも十分協議が進められ、改正の内容に反映されているようですが本市の場合休息時間の30分だけの改正で、その他の点が抜けているように思いますし、組合との協議もせっかく3回協議されておりますが、合意に至る前に条例改正の提案になっております。また一般職員の旅費に関する条例改正では条例の中にこれまでは自家用車での出張の規定がなかったものを一定の条件のもとに認め、公用車での日帰り出張における日当を廃止するというものですが、公用車で出張した場合の旅費支給をしないのは当然ですが、日当の一律カットはどうかと思うところでもあります。しかもこの件に関しては組合との協議は1つもなされていないということです。この点に関しての私の一般質問に対する答弁では、組合には話したとの答弁でしたが、組合の話によると職員の事務担当者を集めての話があり、その中には組合役員も含まれていたが、それは事務連絡の話であり、組合に対する正式には何の提案もあっていないとのこと。私はこれまでも職員の労働条件の変更にかかわる問題については議会に提案する前に組合と協議するようたびたび取り上げてきたところですが、ほとんど理解されていないようでありませう。また新年度からは昼休み窓口業務も拡大をされるという動きがあるようですが、組合を無視した労働条件の変更にならないように願うものです。以上の理由により反対をするところであります。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 北本節代です。私は議第13号平成20年度一般会計予算、議第16号平成20年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算、議第25号玉名市後期高齢者医療に関する条例の制定について、この議案3件は委員長の報告に対しまして反対をいたします。

また陳第2号後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書の提出については、委員長の報告では不採択ということですので、直ちに採択されるように討論いたします。この後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者や65歳以上74歳未満のしょうがい者の方たちに対して医療費の削減または財源を皆で分かち合う目的ですが、直接に生活を脅かし生きていることさえ、希望を見出せずに行く制度だと思っております。加齢やしょうがいによる痛みに対しても医療にかかわることができなくなる制度だと感じます。1点目は年間18万円以上の年金受給者は年金より天引きされるということは生活費や直接の生活費が脅かされます。またそれぞれの保険料の削減措置や軽減措置が

してありますが、これも一時的なものであること、また一部負担も当面凍結となっておりますが、2割から3割負担にふえるということが報告されております。その他さまざま不安が生じている制度です。皆年金、皆保険は日本の持っているよさでもありますが、それからかけ離れていく制度であると考えます。弱い立場の人が安心して暮らせることが人々の願いであり市民の願いであります。よって、委員長の意見に対して反対をいたします。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第13号 平成20年度玉名市一般会計予算

議第14号 平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第16号 平成20年度玉名市後期高齢者医療事業特別会計予算

議第24号 平成20年度玉名市下水道事業会計予算

以上、予算議案4件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第1号 専決処分事項の承認について 専決第1号

平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）

議第2号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

議第3号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第4号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）

議第5号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第6号 平成19年度玉名市大衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

議第7号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議第8号 平成19年度玉名市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議第9号 平成19年度玉名市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）

議第10号 平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第11号 平成19年度玉名市水道事業会計補正予算（第5号）

議第12号 平成19年度玉名市下水道事業会計補正予算（第4号）

議第15号 平成20年度玉名市老人保健事業特別会計予算

議第17号 平成20年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第18号 平成20年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算

議第19号 平成20年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算

議第20号 平成20年度玉名市簡易水道事業特別会計予算

議第21号 平成20年度玉名市宅地開発事業特別会計予算

議第 2 2 号 平成 2 0 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第 2 3 号 平成 2 0 年度玉名市水道事業会計予算

以上、予算議案 2 0 件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第 1 3 号 平成 2 0 年度玉名市一般会計予算については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第 1 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第 1 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 1 4 号 平成 2 0 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第 1 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第 1 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 1 6 号 平成 2 0 年度玉名市後期高齢者医療事業特別会計予算については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第 1 6 号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第 1 6 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 2 4 号 平成 2 0 年度玉名市下水道事業会計予算については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第 2 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第 2 4 号については、原案

のとおり決定いたしました。

議第25号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の制定について

議第26号 玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

議第32号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第33号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第39号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案6件については、異議がありますのであとに譲り採決いたします。

議第27号 玉名市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

議第28号 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議第29号 玉名市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 玉名市地域情報プラザ条例を廃止する条例の制定について

議第31号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議第35号 玉名市母子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第36号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第37号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議第38号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第40号 玉名市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第41号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議第42号 玉名市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案12件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定をいたしました。

議第25号 玉名市後期高齢者医療に関する条例の制定については、異議がありませんので起立により採決いたします。

議第25号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第25号については、原案のとおり決定いたしました。

議第26号 玉名市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第26号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第26号については、原案のとおり決定いたしました。

議第32号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第32号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第32号については、原案のとおり決定いたしました。

議第33号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第33号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第33号については、原案のとおり決定いたしました。

議第34号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第34号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第34号については、原案のとおり決定いたしました。

議第39号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、異議があ

りますので起立により採決いたします。

議第39号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第39号については、原案のとおり決定いたしました。

議第43号 市道路線の廃止及び認定について

議第44号 普通財産の無償譲渡について

議第45号 普通財産の無償譲渡について

議第46号 普通財産の無償貸付けについて

議第47号 普通財産の無償貸付けについて

議第48号 区域外の公の施設の設置について

以上、議案6件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に陳情について、陳第1号ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出についての委員長の報告は、継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、陳第1号については、継続審査とすることに決定いたしました。

陳第2号後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書の提出についての委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第2号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立少数であります。よって、陳第2号については、不採択と決定いたしました。

次に、継続審査となっております陳情について、平成19年度陳第5号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、平成19年陳第5号については、継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、討論の後採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本泉君。

[新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇]

○新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） 御指名をいただきましたので、ただいまより報告をいたします。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。昨年の暮れ12月に特別委員会委員の改選が行なわれた後、初めての審査でありました。本特別委員会の審査の命題は新幹線鹿児島ルートの早期完成、早期開業促進を図るための審査であります。合併後2カ年の審査を経てまいりましたが、今後もさまざまな課題について鋭意検討審査をしながら課せられた職務を全うしたいと思います。

去る2月27日に委員会を開催いたしましたので、審査しました項目及び質疑答弁の中で、特筆すべき事項のみを御報告を申し上げます。まず平成19年度事業経過と平成20年度事業計画及び駅名候補について執行部より説明があり、質疑応答がなされました。その具体的項目としては、鉄道関係、駅前周辺整備関係、アクセス道路としての県道整備の進捗状況、濁水被害関係、駅名候補関係に整理して御報告を申し上げます。まず①鉄道関係。土木工事が主体であります。玉名トンネル・大坊トンネルは既に貫通しております。高架については梅林地区は先行してほぼ完成しており、現在は大坊地区から菊池川までの高架橋工事が進行中であり、今年6月ごろには土木工事完了の予定であります。またレールの工事については、昨年10月から着手しております。新駅舎建設に関しては近々駅舎工事入札がなされ、今年4月には工事開始の運びとなることとあります。②駅前周辺整備関係。まず用地交渉については地権者59人のうち58人は契約をできたが、残り1人については合意に至っていないとの由。交渉の経緯については従前は固辞されている特別な理由はなく、代替地等の条件も出されていない状況でありましたが、その後同じ地名の場所であれば代替地でも構わないとの回答をいただき、若干前進したものの当該地は2期事業の交流施設用地の部分となるため、別の地域にしてもらうように交渉をしたいということとあります。しかしながら平成22年度の工事完成まで時間も限られており、万が一合意に至らなかった場合も想定し、最終的

な決着を図るためには法的な手続も検討する必要があると考えられるが、今後も誠意を持って粘り強く交渉は続けたいとの表明がありました。次に平成19年度の埋蔵文化財調査については教育委員会文化課にお願いしまして、水路部分、交通広場の調整池の部分、車道部分2カ所の合計4地点において実施し、3月中旬には現場における調査を完了するとのことであります。平成20年度については引き続き遺物の整理や報告書の作成を進めるとの由であります。また工事について平成20年度の予定としては水路や道路の工事を続けるとともに文化財調査が終わったところでは、盛土などの造成工事や調整池の工事さらに下水道管工事と鉄道運輸機構に委託する観光交流センター基礎工事も随時取りかかる予定との説明がっております。

③アクセス道路としての県道整備の進捗状況。県道玉名立花線は玉名バイパスと玉杵名大橋の間を平成22年度完成に向け事業中とのこと。また新駅前から県道玉名八女線に至る新規道路は今後測量設計の上、用地買収に取りかかり平成22年度の完成を目標に県が事業を進めているとのことあります。

④渇水被害関係。玉名トンネル掘削工事に伴い小岱山稜線の東側の6地区に渇水被害が発生したもので、現在応急対策から恒久対策への協議がなされており、飲料水、果樹園用、農業用水等それぞれ個別に鉄道運輸機構、地元、市とが協議を進めているところであります。また玉名市九州新幹線渇水被害対策連絡協議会の経過や今後の開催予定についての説明もありました。

⑤駅名候補関係。昨年12月から新駅候補名をインターネット、広報誌掲載、パンフレット配布等により1カ月間募集した結果、応募総数は582件あり、そのうち有効応募数が564点、名称は278種類の応募をいただきました。選定委員会を3回開催し、選定を行ない最終的に駅名候補を6点に絞り、その旨JR九州に提言したいとのことあります。ちなみに6点の候補名は新聞紙上等でも報道され、御存じのこととは思いますが、まず漢字の「新玉名駅」それから「肥後玉名駅」「西南之駅」「湯郷菊池川駅」それから「玉名温泉駅」それから平仮名の「新たまな駅」であります。最後に質疑でございますが、以上の報告説明が執行部よりなされ、それに対し委員から駐車場、観光交流センター、新駅に停車する車両の種類、駅前の広場やトイレの利用、渇水被害の詳細について等の質疑がありました。執行部より駐車場は有料にて約300台を確保予定で、その収入にて維持管理をするということとしているとの答弁に対し、さらに委員からの費用対効果や定住化構想、企業誘致の観点から再度検討したらどうかとの意見があり、執行部より駐車場の料金や運営について検討するという旨の答弁がありました。また観光交流センター建設位置についての質問に対し、執行部より建設予定地は駅舎の出入りに対し、雨にぬれないように利用者の利便性を考慮し、駅舎と隣り合わせのプラットホームの下に設置する計画との説明がしております。次に新駅に停車する車両の種類についての質疑が委員からなされましたが、執行部より新幹線鹿児島ルートは起伏のある地形で、高低差があり最新の700系ののぞ

みより性能のよい車両が投入されると。またのぞみ・ひかり等のダイヤ確定はあくまでJR九州がJR西日本との協議をして決定するとの答弁がっております。駅前の広場やトイレの利用についての質疑応答では、公園やトイレは新幹線利用者だけではなく、誰でも利用できるようにしており広く市民の皆様に活用していただきたい旨の答弁がありました。最後に渇水対策についての質疑であります。委員から飲料水の渇水被害を受けている地域の総世帯数及び被害世帯数や飲料水被害の解消のために上水道敷設を計画したらどうかとの質疑がありました。これに対し、執行部より現在は共同井戸ポーリングから飲料水を各世帯に供給しており、被害は石貫3区、福山区、石尾区、川床区、西原区に及びそれぞれの世帯数の報告もありました。飲料水や果樹園用水の対応とともに農業用水についても被害面積の調査、概略設計、詳細設計など地元、鉄道運輸機構、市が相互に連携協力し、恒久対策としての確固たる補償を締約するために鋭意努力する旨の答弁がありました。そのほか委員から将来の観光ルートの勉強会等の質疑、駅名候補の選定基準などの質疑もありましたが、詳細については割愛をいたします。

以上をもちまして新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。なお、今後の委員会の開催等についてはそれぞれ進捗状況をみながら慎重審査を期するため、引き続き調査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定をいたしました。

以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告といたします。終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 吉田喜徳君。

〔玉名バイパス建設促進特別委員長 吉田喜徳君 登壇〕

○玉名バイパス建設促進特別委員長（吉田喜徳君） 先の議会の改選により委員長を拝命した吉田喜徳と申します。初の特別委員会の審査でありました、玉名バイパス建設促進特別委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

2月20日に委員会を招集し、建設中であり玉名バイパスの岱明ルート4.2キロ区間につきまして、執行部から平成19年8月21日から平成20年2月14日までの進捗状況の報告がありました。まず用地買収につきましては、146件、面積約8万500平方メートル、金額にしますと約20億3,700万円の契約が済みであり、補償件数は家屋移転39戸のうち20戸が契約済みでございまして、うち代替を求められた方が11件、残り9件につきましては自己所有の土地に家を建てられているそうです。それから今年度の事業費ベースを契約完了済み率にいたしますと玉名市代行買収分100%、国直轄買収分11%でございまして。また岱明ルート全体で見ますと事業費ベースは国・市合わせて59%、面積ベース62%が完了しております。この国直轄買収分につきましては、1日も早く契約が完了するよう現在は玉名市が買収を手伝っている状況にあるわけでありまして。用地買収について、委員から買収単価の決定根拠や地権者への交渉には全部当たっているのかという質疑があり、これについては国交省による価格が決定したところから交渉に取りかかっているとの回答でありました。次に埋蔵文化財発掘調査についての報告があり、山田地区十六橋の上下流部約500メートル区間の試掘を行ない、発掘調査が必要な区間が90メートル程度、面積にして約2,000平方メートル、それから築地地区四十九池の下流部約100メートル区間の試掘のうち25メートル程度、面積にして約600平方メートル。いずれも弥生中期から古代の遺物及び遺構が出ており、平成20年度から発掘調査に入る予定とのことでもあります。また築地地区の一部と岱明町地区の一部約500メートル区間を試掘するようになっており、県と連携して用地買収と文化財調査を並行して行なっているとのことでもあります。この埋蔵文化財調査につきましては、委員から全線調査しなければならないのかと質問がありまして、文化庁からの指示で全線試掘することになるが、その中で発掘調査になるのは20%から25%ぐらいではないかとの回答でありました。そのほかには委

員から国道208号との取り付け部分の路線の表示、寺田河崎間の開通に伴う国道208号の信号の調整や新規取り付けなどの要望がありました。国交省も全面的、積極的に取り組んでいただき、着々と進んでいるとの報告を受け、今後も玉名バイパスの早期完成、早期開通を図るため、引き続き審査するよう全会一致をもって閉会中の継続審査とし、委員会を閉会いたしました。

以上をもって、御報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で玉名バイパス建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部及び企画政策部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民環境部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休憩

午後 3時35分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

議第49号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議第50号市道路線の廃止及び認定について、意見書案第1号道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第7 追加議案上程（議第49号から議第50号）

○議長（小屋野幸隆君） 議第49号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議第50号市道路線の廃止及び認定について、以上議案2件を議題といたします。お手元に配布しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

〔総務部長 元田充洋君 登壇〕

○総務部長（元田充洋君） 議第49号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。歳入歳出予算の補正につきましては、総額の補正はございませんが、歳出予算につきまして3款維持管理費の委託費99万円を減額し、4款公債費の利子99万円を増額するものでございます。第2表の繰越明許費の補正につきましては、大開地区農業集落排水資源循環事業において年度内での竣工が難しくなり、繰越限度額を1億2,660万円から1億4,101万2,000円に変更するものでございます。

次に議第50号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして議会の議決を経る必要があるためでございます。今回廃止いたします路線及び認定する路線は3路線でございます。温泉下立願寺線、高津原橋立願寺線及び立願寺横町線でございます。これは都市計画道路の完成に伴い廃止し、新たに市道認定を行なうものでございます。

詳細につきましては、所管の委員会におきまして御説明申し上げますので、御審議

をいただき、原案どおり御承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第9 議案の委員会付託

○議長（小屋野幸隆君） 次に議案を付託いたします。

議第49号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議第50号 市道路線の廃止及び認定について

は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

議案付託表

建設委員会

議第49号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議第50号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（小屋野幸隆君） 付託を決しましたので、建設委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 4時19分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 建設委員会に付託してあります議案2件を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、討論の後採決いたします。

委員長の報告を求めます。

建設委員長 田畑久吉君。

[建設委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設委員長（田畑久吉君） 今回、日程追加によりまして、建設委員会に付託されました議案2件の審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず初めに議第49号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。まず3款維持管理費の委託費99万円を減額し、4款公

債費の利子を99万円増額。次に第2表線越明許費の補正であります。大開地区農業集落排水資源循環事業において、年度内での竣工が難しくなり繰り越しをするものであります。委員から今回の歳出の内容も線越明許もあまりにも単純過ぎて本年度予算の審議が過ぎたあとでこういう状態では困る、今後こういうことがないようにくれぐれも注意して議案を上程するようにとの指摘がっております。また執行部からも今後こういうことがないように十分注意していきたい旨の回答がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第49号につきましては、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第50号市道路線の廃止及び認定についてであります。これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により議会の議決を経るものであります。今回廃止及び認定する路線は3路線で温泉下立願寺線、高津原橋立願寺線及び立願寺横町線であります。これは都市計画道路の完成に伴い廃止し、新たに市道認定を行なうものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第50号については、全員異議なく可決するものと決しました。

以上で、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で建設委員長の報告は終わりました。

日程第11 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいままでの委員長の報告について質疑はありますか。

はい、堀本議員。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） ただいま懇切な委員長報告いただきましたが、2項目めにありました線越明許の件でございますが、今後はこういうことがないようにしますというような執行部の答弁があったということでございますが、過年、特に最近線越明許のあれで繰り越していく事案が多過ぎてですね、私も建設委員会に3期か在籍しましたが何回も指摘をしたことがございます。そして今もおっしゃいましたように本会議の終わり方になってからですね、こういうことですよというあまりにも言い過ぎはせんかと思えますがですね、今後はこういうことのないとおっしゃられる原因はなんだったのかですね、その辺の説明をしていただきたいと思えます。

○議長（小屋野幸隆君） 田畑委員長。

[建設委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設委員長（田畑久吉君） あの堀本議員の方からの質疑ありましたそういった観点からの質疑はございませんでした。以上、報告のとおりです。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第49号 平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議第50号 市道路線の廃止及び認定について

以上、議案2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案どおり決定いたしました。

日程第12 意見書案上程（意見書案第1号）

○議長（小屋野幸隆君） これより意見書案の審議に入ります。意見書案第1号道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。お手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案については、議事の都合により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第13 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） 意見書案第1号道路整備財源の確保に関する意見書の提出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番議員 前田正治君。

〔6番 前田正治君 登壇〕

○6番（前田正治君） 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について私は反対をします。その理由を今から述べます。この意見書は道路特定財源を一般財源化するこ

となく、またガソリン税などの暫定税率を今後10年間延長しようというものであります。道路特定財源は、もともと一般税源だったガソリンに課税される揮発油税を1953年臨時措置法によって特定財源としたことから始まっております。その後1974年期間限定の暫定的な措置としてガソリン税などには本来の税率に上乗せした税率が適用されました。そして今日まで30年以上も暫定税率の延長を繰り返しております。国会論戦の中で明らかになったことは暫定税率を08年度から10年間延長して、「道路の中期計画」総額59兆円、年間およそ6兆円を10年間にわたり道路だけに使い切るという計画であります。その中にはもちろん通学路の歩道整備や踏切の安全対策など国民の暮らしと安全に欠かせない施策も盛り込まれておりますが、大きくは「国際競争力の確保」を掲げ、基幹ネットワークの整備として高速道路や物流関係の大型道路建設の促進にあります。東京湾口道路など6つの横断道路建設計画などの異常さが国会審議で浮き彫りになったところです。ガソリンの暫定税率は3月末で期限切れであります。世論調査の結果は暫定税率廃止が今や多数であります。また道路特定財源は一般財源化して、道路にも福祉にも教育にもあるいは環境にも使えるようにすべきだという声が国民の多数に広がっております。今日原油の高騰でガソリンなどの石油製品の値上がりで、国民の暮らしが大変であります。当議会の一般質問でも議論になったところでもあります。そういう中でさらに暫定税率を10年間延長するというに私は反対であります。また道路特定財源も一般財源化して、それぞれの自治体が道路にも福祉にも教育にも自由に使えるようにすべきだと思います。暫定税率を廃止すれば、地方自治体の財源が足りなくなるという人もおります。そういう議論もあります。地方自治体が財政難で苦勞する最大の原因、それは三位一体改革のもとで地方交付税を減らしたことにあるということもこの際述べまして反対討論といたします。

○議長（小屋野幸隆君） 11番議員 青木壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 公明党の青木壽でございます。道路整備財源の確保に関する意見書に関して賛成の討論をいたします。

むだな道路をつくっているとの批判はあります。しかし1998年度には約15兆円の国、地方合わせての道路予算が2006年度には約半分の8兆円まで減っております。徹底して取り組んだむだゼロの行政改革の結果であります。さらに入札制度改革によりこの10年間で20%のコスト削減も実現しました。そして2006年の暮に道路特定財源に関し、1. 暫定税率の維持、2. 道路整備分を上回る税収は一般財源化を主な内容とする政府・与党の合意がなされました。この合意を受けて作成された今後の10年間の道路予算総額が59兆円が計上されました。真に必要な道路のための財源とし

て暫定税率も維持すべきと思います。道路は救急医療や災害時には「命の道」となります。交通渋滞の解消や循環道路の整備、歩道の段差解消などバリアフリー対策など課題は山積しています。先に述べた中期計画では、安全・安心の観点を中心に今後次のようなことが検討されております。第1に橋梁対策です、橋です。2007年アメリカで起きた高速道路の橋の崩落事故を教訓に、この10年間に緊急輸送道路にかかる橋や老朽化で災害時に崩落の恐れのある橋など約1万カ所の橋を集中的に耐震対策を講じます。第2に防災対策です。災害による道路の通行どめは全国で年間7,800カ所に上り通行どめ時間も述べ200万時間にも達しております。災害時に通行どめの恐れがある幹線道路約1万7,000区間を集中的に整備する計画であります。第3は通学路の安全対策です。40人以上の児童・生徒が利用していながら歩道やガードレールのない危険な通学路が全国で4万4,000キロメートルあります。これも10年間で集中的に整備をします。このほかにも歩道の段差解消などのバリアフリー化、電柱の地中化、高速道路料金の引き下げなど道路特定財源によって実施することは大変重要でございます。一方野党の主張は暫定税率を廃止して、ガソリンを25円引き下げるとしております。25円下がったらいいなあと思うのは庶民感覚としても当然です。ただしガソリンは下がっても他の石油製品に関する物価には対応できません。仮に期限切れで暫定税率が廃止されるようになれば、先に紹介したような安全・安心が脅かされ、さらに福祉、教育など市民生活に大きな影響を混乱を招きます。そのような事態に陥らないために道路整備財源の確保に関する意見書の提出に賛成をいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 24番議員 田島八起君。

[24番議員 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 社民党の田島です。私は提案されている道路財源の確保に関する意見書に反対の意見を申し上げます。意見書の主な内容は、今国会で大きな争点となっている道路特定財源の確保と暫定税率を維持し、道路整備の財源の充実を図るという趣旨であると思います。私は本市の状況の中から意見を申し上げたいと思いますけれども、本市の新年度の一般会計予算における道路特定財源の歳入を見てみますと、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金の3つを合わせて4億2,290万円、土木国庫補助金として地方道路整備臨時交付金が2億2,600万円、このうちの1億円程度が暫定税率の金額ではないかと思います。しかし先ほど委員長の報告によりますと自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金の3つの中の暫定税率分が約1億5,000万円という報告がありまして、2億6,000万円ぐらいの暫定税率による本市の特定財源の暫定税率の歳入かと思うところです。暫定税率のこのような歳入と事業の補助金を合わせて特定財源は9億1,600万円程度というのが私の一般質問における答弁だったというふうに思います。補助金のうちにどれだけの暫定税率

の財源が含まれているかははっきりわかりませんが、今の道路特定財源のむだ遣いの現状を国会審議やマスコミの報道で見ると、これを改善するだけで相当の財源が生まれてくると思いますし、この道路財源を特定財源を一般財源化することについては本市における特定財源が一般財源化されて入ってくることを考えると、そう変わらないというふうに思います。ただ暫定税率の分が減収ということも考えられます。私もこの道路財源を考えるときに他党の政策も見てみたところですが、民主党の提案が一番現実味があるかなというふうに理解をしたところです。その内容を見てみますと暫定税率をなくすことによって財源が減るわけですが、そのかわりに今揮発油税として4分の1交付しておるのを2分の1にふやす、それから国道の受益者負担金として3分の1地元負担というのがあるようですが、その財源を負担をなくするというところで地方の道路財源を維持できると、そういう考えがあるようです。その中でそうした場合に国の予算がどうなるかには、ちょっとそこまで私もとらえることはできませんでしたが、そういう形で地方の道路財源を確保するという方向が示されており、そういうこと、それから国道208号バイパスについて心配されるという意見もあったようですが私はこの208号バイパスについては、国土交通省も大変道路財源が厳しくなるから集中的な道路整備をするということで着々プロジェクトにもってですね、これは国交省の一般財源の中で確保されておる予算だというふうに私自身は受けとめております。したがって4年後の完成を目指すバイパスについてはあまり影響はないというふうに思っております。そういうことからですね、今一番国会でも問題になっておりますし、むだ遣いの大きな問題ももう連日のようにマスコミ含めて取り上げられております、このような道路特定財源を維持して今後の道路整備に当たるということについては反対をするところです。以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 23番議員 吉田喜徳君。

[23番議員 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 私の賛成討論でありますけれども、申し上げる前に公明党の青木議員が大所高所見地の格調高いところから賛成討論申されたこと、満風の歓迎を申し上げる次第でございます。道路整備財源の確保に関する意見書に対する賛成討論を申し上げます。私は身近な視点から申し上げたいと思います。まず初めに戦後の荒廃した国土の中から国民のたゆまぬ努力と勤勉性により、今日の世界に類のない復興と繁栄がもたらされたのであります。そしてその原動力となったのが国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラ整備、とりわけ交通・道路網の整備であると国民の認めるところではないでしょうか。それは永年にわたり道路特定財源暫定税率がそれを推進してきたとも言えると信じます。さて今国会の与野党最大の攻防戦となっている道路整備財源を確保できるか否かの法案であります。法人の行儀の悪い点を廃止したり、その

ひずみを是正したり税率等を見直したりすることは必要だと思いますが、市長も申されたようにそのことといわゆるこのことを盾にとって本質論を見失って議論することは極めて危険なことではないでしょうか。特例法改正案は揮発油税と石油ガス税の税収を08年度以降も引き続き道路整備に充てることを規定。毎年度の税収が道路整備費を上回る場合は余剰分を一般財源化にできることを新たに盛り込んでいます。揮発油税の4分の1を地方自治体に配分する地方道路整備臨時交付金の継続や高速道路料金引き下げのために旧道路公団が抱える債務の一部を国が承継することを盛り込んでいます。新年度、仮にこの財源が確保できない場合は47都道府県そして1,800市町村の20年度の予算はどうなるのでしょうか。論を待ちません。全国自治体に混乱が生じパニック状態になることは必定であります。本市にとってもこれが修正されたとしても基本的に成立承継されなければ、先に私が一般質問でも申し上げましたが、19年度の実績でいう本市の道路目的財源21億4,400万円、暫定税率による影響額8億から4億円へと半減し、6億2,000万円の新規起債並びに返済、道路維持管理費、新たに道路関係の起債と一体どうなることでしょうか。あるいは国道208号線にしてもやはり先は心配であります。501号線や玉名立花線初め新幹線周辺インフラ整備はもちろん市民生活に密着した市の道路整備事業、福祉、教育などの分野にあるいは新市計画に策定されている定住化構想などなど各分野に甚大なマイナス影響を及ぼすことは明白ではないでしょうか。一般財源化、今日の時点で野党が言うその一般財源化は、その財源の不透明、先が見えない財源に不安と疑問を抱かざるを得ないのであります。皆さん、そう思いませんか。私たちの未来の夢を託す市町村のためにもより協調し、今日までこの法の恩恵をも再認識して私の賛成討論を終わります。以上であります。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りいたします。意見書案第1号道路整備財源の確保に関する意見書の提出については、異議がありますので起立により採決いたします。意見書案第1号について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 3月議会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げさせていただきます。3月3日に開会いたしました3月議会も議員各位の御協力によりまして今無事閉会を見ることとなります。19年度予算の補正の審議もお願いをしたところでございますが、何よりも一般会計267億1,300万円、11特別会計220億2,200万円、条例等が25件であります。議決をいただきありがたく思っております。この20年度の市政運営を図っていく上で、きょう議決いただきましたこれらのことが規範になることは当然であります。委員長報告等々でも各委員会においても極めて真剣な審査を続けていただいたようでありますが、議員各位の思いを市民の思いと受けとめて20年度の市政運営に当たらせていただきます。新幹線の委員長報告の中にもございましたが、新駅名でございますけれども、先般3月13日にJR九州の石原社長にお目にかかりました。駅名候補6点の提言をいたしました。JR九州におきましては本市が行ないました駅名公募や駅名候補選定委員会の経緯を踏まえながら、もともと新しくできる駅は一緒にどうも駅名発表するようでございますので、真摯に御検討いただくものと信じております。昨日知事選挙が行なわれました。蒲島新知事が県民の多数の支持の中に発足することになりました。蒲島新知事に対してお祝いを申し上げるとともに厳しい地方運営の時代ですから、しっかり取り組んでほしいと願うところです。議員各位にもそれぞれの立場で御奮闘いただいた、御活躍いただいたことを承知いたしております。御苦労さまでございました。先ほどある新聞が新知事の誕生についてコメントをくださいといてまいりましたので、2点申し上げておきました。1つは要望として、それぞれが地方自治体運営厳しい折であるからこそ市町村との信頼関係をしっかり保ちながら県政運営に当たってほしいということが1つであり、今日まで蒲島さんがその生き様の中で積み上げてこられた人脈といいますか、知名度といいますか、それを駆使して東国原さんとはまた違った視点での発信力を生かして大いに熊本の魅力を日本中にあるいは広く世界に向かって発信していただくことを期待をしますとそういうコメントを申し上げておきました。今、国の動きについてもいろいろ御議論があったところですが、非常に大変な時期であるからこそ政治を担う者、全体的な党利党略や政党政略でなくて、本当に国民のためにいかにあるべきかという真剣な審議が行なわれて、国全体があるいは私ども地方におる者が安心して生活のできる、また首長の立場からすれば受けとめて真剣に頑張ることができる、そういう議論や決定がなされることを心から願っておるところであります。先ほど申し上げましたようにこの3月議会においていただきました真剣な御議論、決定を真摯に受けとめて20年度の市政運営に当たらせていただきたいと思っております。議員各位の御理解と御協力に対して改めて感謝を申し上げますとともにこの20年度極めて厳しくまた大事な20年度だと承知しておりますので、格別の御支援をいただきますようお願いを申し上げて3月議会の終了に当たっての感謝のごあいさつに

させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） これにて本会議を閉じ、平成20年第1回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 小屋野 幸 隆

玉名市議会議員 田 畑 久 吉

玉名市議会議員 堀 本 泉

玉名市議会会議録
平成20年第1回定例会

発行人 玉名市議会議長 小屋野幸隆

編集人 玉名市議会事務局長 梶山孝二

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155